

# 外国人集住都市会議

東京 2012

報告書

多文化共生社会をめざして

すべての人があつたがりともに築く地域の未来へ



とき 11月12日(月)

ところ 砂防会館 (東京都千代田区)

主催／外国人集住都市会議

後援／長野県、多文化共生推進協議会



---

## 目 次

---

外国人集住都市会議 プログラム .....	2
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール .....	3
外国人集住都市会議 アドバイザープロフィール .....	6
開会行事（座長あいさつ、来賓紹介他） .....	9
第Ⅰ部 ブロック提言及び首長報告 .....	14
③三重・滋賀・岡山ブロック 「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～	14
⑤長野・岐阜・愛知ブロック 「外国人の子どもの教育について」～未来を切り拓く学びの保障～	21
⑦群馬・静岡ブロック 「多文化共生社会における防災のあり方」～災害弱者をつくらないために～	31
新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言について .....	36
第Ⅱ部 府省庁からの報告 .....	38
第Ⅲ部 政府関係者等との討論 .....	55
テーマ 「多文化共生政策のあり方」～「外国人との共生社会」実現検討会議中間的整理をうけて～ 「いいだ宣言」発表 .....	78
閉会行事 .....	80

### 資 料 編

◦外国人集住都市会議東京2012資料（当日配付資料） .....	85
外国人集住都市会議 各ブロックの報告・提言	
三重・滋賀・岡山ブロック .....	87
長野・岐阜・愛知ブロック .....	105
群馬・静岡ブロック .....	121
新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言書 .....	134
「外国人との共生社会」実現検討会議 中間的整理 .....	139
いいだ宣言 ～すべての人がつながり ともに築く地域の未来～ .....	164
◦省庁関係資料 .....	166
・内閣府 .....	166
・外務省 .....	175
・文部科学省 .....	192
・総務省 .....	169
・厚生労働省 .....	192
・文化庁 .....	199
・第Ⅲ部登壇者プロフィール .....	207
・日本経済団体連合会 .....	209
・N H K .....	210
◦外国人集住都市会議の概要 .....	217
◦外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ .....	218
◦各都市データ調 .....	219
◦パネル展出展都市・団体一覧 .....	227

# 外国人集住都市会議プログラム

時 間	内 容
12:00	開場・受付開始
12:45	開会・座長あいさつ（飯田市長） 来賓紹介 総合司会：池上重弘氏 (静岡文化芸術大学教授)
13:00	<b>第Ⅰ部 ブロック提言及び首長報告</b> ◎三重・滋賀・岡山ブロック（津市長） テーマ：「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」 ～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～ 首長報告：亀山市長、鈴鹿市長、総社市長、長浜市長 ◎長野・岐阜・愛知ブロック（大垣市長） テーマ：「外国人の子どもの教育について」 ～未来を切り拓く学びの保障～ 首長報告：美濃加茂市長、上田市長、豊田市長、小牧市長 ◎群馬・静岡ブロック（大泉町長） テーマ：「多文化共生社会における防災のあり方」 ～災害弱者をつくらないために～ 首長報告：太田市長、掛川市長、菊川市長 ◎新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言について（飯田市長）
14:35	<b>第Ⅱ部 府省庁からの報告</b> コーディネーター：井口泰氏 (関西学院大学教授) 登壇府省庁：内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、 厚生労働省、文化庁
15:20	休 憇
15:30	<b>第Ⅲ部 政府関係者等との討論</b> コーディネーター：山脇啓造氏 (明治大学教授) テーマ「多文化共生政策のあり方」 ～「外国人との共生社会」実現検討会議中間的整理をうけて～ 登壇者：中川正春氏（前内閣府特命担当大臣） 井上 洋氏（日本経済団体連合会 社会広報本部長） 出石 直氏（日本放送協会 解説主幹） 浜松市長 飯田市長
17:00	「いいだ宣言」発表（飯田市長） 閉会あいさつ
17:15	閉 会

## 同時開催

12:00  
～  
17:15 多文化共生をめざして活動する国際交流団体等パネル展

### 外国人集住都市会議会員都市

伊勢崎市・太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・  
菊川市・豊橋市・豊田市・小牧市・知立市・津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・長浜市・甲賀市・湖南市・愛荘町・総社市

# 外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール

凡 例

都市名	
氏 名	ふりがな
経 歴	【生年月日】
多文化共生社会実現の為に必要と考えること、取り組み・方針など。	



群馬県太田市  
**清水 聖義** しみず まさよし  
【1941年12月7日生】

前 職	群馬県議会議員
就 任 年	2005年4月（旧太田市長、1995年～2005年）
当選回数	2期目（旧太田市長、3期）

外国人市民相談窓口の充実や帰国・外国人児童生徒受入促進事業の取組み等の事業を進めてまいりました。住民基本台帳法の改正等が行われたなかで、より地方の声を反映した施策の充実が必要と考えます。

長野県上田市  
**母袋 創一** もたい そういち  
【1952年7月6日生】

前 職	長野県議会議員
就 任 年	2006年4月（旧上田市長、2002年～2006年）
当選回数	2期目（旧上田市長、1期）

本市では、市の自治の最高規範として、「上田市自治基本条例」を制定しましたが、その中で、多文化共生について条項を設け、市民、市議会及び市は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進め、互いを尊重し合うよう努めています。



岐阜県大垣市  
**小川 敏** おがわ ひん  
【1950年11月15日生】

前 職	会社役員
就 任 年	2001年4月
当選回数	3期目

大垣市では、今年度からスタートした多文化共生推進計画に基づき、「多文化共生で育む心豊かな地域社会」をめざすべき将来像として、外国人市民とともに誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に努めてまいります。



岐阜県可児市  
**富田 成輝** とみだ しげき  
【1953年1月17日生】

前 職	岐阜県環境生活部長
就 任 年	2010年11月
当選回数	1期目

2011年からスタートした『可児市多文化共生推進計画』の基本理念「みんなでつくる多文化共生のまち可児」を実現させるため、市民・行政・関係団体等が協力して、様々な取り組みを進めていきます。



群馬県伊勢崎市  
**五十嵐 清隆** いがらし きよたか  
【1952年9月22日生】

前 職	群馬県議会議員
就 任 年	2009年1月
当選回数	1期目

伊勢崎市は、県内でもっと多くの外国人住民が暮らしております。国籍や文化の違いを超えた、外国人住民を含めた全市民によるまちづくりをめざし、住民同士の連携や相互理解の推進に努めてまいります。



群馬県大泉町  
**齊藤 直身** さいとう なおみ  
【1936年5月19日生】

前 職	(社)群馬県歯科医師会副会長
就 任 年	2009年5月
当選回数	1期目

総人口の約15%を外国人が占める大泉町では、日本での生活に必要な情報を外国人に正しく伝えることを多文化共生の基本とし、特に災害時などにおいて支援活動を行うことのできる外国人の育成にも力を入れているところです。



長野県飯田市  
**牧野 光朗** まきの みつお  
【1961年8月16日生】

前 職	日本政策投資銀行大分事務所長
就 任 年	2004年10月
当選回数	3期目

リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためにも、多文化共生社会の推進が重要となってまいります。市民・関係団体・事業所等と協働して様々な取り組みを進めながら、新しい地域文化の創造をめざします。



岐阜県美濃加茂市  
**渡辺 直由** わたなべ なおよし  
【1945年8月6日生】

前 職	岐阜県教育委員会委員長
就 任 年	2005年9月
当選回数	2期目

現代は地域が抱える課題が複雑化、多様化しています。地域における外国人住民の暮らしを通して、年代、性別、言語、価値観など多様な文化を持つすべての住民の、よりよい暮らしを実現する共生社会を目指し、魅力あるまちを構築していきます。



静岡県浜松市  
**鈴木 康友** すずき やすとも  
【1957年8月23日生】

前 職	衆議院議員
就 任 年	2007年5月
当選回数	2期目

グローバル化の進展により、国籍を問わず全ての市民が持てる力を十分に發揮し活躍できる地域づくりが重要になっています。市民の持つ文化的多様性を生かす視点を持って施策を展開し、新たなまちづくりに積極的に取り組んでいます。



静岡県富士市  
**鈴木 尚** すずき ひさし  
【1946年11月21日生】  
前職 静岡県議会議員  
就任年 2002年1月  
当選回数 3期目

富士市では、「富士市国際化推進プラン」を策定し、「心通い合う多文化共生のまち ふじ」を目指して、日本人市民と外国人市民との交流イベントや日本語教室など、多くの施策に取り組んでいます。



静岡県掛川市  
**松井 三郎** まつい さぶろう  
【1946年10月6日生】  
前職 静岡県議会議員 当選(当選2回5年9か月間)  
就任年 2009年4月  
当選回数 1期目

掛川市は、総人口の約3.2%が外国人市民で、その内、永住資格をもつ外国人は約5.3%を占めています。市では、H22年度に多文化共生推進プランを策定し、行政だけでなく市民や企業との連携の下、住み良い都市づくりを目指しています。



静岡県湖西市  
**三上 元** みかみ はじめ  
【1945年1月5日生】  
前職 (株) 船井総合研究所取締役  
就任年 2004年12月  
当選回数 2期目

今年、市制40周年を迎える湖西市には、人口の5%以上を占める外国人市民が暮らしています。お互いが互助の関係を市民協働として築き、外国人と上手に共生している日本一の都市と言われるよう確かな歩みを刻みます。



愛知県豊橋市  
**佐原 光一** さはら こういち  
【1953年11月10日生】  
前職 国土交通省中部地方整備局副局長  
就任年 2008年11月  
当選回数 1期目

豊橋市では、ブラジル・パラナ州との間で、日本の教育制度の周知やブラジルの教育制度改革を目的に、相互に教員を派遣し、来日・帰國する子どもたちの支援と教育交流の促進に努めています。



愛知県小牧市  
**山下 史守朗** やました しそう  
【1975年7月6日生】  
前職 愛知県議会議員  
就任年 2010年2月  
当選回数 1期目

日本人市民と外国人市民が、お互いに認め合い協力することができるまちを目指すため、地域・企業・行政が一体となって、住みよい地域づくりを行い、多文化共生を推進していきます。



静岡県磐田市  
**渡部 修** わたなべ おさむ  
【1951年4月16日生】  
前職 磐田市議会議員  
就任年 2009年4月  
当選回数 1期目

磐田市では、平成23年度に「第2次多文化共生推進プラン」を策定しました。「外国人市民と日本人市民の共同の取り組み」を新たに掲げ、お互いが文化や習慣の違いを認め合い、共に築く多文化共生のまちづくりを進めています。



静岡県袋井市  
**原田 英之** はらだ ひでゆき  
【1943年1月12日生】  
前職 静岡県健康福祉部長  
就任年 2005年4月 (旧袋井市長、2001年~2005年)  
当選回数 2期目 (旧袋井市、2期)

袋井市では、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めしており、多文化共生社会の実現に向けて、外国人生活情報窓口の充実や日本語支援教室の開催、防災対策などの取組を推進しています。



静岡県菊川市  
**太田 順一** おおた じゅんいち  
【1950年4月28日生】  
前職 菊川町議会議員  
就任年 2005年1月 (旧菊川町長1998年~2005年)  
当選回数 2期目 (旧菊川町長、2期)

本市では、将来像である「みどり 次世代 人と緑・産業が未来を育むまち」を目指すため、7つの基本方針を掲げています。その1つ、「笑顔がうまれるまち」の実現に向け、外国人との共生の地域づくりの推進と交流活動の活性化に努めています。



愛知県豊田市  
**太田 稔彦** おおた としひこ  
【1954年4月30日生】  
前職 豊田市総合企画部長  
就任年 2012年2月  
当選回数 1期目

多文化共生社会は本市の目指す都市像のひとつです。外国人の定住化傾向が強まる中、外国人住民の存在を強みとして捉えて、地域社会での共生を推進し、共働によるまちづくりを進めてまいります。



愛知県知立市  
**林 郁夫** はやし いくお  
【1960年6月1日生】  
前職 知立市議会議員  
就任年 2008年12月  
当選回数 1期目

知立市は「いっしょにやろまい！」を合い言葉に「輝くまち みんなの知立」の創造を将来像に掲げています。さまざまな国籍や文化を理解したい、日本人と外国人がともに安心して暮らせるまちづくりをめざしています。



三重県津市  
**前葉 泰幸** まえば やすゆき  
【1962年4月7日生】  
前職 地方公共団体金融機構  
就任年 2011年4月  
当選回数 1期目

外国人住民を「大切な地域社会を支える人材」として認識し、互いの文化や価値観の違いを認め合いながら、日本語学習や生活環境支援事業などの各種取り組みを通じて、多文化共生社会の実現を目指しています。



三重県四日市市  
**田中 俊行** たなか としうき  
【1951年10月27日生】  
前職 三重県議会議員  
就任年 2008年12月  
当選回数 1期目

国籍や文化の違いにかかわらず、住民同士が地域の一員として参画する地域コミュニティ構築のための施策を推進しています。誰もが対等な構成員となり、共に支え合って暮らせる社会の実現による「住みたくなるまちづくり」を目指します。



三重県鈴鹿市  
**末松 則子** すえまつ のりこ  
【1970年11月14日生】  
前職 三重県議会議員  
就任年 2011年5月  
当選回数 1期目

外国人住民の多様化が顕著となる中、その背景も複雑になってきています。すべての市民が行政サービスから排除されることのないよう、また多様性が社会の活力となるよう多文化共生社会の推進を行っていきたいと思います。



三重県亀山市  
**櫻井 義之** さくらい よしゆき  
【1963年2月25日生】  
前職 三重県議会議員  
就任年 2009年2月  
当選回数 1期目

亀山市に住む外国人と日本人が共に安心して暮らしていくために、本年で13年目となる「日本語教室」を開催するとともに今後も、市民活動団体と協力しながら活発な市民交流活動を推進します。

また、生活の利便性を高めるための情報についても引き続き、積極的に発信・提供していきます。



三重県伊賀市  
**内保 博仁** うちぼ ひろひと  
【1943年9月1日生】  
前職 伊賀市副市長  
就任年 2008年11月  
当選回数 1期目

外国人住民の生活相談や行政窓口での通訳等の支援事業だけではなく、外国人住民と日本人住民が安心して暮らすことができるよう、お互いに助け合える関係を築ける地域づくりを関係団体等と連携して進めています。



滋賀県長浜市  
**藤井 勇治** ふじい ゆうじ  
【1950年2月27日生】  
前職 衆議院議員  
就任年 2010年3月  
当選回数 1期目

「お互いを認め合い、すべての人がいきいきと輝くまちづくり」を基本理念に、「多文化共生のまちづくり指針」を作成しています。市民や市民団体などと協働体制を築きながら多文化共生を推進していきます。



滋賀県甲賀市  
**中嶋 武嗣** なかじま たけし  
【1948年1月2日生】  
前職 滋賀県議会議員  
就任年 2004年10月  
当選回数 3期目

生活や文化の違いを超えて、外国人住民と地域住民がともに同じ市民として地域を支える共生社会をめざし、地域コミュニティ活動を支援し新しいまちづくりに取り組んでいます。



滋賀県湖南市  
**谷畑 英吾** たにはた えいご  
【1966年9月11日生】  
前職 滋賀県職員  
就任年 2004年11月（旧甲西町長、2003年～2004年）  
当選回数 3期目（旧甲西町長、1期）

日本人住民と外国人住民とが双方的に努力し、支え合うことのできる多文化共生社会の実現をめざし、昨年度策定しました、湖南市多文化共生推進プランの施策に取り組んでいます。



滋賀県愛荘町  
**村西 俊雄** むらにし としお  
【1941年2月26日生】  
前職 旧米原町長（現米原市）  
就任年 2006年3月  
当選回数 2期目

愛荘町は滋賀県東部に位置する人口2万1千人の町です。宅地開発による人口増加が続いており、外国人住民の割合も3.4%を超え、若い世代と多文化が共生する可能性にあふれる町です。町の特色を生かし、外国人住民が本来の力を発揮し、日本人と共に地域の担い手として活躍できるよう、「愛荘町多文化共生推進プラン」に基づいた施策の推進に取り組んでいます。



岡山県総社市  
**片岡 聰一** かたおか そういち  
【1959年8月2日生】  
前職 国会議員（橋本龍太郎元首相）秘書  
就任年 2007年10月  
当選回数 2期目

人口減少社会の到来に、外国人を暖かく受け入れ共に暮らしていく地域レベルの取り組みは今後ますます重要度を増します。2010年に誕生した「総社ブラジリアンコミュニティ」を中心に外国人と共に考えながら、基礎自治体における移民受け入れの成功事例の構築を目指します。

# 外国人集住都市会議 アドバイザープロフィール



い　ぐち　やすし  
**井口泰**

関西学院大学教授  
少子経済研究センター長

1976年、一橋大学経済学部卒、労働省入省。1980～1982年、独・エアランゲン・ニュルンベルク大学留学。1992年、労働省外国人雇用対策室企画官。1994年、同外国人雇用対策課長。1995年、労働省退職、関西学院大学経済学部助教授。1997年、同教授。99年、博士号取得。2001～2002年、独・マックス・プランク研究所客員研究員。2006年～2010年、規制改革会議専門委員。主要著作：『外国人労働者新時代』（ちくま新書）『世代間利害の経済学』（八千代出版）ほか。



やま　わき　けい　ぞう  
**山脇 啓造**

明治大学教授  
オックスフォード大学客員研究員

東京大学法学部卒業、コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。専門は移民政策・多文化共生論。

総務省、法務省、文部科学省等国の外国人施策関連委員を歴任。また、愛知県多文化共生推進プラン検討会議座長、宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長、東京都地域国際化推進検討委員会委員長等、地方自治体の外国人施策関連委員も歴任。主著に『多文化共生の学校づくり—横浜市立いちらう小学校の挑戦』（共編、明石書店）等。



いけ　がみ　しげ　ひろ  
**池上重弘**

静岡文化芸術大学教授

北海道大学文学部卒業、同大学院文学研究科修了。北海道大学文学部助手、静岡県立大学短期大学部専任講師、静岡文化芸術大学文化政策学部准教授を経て現職。専門は文化人類学、多文化共生論。静岡県多文化共生審議会委員、浜松市外国人子ども支援協議会会長、磐田市多文化共生社会推進協議会会长等。主著に、『ブラジル人と国際化する地域社会－居住・教育・医療－』（編著、明石書店）、『国際化する日本社会』（共著、東京大学出版会）。

## 【府省庁登壇者】

内閣府	定住外国人施策推進室	参事官	片山 朗 氏
総務省	自治行政局国際室	室長	山越 伸子 氏
法務省	入国管理局総務課	課長	佐々木聖子 氏
外務省	領事局外国人課	課長	早川 修 氏
厚生労働省	職業安定局派遣・有期労働対策部	部長	宮川 晃 氏
文部科学省	大臣官房	審議官	高橋 道和 氏
文化庁	国語課	課長	早川 俊章 氏

## 開会行事（座長あいさつ、来賓祝辞他）

### 第Ⅰ部 ブロック提言及び首長報告

#### ◎三重・滋賀・岡山ブロック

「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」

～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～

#### ◎長野・岐阜・愛知ブロック

「外国人の子どもの教育について」

～未来を切り拓く学びの保障～

#### ◎群馬・静岡ブロック

「多文化共生社会における防災のあり方」

～災害弱者をつくらないために～

新たな在留管理制度及び外国人住民に係る  
住民基本台帳制度等に関する緊急提言について

### 第Ⅱ部 府省庁からの報告

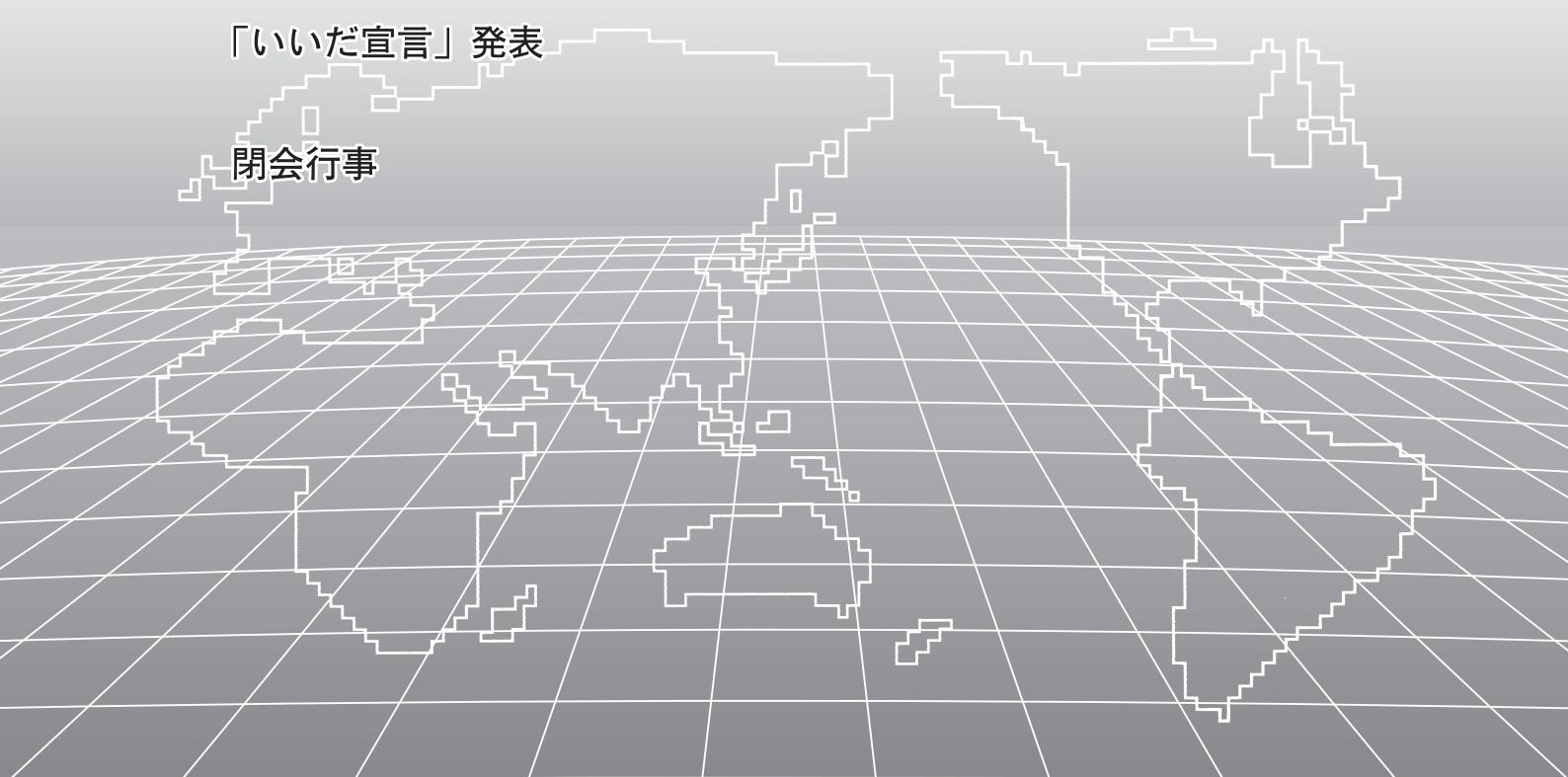
### 第Ⅲ部 政府関係者等との討論

テーマ 「多文化共生政策のあり方」

～「外国人との共生社会」実現検討会議中間的整理をうけて～

「いいだ宣言」発表

閉会行事





# 外国人集住都市会議東京2012

## 多文化共生社会をめざして

### —すべての人がつながり ともに築く地域の未来—

#### 【開会・座長あいさつ】

##### ○総合司会（池上重弘氏）

皆さまこんにちは。本日はようこそお越しくださいました。ただ今より「外国人集住都市会議東京2012」を開会いたします。

私は、この外国人集住都市会議のアドバイザーを務めております静岡文化芸術大学の池上重弘と申します。本日の総合司会を担当いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、座長市であります飯田市牧野光朗市長より御挨拶を申し上げます。

##### ○飯田市長（牧野光朗氏）



皆様、こんにちは。ただいま紹介いただきました、外国人集住都市会議で座長を務めさせていただいております、飯田市長の牧野でございます。

本日は、「外国人集住都市会議東京2012」を開催いたしましたところ、それに大変御多忙な中にもかかわらず、外国人集住都市会議加盟都市の首長の皆さん、それから、関係する府省庁の皆さん方、そして、国会議員の先生はじめ、御来賓の皆様方、そして全国からこのように大勢の皆様方にお集まりいただきまして、盛大にこの会議が開催できることを、まずもって御礼を申し上げる次第でございます。

また、日頃から、外国人集住都市会議の課題解決に向けて、それぞれの立場で大変な御理解と御尽力、御協力をいただいております皆様方に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、この外国人集住都市会議でございますが、2001年（平成13年）に浜松市さんの提唱により発足をいたしました。今年で12年目を迎えているというものでございます。

その間、当会議におきましては、一貫して住民に一番近いところで行政を担う立場から、多文化共生社会の実現に向けてそれぞれに努力して参ったところでありますし、また、会員都市間におきまして情報交換、あるいは課題解決に向けた調査研究を共同して行い、国や県等、あるいは経済界の皆さん方に提言をして参ったところでございます。

こうした取組の成果といたしまして、国として今年の7月から実施されております「新たな在留管理制度及び外国人住民にかかる住民基本台帳制度」や、「日系定住外国人施策に関する基本方針、行動計画の策定」、また、「外国人との共生社会」実現検討会議が設けられまして、中間的な整理が示されたりしているところであります。

更に、会員都市間においても災害時相互応援協定の締結といったものが出てきているわけでございます。

こうした取組が実を結んできたということも、外国人集住都市会議のそれぞれの皆様方の御努力のたまものと、改めて感謝を申し上げる次第でございます。また、それを受け、諸制度の整備を行っていただきました関係各位の皆様方にも、お礼を申し上げるところでございます。

さて、日本国内における外国人登録者数ですが、2011年（平成23年）末現在で約208万人にのぼります。リーマンショックや東日本大震災の影響によりまして、一時的な減少は見られますが、この20年間でほぼ倍増しているという状況であり、長期的に見れば、増加傾向にあります。

また、日本での活動に制限のない身分または地位に基づく在留資格で在留する人々が、そのうち47%を占めると言われており、定住化が進んできていると言えます。これは会員都市においても見られる傾向であり、こうした中で、日本への定住を希望する外国人住民の皆さん方には、一時的な滞在者としてではなく、地域社会の一員としてしっかり受け入れていくという視点を持って、環境整備を進めていくことが益々必要になってくると考えているところであります。

このことは、外国人が集住している一部地域の問題ということではなく、国全体の問題であると考えているところであります。私どもの考えていることは、将来に向けての先行投資という意味もあるのではないかと思うところであります。

外国人を含めたすべての人にとって暮らしやすい社会を築いていく、こういった視点がこれから益々必要になるとを考えているところであります。外国人も含め、多様性があることにより、社会が活性化されると考えるからであり、こうした考え方は、これから益々重要になってくるのではないかと思うか。

こうした外国人集住都市が抱えておりますこれから課題の解決に向けての行動というものを考えますと、やはり国や県、経済界など、関係機関との連携をより一層深めながら、会員都市が一丸となって取り組むことが必要だと思います。すべての人がつながり、共に未来を築いていける多文化共生社会の実現ということを、今回テーマにさせていただいたのも、こうした主旨からでございます。

本日御来賓の皆様方、それから首長の皆さん、そして関係府省庁の皆さん方はじめ関係の皆さん方の胸には、飯田特産の水引がつけられておるところであります。この水引は、人と人とがつながり、そして心と心が結ばれる、こうした象徴として、日本でも縁起物として使われてきているところであります。この「外国人集住都市会議東京2012」におきまして、さらなる結びつきが強められることを御祈念申し上げるところでございます。

さて、私はこの2年間、座長としてこの外国人集住都市会議におきまして、様々な活動をさせていただいてまいりましたが、本当に関係の皆様方の御協力によりまして、ここまで來ることができたと思っているところであります。この「外国人集住都市会議東京2012」で、実質的には座長の職を滋賀県長浜市の藤井市長さんにバトンタッチさせていただくこととな

り、よろしくお願ひしたいと思っているところでございます。

まだまだ外国人集住都市会議が抱える課題というものは、山積しているわけであります、こうしてつないでいくことによって、また各都市がそれぞれの課題というものを自分のこととしてとらえ、各会員が連携を取りながら解決に向けて一步一歩努力することによって、さらなる前進が期待できるのではないかと思っているところでございます。

結びになりますが、本日の会議が一步でも二歩でも前進するような会議となり、多文化共生社会の実現に向け、共に未来を創造していく契機になりますよう祈念いたしまして、甚だ謙辞ではありますが座長からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひします。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

牧野市長ありがとうございました。

本日この会議にあたり、内閣府特命担当大臣、中塚一宏様より御挨拶をいただくことになっておりました。しかしながら御公務多忙のため、本日急遽御出席がかなわなくなりました。そこで、代わりましてお越しいただきました内閣府大臣官房審議官・定住外国人施策推進室長、伊奈川秀和様より御挨拶を賜りたいと存じます。

伊奈川様お願ひいたします。

#### ○内閣府大臣官房審議官（伊奈川秀和氏）



どうも、皆様こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました、内閣府の定住外国人施策推進室長を務めております伊奈川でございます。

ただいま、司会の方から説明がございましたように、本来今日この場には、中塚内閣府特命担当大臣が御挨拶申し上げるということで予定を組んでいたのですが、本日丁度予算委員会ということで、閣僚はそちらに出席をしなくてはいけないため、甚だ恐縮でございますけれど、私の方から代わりに挨拶をさせていただきたいと思います。

外国人集住都市会議の会員都市の皆様におかれましては、日頃から我が国に在住する外国人を取り巻く様々な課題に関して、御尽力いただいているということにまず冒頭御礼申し上げたいと思います。

政府におきましても、この定住外国人施策に関しては、従来から基本指針を策定し、日本語能力が不十分である方が多い日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れ、そして社会から排除されないようにするということを基本的な考え方として、これまで取り組んできたところでございます。

特に、この方針に基づいて計画を策定いたしまして、それぞれの担当府省において日本語教育でありますとか、あるいはお子さんの教育、あるいは御自身も含めた、働く、雇用の関

係といったことで施策を進めておるところでございます。

また、本日の会議は、多文化共生社会を目指して、「すべての人がつながり、ともに築く地域の未来」というテーマについて議論をされると聞いております。私どもの所属しております部局というのは、共生政策ということでありまして、まさに今日のテーマをひとつの柱として定住外国人の施策もございます。

今日まいりましたら、非常にきれいな水引がございまして、まさにこういった水引の絆を深めるというかたち、また、この水引が織りなすこういった模様というものが共生ということを象徴しているのではないかと思うわけでありますけれども、定住外国人施策は、私どもの施策にも非常に深く関係しておる施策でございますので、是非とも今日お集まりの御出席者の方、あるいは御来賓の方、地域の中での優れた取組、そしてまた直面している様々な難しい問題について、忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、私どもも含めました関係府省の政策の立案に活かしていきたいと考えております。

最後になりますけれども、本年の会議を中心になって取りまとめていただいた飯田市の皆様はじめ、会員都市の皆様の御尽力に、この場を借りまして敬意を表するとともに、本日の会議が有意義な意見交換の場となり、実り多いものとなりますことを心から祈念いたしまして、簡単ではありますけれども、私の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

伊奈川様、まことにありがとうございました。

### 【来賓紹介】

#### ○総合司会（池上重弘氏）

それではここで、本日の会議に御臨席を賜っております御来賓の皆様を御紹介いたします。  
私がお名前を申し上げますので、恐れ入りますが、その場で御起立願います。

衆議院議員矢崎公二様の奥様、矢崎理恵様。参議院議員吉田博美様秘書、吉武崇様。参議院議員山本一太様秘書、塩澤正男様。参議院議員若林健太様秘書、佐藤彰様。駐日ブラジル連邦共和国大使館在日ブラジルコミュニティ部担当一等書記官、パウロ・バタリヤ様。在東京ブラジル連邦共和国総領事館総領事、マルコ・ファラーニ様。在東京ペルー共和国総領事館総領事秘書、皆見まりこ様。国際移住機関（IOM）駐日事務所駐日代表、ウィリアム・バリガ様。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所副代表、小尾尚子様。同じく法務アソシエイト、宮澤哲様。続きまして財団法人日本国際協力センター（JICE）専務理事、山野幸子様。財団法人自治体国際化協会（CLAIR）理事長、木村陽子様。そして御後援をいただいております長野県の阿部守一知事の代理として、長野県観光部国際課課長、白鳥博昭様。以上でございます。

なお、まだお見えになっておりませんけれども、他にも国会議員の方のお申し込みをいただいているところでございます。

ではここで、本日の「外国人集住都市会議東京2012」の構成を御説明申し上げます。

このあと、第Ⅰ部では、外国人集住都市会議の3つの地域ブロックから、それぞれ研究報告及び提言を行います。各ブロックリーダー都市の首長からの報告・提言を行ったのち、各ブロック所属の首長からテーマに沿った各都市の取組を紹介いたします。

続く第Ⅱ部は、府省庁の皆様からの報告でございます。第Ⅰ部の各ブロックからの提言内容を受けてのコメント、あるいは各府省庁の施策、取組について御説明をいただきます。

本日の会議では、この第Ⅰ部と第Ⅱ部を続けて進めてまいります。ほぼ2時間半にわたる長い時間が続きますので、もし手洗い等御利用の方は、静かな会場の出入りに御協力いただければと存じます。

その後、休憩をはさんで第Ⅲ部では、政府関係者等との討論を行います。

会の最後に「いいだ宣言」を発表し、午後5時15分ころ終了の予定となっております。

以上が、本日の進め方でございます。お手元の資料、カラーの資料の後ろになりますけれども、本日の進行が載ってございます。

また、クリーム色の冊子がございます。こちらには、今日の提言内容、あるいは提言に関連した調査の資料等がございます。この2つの資料をお手元に置いていただきながら、第Ⅰ部を聞いていただければと存じます。

## 【第Ⅰ部】 ブロック提言及び首長報告

### ○総合司会（池上重弘氏）

それでは、第Ⅰ部の準備ができたようですので、これより各地域ブロックの研究報告を行います。

外国人集住都市会議では、2011年度（平成23年度）と2012年度（平成24年度）の2年間、三重・滋賀・岡山ブロック、長野・岐阜・愛知ブロック、そして群馬・静岡ブロックの3つの地域ブロックに分かれて、それぞれテーマを定め研究・情報交換等を行ってまいりました。2年間の研究の報告、あるいは国に対しての提言等を、お手元の資料あるいはパワーポイントを御覧になりながらお聞きいただければ幸いです。

それでは、三重・滋賀・岡山ブロックの首長の皆様、どうぞ御登壇をお願いします。

トップバッターの三重・滋賀・岡山ブロックは、「外国人住民と共に構築する地域コミュニティ～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～」ということで、かなり広い範囲のテーマ



について研究を重ね、特に今年度、実態調査をした上で、提言をまとめてまいりました。

準備はよろしいでしょうか。

今日はかなり短い時間の中にたくさん内容を詰め込んでいますので、首長の皆様にも時間厳守をお願いしております。私も総合司会の立場でありますが、ストップウォッチを持ってきておりますので、御発言が長くなった場合には私から手短にまとめていただければと、一言入るかもしれません。是非よろしくお願ひします。

それでは、初めに、リーダー都市の津市、前葉泰幸市長より報告をいたします。

次に、ブロック所属の亀山市櫻井義之市長、鈴鹿市末松則子市長、総社市片岡聰一市長、長浜市藤井勇治市長より、テーマに沿った各都市の取組について、順次御報告をいただきます。

それでは前葉市長、よろしくお願ひいたします。

### ○津市長（前葉泰幸氏）

第1ブロック、三重県の津市長前葉泰幸でございます。よろしくお願ひを申し上げます。座らせていただきます。

私の説明は、私たちのブロックでまとめてまいりました研究成果をお話しさせていただきます。その中で、私たちも5つの政策提言というのをいたしておりますので、それをまず申し上げます。

私たちの地域の直面する総合的な課題というようなことを様々に分析いたしますと、やはり外国人と共に地域コミュニティをしっかりと再構築していくこうということを観点として整



理をいたしました。

その中で、まず1番目は、生活に必要な日本語の習得ということです。当然のことながら生活の利便性と雇用という立場で日本語が外国人にとって必要であるということで、これはこの会議でも再三議論が出ておりますけれども、地域で安心、安定した生活をしていくために必要なものは日本語であるということ。従って、日本語学習インフラの整備、これは継続的にやっていかなければいけないことだというものでございます。

2点目でございますが、外国人の雇用の安定につきましてこの人材の育成の中で社会保険の全員加入ということを進めていかなければいけないだろうということでございます。この地域コミュニティを作っていくにあたって、当然のことながらやはり社会保険に加入していくことによって、安全、安定した生活の推進ができるということでございます。

そして、3番目でございますが、外国人の住民の属するコミュニティということです。これは私どもの調査結果（お手元の黄色の冊子に詳しく書かせていただいておりますけれども）から、実は、外国人がどういうコミュニティに属していますかと聞いてみたところ、だいたい3分の1ずつで、自治会、まさに地域の自治会そのものに属しているということ。それから、学校とか職場とか教会などのコミュニティ、そしてどこにも属していないという方が3分の1くらいいらっしゃるということでございます。

アドバイザーの井口先生からは、地域の自治会に属しているのが3分の1いるというのは非常に興味深いデータだという分析をいただいております。私どもとしては、この社会と個人の接点、そのためには外国人住民の孤立を防止していくということが非常に重要であると思います。従って、日常的な情報交換、生活相談をサポートしていかなければなりません。

そのためにということで、次のスライドですが、やはり、外国で彼らは住んでいるわけでございますので、相談相手が必要だと。そのときに、これもアンケートの結果に出ておりますが、近くに住む人達、これは同じ外国人だったりということがあります、もう1つは自治体の窓口に通訳、言葉も分かって相談ができる人がいてほしいなということで、こうしたキーパーソンを育成していくことが重要であるということでございます。

これは、色々議論が出てくるところだと思いますが、様々な、滞在の長期化とか、生活形態の変化とか家族形態の変化で行政ニーズが多様化しております。地域の自治体はもちろん、こういう外国人と向き合っておりますが、やはり国の責任なり権限なりに属するところもございます。地方整備局や地方経済産業局のブロック機関等国の出先機関の在り方という議論も現在ございますが、ひとつの提言として、国の出先機関と地域の自治体、これがどうやって連携していくか、協働していくかということ。これを私ども、この外国人施策ということについては、よくよく考えていかなければいけないなというふうに思っております。

5番目に、改正入管法・住民基本台帳法でございますが、7月9日に新在留管理制度ということができました。一元管理ということでございますが、まだまだ色々な問題があります。

例えば、カタカナ表示とアルファベット表示で、他の行政分野との未統一というのがございます。色々伺っているところによると、同一人物であることの特定がどこまでできるのか。法務省さんの入国管理のところではおそらく特定できると思いますが、それを各省庁でそれぞれ横の連携ができるかどうかというようなところもあるようでございます。そういうことで、国の出入国管理政策と自治体の私どもの政策の連携ということが必要であると、このような分析をいたしております。

これから先は、津市の場合でございます。津市にも多くのブラジルの方々がいらっしゃってますが、津市の姉妹都市のオザスコ市が市制50周年ということで行ってまいりました。もちろん日系人には更に長い歴史がございまして、こういう日系の方々が現地でどれくらい苦労されてきたかというのを、私もこの市政50周年のオザスコ市に伺いまして、色々と直接話を伺ってまいりました。

また、これも津市の場合で、この外国につながる子どもたち、これは千里ヶ丘小学校というところでございますが、普通のクラスで授業を受けている子どもがいますが、このように授業を受けられる子どもが一方でいながら、別に、個別の授業を受けているという子どもたちもいます。これに対する私どもの支援員、教育支援員の役割というのは非常に大きくて、役割が大きいということは私ども津市の負担も大きいわけでございます。

続いて、介護の現場で働く日系ブラジル人ということでございますが、この方はバチスタさんという方で、日本に滞在18年でございます。この方は、溶接の仕事から入られて、そして失業して一端帰国をして、もう一度来られて、今度は電気の仕事をして、そして今回介護に転職をしたんですね。この彼女は、利用者の方からありがとうございますと言ってもらえることがとても嬉しいということで、生き生きとして働いておられます。彼女の娘さんが20歳ですが、やはり介護の現場へ入りましたということで、実際に地域の中で本当に溶け込んでいるブラジル人もいらっしゃるわけです。

最後のスライドです。

これが、実は私なんですけれども、去年のクリスマスで地元のブラジル人学校アポーヨミエと言いますが、こういうにぎやかな絵があって、しかしこの学校は今年の3月に閉鎖をしております。理由はリーマンショックで、ブラジル人達が非常に少なくなったということでございます。

こういう地域では、学校も含めて色々な活動をしておりますが、本当に自治体だけでは外国人のための施策を推進することが非常に難しい現状がございます。今日の会議で、國の方々と、どうやって外国人のための施策を実行していくかということを考えてみたいと思っております。

以上でございます。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

前葉市長、ありがとうございました。

それでは続きまして、各都市の取組及び提言について、順次お願ひいたします。

## ○亀山市長（櫻井義之氏）

皆さんこんにちは。三重県亀山市長の櫻井でございます。

私ども亀山市は、旧東海道の城下町、宿場町として、古くから東西交通の要所として今日に至っております。一方で、多様なものづくりが集積する内陸工業都市の性格を持った町でもございます。

本市の外国人住民は11月1日現在で1,520名、人口5万でございますので、全体の3.1%となってございます。

皆様御案内のように、外国人住民の不安と言いますのは、先の見通しが持てないことにあるのではないかというふうにも感じておりますし、こういう経済情勢の中で、働く親世代だけではなく子どもたちの学習意欲や将来への希望に大きな影を落としております。例えば授業料の滞納であったり、不登校の外国人生徒の状況などが挙げられるものでございます。



さて、当市における外籍の児童生徒の進路保障につながるものといたしまして、民間の市民活動団体「亀山国際交流の会」（KIFA：キファ）や学校の教員が中心となりまして開催をしております「みらいじゅく」というのが取組を行っておるところでございます。子どもたちにとりましては、心の許せる居場所のひとつとなっておりまして、このスクーリングの状況でございますけれども、「みらいじゅく」で生き生きと笑顔で学習する子どもたちの姿もございます。

また、毎年2月には外国人との集い、キファミーゴ（KIFA+AMIGO [友達] の造語）という催しを開催いただいているところでございます。

その一方で、外国人労働者の多くの皆さんが、派遣事業者へ依存をしておりまして、突然の契約解除など、不安定な雇用形態で働いておられるなどの現状を踏まえまして、次の3点について御提言申し上げます。

まず1点目といたしまして、求職者支援制度における外国語による職業訓練科目の拡大についてであります。

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すものでございまして、外国人が職業訓練を受ける際の、外国語による職業訓練科目の拡大を強く要望いたしたいと思います。

2点目でございますが、外国人の社会保険加入率は御案内のように依然として低い水準にございます。今後の経済動向によっては、さらなる生活の危機が訪れることが懸念をされます。そこで、外国人住民の生活の安定につながるよう、外国人雇用にあたり、雇用保険及び社会保険加入への促進が図られるよう要望いたしたいと思います。

3点目でございますが、外籍の子どもたちの進学に関して、個々の生活及び学習状況に応じた高校、大学の受け入れ枠の拡大を求めるとともに、奨学金制度の拡充を強く要望いたしたいと存じます。また、学業から就職に至るまでの継続的なライフステージにおける支援がなされるような仕組みづくりにつきまして、要望いたしてまいりたいと思います。

以上3点、今後、外国人住民の皆さん的生活が、地域の一員として安定したものとなりますよう、各府省庁におかれましては、地方の意見が反映されるような仕組みづくりを構築した上で、包括的かつ横断的な取組を進めていただきますようお願いを申し上げ、亀山市からの提言と代えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○鈴鹿市長（末松則子氏）



それでは、続きまして鈴鹿市長の末松則子でございます。  
座って失礼をいたします。

私からは、地域コミュニティ強化と、外国人を支援するキーパーソンについて、鈴鹿市の現状をふまえながら報告をいたします。

本市の外国人住民は、10月末現在、7,758人で、総人口20万人でございますけれども、占める割合は約3.8%となっております。また、外国人児童生徒は、10月1日現在で644人で、全児童生徒数の約3.6%となっており、本市における外国人生徒の高校進学率は100%でございます。このような背景のもと、外国人住民の地域での役割や活躍が、より一層期待されているところです。

さて、地域での取組について報告をいたしますと、本市の外国人住民の居住形態は、散住、散在型ではありますが、いくつかの集住地区も見られ、そうした中で、特に商業、工業が集積した牧田地区は、総人口に占める割合が約12%になっております。

この地区では、まちづくり協議会を設置し、その中に多文化共生委員会を設け、日本人住民と外国人住民の双方が委員として参加をし、共生事業を積極的に行っております。

このように、鈴鹿市の多文化共生の特徴といたしましては、既存の制度、システムの中に外国人住民が積極的に参加をしていくということです。

しかしながら、外国人住民がすぐに自治会等、日本人と一緒にコミュニティに参加できるかと言えばそうではないと思います。

当ブロックの報告書にありますように、外国人コミュニティ以外のコミュニティには参加しない。あるいは、どこのコミュニティにも参加しないという例が多く聞かれますが、これは、外国人住民にとって選択の自由が保障されているという反面、長い間この状況が続くことは、地域の摩擦につながることになるのではないかと、これまで外国人集住都市会議の中で指摘されてきたことです。

のことから、次のステップとして、日本人と一緒にコミュニティにつなげていくことが必要であります。

本市では、日本語ボランティアや、学習支援教室ボランティアが、地域と外国人市民をつなぐ役割を担っており、各団体と合同で会議を行い、現状や課題について情報共有し、課題の解決に取り組んでおります。

こうした中で、この連携を重視しながら、行政の取組として財政面での支援を行っており

ます。

また、財団法人鈴鹿国際交流協会が、日本語ボランティア養成講座、学習支援ボランティア養成講座を行っております。市内には、日本語教室が3か所、学習支援教室が1か所であり、それらはすべてボランティアによって支えられております。ボランティアによる運営は、地域づくり、また、多文化共生の意識の醸成につながるといったメリットもありますが、一方で、運営が不安定であるというデメリットもございます。

先日、三重県知事と多文化共生の推進をテーマとし、1対1対談を開催し、共通の認識を確認したところです。三重県でも、情報発信をしっかりとしていくという約束もいただいたところでございまして、会場では、NPO団体や、地域で活躍されているボランティアの方々が熱心に傍聴されてみえ、このボランティアの方々がキーパーソンとしての役割を担っておられるなどを、とても強く心に思った次第であります。国に対しては、日本語教室及び学習支援教室における指導者が、キーパーソンとしての役割があることを念頭に置きつつ、抜本的な政策を講じていただきたいと考えます。

最後になりますが、本市では、先に述べたとおり外国人生徒の進学率が100%となっています。学習支援教室でも、大学進学を希望している生徒がいます。また、最近では、大学へ進学する子どもも出てきております。外国にルーツを持つ子どもたちが、地域社会の中でキーパーソンとして活躍をする日が来ることを期待したいと思います。

多文化共生の多様性が社会全体の活力につながるということを、改めて国へ申し上げたいと思います。

以上でございます。

#### ○総社市長（片岡聰一氏）

皆さんこんにちは。岡山県総社市長の片岡聰一と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

僕は、様々な領事館の問題とか、年金とか保険とか、色々ありますけど、それはやっていきますよ。だけど僕は、何故多文化共生をやっているかなんですかけれども、僕はね、ブラジル人大好きなんです。日本を頼ってきてくれた3世、4世、本当に純真ですね、まじめで、あの国民性とその何ていうかな、愛くるしい、僕はブラジル人が大好きだから、多文化共生をやっている。



願わくば、眞の多文化共生が成功して、総社でね。それで、僕はこの国に対して、外務省と法務省の見解が違うとか、厚労省と総理官邸が違うとか、そういうことじゃなくして、やっぱり僕らは、そろそろブラジル人日系3世、4世については、この国として、迎え入れるという強いメッセージを発したほうがいいんじゃないかな。そういう、僕らが陳情団体ではなくて、政策提言団体になりたいと、そう思って僕は志願してこの集住都市会議の中に参加しているんです。

我々岡山県総社市というのは、外国人集住都市会議の会員都市では中四国で唯一だし、西

の最果てです。だから、裾野です。この会議の中では、たかだか700人くらいしかいない外国人で、この場で発言しているというのは本当に裾野だと思うんですけれども、ただ僕は、この国の構造として、こういう浜松市さんみたいなビッグシティの中に2万も3万も住んでいる外国人じゃなくて、いろんなところで人口10万人以下みたいなところで、300人400人って外国人が住んでいるんです。それをウォッチするということがもっとも大事なことで、僕はそういう中で基礎自治体のオピニオンリーダーになりたいというふうに思っています。

僕はね、今一番思っていることは、この国の形が変わろうとしています。それは道州制であったり、広域連合であったりします。そういったところで、外国人の就労活動にその仕組みが非常に邪魔になる社会になってくるというふうに懸念しているんです。

要は、僕はハローワーク、いわゆる国の出先と基礎自治体がダイレクトに結びついて、ブラジル人の就労活動だけを単独でやっていく。そういう機能をこれから作っていかなければ、彼らのニーズには応えていけないというふうに思っているんです。

ということで、我が総社市は、唯一我が国の中で、ハローワークの中に総社市職員が常駐をして、ハローワークの中で市の職員と国の職員が一体化して、ブラジル人の就職活動だけを行っている。そういうことをやっています。

ですから、僕はこれから社会が、国があって県があって市があると、その中に広域連合だの4層5層になった時にね、ブラジル人が守れるのかって言ったら守れないと思うので、この国が一刻も早く国の出先機関と基礎自治体が共同で組織としてブラジル人の就労活動を行うことができる法令の整備というのを切に望むものであります。

以上でございます。

○長浜市長（藤井勇治氏）



滋賀県長浜市長の藤井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども長浜市は、大阪関西経済圏、それから名古屋中京経済圏、北陸経済圏からも1時間以内の圏内で、JR、高速自動車道にも大変恵まれており、また非常に製造工場が集約する地域でもございます。

そういう背景からも、多くの外国人が働きに来ておられるという背景がございます。

長浜市からは、改正入管法、住基法の施行を基盤とする入管政策と多文化共生政策の連携が大事であるということについて、長浜市の現状を踏まえながら何点か報告をしたいと思います。

長浜市の外国人住民の数は、今年の7月の新たな在留管理制度の創設、あるいは住民基本台帳法の改正によりまして、住居実態がなかった方が約400名おられます。11月1日現在で3,099人となりましたので、割合で言うと、2.5%となります。

今回の法改正によりまして、我が市の外国人住民の中には、派遣社員として働く人が相当多くおられまして、なかなか仕事を休むことが難しいといった中で、外国人が地方入管で行っ

た在留資格に関する変更内容は、法務省から各市町村へ通知されるために、外国人住民が改めて市町村の窓口に行く必要がなくなったという点、あるいは住所の異動の際の手続きを代理人に委任できるとなった点は、外国人の方からも好評でございます。また、市において、住民情報をひとつの法律、ひとつのシステムで管理することができるようになったために、事務の効率化が図れているということも、大変良いメリットでございます。

逆に一方で、出入国管理情報と住民基本台帳では、外国人の名称が旅券のアルファベット表示に統一されたものの、外国人雇用状況届出票などは氏名がカタカナ表示であるなど、他の行政分野では、氏名表記が統一されず同一人物であることの判断が困難であるという実態でございます。よって、外国人住民の権利、義務関係が正しく確認できるように、出入国管理情報の利用の在り方を是非改善していただきたいと考えております。

また、出入国管理情報・住民基本台帳情報と民事・社会保障などに関わる行政情報の間でも、照会可能となるように是非要望をしておきたいと思います。

それから、住民基本台帳へ移行した外国人住民の情報は、施行日現在のみのものでございまして、過去の住所等の履歴は移行されておりません。例えば車の廃車手続きの際に必要となる証明が、居住している市町村では取得できず、改正前の外国人登録原票に頼らざるをえません。

今回の制度改正で、外国人登録原票が、市町村から法務省に引き上げられたため、これまで市で即日交付していた前住所履歴等の記載した書類の開示請求について、外国人住民は法務省に直接請求をしなければならない。それから、申請から交付まで大変日数を要するという問題が発生をしております。よって、外国人住民の利便性を失うことがないように、また、的確な諸手続きが実行できますよう必要な措置を講じていただきますよう要望いたします。

そして、新在留管理制度の施行によっていろんな問題が、円滑に解決できますように、十分国も対応していく必要があることから、外国人庁の創設を引き続いて希望をしていきたいと思います。

以上でございます。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

以上、三重・滋賀・岡山ブロックからの研究報告及び提言でございました。今一度、5人の首長の皆さんに拍手をお願いします。ありがとうございました。

先ほど、開会冒頭時、御来賓の方を御紹介いたしました。その後になりましたけれども、国会議員の方々にお越しいただいておりますのでお名前等御紹介いたします。

衆議院議員、元文部科学大臣、塩谷立様。参議院議員、姫井由美子様。お二人、足をお運びいただきました。御多忙の中ありがとうございます。

続きまして、第I部のパート2になります。長野・岐阜・愛知ブロックになります。長野・岐阜・愛知ブロック首長の皆様御登壇をお願いします。

長野・岐阜・愛知ブロックにつきましては、皆様、昨日の新聞報道でも御覧になった方がいらっしゃるかもしれません、教育の問題、特に中学校を卒業した子どもたちの進路に焦点を当てて今回調査を行いました。

各都市の教育委員会に御理解をいただいて、現場の先生方に卒業した生徒達の情報などで、なかなか御苦労もおかげしたんですけども、御協力をいただいたデータを基に実態を明らかにし、その上で本日提言を発表するところでございます。

それでは、初めにリーダー都市の大垣市、小川敏市長より報告をいたします。

次に、ブロック所属の美濃加茂市渡辺直由市長、上田市母袋創一市長、豊田市太田稔彦市長、そして小牧市山下史守朗市長より、テーマに沿った各都市の取組について順次御報告をいたします。

それでは、小川市長、よろしくお願ひします。

#### ○大垣市長（小川敏氏）



岐阜県大垣市長の小川でございます。この外国人集住都市会議には、設立当初から参加させていただいております。

それでは、長野・岐阜・愛知ブロックを代表いたしまして、研究成果を御報告いたします。

このブロックにおきましては、「外国人の子どもの教育について～未来を切り拓く学びの保障～」をテーマにいたしまして、子どもの学びの保障をしていくための課題と必要な施策について、2年間にわたり研究を続けてまいりました。

外国人の子どもの教育につきましては、義務教育に関することに加え、就学前や就学年齢を超えた子どもに関するここと、さらには、外国人学校に関することなど実に様々な課題がございます。

その中で、このブロックでは、1年目の取組といたしまして、会員都市の日本語指導が必要な児童生徒数や教育現場の指導体制、会員都市の取組などの実態調査を実施させていただきました。

そして、これらの調査結果をふまえ、内閣府が2011年（平成23年）3月に策定されました日系定住外国人施策に関する行動計画の各施策の取組に、会員都市の現場の実情や要望を反映させるよう提言を行ったところでございます。

1990年（平成2年）の改正入管法施行以来、20年余りが経過したということでございますが、日本の学校で教育を受けた多くの外国人の子どもたちが、日本社会へ巣立ち、活躍することが期待される時代におきまして、未だに日本語能力の問題により、外国人生徒の高等学校への進学の道が閉ざされてしまう状況がございます。

文部科学省の2012年度（平成24年度）学校基本調査によりますと、中学卒業者に占める高校進学率は98%を超えるということでございますが、今年度、当ブロックの会員都市を対象



に実施しました、公立中学校を卒業した外国人生徒の高校進学率は、82.7%と、低くとどまっているのが現状でございます。また、中学での中退者、あるいは不就学の児童生徒、あるいはブラジル人学校、専門学校への生徒を対象にいたしますと、この高校進学率が更に低くなるものと予測されます。

外国人の子どもの教育は、高校進学だけが目標ではありません。それだけを成功指標とするものではないわけですが、しかし、現実問題として、外国人の子どもが、日本社会において自ら未来を切り開き一定の役割を担うためには、高校へ進学することが重要な意味をもつことはまぎれもない事実でございます。

当ブロックにおきましては、このような共通認識のもと、2年目は進路に焦点を当てて、外国人の子どもが高校進学を目指す上で、必要となる日本語指導や生徒が身につけている日本語能力との因果関係について調査を行い、その課題と必要な施策について研究を行いました。

これからお示ししますデータは、会員都市における2012年（平成24年）3月に公立中学校を卒業した外国人生徒一人ひとりの使用言語、在籍期間、日本語指導及び進路状況について調査分析した結果に基づくものでございます。

1つ目の多様な言語的背景を持った子どもへの対応についてから御報告をいたします。

学校現場では、南米日系人が集住する会員都市におきましても、フィリピン語や中国語を使用する生徒がだんだん増えてきております。御覧の表は、中学3年時に公立学校在籍期間が3年以上と3年未満、すなわち小学生以前に日本の公立学校に入学してきた生徒と、中学生相当の年齢で入学してきた生徒の使用言語の割合を比較したものでございます。フィリピン語と、中国語の割合が顕著に増えているという結果が出ております。

次の表は、在籍期間が3年未満のフィリピン語や中国語を使用する生徒の、日本語能力を示したものでございます。通常授業の理解が可能な生徒の割合が、わずか15.9%にとどまっておりまして、近年増加しつつあるフィリピン語や中国語を使用する生徒の日本語指導・支援が学校現場では新たな課題となっていると思われる現状が明らかとなりました。

こうした使用言語の多様化による課題はこれだけにとどまりません。当ブロックが昨年度会員都市を対象に調査した結果によりますと、学校現場では、このようにただでさえ指導に時間を要する生徒を抱えながらも、フィリピン語や中国語を話せる支援員が充分に配置されておりません。また、母国語を話せる支援員の雇用の課題もございます。彼らの多くは、緊急雇用創出事業等、国の緊急経済対策により身分が保障されない臨時職員として採用されており、事業の終結により職を失う可能性もございます。このことは、学校現場へさらなる負担を強いるだけではなく、彼らがこれまで支援員として蓄積した専門的知識を指導に活かす機会をみすみす奪ってしまう恐れもございます。

母国語の話せる支援員は、子どもへの指導のみならず、保護者との意思疎通を図る上でも、非常に重要な役割を果たしております。是非ともこうした支援員に対する財政的な配慮をしていただきますようお願いいたします。

次に、2つ目は、授業の理解と進学につながる日本語の指導体制についてでございます。

御覧の表は、外国人生徒の日本語能力に応じた高校進学の状況を示したものでございます。外国人生徒の日本語能力が高くなるほど、高校進学率が高くなる。すなわち、日本語能力を高めることが、進学保障につながるということが分かります。

次の表は、高校進学した生徒と、就職等した外国人生徒が、中学3年時にどのような日本語指導を受けていたのかを比較したものでございます。高校進学した生徒は、就職等した生徒と比較して、教科補習や統合学習のような、日本語指導を含む教科指導の割合が高い結果が出ております。このことから、日本語能力を高め、高校進学できた外国人生徒は、より受験対策になりやすい日本語指導を含む教科指導を受けていたことが分かります。

次の表の左は、5年以上、比較的長期にわたり日本の学校教育を受けてきた外国人生徒の日本語能力を示したものでございます。在籍期間が5年以上あっても、通常授業の理解に課題がある生徒が40.2%にものぼり、授業を理解する日本語能力の獲得には、やはり相当な時間を必要とすることが分かります。

また、表の右には、このような在籍期間が5年以上で、通常授業の理解に課題がある生徒が中学3年時に1週間あたりどの程度日本語指導を受けていたかを示したものでございます。日本語指導を全く受けていない生徒が44.7%にものぼり、在籍期間が比較的長期に及んだ生徒は、通常授業の理解に課題があると認識されながらも、日本語指導の支援を受けられない実態が明らかとなりました。

次の表は、通常授業の理解が可能な生徒と日常会話が不可の生徒が、それぞれ中学3年時に1週間あたりどの程度の日本語指導時間を受けているかを示したものでございます。通常授業の理解が可能でありながらも、プラスアルファの指導を受ける環境にある生徒がいる一方、日常会話がままならないにも関わらず、日本語指導を全く受けていない生徒も少ないながらもおり、地域や学校によって日本語指導を受けられる環境に差が生じていることが分かります。

文部科学省では、今年4月の検討会議において、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を学校の教育課程に位置づける方向性を打ち出されました。これにより、今後より具体的な施策が展開されていくものと期待されますが、地域や学校によって、受けられる指導環境の差の解消を、地域の実態に即してどのようにしていくのかが今後の課題であると言えます。

外国人集住都市会議としましては、この検討会議の議論をふまえまして、日本語指導が必要な生徒の判定基準や指導時間等を明確にするとともに、外国人児童生徒におきましても、等しく日本の学校教育が受けられるよう環境の整備を要望いたします。

最後に3つ目となります、高校入試制度及び高校における支援についてでございます。

御覧の表は、外国人生徒の在籍期間と日本語能力を比較したものでございます。在籍期間が長くなれば長くなるほど、日本語能力が向上することが分かります。在籍期間が長ければ、日本語能力は高くなり、日本語能力が高ければ高校進学につながることから、当然在籍期間の長さに応じて高校進学率は高くなることが推測されます。

そこで、次の表は、在籍期間に応じた高校進学率を示したものでございます。これを見て

みますと、全日制、定時制、その他進学を合わせた進学率は、在籍期間3年未満が75.7%であるのに対し、これよりも日本語能力が高いはずの在籍期間3年以上5年未満が、意外にも61.5%となっております。これは、会員都市の公立高校入試制度において、来日3年以内の外国人生徒に対して、特別措置がなされていることが一因と考えられます。

ところで、この来日3年以内の要件というのは、すでに先ほど述べましたように、授業を理解する日本語能力の獲得に相当な時間を要することからしますと、非常に厳しい要件であると言わざるを得ません。各県教育委員会におかれましては、こうした外国人生徒に対する特別措置の見直しをしていただきますよう要望いたします。

次の表は、会員都市の公立高校入試制度における、外国人生徒を対象にした入学者選抜の状況を示したものでございます。これを見ますと、募集人数や受け入れる学校数、選抜検査の内容等にはばらつきが見られます。日本語能力不足という同じ課題を抱える外国人生徒が、住む地域によって高校進学の可能性が左右されているという実態が分かります。

最後の表でございますが、表の左は、高校進学した生徒の日本語能力、真ん中と右の表はこれを全日制と定時制進学者に分けて、それぞれ日本語能力を示したものでございます。

全日制では、通常授業の理解に課題がある生徒は34.1%であるのに対しまして、定時制では66.4%、実に3分の2の生徒が通常授業の理解に課題を抱えたまま進学しているという現状が明らかになりました。

各県教育委員会におかれましては、特に入学者選抜や、入試特別措置により高校進学を果たした外国人生徒に対して、高校入学後も日本語指導を含めた学習支援体制をしっかりと取っていただきたいと思います。

また、国におかれましても、こうした各県教育委員会の取組に対しまして、財政的な支援をしていただきますようよろしくお願ひいたします。

以上、長野・岐阜・愛知ブロックを代表して、研究結果を報告させていただきました。

ありがとうございました。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

小川市長ありがとうございました。

続きまして、ブロックの各都市の取組及び提言について、順次お願ひいたします。

#### ○美濃加茂市長（渡辺直由氏）

美濃加茂市の渡辺です。よろしくお願ひします。

当市では、10月1日現在、総人口に占めます割合が8.5%の4,708人の外国人の住民が生活しております。そのうち251名の外国人の児童生徒が公立小中学校に在籍をいたしております。これは、市内全児童生徒数の5%にあたります。中には、外国人児童生徒の割合が10%を超える学校もございます。

こうした実態を受けまして、当市では、初期適応指導、取り出し指導、入り込み指導と指導体制を整えまして、外国人



児童生徒が不適応を起こすことなく日本での学校生活を送り、確実に学力を高められるようにしております。

特に、初期適応指導教室「のぞみ教室」では、文部科学省の「虹の架け橋事業」の委託を受けまして、子どもたちの学びの基盤づくりに大変重要な役割を果たしております。

さて、この2つのグラフ、上のほうを見ていただきたいと思います。これは本年度本ブロックで行った、「2011年（平成24年）3月に中学校を卒業した外国人児童生徒の進路等調査」の結果の抜粋ですが、美濃加茂市と集住都市会議全体の調査結果のうち、在籍5年以上の生徒の授業理解に必要な日本語能力の程度を比較いたしました。

これによりますと、通常の授業において、教科の学習が理解できる生徒の割合が、全体よりも高く、日常会話不可の生徒と学習用語表現不可の生徒の割合が、全体と比較すると低くなっています。こうした事実は、初期指導から、ポルトガル語、タガログ語、中国語、英語を話せる支援員を配置し、段階的に指導を行ってきた成果が表れていると考えられます。

また、それは当市における外国人生徒の高等学校への進学率にも表れて、2011年度（平成23年度）は92.6%、2012年度（平成24年度）は74.2%となっております。今年は、高校の入学定員の減少によりまして、外国人生徒の進学率が昨年よりも低くなつたと考えられます。

しかしながら、問題点が3つございます。

1つは、支援員の数の問題です。当市では、現在市内すべての小中学校に外国人児童生徒が在籍しております。しかし、本年度、当市全体の4分の1の学校には、母語で対応できる支援員を配置できておりません。これらの学校では、子どもたちが母語による支援員の助けを必要とする時でも、支援員が寄り添えない状況にございます。

「のぞみ教室」では、本年度6月から7月にかけて、受け入れ可能な人数を超えたために、最大10名の待機児童生徒を生み出してしまいました。不就学をなくす事業ですけれども、対応する支援員の数に限りがあり、待機という苦渋の選択を取らざるをえませんでした。

2つ目に、支援員という身分に起因する問題であります。支援員は臨時職員です。1日5～6時間と就業時間が制限され、超過勤務手当もありません。従って、夜に行う生徒指導のための家庭訪問や保護者会では支援ができません。教師と保護者が子どものことを真剣に考える場で、子どもにとってもっとも近い位置にいるはずの支援員が不在となるのであります。

最後3つ目に、専門性の問題です。最近、言葉だけではなくて専門的な知識が必要となる指導の難しい事例が増えております。小学校中学年以降のある程度大きくなってから日本に呼び寄せられ、親との意思疎通のはかり方が分からない子どもたちや発達障害が疑われる子どもたち、このような子どもたちへの対応は、支援員だけでは難しいというのが現状であります。

支援員は、子どもたちの成長を願い、学校では毎日必死になって頑張っています。その結果、ある程度の成果は出ていると思います。しかし、今まで述べてまいりましたように、それだけでは追いつけない場面が外国人児童生徒や支援員を取り巻く状況の中にあると思います。外国人児童生徒が日本の子どもたちと力を合わせ生きていけるよう、国や県からの支援

員の配置に関する財政的な支援が継続されることを切に望みます。

地方の実態と将来を見据え、学校、子どもたちにとって本当に必要な施策に、これまで以上に支援していただきますようお願い申し上げ、結びといたしたいと思います。

御静聴ありがとうございました。

○上田市長（母袋創一氏）



皆さんこんにちは。長野県からまいりました、上田市長の母袋でございます。

早速現況に入ります。当市の外国人住民の数は、約3,700人でございます。このところ、ピーク時から比較しますと4割、2,500人減と、特にブラジル人の減少、これが目立っている状況でございます。

さて、外国人住民が日本で生活していく上で起きる様々な問題があります。その解決のためには、とても行政、市の取組だけでは無理があります。従って、多くの市民、団体の力を借りたいということで、2009年（平成21年）に上田市多文化共生推進協会「AMU」（エー・エム・ユーと称します）を立ち上げました。これを核といたしまして、関係する機関・団体・企業・地域住民、これらが担い手となりまして、市と密接に連携するかたちで多文化共生のまちづくりを進めているというのが現実でございます。

本日のブロックテーマの副題に、学びの保障という言葉が入っております。先程来言われているとおり、外国人住民は定住化が進んでおり、その中でも子どもたち、つまり第2世代の育成というのは、当市にとっても大きな課題であると、このように認識をいたします。従って、彼らがキャリアデザインを描けるようにするために、先程来出している高校進学というものが重要な意味合いを持ってくるものと強く感じており、小中学校の取組に加えまして、市民ボランティアの協力を得ながら地域ぐるみで子どもたちの支援体制を整えていく必要があると考えております。

当市の外国人児童生徒の状況をちょっと話しますけど、直近のデータで、市立小学校140名、中学校77名、合計217名の在籍でございます。このうち、日本語指導が必要と思われる児童生徒は92名います。小中学校は36校ございますけれども、このうち27校で外国人児童生徒が在籍をしており、国籍別に言いますと、ブラジル、ペルー、中国、インドネシア、この順となっており、引き続き南米系が多いという状況でございます。

そういう中で、教育面の対応でございます。上田市では、県から加配要員、この外国人の教育に関わるということで8名入れていただいておりますが、そのほかに、市独自に嘱託職員、日本語教育事業指導員、合わせて6名配置いたしております。

取組として、3つの形態がございます。

1つ目は、先程来出ている集中日本語教室、「虹の架け橋」は小学校2校において実施しており、2つ目に取り出し教室としての日本語教室がございます。これは小学校4校、中学校2校で実施しています。更に3つ目は、市の嘱託職員、日本語教育事業指導員による巡回

指導、これが小学校10校、中学校2校で行っております。

当然我々、限られた予算、人員で事業を行わなければいけません。それを補完する形で、先程来お話ししているAMUに事業を実施していただいており、例えば県教育委員会等と協力して行う高校進学のためのガイダンス、また夏休みを利用して、ボランティアが夏休み帳などの宿題、これをサポートする事業。こういったもの等がございます。

今年度から始まった取組を1つ紹介いたします。

上田市でも2010年度（平成22年度）から、外国につながる子どもの支援ボランティア養成講座、これを開催しております。修了した受講生の皆さん、「学習支援の会」を立ち上げております。小中学校の授業に直接入って、教員をサポートするという役目でございます。そういう中で、現在10名派遣されておりまして、派遣先は小学校4校、中学校1校、そして放課後児童クラブ1か所でございます。授業はもちろん担当教員の指示に従ってボランティアがサポートするということでございます。ボランティアが入ることで、よりきめ細かな対応が可能になるということでございまして、今後も更にステップアップすることを期待いたしております。

最後に、ひとこと申し上げたいと思いますが、やはり日本語で将来生活をするということを前提に考えれば、どうしても公立学校できちんと日本語を学んでもらうというのがいいと思います。そういう中で、今後も国の継続的な、また人的、財政的な支援を強くお願いしたいということを申し上げて、終わりにさせていただきたいと思います。

#### ○豊田市長（太田稔彦氏）

豊田市長の太田でございます。よろしくお願ひいたします。

豊田市の公立小中学校につきましては、9月1日現在730人の外国人児童生徒が在籍しております。全体の1.94%でございます。

市内101校の小中学校のうち、半数以上の53校に外国人児童生徒が在籍しております。そのうち、集住が進んでおります地域で、西保見小学校という小学校がございますが、ここは全校児童191名のうち、6割の116名が外国人となっております。ちなみに4年生のクラスでいいますと、日本人の男子児童がクラスの中で1人という状況でして、とっても違和感のある光景になっています。

学校が外国人児童生徒を受け入れる場合には、日本語指導や教科の学習指導はもちろんですけれども、学校生活に対する適応指導、卒業後の進路や帰国する児童への手続き、そうしたことについてすべてにおいて日本人以上に特別の配慮と支援が必要でございます。特に日本語を身につけることは、学校生活ではもちろん、これから日本社会で生きていくためにもっとも必要とされる要素であります。何よりも言葉が最大の問題です。この問題を解消するため、豊田市の取組について、日本語指導と教科指導について御紹介いたします。

まず、日本語指導でございます。豊田市では、県費の加配教員が29名、これに加えて市費の負担で50名の日本語指導員を配置しております。本市では、日本語が全くできない児童生



徒に対して日本語の初期指導を集中して行う、これは「ことばの教室」と言っていますが、これを設置しております。市内2校の小学校への設置です。児童生徒は在籍校に籍を置いたまま、この教室で約4ヶ月程度、基礎的な日本語、算数を中心に学習をいたします。また、朝の会、帰りの会、給食、清掃など、日本の学校に慣れるための適応指導もここで受けております。この教室で指導を受けた児童生徒は、授業を受けるための必要な言葉や学校生活での基本的な決まり事を学んでおりますので、在籍校に戻った時にスムーズに適応できております。その当該校の指導者も指導がしやすいという、そういった効果が実際に現れております。

また、これは愛知県のモデル事業として2010（平成22）年度に実施したんですけれども、市内のNPO法人が学校入学前の子どもに、最低限必要な日本語や小学校生活の決まり事を指導するプレスクールを実施し成果を上げております。これについて、市の単独事業として進めることにしています。

この義務教育の前、それから先ほど高校もありましたけれども、この義務教育前後の日本語指導の取組が必要だというふうに考えております。

次に、教科指導ですけれども、豊田市では、本年4月にデジタル教科書を整備いたしました。これは、動画や音声を使って子どもの興味をひく仕組みを施されておりますので、非常に外国人の子どもにも理解されやすいという状況でございます。加えて、西保見小学校と保見中学校につきましては、モデル校としまして、電子黒板と呼ばれます大型モニターも全教室に配置して、デジタル教科書を活用した授業を実施して効果を上げております。

人口減少、あるいは生産年齢人口が減少する時代に入ってきております。こうした中、外国人の子どもたち、そして日本人の子どもたちは、それぞれ同様に貴重な人材です。これらの子どもたちの教育に関しまして、まだまだ多くの課題がありますけれども、国や県、あるいは企業、地域の皆さんと連携して、1つ1つ解決していくことによって、真の多文化共生のまちをつくってまいりたいと考えております。

以上、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○小牧市長（山下史守朗氏）



最後、小牧市長の山下でございます。小牧市からの報告をさせていただきたいと思います。座って失礼いたします。

小牧市は、東名、名神、中央道の結節点であります内陸型工業都市でございまして、15万3千人の市民のうち外国人市民8千人弱でございます。5%弱でございます。

小牧市では、多文化共生社会の実現に向けて、教育分野におきましては、教育委員会を中心として、誰もが安心して学べる環境づくりに向けて諸条件の整備を進めているところでございます。

小牧市は、2012年（平成24年）5月1日現在、小学校16校、中学校9校、児童生徒数は小学校8,777名、中学校4,456名でございます。そのうち、日本語教育が必要な児童生徒は

643名でございまして、県からの日本語指導加配教員33名に加え、市が独自に4言語の語学相談員15名、日本語指導員4名を配置しております。

語学相談員の言語別の内訳は、ポルトガル語が5名、スペイン語が4名、フィリピン語が4名、中国語が2名であります。ここ数年、フィリピンからの子どもたちが急増いたしました、昨年度1名、今年度1名の増員をいたしました。

語学相談員と日本語指導員は、市内各校を巡回して子どもたちや保護者の相談に乗っています。また、ほとんど日本語を話すことができない子どもたちを対象とした日本語初期教室、「にじっこ教室」と呼んでおります。

これを2010（平成22）年度に開設し、集中的な初期対応を図ることで、来日して間もない子どもたちの早期の対応や学校の負担軽減に役立っております。

小牧市では、かつて多文化共生教育の深刻な問題に直面した経験があり、先生達を中心に「外国人児童生徒教育連絡協議会」を立ち上げました。各校の先生達や語学相談員は、互いに知恵を絞り、研究や研修を積み重ねて参りました。

更に、近隣大学等と連携、協力をし、支援のおかげもありまして、児童生徒が安心して学び育つ社会環境が徐々に整ってきているところでございます。

また、小牧市内の小中学校や幼稚園などで実践をされている「学び合う学び」、これは日本人の児童も同様でございますけれども、「学び合う学び」は、外国人児童生徒へ大きな成果を上げているところであります。

「学び合う学び」とは、聴くことや関わり合うことを大切にした協同的な学習のかたちであります。授業においては、従来型の受け身の一斉授業からの改善を図り、ペア、グループ学習、コの字型の机配置を行い、クラス全体の学び合いを積極的に取り入れております。

授業をはじめとする、学校のあらゆる教育活動におきまして、生徒同士が聴き合い、思いや考えをすり合わせ学び合うことは、外国人児童生徒にとっても、学習のツールとして日本語の習得やコミュニケーションづくりにも大きな成果を上げております。

仲間と共に学び合うことで、クラス全体が落ち着いた穏やかな雰囲気になることが、「学び合う学び」の特徴であるとよく指摘をされておりますけれども、不安な状態で教室にいる外国人児童生徒にとりまして、教室が居場所のひとつとなることは、深刻な不登校問題や、不就学問題に対しても根本的な解決策となる可能性が期待できるところでございます。

また、7月末、夏休みの日曜日には、連絡協議会の先生が語学相談員にも協力を求めて進路説明会を毎年開催しております。就学や進学に向けて、不安を抱える近隣市町の方々からの問い合わせを毎年多くいただいております。

しかしながら、外国人の児童生徒の学びを支援する中で、外国人児童生徒教育にかかる経費の増大が大きな課題となっております。

今年度、昨年度合わせまして、フィリピン語2名の語学相談員を増員いたしましたけれども、他の言語を含めてさらなる増員を求める声が学校現場から寄せられております。日本語初期教室についても、分室を作る予定でございまして、連絡協議会における教育費や学校教材費等の問題もございます。毎年開催しています進学就労に向けての進路説明会なども年々

経費が増加をいたしております。

そこで、国におかれましても、外国人児童生徒教育にかかる特別の事情に一層の御配慮をいただきたいこと、また、進学に向けて支援体制を更に充実させていただきたいことを是非お願いしたいと思っております。

また、先ほど言語を話せる支援員が少ないという御指摘がありましたけれども、県からの加配教員33名ございますけれども、通常の語学指導の専門家でない通常の教員であります、市単独で今申し上げたような相談員等を配置をしているわけでございまして、そこにもミスマッチがあるのではないかということを考えているところでございます。

小牧市の幼稚園、小中学校において、公開の保育、授業研究会を毎年実施しておりますので、是非関係の皆様方にお越しをいただきまして御見学をいただき、共に考えるきっかけにしていただければ幸いと存じます。

以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

以上長野・岐阜・愛知ブロックからの研究報告及び提言でした。今一度拍手をお願いします。どうもありがとうございました。

続きまして、群馬・静岡ブロックの首長の皆様、御登壇をお願いいたします。

現在、全体の進行が約10分間遅れております。この後の首長の皆様にも、5分以内での御発言に御協力をいただきたいと思っております。

群馬・静岡ブロックは、防災の課題について調査・研究をしてまいりました。集住都市会議では、すでに防災協定を結んでおりますけれども、その防災協定の締結から間もない昨年3月、東日本大震災が発生いたしました。その経験も踏まえて、緊急時はもちろんのこと、平常時のネットワークづくり



をどうするといいだろうかといったようなことについて、地域で暮らす外国人の方に調査に御協力いただき、その結果を今日御紹介しながら提言に結びつけていくということでございます。

それでは、最後のブロックになりますが、はじめに大泉町の齊藤直身町長より報告をいたします。

次に、ブロック所属の大泉市清水聖義市長、掛川市松井三郎市長、菊川市太田順一市長より、順次お願ひいたします。

では、齊藤町長、よろしくお願ひいたします。

#### ○大泉町長（齊藤直身氏）

あらためまして、皆さんこんにちは。大泉町長の齊藤でございます。座らせていただきます。



群馬・静岡ブロックのリーダー都市として、ブロックテーマ全般にかかる御報告をさせていただきます。

私達のブロックは、昨年度から2年間、「多文化共生社会における防災の在り方～災害弱者を作らないために～」をテーマとして研究検討を行ってきているところでございます。正しい情報をいかに早く提供し、その情報をいかに正しく理解していただくかということは、特に災害時など、生命に関わる重要な場面において、日本人外国人にかかわらず必要不可欠であることを外国人集住都市会議ではこれまで何度となく発信してまいりました。

そのような中、昨年3月11日、東日本大震災が発生し、東北地方を中心に大きな被害をもたらしました。震災の爪痕は今なお厳しく残る中、未だに収束の見通しが明らかでない原子力発電所の問題に加え、複数の地域で同時発生する南海トラフという巨大地震なども心配されているところでございます。

迅速かつ的確な情報が、いかに尊い生命や財産を守ることに直結するものであるかを改めて肝に銘じなければなりません。

さて、外国人集住都市会議では、今年の2月、自治体国際化協会と連携し災害時におけるやさしい日本語の必要性について担当者研修を行ったほか、この8月には、内閣府と共にによる多文化共生社会における防災の在り方をテーマとした公開セミナーを実施してまいりました。

また、今年7月、外国人集住都市会議に参加する全29都市において、日本に1年以上住んでいる南米系の外国人を対象にアンケート調査を行いました。この調査結果につきましては、本日の資料に付けてございますが、ここでいくつかポイントを報告させていただきます。

まず、回答者の6割を超える方が、日本に10年以上滞在していると答えております。18歳未満のお子さんの誕生地については、7割近くが日本で生まれたという数字が出ており、住まいについては、持ち家という回答が2割弱であることから、これからの展望としても長期において日本に滞在するという意識が見て取れる結果となっております。

また、その一方で日本語の会話については、通訳が必要という方が5割を超えており、日本語を読む能力については、日本の新聞が読めるという方は1割にも満たないという結果でございました。ただし、ひらがな、カタカナは読めるという人が5割おられるということも分かりました。

これらを整理してみると、わかり易い日本語で表記することは非常に有効であること、そして、生命に関わる重要な情報は、多言語化すべきであるということが言えるのではないかと思います。

また、8割近くの人が、地震に関する情報の収集先として、日本のテレビニュースを挙げております。日本語が充分でなくとも、緊急時においては、視覚で迅速に確認できるテレビという情報ツールがいかに浸透しているか、その重要性を改めて確認したところでございます。

ここで、参加都市における事例をいくつか御報告いたします。

まず、多くの都市では、外国人を対象とした防災訓練や避難所訓練などを実施するほか、多言語による避難所マップなどを用意しています。携帯電話に多言語で緊急情報などを発信したり、災害に備えて外国語表示シートを避難所に配備している都市もあります。

また、静岡県磐田市では、承諾を得た外国人住民の居住情報を自治会に提供し、有事の際に活用しようという取組を始めたところでございます。

さて、アンケートの中でも、被災者や被災地のために何らかの支援を実行した外国人が7割であり、今後大きな災害があった時、ボランティアをしたいという回答をした人が約8割にものぼりました。全国を見ましても、被災地においてボランティア活動を行った外国人の姿が大勢報告されております。これらの写真は、大泉町において育成しているブラジル人ボランティアチームによる炊き出し訓練の様子でございます。また、こちらは企業や群馬県内の大学と連携して行った、災害想定訓練の様子です。直下型地震直後に、負傷者や高齢者などを外国人住民と共に力を合わせて安全な場所まで避難させるというシミュレーションのもとで行いました。外国人=災害弱者ではなく、情報を的確に受け取り、適切な行動を取ることができれば、災害時などの緊急時にはむしろ、支援する側になって活躍してもらえる可能性は大きいのであります。

現在、国や関係機関におかれましても、外国人住民を視野に入れた防災対策や災害時対応の見直しを行っているところであると存じます。それらを更に力強く推進していただく意味を含めて、当ブロックでは緊急時を中心とした情報提供の在り方について、災害時と災害時に備えた平常時の2つに整理し、国、県、報道機関、経済界に対し、それぞれ御提言をまとめさせていただきました。

国籍にかかわらず、誰をも災害弱者にしないための基本は、情報弱者を作らないことでございます。尊い命が犠牲になった東日本大震災から1年と8ヶ月が経ちました。今もなお、行方不明となっている方が3千人近くもいる現状でございます。忘れてはいけないあの日と同じ規模の、もしくはそれ以上の大きな災害が予想されている今日、当ブロックの提言は決して後回しにしてはならないものばかりでございます。

この後3人の市長さんからも御発言いただきますが、どうか一刻も早く有効な対策を取っていただくよう要望し、群馬・静岡ブロックの総括として報告とさせていただきます。

以上です。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

斎藤町長ありがとうございました。

続きまして、各都市の取組及び提言について、順次お願ひいたします。

#### ○太田市長（清水聖義氏）

大泉町の隣町で、群馬県太田市市長の清水でございます。座らせてお話をさせていただきます。

私どもの市は人口22万余り、うち外国人が7,300人余りです。

当市は、危機管理室というのを持っておりますが、ある人はこんな話をしていました。危

機、つまりクライシスというのは、管理しがたい状態、危機管理しがたい状態を管理するわけですから、これは極めてやっかいな話であると。これは日本人であろうが外国人であろうが、非常にやっかいな話だと。

これはもう、東日本大震災を見ても、現実問題として目の当たりにした時に、果たして自分達に何ができるであろうかと考えると、外国人も日本人も同じ共同体の中で動かなければいけない。外国人の場合には、先ほどから話がありましたように、コミュニティという面、もう1つは言語というような面で、非常に伝達のしにくい面があります。それでも同時に動かなければならぬ。先ほど申し上げましたように、管理しがたい状態になった時に、果たしてどうかというと、非常に難しい問題が起こるということだと思います。



では、その解決策はというと、なかなか難しいわけでありまして、実を言いますと、先週から今週にかけて当市では、各地区で文化祭を開催しており出席いたしましたが、外国人はみえていなかったです。また、防災訓練を夏に行いましたが、これは大型ショッピングセンターで行いましたが、外国人の参加はありませんでした。

これは、とりもなおさず、この管理しがたい状態を解決するというのは、特に外国人に対しては非常に困難なことではないか。外国人の皆さんに市民という感覚を持ってもらうにはどうするか。我々自体が非常に熱意を持って、今齊藤町長がお話をしましたけれども、取組はすごくやろうとしているわけですが、現実問題として、個人情報の問題や、種々の問題で、なかなかそこまでつっこんでいけないというようなことだというふうに思っています。

当市では学校での防災訓練を行っており、外国人の子どもたちも参加していますが、地域組織の中での状況を通じてこれから防災訓練やあるいはコミュニティでの外国人の在り方、あるいは言語の問題など、もう一度総合的に私どもは検討していくかなければいけないとそんなふうに思っております。

以上です。

○掛川市長（松井三郎氏）



静岡県の掛川市長です。お茶の町、掛川市であります。少しPRをさせていただきますけれども、来週17日、全国お茶祭りを掛川で開催しますので、おいでいただければ大変嬉しく思います。

掛川市は、海岸線が10キロあります。それから、浜岡原発がすぐ隣にあります。そういう意味で、大きな地震や津波が来たときに、すぐ逃げなければいけない。逃げる、避難する、これが最重要課題であります。その時に、どう外国人に情報を提供するかと、これが最大の課題であります。その取組について、少し報告をいたします。

昨年3月11日に発生した東日本大震災におきましては、掛川市では、同報無線を使い、ポルトガル語、それから英語で津波に関する外国人市民向けの避難勧告等緊急放送を実施したところであります。外国人住民からは、高く評価をされましたが、内容的に決して完成されたものではなく、誰にとってもわかり易い内容であったかどうかという点で課題が残りました。

その後も、台風による避難情報を、外国人向けに放送し、試行しながら完成度を高める努力をしているところであります。

掛川市のみならず、外国人集住都市会議の参加都市では、様々な情報をポルトガルやスペイン語などに翻訳し、その町に住む外国人に提供していることだと思います。しかしながら、日本語の用語には、どのように訳すべきか悩むものも数多くあり、各都市で翻訳に微妙な差異が生じているのも事実だと思います。また、即座に翻訳することが難しい言葉も少なくありません。市町村単位では、このような課題への対応が難しく、より広域的なレベルで対応する必要があるというふうに思います。

そこで、外国人市民に正確な情報を迅速且つ的確に提供するためには、特に行政防災に関する用語に関し、全国の市町村で行う翻訳作業に共通して使用できる用語集を国において作成をしていただきたいと思います。

それから2つ目でありますけれども、翻訳体制であります。ポルトガルとかスペイン語とか、そのほかの言葉について、基礎自治体ではなかなか解釈が難しいということでありますので、多言語の翻訳体制を積極的に支援していただきたいということ。

3つ目でありますけれども、昨年の東日本大震災において、地震や津波による被害もさることながら、それに起因した福島第一原子力発電所の爆発事故という大惨事は、日本のみならず海外にも大きなショックを与えました。特に、福島県内では、原発に関する情報が遅れることで、外国人も含む多くの住民の方々が不安を持ち続けているということあります。

浜岡原発から30キロ圏内に掛川市はほぼ全域含まれます。まさに他人事ではない。国内の原子力発電所の稼働状況など、放射能に関する情報は、積極的かつ迅速に、また誰でも分かるような、外国人に特に理解をいただけるような情報を提供してもらうよう、国、県に強く要望したいということあります。

時間がきたようですのでここで終わります。ありがとうございました。

#### ○菊川市長（太田順一氏）

皆さんこんにちは。掛川市の隣にあります菊川市でございます。座って現状報告をさせていただきたいと思います。

私ども菊川も、浜岡原発の隣接市でありまして、先般の3.11の地震からいかに市民の皆さんのが安心で安全で生活できるかということが、非常に大きなテーマとなっております。その中で、今日は外国人集住都市会議でありますので、菊川市が取り組んでおります2つのテーマと、その課題と、これからのお話についてお話をさせていただきます。

私ども菊川市には、平川地区という地区がございます。そ



ちらでは、毎年外国人住民に参加を呼びかけまして、防災訓練を行っております。訓練は、地区の住民の中から選出されました防災員の方々が主催となりまして、警察、そして消防団、消防署などと連携をして取り組んでおりますが、やはり外国人の方にも関心を持ってもらいたいということで、地域の自主防災会、あるいはボランティア、あるいはコミュニティ協議会、自治会、ありとあらゆる団体の皆さんのが、ポルトガル語などのチラシを配布しておりますが、なかなか参加がしにくいという状況にあります。

その参加がしにくい状況は、やはり勤務の関係であります。やはり外国人の皆さんには、夜勤とか、あるいは不規則な仕事が入っているということで、勤務状況に課題があると、ネットがあると言ってもいいかと思います。

先ほどの、アンケートにもありますように、6割以上の方がやはり防災訓練に参加されていない、また、地域に溶け込んでいない。それらの課題をこれからきっちり対応していかなければならぬと思いますし、国に対してもこれからも提言をしていきたいと思っております。

2つ目は、災害情報の発信についてであります。こちらにもありますように、各家庭にこのような同報防災無線を配布しております。今、松井市長から話がありましたように、やはりこの同報無線というのは、緊急性が高いわけでありまして、私どもは日本語でアナウンスをしております。やはり、ポルトガル語、英語、タガログ語等を使うべきかと思いますが、逆に日本人の皆さんにも混乱を起こすというような、デメリットも考えられるわけであります。

そのようなことで、これから、わかり易い日本語を外国人の皆さんに知っていただきたく、危険度の高いもの、あるいは必要性の高いものにつきましては、国から指導をしていただい、外国人の皆さんにその危険度に応じて情報が提供できるようなシステムづくりというものを、これから進めていただくというのが必要ではないかと思います。

以上、当ブロックの提言のうち、防災訓練の啓発と参加の促進について、そして災害時の情報を多言語、わかり易い日本語により提供するための在り方などについての2点を中心にお話をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

以上、群馬・静岡ブロックからの研究報告及び提言でございました。首長の皆様に今一度拍手をお願いします。どうもありがとうございました。

本日の第Ⅲ部で御登壇をいただきます、衆議院議員、前内閣府特命担当大臣、中川正春様がすでに会場におみえです。ありがとうございます。

さて、皆様も御存じのとおり、そしてまた今の報告の中でもしばしば言及がありましたように、今年2012年（平成24年）7月9日、新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人の方々も住民基本台帳の対象となることになりました。

このことに関する緊急提言について、座長都市の飯田市牧野市長より御報告を申し上げます。

#### ○飯田市長（牧野光朗氏）

第I部を締めくくるにあたりまして、8月1日に行いました緊急提言につきまして報告をさせていただきます。



ただいまお話をありましたとおり、私も冒頭の挨拶でも申し上げたところですが、この7月9日から施行されました「出入国管理及び難民認定法」並びに「住民基本台帳法」の改正に伴いまして、様々な対応を私ども基礎自治体として行っているところでありますが、その中で緊急的な課題が生じてきたために提言をさせていただいたものでございます。

具体的には、黄色い冊子の45ページからその内容が書かれておりますので、そちらを見ていただきたいと思いますが、制度改正及び改正に伴う手続き等の周知、それから住民基本台帳制度の対象外となります外国人住民への対応、そしてそれを含めた課題解決に向けての国としての方針を引き続き明確にしていっていただきたいという内容でございます。

この提言を受けていただきましたのが、先ほど御案内がありました、当時担当大臣をお務めになられていた中川先生でございます。中川先生からは、「改正直後であり諸課題が出ている状況を理解したところである。制度や手続き、課題への対応について、外国人住民をはじめ自治体や関係機関へも丁寧かつ迅速に対応をしていきたい。外国人施策について課題を取りまとめ、総合的な政策づくりに取り組んできており、各省庁が横串を刺すよう連携して取り組んでいきたい。」と、前向きで頼もしいお言葉をいただいたところでございます。

7月9日の改正より4ヶ月が経過いたしましたが、外国人集住都市会議といしましては、今後もこの課題について調査研究を引き続き行い、必要に応じて国、関係機関等への提言をしていきたいと思っているところであります。

以上、今回の緊急提言についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

牧野市長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第Ⅰ部を終了いたします。

冒頭も御案内したとおり、引き続き第Ⅱ部にまいります。その準備を行いますので、今しばらくお席についたままお待ちください。

この後の第Ⅱ部、各府省庁の皆様よりお話をいただきます。その資料につきましては、本日皆様に配布した封筒の中にございますので、御確認をいただけると幸いです。

また、本日皆様の封筒の中に、カラーのパンフレットが入っております。そこに1か所訂正というか、情報の追加がございますので、この時間を利用して御案内申し上げます。

一番後ろのページから開いたところ、地図があって、外国人集住都市会議参加都市の情報が記載しております。実はその左上のところ、滋賀県湖南市の部分に外国人の国籍別の順位というところが抜け落ちております。滋賀県湖南市の外国籍の方々、多い順に、1番がブラジル、2番がペルー、3番が韓国・朝鮮となっております。湖南市は、1番がブラジル、2番がペルー、3番が韓国・朝鮮ということでございます。

## 【第Ⅱ部】 府省庁からの報告

### ○総合司会（池上重弘氏）

それでは、壇上の準備がほぼ揃ってきたようですので、第Ⅱ部、府省庁の皆様に御登壇をいただきます。

第Ⅱ部につきましては、外国人集住都市会議のアドバイザーである、関西学院大学井口泰教授に進行をお願いいたします。

準備はよろしいでしょうか。それでは、御登壇をよろしくお願ひいたします。

### ○コーディネーター（井口 泰氏）



それでは、ただいまより第Ⅱ部を開催させていただきたいと思います。

御紹介いただきましたように、私は、第Ⅱ部のコーディネーターを務めます、外国人集住都市会議アドバイザーの1人の関西学院大学の井口泰と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

最初に、本日のメンバーを短時間に御紹介させていただきたいと思います。

まず、一番左からお座りの、内閣府定住外国人施策推進室片山朗参事官でいらっしゃいます。続きまして、総務省自治行政局国際室の山越伸子国際室長でいらっしゃいます。続きまして、法務省入国管理局総務課の佐々木聖子課長でいらっしゃいます。続きまして、外務省領事局外国人課の早川修課長でいらっしゃいます。続きまして、厚生労働省職業安定局派遣有期労働対策部の宮川晃部長でいらっしゃいます。続きまして、文部科学省大臣官房の高橋道和審議官でいらっしゃいます。最後に、文化庁国語課の早川俊章課長でいらっしゃいます。

この第Ⅱ部は、先ほど第Ⅰ部で様々な御説明がありました研究報告、それから提言内容に対して、各府省庁からお答えいただくと同時に施策や取組について御説明いただくためのものです。

同時に、若干の討論を予定しております。

この第Ⅱ部は、次の第Ⅲ部での政府関係者によります議論の1つの土台になるものです。施策の各論、具体的な議論をしたいと思います。

これまで、外国人集住都市会議の各市長、町長から、外国人は地域を支える人材であること、共生することが地域の活力になるのだということを、様々な事例やデータなどの根拠、証拠に基づいて説明申し上げてきました。同時に、地域がいくら頑張っても、地域だけではやっていけない、国にやはり制度的な整備、財政的面の支援といった様々な要望をせざるをえない状況を皆様に御理解いただけたのではないかと思います。

そこで、この第Ⅱ部では、左にお座りの内閣府から順番に、各府省庁の皆様に御回答いただきます。そのルールを確認させていただきます。

時間が極めて限られていますから、御説明は4分以内でお願いして、4分超えました場合には、5分になる前に、速やかに終えていただきたいと思います。5分超えますと、私のほうから声をかけるかもしれません。どなたかお一人でも時間を超過してしまうと全体に響きますのでよろしくお願ひいたします。

それが終わった後、関係府省庁との間で、聞いておられるみなさんが疑問に感じられると思われる点などを、私から質問させていただきます。私からの質問は、お一人1分とし、お答えについても、基本的には1分として、2分にならないようにお答えいただきたいです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、内閣府の片山参事官からよろしくお願ひいたします。

#### ○内閣府定住外国人施設推進室参事官（片山朗氏）



片山でございます。座って説明させていただきます。

早速ですが、まず、定住外国人施策の話を我々の用意したレジュメを見ながら説明を聞いていただければと思います。

定住外国人施策なんですけれど、実はそれほど歴史は長くなくて、2009年（平成21年）3月に日系定住外国人施策推進会議というものが、内閣特命担当大臣を議長として作られております。

それを受けまして、2010年（平成22年）8月に国としての体系的かつ総合的な方針を策定するということで、日系定住外国人施策に関する基本指針をまとめています。

その概要が書いてありますけれど、基本的な考え方としましては、日本語能力が不十分な方が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ社会から排除されないようにするという基本的な考え方のもと、日本語で生活できるために、子どもを大切に育てていくために、安定して働くために、社会の中で困ったときのために、お互いの文化を尊重するためにといった、この5つの分野についてやるというのを決めております。

それを踏まえまして、2011年（平成23年）3月、これを具体化することを目的としまして、日系定住外国人施策に関する行動計画を策定したところでございます。

1枚めくっていただきますと、ここに施策の実施状況が出ます。これにつきましては、時間もありませんので、それぞれの各省庁に任せようと思いますけれども、それぞれ1番2番ですと文部科学省が中心になって、3番ですと厚労省、4番だと内閣府とか総務省ですね。

我々は、その内閣府でございますので、4番の国の制度に関する情報の多言語化の推進ということなんですけれども、次のページに、ポータルサイトについてというのがあると思います。

もうすでに御案内のとおり、日系定住外国人施策ポータルサイトを活用しまして、外国人への情報提供を実施しておるところでございますが、例えばこの8月に内閣官房で外国人との共生社会実現検討会議の中間取りまとめがありましたけど、そういったような取りまとめとか、例えば、先々週に日本年金機構からの依頼で、新たな在留管理制度に伴う外国人の年

金に関する脱退一時金についてのお知らせ等々掲載していたりするところでございます。

このポータルサイトは、N P Oとか地方自治体における取組や事業も広く掲載しているところでございますので、もしも何かお知らせしたい事項がありましたら当室まで御連絡いただければ幸いでございます。

先ほどのブロック、特に群馬・静岡ブロックの発表にもございましたけど、内閣府では、今、ポータルサイトの充実にあたり、わかり易い日本語の研究を行っておりまして、これからサイト内でも随時紹介していきたいなと考えているところでございます。

わかり易い日本語についての意義は、本当に先ほどからも色々ありましたけれど、災害が発生した場合にも有用であることはもちろんのこと、普段から国や自治体の職員でも対応が可能であること、外国人にとっても当然ながら学びやすいこと、さらにはある程度の外国語の能力のある方がいらっしゃれば、外国語の翻訳もしやすいということで、非常に大きな可能性を持っていると考えております。

最後に、今後の予定としましては、先ほどありましたような推進会議の枠組みを活用してフォローアップするほか色々考えていって、連携を積極的に図りまして、その知恵を働かせながら施策を実施していきたいと思います。

短いですけど、以上です。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。急がせてしまって、申し訳ありません。

続きまして、総務省自治行政局国際室の山越室長からお願ひいたします。

#### ○総務省自治行政局国際室長（山越伸子氏）

総務省の山越でございます。

総務省におきましては、地域における国際化のひとつの柱といたしまして、多文化共生施策に取り組んできておりまして、特に国際化については様々な施策がある中で、その多文化共生のウェイトはだんだん大きくなっているところでございます。

御存じのとおり、2005年度（平成17年度）に、多文化共生に関する研究会を設置いたしまして、本日アドバイザーとして御参加いただいております山脇先生を座長といたしまして、地域における多文化共生推進プランを作成し、地方公共団体の皆様にお示しをさせていただいたところでございます。

資料の1ページ目がその概要でございます。プランでは、言語の問題を中心としたコミュニケーション支援、生活支援、さらに多文化共生の地域づくりという柱を3つ立てまして、それを推進するための体制を整備していただくという指針になってございます。

その次のページが、2012年（平成24年）4月時点での各地方公共団体の多文化共生の推進にかかる指針・計画の策定状況でございます。私どもがお示ししたプランを受けまして、各地方公共団体の実情に応じて計画の策定等、施策を推進していただいているところで、年々



策定団体数は増加し、現在、都道府県、政令指定都市レベルでは、ほとんどが指針や計画を策定していただいている状況でございます。都道府県、市町村ではそれぞれ置かれている状況が異なりますが、引き続き地域の実情に応じた取組を推進していただくことを期待しているところでございます。

また、地方公共団体の先進事例、特にこの外国人集住都市会議での会員都市の皆様の様々な活動などを含めた先導事例、いわゆるベストプラクティスを集めることが重要であろうということで、2008年度（平成20年度）には事例の調査、2009年度（平成21年度）、2010年度（平成22年度）には各都市の先進的な取組の事情、経緯、工夫、今後の課題等についての意見交換会を行っております。これについても、報告書を総務省ホームページに掲載しているところでございます。

更に、先程来議論になっておりますが、昨年度から今年度にかけましては、先般の東日本大震災を受けまして、災害時での多言語情報提供をはじめとした多文化共生に関わる対応方策をテーマに研究会で議論をしているところでございます。この研究会では、本日の総合司会をしておられる池上先生にも御参画していただいており、地方自治体の皆様にも御協力いただき、地方自治体へのアンケート調査やヒアリングを通じまして、地方公共団体の災害時での取組事例、課題等を把握いたしまして、課題解決に向けた効果的な対応方策も議論しているところでございまして、本年中に報告書を取りまとめる予定でございます。この内容は、取りまとめ次第、また総務省ホームページにて公表し、皆様にも周知を図る予定でございますので、是非御使用いただければと思います。

最後に、住民基本台帳についてでございます。本年7月9日、皆様御存じのとおり、外国人住民の方を住民基本台帳法の適用対象に加えます改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民にかかる住民基本台帳制度がスタートしたところでございます。

皆様の御尽力によりまして、制度が施行できましたことに、まずは感謝の意を表したいと思います。今後も制度の定着に向けてお力添えをいただきますよう、お願いするところでございます。

なお、本制度において必要となる転出転入の届出などに関する広報資料をお手元に配布しております。多言語電話相談窓口やホームページの御案内もさせていただいているところで、これらも御活用いただければ幸いでございます。

また、2013年（平成25年）7月から、外国人住民の方も住民基本台帳ネットワークシステムが適用されることになってございますから、これについても円滑に施行できるよう御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。

続きまして、法務省入国管理局の佐々木聖子課長にお願いいたします。

#### ○法務省入国管理局総務課長（佐々木聖子氏）

入国管理局でございます。口頭でのみ御説明をさせていただきます。今まで御発言を重ね



ていただきましたように、今年の7月改正入管法が施行されまして、新しい在留管理制度が導入されました。

この制度ですけれども、これまで集住都市会議の皆様方が御議論をされ、御提言されてきました内容を踏まえつつ立案して導入をさせていただいたものです。

4ヶ月経ちましたけれども、私どももまだ地方自治体の皆様方と御相談をしながら、円滑化、適正化を図っていかなければいけないと考えておりまして、先ほど御紹介のありました緊急提言の内容も含めまして、引き続き適切な運用、

さらなる検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、御提言をいただきたいいくつかの具体的な内容につきましてお話をさせていただきます。

まず1点目、「生活に最低限必要な日本語能力を入管法上の優遇措置項目として考慮してはいかがか。」という御提言についてでございます。

これにつきましては、一步実現をしてございます。新しい在留管理制度の導入に伴いまして、在留期限の上限がこれまでの3年から5年に伸長されました。5年という新しい在留期間のカテゴリーができたことに伴いまして、いわゆる日系定住外国人の方の在留期間5年の決定に際しまして、一定以上の日本語能力を有していることを考慮事項のひとつとするという運用を始めております。そうした方々のより安定した在留へのインセンティブになれば良いと私どもも思っているところでございます。

なお、この日本語能力はあくまでも在留期間の決定に関する考慮事項の一つであります、在留許可の要件というものではありませんので念のため申し添えます。

我が国での生活について、本日色々とお話を頂戴しましたけれども、適正な滞在に必要な日本語能力の重要性というものは、私どもも充分に認識をしてございまして、こうした実務の運用状況も踏まえながら、御提言につきまして今後の検討の参考とさせていただきたいと思います。

それから、2つ目ですが、同じように、各種の社会保険制度への加入を入管法上義務づけるべきではないかという御提言を、亀山市長様をはじめとして御提言いただきました。これも、現状におきまして、こうした社会保険制度への加入自体が、在留許可の要件にはなってございませんけれども、先ほどの日本語能力と同じように、5年の在留期間を付与する際に、その在留資格に応じて、推薦人の方が入管法上の届出義務を履行して下さっているかどうかということに加えまして、納税義務などの公的義務を履行していただいているかどうかということについても考慮することとしてございます。

審査の過程で、社会保険制度などに未加入であるということが判明した場合には、在留期間5年の決定はしないという運用を行ってございます。

この点に関しまして、もう一步進んで義務づけられないかというお話があるかと思いますが、こうした社会保険制度への加入を在留許可の要件とするということの前提といたしまし

ては、まず加入義務がきちんと明示され、かつ周知され、そしてそうした義務違反が生じているということが、私どもにも容易に確認できる方法が確立されているということが必要だと考えてございます。

また、中長期在留者の権利義務関係が正しく確認できるように、出入国管理情報の利用の在り方を改善し、関係する行政情報間の調整を行うべきという御提言をいただきました。

新しい在留管理制度では、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する体制が確立いたしましたけれども、先ほど長浜市長様からお話をありましたように、それ以前に外国人登録原票の記載事項で公証されていた情報が収集されなくなつたという事情がございまして、私どもが収集をいたしました外国人登録原票の開示請求が多数なされているという状況がございます。

これにつきましては、できるだけ私どもも早くお答えすることができるよう努めていますが、他方、新たに根本的な解決の方法を検討していく必要があるとも認識しております。今後その外国人に関する情報が、外国人の我が国社会での生活上の基盤として、どのように活用されていくべきかということについて、検討してまいりたいと考えてございます。

この検討につきましては、集住都市会員の皆様方のお知恵を拝借する場面もあるかと思いますので、よろしくお願いを申しあげます。

私からは以上です。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

最後の点につきましては、行政に対する要望だけではなくて、集住都市自身と協力しながらやっていくべき課題のひとつかと思います。

それでは次に、外務省領事局外国人課の早川課長にお願いいたします。

#### ○外務省領事局外国人課長（早川修氏）

早川です。よろしくお願ひいたします。

まず、御提言いただきました災害時の多言語による情報提供についてですが、昨年の飯田市の会議でも御説明しましたように、外務省は、東日本大震災の際に、外務省のホームページ、それからNHKの協力を得て、NHKラジオジャパンを通じて、多言語による情報提供を行いました。

今後、大規模災害が起きた時には、被災した地域の外国人のニーズを踏まえた迅速かつ的確な多言語での情報提供が重要だと認識しております、特に日系ブラジル人の多い方の地域については、ポルトガル語での情報提供が重要になると考えております。

それから、2点目に、原発事故を踏まえまして、昨年の3月、地震の直後から、東京にある在京各国大使館に対しても、毎日関係省庁を巻き込んで詳細な説明を行いました。今後、同様の事態が起きた時には、しっかりと対応していきたいと思っております。



それから、3点目に、御提言のありました在日外交団、すなわち各国大使館や総領事館が行う自国民の保護に関する情報提供ですが、この提言については、提言を担当された大泉町の方とも意見交換を行いました、具体的にどのようなニーズやトラブル事例があるかについて伺いました。そのようなことも踏まえまして、今後また大規模な災害が起きた時には、何かご不明な点やお困りの点がありましたら、外務省の外国人課が窓口となって必要なアドバイスや情報提供をいたしますので、遠慮無くお問い合わせいただければと思います。

それから、次に、外務省がこれまで計8回行ってきた国際シンポジウムやワークショップですが、前回今年の3月に、山脇先生、池上先生の御協力を得て、大震災直後の外国人支援の在り方について議論をいたしました。来年2月の次回の国際ワークショップでは、今年の3月の議論を踏まえて、更にフォローアップをしていきたいと思っております。その中で特に、外国人が単に災害弱者だというだけではなく、積極的に支援する主体として活躍したということは、今年の3月に紹介されましたので、日本人と外国人が協力して災害に対応したということを踏まえて、外国人と日本人の間の連帯感の高まりといった前向きな側面にも、できるだけ議論の焦点を当てたいというふうに思っております。

最後に、私は昨年も飯田市の会議で非常に勉強させていただきました。いろんな首長の皆さんからの御意見も踏まえて、施策にできるだけ活かしてきたつもりです。まだなかなか改善ができないところもあるかもしれません、今後とも、今日の会議を踏まえて、また集住都市会議の皆さんに、日頃何か疑問や御質問ありましたら、遠慮無く外務省外国人課の入国管理・在留施策班にお問い合わせいただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。

次に、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部宮川部長にお願いいたします。

#### ○厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長（宮川晃氏）

外国人雇用対策を担当しています、宮川と申します。よろしくお願ひいたします。

私どもの外国人雇用対策について御説明させていただきます。様々な外国人の方々が日本に来られて、様々な課題・問題に直面されているわけでございますけれども、私どもは、外国人の適正就労、安定雇用に向けた取組が何より重要だと考えております。特に、日系の定住外国人の方々につきましては、先ほどの首長さん方の御報告にもございましたように、日本語能力の不足ですか、それから我が国の雇用慣行に不案内とか、あるいは職業経験能力の不十分さといった点など、自力による再就職が難しいという面がございます。

通訳、あるいは相談員の配置などによりまして、ハローワークにおける相談、支援機能の強化を行うとともに、将来的にも日本で安心して働いていただけますように、日本語能力の



向上などを図る就労準備研修、本日パンフレットを参考までに入れさせていただきましたけれども、今日御参加いただいている財団法人日本国際協力センターにお願いをいたしまして、こういうかたちで、日系人就労準備研修を行っているところでございます。

このような様々な取組を通じて、日系人、外国人の方々の安定雇用に向けた取組を進めているところでございます。

それでは、御提言いただいた何点かについてコメントさせていただきたいと思います。

まず第1点でございますが、求職者支援制度につきまして、外国人の方々の職業訓練科目の更なる充実という提言が最初に4ページのところにございました。この外国人向けの求職者支援訓練につきましては、自治体等含めました関係機関との連携強化を図りながら、今年ですと、12月までに関係機関の協議の場を設けまして、地域のニーズを踏まえた職種の訓練の設定ですとか実施をどうするかという協議を行っていただき、それに基づいて様々な訓練を実施していきたいと考えているところでございます。

それから、次に、雇用保険、社会保険の加入の義務化、特にその促進の点につきまして、先ほど法務省からも御回答がございましたが、促進の面では、法務省入管局の御協力をいただきまして、社会保険制度の加入を促すリーフレットを同時に配布させていただいているという取組を行っているところでございます。

それから、緊急雇用対策の関係の話が2点ほどございましたが、この緊急雇用対策につきましては、もともとの性格がリーマンショック以降の雇用の減少ということを踏まえまして、失業者の方々に雇用の場を提供するという主旨で事業を開始したものでございますので、ある程度雇用が回復している最近の状況を踏まえますと、これを引き続き行うことについてかなりの困難性はございますが、いずれにいたしましても、現在2012年度（平成24年度）中に開始した事業につきましては、2013年度（平成25年度）末までの事業は実施可能とされているところでございます。

それから、アクションプランにつきまして、総社市の市長さんから御紹介いただきました。この一体改革に伴います取組というものは、様々な事業を行っている中で、外国人を対象として取り組んでいただいているという、そういう面での好事例のひとつではなかろうかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、3年程度行った上で、評価を行っていくということになっているところでございます。

私からは、だいたい以上でございます。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。皆様には時間を守っていただきて、感謝申し上げたいと思います。

続きまして、文部科学省大臣官房高橋審議官にお願いいたします。

#### ○文部科学省大臣官房審議官（高橋道和氏）

文部科学省の高橋でございます。

本日は、各市町より貴重な御提言をいただきありがとうございます。私からは、提言内容



にも触れながら、文科省の取組について資料に基づいて簡単に御説明いたします。

まず資料1ページ目の下のグラフでございますけれども、これは公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒でございまして、2010年度（平成22年度）9月で28,500人余り。2008年度（平成20年度）調査より若干減少しているものの、依然として多くの児童生徒が在籍しております。このような児童生徒に対して、文科省が行っている主要な支援施策の概要を、2ページ目にまとめてありますので御覧ください。

本日も各市町から指導・支援体制の整備に関する御意見を多数いただきました。まず、①の「教員の配置」でございます。文科省では、従来より日本語指導が必要な子どものための教員加配の定数改善に努めてまいりました。来年度概算要求においては、小中学校について更に100人増員し、総数では1,485人を計上しております。また、来年度概算要求では、2006年度（平成18年度）以降策定されていない「定数改善5か年計画」の策定も要望しております。日本語指導に対応する教員についても、その中では5か年で500人の定数改善を見込んでおり、是非この改善計画を策定して、中期の見通しを持った改善ができるようにしていきたいと考えております。

次に、同じ2ページ目の④「きめ細かな支援事業」でございますが、これは3ページ目により詳細な資料がございます。そちらを御覧ください。これは、これまでの「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を組み替え、来年度からの新規事業ということで、各自治体が公立学校において帰国・外国人児童生徒の受け入れから卒業後の進路までを一貫して支援できる体制づくりを目的としております。

具体的な内容の説明は省略いたします。資料を御覧いただきたいと思いますが、御提言内容との関係では、日本語指導の補助者や母語が分かる支援員の派遣、当事業のために雇用された支援員の研修会の開催も可能となっております。

また、高校への支援員の派遣など、高校の支援体制づくりもこの事業の実施項目として明記いたしました。この事業の実施によりまして、公立学校の受け入れ体制、支援体制づくりの推進や、児童生徒への指導・支援の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、資料2ページ目の⑤を御覧ください。3か年計画で開発を進めてまいりました「研修マニュアル」と「日本語能力測定方法」が、今年度末に完成予定でございます。来年度には、各教育委員会に配布して、学校で御活用いただきたいと考えております。特に「日本語能力測定方法」は、御提言にもありましたように、子どもの日本語能力を把握し、指導について検討する際に御活用いただけることを期待しております。

また、特に資料には記載しておりませんが、文科省では、2010年（平成22年）5月に、本日もおいでですが、当時の中川副大臣の強いイニシアチブのもとで、外国人児童生徒が小学校や中学校に入りやすい環境整備の促進を政策として打ち出しました。この後の検討も踏まえて、今年の4月には検討会議を設置して、公立学校における日本語指導を特別の教育課程

として位置づける方向で、現在検討を進めております。議論の結果が得られしだい、お知らせをする予定でございます。

最後に、資料の4ページを御覧いただきたいと思います。2009年度（平成21年度）から実施している通称「虹の架け橋教室」でございますが、当初は2011年度（平成23年度）終了予定でしたが、各市町の強い要望を踏まえ、財政当局と協議した結果、2014年度（平成26年度）まで3年間の延長が認められました。皆様の御支援に改めて感謝申し上げ、引き続きの御理解御協力をお願い申し上げます。

また、日本には、長期滞在のブラジル人の子どもだけではなくて、本国への帰国を前提としてブラジル人学校へ通っている子どもも多くいらっしゃいます。単に我が国国内だけの問題ではなくて、ブラジルと我が国両国が取り組むべき課題であると考えておりますし、この点については、ブラジル政府や総領事館とも今後緊密にまた連携協議をしていきたいと思っております。

大変早口で恐縮でございました。以上でございます。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。色々新しい動きも御紹介いただきました。

最後に、文化庁国語課の早川課長にお願いいたします。

#### ○文化庁国語課長（早川俊章氏）

文化庁の早川でございます。

先ほど来、貴重な御提言、それからデータを頂きまして、誠にありがとうございます。座って説明させていただきます。

私からは、文化庁の主な日本語教育施策につきまして御説明をさせていただきます。

まず、文化庁の資料の1ページを御覧いただきたいと思います。この図は、文化庁の日本語教育施策の全体像を上段の審議会における検討と、下段の具体的な事業の2本柱で整理をいたしております。



2ページを御覧ください。本日の御提言の中に、日本語標準や判定基準の策定に関するものがございました。文化庁では、文化審議会の国語分科会に、日本語教育小委員会を設置いたしまして、これまで、生活者としての外国人に対する日本語教育につきまして、標準的なカリキュラム案に始まりまして、その活用のためのガイドブック、教材例集、日本語能力評価について順次計画的に検討し、取りまとめ、現在その周知に取り組んでおります。

また、今年度は、カリキュラム案等を活用して日本語教育の実践にあたる際の指導力の評価について、年度内の取りまとめを目指して検討を進めております。

次に5ページを御覧いただきたいと思います。5ページの事業の経緯、目的のところでございます。今お話をいたしました指導力の評価についての取りまとめが終わりますと、当初計画しておりました五つの成果物が完成することになります。ただ、このカリキュラム案等につきましては、集住都市会議からも、もっと活用されるように工夫が必要ではないかという

御提言も頂いてきました。

そこで、これらを有効に活用する方法を分かりやすく解説しましたハンドブックを作成すること、また、例年東京1か所で開催しております日本語教育研究協議会を、東京のほか新たに全国3地域を加えて開催しまして、この5点セットとその活用方法について更に理解を深めていただこうと考えまして、来年度はこれに要する予算を増額して要求しております。

次に3ページ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業を御覧ください。本事業は、外国人の生活上必要な日本語の習得を後押しするということで、日本語教室の設置運営などを支援するものでございます。今年度も合計120件の申請が全国からございまして、集住都市会議の会員都市内での取組19件を含む合計85件の取組が本事業の委託を受けて現在実施をされております。

実は今年、本事業が財務省の予算執行調査の対象となりまして、自治体の取組との重複を指摘されまして、来年度の概算要求に当たって事業の全廃、または一部の廃止を含めた見直しを求められたところでございます。このような厳しい状況ではございますけれども、文化庁といたしましては、来年度もそのまま存続する形で要求をしております。

次に、4ページを御覧ください。文化庁では、政府全体で取り組んでおります難民の定住支援事業の一環として、難民への日本語教育を実施しております。具体的には、定住支援施設での半年間の日本語教育プログラムを実施するというものでございますが、来年度は引き続きこの事業を継続しますとともに、この定住支援施設の半年間のプログラムを終了した後も、定住先の自治体と連携して、継続的な日本語教育を実施できるように必要な予算を増額して要求しております。

次、8ページを御覧ください。文化庁では、今年1月、当時の中川大臣のイニシアチブのもと、集住都市会議を含む日本語教育関係の28の機関、団体と関係省庁からなる日本語教育推進会議を立ち上げ、必要な情報交換等を行っております。この会議については、来年度も引き続き開催してまいりたいと考えております。

文化庁といたしましては、こうした取組を通じて、今後も日本語教育の推進に向けて、引き続き努力してまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。

約5分遅れで進行しておりますので、3時25分までやらせていただきたいと思います。今から約15分ですが、この時間を議論に充てたいと思います。

ただ今聞いていただきました通り、関係府省庁の皆様方におかれましては、外国人集住都市会議と問題意識はかなり共有し、予算の獲得や新しい施策立案の努力をしていただいているということが分かります。同時に、現実とのずれが色々あり、外国人集住都市のメンバーとの意見の違いが色々あります。

そこで、僭越ですが、私のほうから関係府省庁の方々それぞれに御質問を申し上げますので、非常に難しいことだとは思いますが、できるだけ簡潔に答えていただけるとありがたい

と思います。

まず、内閣府から御質問させていただきます。

内閣府の定住外国人施策の中で、いろんな取組を全体として進めていただいているというのは分かるのですが、実は複数の省庁にまたがっていて、なかなかうまく動きにくい施策があります。こうした問題について、積極的に内閣府にイニシアチブを取っていただけないのでしょうか。

1つは、先程来の日本語学習機会の保障についてです。確かに文化庁のみならず、文部科学省でも生活や就学に必要な日本語標準の整備などの施策に着手していただいているが、就労に必要な日本語標準の整備の問題につきましては、多くの省庁にまたがってくる可能性があります。

それから、外国人の権利義務関係を確保するためには、住民基本台帳と出入国管理の情報だけではなくて、それ以外にも、社会保険、雇用保険、外国人雇用状況報告など、色々なデータベースとの接点をもうけることが必要となってきます。ところが、これが今できていないのです。個人を特定できない、同一の人のデータを追い切れないという問題も出てきています。こうした省庁をまたがった問題への取組について、内閣府として、今後どのようにお考えでしょうか。難しいことを申し上げてまことに申し訳ないのですが、それは、私どもの非常に強い要望でもありますので、是非御検討あるいは、御回答いただければと思います。

それではよろしくお願ひします。

#### ○内閣府定住外国人施策推進室参事官（片山朗氏）

本当に、非常に難しい、難しいというかですね、すぐ答えられる問題ではないのですが、先ほども少し申し上げましたけど、日系定住外国人施策推進会議というのがあります、それを枠組みをはずして、今、行動計画の推進状況について常にフォローアップを行っているわけですが、そういう機会を通じて、色々調整をはかっていきたいと考えております。

それとともに、この行動計画は2011年度（平成23年度）から始めているわけですけど、必要に応じて開始後3年を目処に見直すこととなっておりまして、そういったような機会を捉えまして、色々考えていきたいと思っております。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

今後のさらなる御検討をお願いしたいと思います。

次に、総務省に御質問申し上げたいと思います。

先程来、広範な多文化共生施策や住民基本台帳の関係などについて、色々お話をいただきました。住民基本台帳と出入国管理データの関係については、今回の法改正で、一体的に設計されています。しかし、住民の権利と義務の関係をしっかりと確保していく観点から言いますと、総務省として、もっと法務省と協力する考えがないのでしょうか。

また、改正住民基本台帳法には付則の第23条という条文があり、これが問題になっているのです。在留資格を持たない、不法滞在になっている外国人は、外国人登録制度においては登録されていたのですが、改正制度では住民基本台帳には載らなくなってしまいました。こうした方々について、この第23条に基づき、今後の対応の仕方を検討していくことが規定さ

れてはいるのですが、これは、総務省がやるということではなくて、関係省庁がやることなのだという説明を受けています。しかし、総務省としては、関係省庁がこの問題にしっかりと取り組むように音頭を取っていただくことはできないのでしょうか。自治体においては、この問題への対応が、各自治体任せになってしまい、統一した対応がなされないことに対して不満が出ているのです。

以上の2点について、お答えをお願いできなくないでしょうか。

#### ○総務省自治行政局国際室長（山越伸子氏）

まず、法務省と協力をというお話ですが、総務省が中心になるというのはなかなか難しい分野であることは御理解いただきたいのですが、法務省が色々御検討されている中で、総務省として対応すべきことがあれば当然御協力をするということでございます。

2つ目の点は、御存じのとおり各省庁、各サービス、外国人が受けけるサービスは、多岐にわたっており、それぞれの法令等に基づいて実施されているため、そこは関係省庁がきちんと対応していただきたいというのが本来でございます。

ただ、御存じのとおり、総務省としてもそれらの各省庁の取り扱いについては、通知等で周知をするといった形で対応させていただいたところでございます。

では、先ほどの件について住民基本台帳の担当課から補足させていただきます。

#### ○総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室係長（平野聰司氏）

総務省外国人住民基本台帳室の平野と申します。

先ほど申し上げたお話によってほとんど網羅されてはいるのですが、今回の住民基本台帳法の改正によって、行政サービスの対象範囲が変わるものではないと承知しております。これらのサービスについては、本人からの申出等により、従来どおりサービスが提供されるものであると承知しており、また、関係省庁に対し、検討状況を調査いたしまして、自治体に對してその調査結果を情報提供させていただいたところであります。

以上です。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

住民基本台帳から、今回はずされた外国人の方々には、不法滞在の方々が含まれています。この方々について、法的根拠のあるリストが消滅し、各自治体が独自に作ったリストに載せ、従来通り行政サービスを行うということになってしまいました。ある意味では、不正常な状態になってしまっているのです。同時に、今回の法改正では、合法的な外国人しか住民基本台帳には記載できないことになりました。そこで、今後どのような措置をとるべきなのかという点が、問題点として残っていると思います。

それでは次に、法務省の佐々木課長にお伺いしたいと思います。先程来、日本語の能力に



については、在留資格5年の決定にあたって加味していただいているというのは御説明がありました。しかし、外国人集住都市会議は、生活に必要な日本語標準が、まだ出来上がっていないと認識しています。在留資格5年の決定に当たって、日本語能力試験のN2の水準を要件するのは、レベルが高すぎるという意見があったことを、まず申し上げたうえで、それに対する御見解を伺いたいと思います。

もう1つは、社会保険などへの加入についてです。現在は、入管法第20条及び第21条に関するガイドラインで、在留資格の変更又は更新の際には、申請者に健康保険証を提示することを求めてはいますが、社会保険に加入していない実態がわかつても、厚生労働省の作成したリーフレットを渡すだけなのです。結局、実際には、その後、社会保険加入のための効果的な措置がとられていない。これについて、もっと改善ができないのでしょうか。

最終的には、この、出入国管理情報あるいは住民基本台帳だけではなく、他の省庁の情報システムと、整合性のある関係を作り出すことによって、この問題を解決していくことが出来るはずです。今後、出入国管理情報と他省庁の情報システムとの関係を、どのようにしていくお考えですか。これは大きな話題だと思うので、短時間でお答えいただけますでしょうか。

#### ○法務省入国管理局総務課長（佐々木聖子氏）

先ほど申しましたように、新しい在留管理新制度になって、外国人登録原票の開示請求が非常に多くなっているということで、私どもも、このようなニーズがあるということを改めて認識をした次第です。

おそらく入国管理局の、今のミッションと言いますか、使命をもしかしたら超えて検討をしなければいけない部分もあるかとも思いますが、先ほど廃車の手続きに必要でいらっしゃるとか、おそらく相続ですとか、そうしたこと、今までの外国人登録原票の情報が活用されていたということも踏まえ、本当に社会基盤として外国人との共生社会を造っていくときにどういう情報が必要なのか、日本人を対象とする制度とも比較しながら構築していくということは、これから必要になってくると思います。

ただ、もちろんその時点で、個人情報保護法制との見合せた検討も必要だとは思っています。私どもも、皆様方をはじめ、関係者の方々のニーズをこれからどんどんお伺いしながら検討していきたいと考えております。

また、日本語能力の件ですが、現在、日本語能力検定N2、それからいくつかの日本語テストでこの基準ということを示してございますが、私どもも本当にどのレベルが日本社会で心地よく、そして円滑に生活していくために必要なのかというところの程度の判断について自信を持っているわけではございません。まだ運用を始めたところですので、状況を教えていただきながら、改めて考える機会があると思っています。

以上でございます。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

時間の制約が非常に厳しいので、その点御配慮ください。私の発言も短くさせていただき

ます。

外務省の早川課長に伺います。災害の関係ですが、東日本大震災の際にも、在日の大使館や領事館の役割が、非常に大きかったように思うわけです。先ほどのお話の中では、必ずしも、各国大使館又は領事館と具体的にどのように連携するのか、特に、地域の外国人住民に繋がっているキーパーソンと、どういう関係を作っていくのかという点については、言及がなかったように思います。その点についてお話しいただけすると、皆さん方の関心に答えることができるのではないかと思います。その点をお答え願えますか。

#### ○外務省領事館外国人課長（早川修氏）

ありがとうございます。

昨年の東日本大震災での対応については、前回の外国人集住都市会議でも御説明しましたが、在京大使館と、外務省の役割分担について申し上げますと、自国民保護は、基本的には在京大使館が行うことになっています。ただ、例えば安否確認ですと、被災した自治体に、東京にある各国大使館が個別に各自治体にばらばらに問い合わせをするのは、非常に自治体にとってみても大変な作業になりますので、昨年の場合も、外務省外国人課が一括して窓口となって、在京大使館から寄せられた不明の外国人のリストを絶えず改訂し、警察庁に協力を依頼して、行方不明者について分かったものについては、自治体や関係在京大使館にフィードバックしました。従いまして、地震直後の最優先課題としては、外務省は安否確認を最優先でやっていきます。

一方で、在京大使館は、例えば被災地や、被災した外国人に対する情報提供や、外務省が毎日行った説明を踏まえた自国民への情報提供、それから避難や出国に関するいろんなアドバイスを各地にいる外国人に行う。その際、例えばネパールであれば、最近お会いしましたが、ネパールの留学生出身で、神奈川県の国際交流協会に勤めている方とか、そういうリーダーになるような方が全国に展開している自国民に対する支援の核として在京大使館に協力したような実例はございました。

#### ○コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございます。

厚生労働省の宮川部長は、色々な課題を抱えておられ、現在、一部の地域では、雇用のリストラが起き、派遣切りに近い事態も起き始めています。そういう中で、実は、外国人労働者の雇用保険加入がどれくらい進んでいるかも分かっていません。外国人の社会保険加入につきましても、決め手になるような対策を厚生労働省は取っておられるのかどうか、非常に気になる状況です。

入管の窓口に来た外国人に対しては、社会保険に加入していない場合に、リーフレットを配るだけの対応にとどまっているのではありませんか。これから、経済情勢が非常に悪くなってきた時に、本当にこれで間に合うのでしょうか。特に、非正規雇用の方々への対応が重要なと思いますが、その点について、対策を講じるお考えはないのでしょうか。

#### ○厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長（宮川晃氏）

一部の外国人労働者について雇用保険、まだ加入漏れがあるという御指摘が正しい点だと

思います。ただ、雇用保険の制度というのは、事業主の方が入っていない、手続きを取っていなくても、給付を行うことは可能なかたちになってございます。その点を活用して、様々な問題があった場合には適切な対処をしていく。ただし、先生がおっしゃられるように基本はやはり、どうやって雇用保険に入っていただくのかということが一番重要でございますので、その点については、我々も今後とも知恵を絞っていきたいと思っています。

○コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

文部科学省の高橋審議官にお伺いいたします。先ほど、教員の加配又は支援員の配置について、追加の施策について御指摘をいただき、非常にありがたいことだと思っています。ただ、今回のブロック提言の中に、言語の多様化という問題が出てきております。この問題は、外国人集住都市にとっては新しい問題です。従来は、ポルトガル語中心で対応してきたのですが、言語の多様化の問題について、どういう対応が可能であるのか、その点についても補足していただけますか。

○文部科学省大臣官房審議官（高橋道和氏）

さきほどの説明で少し言葉不足でございましたが、3ページ目の今度新規事業で要求しておりますきめ細かな支援事業の中では、そういった母語の指導ができるような支援員の配置なども対応できるように今考えております。新規ですのでまずはこの予算を獲得するということが最優先になりますが、そういった中でできる限りまた御要望をお聞きしながら対応をしていきたいと考えております。

○コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

最後になりますが、文化庁の早川課長、国語課長に、日本語標準の作成など色々進めていただいておりまして、この問題が非常に大きいものですから、文化庁だけでは対応できないところが多々あろうかと思うんですけれども、その点について、今後どういうふうにしていたらいいとお考えなのか、内閣府と、あるいは法務省などともっと連携してやっていくことはできないのか、ちょっと大きい話で恐縮なんですが、その点を伺って終わりにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○文化庁国語課長（早川俊章氏）

御質問ありがとうございます。

先ほど時間がなくて、申し上げられなかったのですが、本日の資料2ページの下のところですが、文化審議会の国語分科会の日本語教育小委員会の中では、現在、指導力評価についてと同時に並行で、日本語教育に関する諸課題の洗い出し、整理のための検討というものを行っております。

そこには、先ほど御説明申し上げました、日本語教育推進会議、これは各省庁、それから関係団体の方々もお入りいただきおりまして、ここで御発表いただいた課題の例も資料にしてお示ししながら、また、この9月には集住都市会議の方々にも、ヒアリングに御協力いただきまして、今年度内の取りまとめに向けて検討を進めております。しっかり各省庁と連

携しながら、また関係団体の方々と連携しながら、この小委員会での検討を踏まえて日本語教育の推進に更に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。

本来でしたら、ここでまとめをすべきですが、既に時間を超過いたしております。関係省庁の方々には、本日御出席をいただき、非常にきめ細かくご対応をいただき、ありがとうございます。色々と意見の違いや考え方の違いはありますけれど、今後とも、外国集住都市会議としても、関係府省庁と協力しながら前進していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

○総合司会（池上重弘氏）

御登壇いただきました皆様、まことにありがとうございました。。

それではここで10分間の休憩に入ります。本当はもっと時間を取りたいんですが、15時40分に第Ⅲ部を開始いたします。

## 【第Ⅲ部】 政府関係者との討論

### ○コーディネーター（池上重弘氏）

会場の皆様にお願い申し上げます。

15時40分になりました。第Ⅲ部を開始いたしますので、速やかにお席にお戻りいただきま  
すよう、総合司会の立場からもお願い申し上げます。

まもなく第Ⅲ部を開始いたします。

それでは、第Ⅲ部の始まりに際しまして、御来賓の方を御紹介申し上げます。

国際労働機関（ILO）駐日事務所駐日代表上岡恵子様の代理で、林政彦様。衆議院議員  
古本伸一郎様政策秘書の竹内彰志様。ありがとうございます。

それでは皆様お待たせいたしました。これより第Ⅲ部として、政府関係者等との討論を始  
めさせていただきます。

第Ⅲ部に御登壇いただく皆様を御紹介いたします。

衆議院議員、前内閣府特命担当大臣、  
中川正春様。一般社団法人日本経済団  
体連合会社会広報本部長、井上洋様。  
日本放送協会（NHK）解説主幹、出  
石直様。外国人集住都市会議提唱都市、  
浜松市の鈴木康友市長。外国人集住都  
市会議座長都市、飯田市の牧野光朗市  
長です。そして、第Ⅲ部のコーディネー  
ターは、外国人集住都市会議アドバイザー、明治大学の山脇啓造教授でございます。



それでは皆さんよろしくお願ひいたします。

### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

それでは早速、第Ⅲ部を始めたいと思います。

第Ⅲ部のテーマは、「多文化共生施策の在り方～「外国人との共生社会」実現検討会議中  
間的整理をうけて～」となっています。

関連資料といたしまして、本日の資料集の49ページをお開きください。そして、それに加  
えて、パネリストのプロフィールが紹介された追加資料も一  
緒に御覧ください。

本日、第Ⅲ部でこのテーマが設定された理由としましては、  
既に関係者の皆さまはよく御存じのように、内閣官房で「外  
国人との共生社会」実現検討会議が今年の5月に立ち上がり、  
それから何回かの会議を経て、8月に中間的整理が発表され  
たことがあります。

政府の総合的な取組としては、2006年（平成18年）12月の  
「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」、そして



2011年（平成23年）3月の「日系定住外国人施策に関する行動計画」が出されて以来のものになります。

この中間的整理を取りまとめられたのが、本日のパネリストの一人である中川正春議員であります。中川議員は、2009年（平成21年）9月に文部科学副大臣に就任されて以来、文部科学副大臣や大臣あるいは内閣府の特命担当大臣として、外国人施策に関して精力的に取り組み、外国人の子どもに関する施策、留学生施策、あるいは日本語教育、そして共生社会実現の検討会議など、政府の中で積極的に外国人集住都市会議が取り上げてきた課題に関して、リーダーシップを発揮していただいたことは皆さん御存じかと思います。

そこで、本日の討論では、まず始めに中川議員から、この中間的整理に関する主旨、背景、あるいは狙いなどを簡単に御説明いただき、そしてその後、牧野市長、鈴木市長、井上本部長、そして出石解説主幹、それぞれのお立場からコメントをいただきたいと思います。

当初、3時半スタートの予定で、90分の時間があったわけですが、15分近く時間が遅れています、事務局からどうしても5時には終るようにとの指示を受けました。これまで外国人集住都市会議の東京会議では、フロアからの御質問を受けることがなかったのですが、今回は、できればフロアの皆様からひとつでも二つでも御質問をいただいて討論に加わっていただければと思っています。時間が短いのでそこまでできるかどうか自信がありませんが、できるだけ効率よく議論を進めていきたいと思います。

それでは、早速中川議員よろしくお願いします。

#### ○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

すみません、それでは座ったままですが、お話をさせていただきます。

改めてこの場でお話ができる機会を与えていただいたことを感謝申し上げたいと思います。これまで何回もそういうことを考えていましたけれども、なかなか実現することができなかったり、あるいはこのステージに立たせてもらえないかったりしてまして、本当に喜んでいます。

実は、もう何年前なのかな、これができて10年くらいですかね、11年か、12年くらいですね。最初の頃に、私とそれから自民党の河野太郎さんが参加をしまして、一言会場からお話をさせていただいたことがあります、そのときのこの集住都市会議の印象というのは、どちらかというと国の都合で、あるいは産業界も含めて、なし崩し的にその単純労働で出稼ぎという形でブラジルの皆さんを受け入れたということで、それにも関わらず、それがコミュニティに定着していく過程で、誰がそれを責任もってやっていくんだと。政策として、なし崩しでやったあげく、地方自治体にその責任を預けていくというような、そんな国の姿勢は許さないというような、そういうところが出発点だったというように思います。私はそれが本当に胸に応えましたし、そのところを国として責任を持っていく、あるいはまた、もう1つ言えば、この国の将来のかたちとして、この移民施策というのをしっかり位置づけ



た上で、その上でどのように多文化共生政策をつくっていくかというようなことを基本的にまとめた上で、皆さんと一緒に立ち上がってもらうということをしないと、大変なことになっていくなという、実は、その時に危機感を持ちまして、かつその危機感の裏付けというのは、実は、その現場現場で努力をしておっていただいて工夫するその知恵を出していただいているN P Oの皆様、今日も御出席いただいてますけれども、そこからしっかり叱られたり尻たたかれたりしまして、そういうことも現場の感覚としてあります、そこから政策推進へ向けて頑張っていこうということありました。

そのころ野党だったわけですが、野党なりに政策をまとめようと思って、いわば基本法ですよね。移民の基本法というのを具体的にまとめていこうということで頑張ったんですが、結果的には、その議論のコンセンサスが得られなかつたっていうことです。おそらく自民党も1千万人の移民計画というような形で提起をしたにもかかわらず、これも中途半端で行ってしまったということ。これは、そうした意味で、この国のコンセンサスをどう作っていくかというプロセスをいっぺん考えてみないと、極端に枠がこれだけだとか、あるいはもうこの国は、基本的には海外に対してオープンにしていく、あるいは世界の情勢を見ていると、その中で一緒に生きていかないと、国をオープンにして一緒に生きていかないとこの国が成り立たないということ、その基本は分かってるんだけど、具体的な形になっていくと、コンセンサスを作っていくのは、もっともっと工夫がいるんだろうという、そういう壁にぶち当たったということなんです。

その結果出てきたのが、私が副大臣になった時に足元でできることからということで、日本語教育を中心に文部科学省の政策の中をまとめてみようということで、まとめたのが先ほど出た話なんですけれども、同時に内閣府に対して横串刺して総合的にやってくれということを申し上げました。そこでも結局定住外国人ということではなくて、出稼ぎを中心とした日系の定住外国人に絞って政策をまとめていくっていうんで、範囲が限られた形での政策しか出てこなかったということで、基本指針や行動計画がまとまったという経緯がございます。

そうしたら、たまたま文科省の大臣から、次行ったところが内閣府の特命大臣ということになりました。担当したら多文化共生あるいは定住外国人、あるいはまた、第三国定住という難民の問題ですね。これは内閣官房と内閣府と全部またがっているというか、それぞれが内閣府、内閣官房の中の縦割りなんですね、みんな。縦割りなんです。それを、ひとつひとつ担当することになりました。

そんな中から、これはちょうど皆さんの思いも含めて、私の熱意も通じたんだろうということで、この担当を仰せつかったということの中から、この縦割りを、これまでの目標どおりひとつひとつに横串刺して、内閣府あるいは内閣官房がリードしながら、トータルな政策にまとめていこうということで手をつけました。それがこの検討会議ということなんです。

それで、私の気持ちとしては、最終的には移民の基本法まで議論できるような前提でこの検討会議というのを進めたかったんですが、これは私の力の足りないところで、各省庁そんな心の準備もできてないし、あるいは政治的にもそうした全体のコンセンサスというのが形成されてきてないということ、ここがネックになりまして、実はこの中間報告ということに

なりました。

その具体的な折衷点というのはどういうことかと言うと、2つのステップに分けましょうと。1つは、現在の外国人との共生社会の実現という観点から言うと、現在日本で生活している外国人の現状を踏まえて、この環境整備をどうしていくか。まさに、今皆さんを取り組んでいただいている、これを成功体験に持っていくかなければいけないと。その成功体験を持っていくことによって、将来日本が国をオープンにしていった時に、それでいいよという話になるんで、ここであちこち問題が起こって、海外から外国人を日本に受け入れていくということが、日本のためにならないというような、そんな結論になっていっては駄目なんだということ、そこをしっかり踏まえた議論をしていきたいというのが第1ステップなんです。

私、嬉しいのは、それぞれこの問題に取りかかっていただいているこの集住都市会議の首長さんが積極的に評価していただいて、いいことなんだと、社会あるいはコミュニティのダイナミズムにつながっていくんだと。それが日本のおそらく将来への姿というのを映していくんだろうというような積極的な対応でこの問題を今取りかかっていただいているということ、これ本当に嬉しいんです。感謝申し上げたいと思うし、これだけ苦労して皆さんやっていただいているわけなんで、国の責任としてどこまでやっていかなければいけないかっていうのは、もっとはっきりさせていくという、その責任が我々にはあるんだろうと思うんで、それを整理していくということ、その思いで第1ステップの議論をしました。

第2ステップというものに対して、実は、この中間報告の中で、今後の検討課題等についてということで提起をしています。

それは、これからも色々知恵を出していただきたいと思うんですが、例えば、さっきの生活者としての外国人に関する総合的対応というのを見直しをしていくということだとか、あるいは政策のアウトプット、政策としてこんなことをしていくよということだけじゃなくて、それから出てくる定量的指標ですね。アウトカムを目標設定して、例えば、子どもの高等学校への進学率を70%、80%にしていくというふうなことを目標にして、今現状、それぞれがどのレベルにあるか。それが突破できないということであるとすれば、どこに問題があるかっていうような、そういうかたちのメリハリの効いた政策を持っていこうという提言であるとか、あるいは今日もテーマになっていましたけれども、在留期間の更新だとか、永住許可に自分の日本語能力が反映されるであるとか、それから自分がこの国に定住していくんだと、日本の国民になっていくんだっていう、その気持ちを作っていくインセンティブを作るような、そういう政策で入国管理をしていくような工夫であるとかというようなことが提言されていますけれども、この中で一番大事なのは、最終的には基本法を作りましょうと、グランドデザインを作りきましょうということ、これが肝になっております。そんなことを是非皆さんと共有しながらこの中間報告をこれからもずっとフォローしていくと思いますし、全体を内閣官房でフォローをしていくって、最終的に国民の世論形成と言いますか、コンセンサスというのを作っていくということを、皆さんとは是非、思いを共有させていただい、これからも頑張っていければというふうに思っております。

以上です。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

先ほど、質問をフロアから受け付けるお話をしましたが、一通りパネリストの発言が終わった段階で係員が会場を回りますので、そこで質問紙を御提出いただきたいと思います。

それでは、続いて牧野市長からお願ひいたします。

○飯田市長（牧野光朗氏）

それでは、座長としてということで、これまでの私ども外国人集住都市会議の取組も踏まえながら、ただいまの中川議員の取組に対しまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、中川議員からお話がありましたように、この外国人集住都市会議に関わる課題につきまして、これまで様々な立場で御尽力をいただいてきたことに対し、まずもって敬意と感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

今回、舞台に初登場というようなお話もありましたけれど、決して嫌がっていたわけではありませんので、満を持して真打ちの登場というように御理解をいただければと思うところでございます。

外国人集住都市会議の取組を振り返って見ますと、先ほど12年目というようなお話もありましたが、お隣にいらっしゃいます鈴木市長の浜松市さんの呼びかけで2001年（平成13年）に始まって、その時13都市からスタートしたわけでありますが、現在ではそれが29都市にまで拡大をしてきています。

やはりそれだけ地域におきましてこの課題というものが非常に大きく、また深刻なもので

あったと思うところであり、先ほど、なし崩し的というようなお話が中川議員からありましたが、まさにそのコンセンサス無きなし崩し的な状況というものの中で、誰がこのつけを払っていくのかということを考えていきますと、地域住民の皆さん方にもっとも近いところで行政を担っている、また社会的弱者に対して手を差し伸べることを基本とする基礎自治体としての市町村が、どうしても関わっていかなければならないという背景があったと思います。



こうした取組というのは、各都市の個別の対応ではとても

解決ができないという中でこの外国人集住都市会議が形成されて、そしてお互いの課題を共有化させ、そして情報交換や調査研究を行って、そこから出た我々の思いというものを国等の関係機関への提言につなげていったと思うわけであります。

こうした中で、最近の取組におきましても、例えば一昨年の11月の東京会議におきましては、会員相互の連携としての災害時相互応援協定を締結したわけでありますが、奇しくもその4ヶ月後に東日本大震災が起こりまして、会員間での支援の申し出、あるいは多言語での情報提供等が行われ、その成果を示すことができたと思っているところであります。

また、住民基本台帳等の制度の改正に関しましては、この外国人集住都市会議におきまし

て、一貫して国等に提言をさせてきていただいたものが、10年をかけてようやくここまで来られたと思います。

これまでの考え方というのは、どちらかというと外国人住民の皆さん方をお客さんと捉えて、それに対してどのような支援をしていくかという考え方へ傾いていたと思うんですが、これから考え方というのは、外国人住民の皆さん方を多様な人材と受け止め、地域においての活力につなげていく。こうした考え方方が、まさにこの多文化共生施策の根本に位置するようにならなければいけないと思うところであります。

そうしたことを考えていた時に、中川議員が担当の大臣になられ、そして「外国人との共生社会」実現検討会議が発足しまして、その中間的整理が取りまとめられたというのは、私は非常に意義があるものだと思っているところであります。これは、先ほど申し上げたように、一時的な滞在者としてではなくて、地域社会の一員として受け入れていくという視点に立った、こうした中間的整理だと思うわけであります。

問題は、これが中間的整理で終わってしまうのではないかということを、私は最も危惧するわけであります。先ほど横串の串という話が出ました。中川議員がこの串になって縦割りの中をなんとかおまとめいただいたというお話があります。ではその串が取れてしまったらどうなるかということを、我々は懸念するわけでございます。何とか横串を通しながら、これからも我々の地域社会の課題を国の関係府省庁の皆さんとも共有しながら前向きな議論をしていくためには、先ほどお話もありましたように、国としてのグランドデザイン、そして基本となる法律、政策というものがどうしても必要になるんじゃないかなと私も思うところでございます。

以上であります。

#### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

では続いて、鈴木市長、お願ひいたします。

#### ○浜松市長（鈴木康友氏）

実は、この後の議論の中で、色々と議論を尽くした上で、私は中川先生に是非きちっと国会議員が政治的なリーダーシップをフルに発揮して、基本法を作つて下さいということをお願いしようと思ったんですけれども、中川先生からすでにそのお話が出てしまって、実は私も市長になる前は中川先生と同じところで働いておりまして、よく存じ上げている先輩議員でございますけれども、おそらくこの問題に関して、もっとも熱心に取り組み、またもっとも知見を持っているいらっしゃる先生であります。私は中川先生の時にもしこれができなかったら、しばらく進まないだろうなという、大変大きな危惧を抱いております。

12年前に初めて中川先生がこの外国人集住都市会議に出られて色々問題意識を持たれたというお話が先ほどありましたけれども、その当時からずいぶんと環境っていうのは変わっ



てきているなというふうに思います。私どもの浜松市も、もともとたくさんの南米系の日系人の方々がいらっしゃって、様々な課題に対応していかなければいけないと、問題対処型でスタートしたわけですけれども、今は発想が切り替わってきておりまして、実は今いらっしゃる方ほとんどが、永住権あるいは長期滞在が可能な権利を持って、在留資格を持っていらっしゃるものですから、まさに、これからそういう人達と一緒にまちづくりをやっていかなければいけないという時代に入っているんですね。

リーマンショック以来、南米系の皆さんは、実は数が減っているんですけれども、今度はアジアの色々な国の皆さんが増えています、今そういう在留の長期化と同時に多国籍化っていうのが進んでいます、まさにこれからこういう外国人市民の皆さんと一緒にまちづくりをしていくということで、日本もいよいよそういう時代に入ったなというふうに思っています。

そういう問題意識のもとに、国際交流基金さんと一緒に世界各国のこうした多文化共生に取り組んでいる都市とサミットを先日行いました。移民政策で非常に歴史の長いヨーロッパで、文化的な多様性っていうのは、その自国にとっての脅威ではなくて、それをむしろ活力としていくということ、そういうものを融合しながら、新しい価値を生んでいくっていうような、「インターナルチュラル政策」が非常に注目されておりまして、そういう取組を非常に熱心にやっているんですね。

韓国は韓国で、2006年（平成18年）に政府が「外国人政策の基本方向及び推進体系の策定」をするとともに、2007年（平成19年）に「在韓外国人待遇基本法」をすでに制定しているんですよね。ですから、こういう先進的な都市との色々な情報交換、意見交換をしながら、我々も知見を広げていこうということで、今回のサミットで、多様性を都市の活力として活かし、多文化共生を都市政策として推進していくことの重要性を認識するとともに、今後国内外の多文化共生都市の連携を深めていこうという「浜松宣言」というのを採択をさせていただきました。

まさにこれから、今までどちらかというと外国人の人達に対する支援施策っていうのが中心だったんですけども、そうじゃなくて、一緒にこれから長く住んでいく皆さんですから、一緒になって取り組んでいくということで、やっぱりこれはまず国として、そういうことについてきっちりとした考え方を明確にしていくと。おそらく相当中川先生苦労されたというふうに思います。たぶん中川先生と同じくらいの思いで、同じくらいの知見を持っている方が、与野党に10人ずつくらいれば、もっともっと先に進めたと思うんですけども、残念ながらまだそういう状況はないなと。私が今深く反省しているのは、少し国会議員の教育をしなければいけないなということをつくづく思いました。

こういう基本法を作るっていうのは、各省庁の皆さんにお願いできることだっていうのは、先生もよくおわかりだというふうに思います。これは議員が議員立法でやっていくというのが基本ではないかなというふうに思っていまして、私も実は国会議員の時にエネルギー基本法っていうのを作ったんですが、国のエネルギーの基本政策の根幹になりますエネルギー基本法っていうのは、これは国会議員の発議で議員立法として作り上げたものであります、

やっぱり国の方針をどうしていくかという大きな道筋については、私は議員の皆さんにきちっと基本法を作り、政治主導で行っていくということをやっていかなければいけない。あんまり時間がないと思うんですね。中川先生は、ステップ1、ステップ2とおっしゃられましたけれども、やっぱりこれは逆だと。やっぱりステップ2が先になると進んでいかないというふうに、大変御苦労されているなということを痛感をしましたけれども、我々も色々後押しをしながら、是非中川先生の時に移民基本法を作り上げていただきたいなということを、改めて思いましたので、そのことだけお伝えしたいと思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

では続いて、経団連の井上さんお願ひいたします。

○一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長（井上洋氏）

経団連の井上でございます。

本日は、この場にお招きいただきましてありがとうございます。経団連が外国人受け入れ施策の検討をはじめたのが、だいたい10年くらい前のことです。私自身が産業調査で台湾を訪れた時に、外国人の受け入れ問題で様々な工夫をしていることを見てきたものがその発端でございます。かつて経団連の会長でいらっしゃいました奥田会長が、2003年（平成15年）1月にビジョンを出されました。それに書き込んだのが初めてでございます。



その後いくつか提言をしておりまして、本日も討論資料というところで、経団連が2009年（平成21年）4月にとりまとめた提言の概要をお配りしております。タイトルは、「競争力人材の育成と確保に向けて」というものですが、まさに日本は国際競争力の強化のためにやるべきは人材の育成であり、その中の大きな柱として外国人材の育成と確保、定住化を掲げました。

先ほど両市長からお話をありましたように、これから外国人の受け入れ施策というのは、目の前で起きていることへの対応だけではなくて、もう少し中長期的に、地域の活性化、あるいは国全体の活性化を踏まえ、必要な人材としての外国人を育成し活用していくということを意識しなければいけないということであり、2009年（平成21年）の提言でも、そのことを強調しているわけでございます。

その後、出入国管理法上の対応として、ポイント制度などが入りましたが、やはり中川先生がおまとめになったこの「中間的整理」は、長年、この問題に携わってきた者からすると大変画期的だと思っておりまして、是非ここで書かれていることを前に進めていただきたいという思いであります。

経団連の基本的な考え方とは、今、目の前にある現実への対応と、50年先の日本社会を見据えた取組を整合化させつつ前に進めていく必要があるということになります。そのためには、政府による「基本方針」が必要不可欠であろうということに尽きます。この「基本方針」は、

やはり法律に基づかなければなりませんので、「基本法」を是非早く制定していただきたいということでございます。

この「競争力人材の育成の提言」の中でも、「中間的整理」にお書きいただいたことと同じ方向性のものは書かれていますが、例えば提言では、多文化共生社会推進基本法を制定することのみならず、推進本部を設置し、その本部長を内閣総理大臣にすることなどを申し上げています。加えて、内閣府の中に、その必要な企画立案総合調整を実施する組織も作るべきであることも訴えています。さらに基本法を制定するために「有識者会議」を設け早く議論を進めてほしいということも書いております。

そういう観点から、「中間的整理」での認識とは全く同じ方向なのですが、御存じのとおり、日中・日韓の間で摩擦が生じており、日本も厳しい立場にあり、国として外国人を惹きつけるような魅力のある国づくりを急ぐべきであるということが、現状、大前提になるのではないかと思っております。

実は私は、写真を撮ることを趣味にしておりまして、最近東京駅が復元されきれいになって、先日、IMF・世銀総会が帝国ホテル、東京フォーラムを中心を開催され、多くの外国人の方が東京を見に来られました。私がそこで写真を撮っていると、外国人の方が「私たちも入れて撮ってくれ」ということで、色々な方をお撮りしたわけですが、「こういう建物がある日本は素敵だ」ということを、あるアジア系の外国人が仰っていました。

要するに、このように素敵な国を壊したり、誹謗中傷したりしたくないという思いを外国の方に持っていただく日本にすべきだということです。これは、観光立国という大きな流れとして、経団連と政府は問題意識を共有していくのではないかと思うのですが、この外国人の受け入れになると少しトーンが変わってくるわけです。それはやはり、定住化というトーンがどうしても弱かったためではないかということです。これは経済界としても反省するわけですが、その点は、この集住都市会議でも何度も御指摘を受けておりますので、経団連の提言の中には、はっきりと「外国人には定住化してもらい、できれば家族で住み、子どもたちには日本の公教育を受けてもらって、日本の中でチャンスがあれば重要な戦力になってもらう、日本で才能を発揮してほしい」ということを書きました。

時間があれば後ほども御説明したいと思いますが、その中でもっとも重要なのは、やはり日本語教育です。それを前提として、公教育の中でも日本の大学へ外国人の子どもたちをいかに進学させるかを考えていかなければならぬと思います。そして、その子どもたちをいかにして日本の企業に就職をさせるかということあります。個人的には、そういう流れをつくるべきではないかと強く思っております。

以上でございます。

#### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは最後に、NHKの出石さんからお願ひいたします。

#### ○日本放送協会解説主幹（出石直氏）

こんにちは、NHKの出石と申します。

私、NHKを代表する立場ではありませんので、あくまで個人としての発言と受け止めてください。

ちょっと今までの話とは異なるかもしれませんけれども、在日外国人とメディアという観点で、東日本大震災の前と後に、NHKがどういう対応をしたのかというのを、ちょっと簡単に御説明した上で、環境整備について考えることを2、3点述べさせていただきたいと思います。

資料集とこちらのオーバーヘッドを見ていただければと思いますが、まずは東日本大震災の時にどんなことをやったのかというのは、特に目新しいことはありません。4カ国語で緊急放送をしたとかですね、ポータルサイトなどに無償で情報を提供したとか、あるいは大使館、総領事館からの要請を受けて外国人向けの安否メッセージを放送したりといったことをしました。

それをどう受け止めていただいたのかという調査結果があります。これは放送文化研究所が今年行った調査なんですけれども、結果は今日のI部の群馬・静岡ブロックからの報告と重複しますので簡単にします。

見ていただきますと、普段から日本についての情報というのは、ほとんど日本のテレビから得ているという方が非常に多いんですね。国によって多少違いますけれども、日本語のテレビから日頃の情報を得ていると。更に、緊急時の情報というのは、より日本のテレビに依存しているということが分かります。震災後の情報についても、やはり日本語のテレビというのが圧倒的に多い。

日本語能力にかかわらず、平時も災害時も主たる情報源は日本語のテレビだということ、もちろん日本語能力によって知りたい情報を得られたかというのは人によって異なるわけですけれども、注目すべきは、震災後に色々困っている、悩んでいるといったことに対して、意見をくみ取って報道してくれないという声が非常に強かったということ。

それからもう1つは、母国語、英語、そしてやさしい日本語による情報提供に対するニーズが非常に強かったというものがまとめあります。

そういう反響を受けまして、今、NHKは短波放送を中心的に、日本語を含めて18の言語で放送しておりますけれども、そういうサービスをパンフレットにして自治体を通じて配布すると同時に、こちらのホームページでもダウンロードできるようにしております。

あと、やさしい日本語ニュースというのをポータルサイト上に出しております、やさしい日本語でニュースを見ていただくということをやっております。

ただ、ここからが一番言いたいことなんですけれども、こういった努力には限界があるということを是非おわかりいただきたいんですね。

1つは、非常に情報ニーズというのが多様化、個別化しているということです。これは外



国人に限ったことではないんですが、例えば天気予報で言うと、東京23区の午後の天気じゃなくて、午後何時何分頃の渋谷区どここの天気はどうだとか、つまり服に例えると、既製服ではなくてオーダーメイドの情報というニーズが高まっているんです。これは、我々のようなマスメディアというのは、完璧に対応するというのは技術的に不可能です。これが1つですね。

もう1つはやはり、資源に限りがあります。人もお金も、電波、まあN H Kはたくさん電波を持っていますけれど、それでも限界がある。特にこういった大規模な災害になりますと、やはり限られた資源を総合波とか色々なところに集中しますので、益々こういった多言語展開っていうのは難しくなるっていうことなんですね。

もう1つは、日本語情報っていうのが実は非常に有効だということなんです。ちょっとページを送っていただきますと、いろんな団体が東日本大震災の時にも多言語展開のサービスをしてくれました。言いたいことは、メディアの側が多言語に翻訳して伝えることには限界があるので、日本語でまずは情報提供いたしますと。それを自治体なりN G Oなりあるいは研究機関なりが、多言語化してサービスをするといったことのほうがより現実的ではないのかなというのが結論です。

もう1つ、このやさしい日本語の裏返しであるんですけども、情報を提供する側の意識、これも考える必要があるんじゃないかなということですね。これちょっと見ていただきますと、これは福島の第一原発の事故の後の原子力安全保安院の記者会見の文言をそのまま字にしたものですが、これを読んで理解できる方っていらっしゃいますかね。日本語でも理解できないものを、何語に訳しても分からぬわけですよ。もう1枚、こちら東京電力の2号炉の爆発直後の記者会見ですけれども、これを読んで日本人だって分からないですよね。危ないのかどうか、逃げたらいいのか、どんな危険が迫っているのか。つまり、情報を提供する側に分かってもらいたいという意識がなければ、何語であっても、やさしい日本語であっても、これは伝わらないということです。ですから、情報発信側の意識というのを変えていく必要があるんじゃないかなということが2つめの結論です。



## ○コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは、ここまで5人のパネリストの方々に御発言いただいた内容を簡単に整理してみたいと思います。

外国人政策に関しましては、どのような外国人にどのぐらい入国を認めるか、いわゆる出入国管理政策と、実際に外国人を国内に受け入れた後の統合政策の2つに大きく分かれますが、この両者は密接な関係があり、政策の進め方に関しては、いわば鶏が先か卵が先か、2

つの考え方があるかと思います。

今回の中間的整理の中では、資料の69ページを御覧いただきたいと思いますが、まず、日本に暮らす外国人の生活環境の整備、あるいは多文化共生政策、多文化共生社会づくり、そこを実際に進め、その次のステップとして新たな外国人の受け入れのあり方について検討しようという考え方をとっています。

その一方で、先ほど鈴木市長からもお話をありがとうございましたが、まず国としての今後の外国人の受け入れに関する基本的な考え方、方向性、そこを定めた上で、その上で生活環境整備のことも検討していかなければいけないという、もうひとつの考え方があります。今回の中間的整理では、前者の考え方方に立ったというところにひとつの特徴があるかと思います。

この2つの政策分野に関して、今出たいいくつかの意見を整理しますと、この共生社会の実現あるいは環境整備の分野におきましては、まず1番目として、当面の共生社会に関する政策として、総論だけではなく様々な各論が今回の中間的整理に含まれております、これは今回の集住都市会議の提言内容にもかなり重なる部分が多いと思います。こうした当面の対策をどう推進していくのか、あるいはどうフォローアップしていくのかが重要という指摘があったかと思います。

特に、2006年（平成18年）には生活者としての総合的対応策が取りまとめられ、2011年（平成23年）には日系定住外国人施策に関する行動計画が策定されている中で、今回の中間的整理をあわせた3者の中には、明らかにオーバーラップする部分があるわけですが、そうした中で、どのように、着実に当面の対策を推進していくかということが1つの論点になるかと思います。

2番目に、各省の連携が必要だという発言が何回かありました。横串を通すという言い方もありましたが、こうした各省の連携、あるいは国と地方との連携をどのようにとりながら共生社会づくりを進めるのか。それは、突き詰めれば社会統合政策の体制整備としての法律の制定であったり、あるいは国としての一体的な組織体制づくりにも繋がっていく論点かと思います。

3番目は、「多文化共生」という用語にかかわります。これは、外国人集住都市会議や総務省の2006年（平成18年）の地域における多文化共生プラン、そしてまた経団連の2011年（平成23年）の成長戦略の中でも取り上げられたところではあります、今回の実現検討会議では、「外国人との共生社会」という用語を使っていて、「多文化共生社会」という用語は使っていないところに1つのポイントがあるのではないかと思います。

というのは、この「外国人との共生社会」あるいは社会統合を進めていく上で、同化主義的な方法をとるのか、あるいは多文化主義的な方法をとるのか、あるいはまたそれとも違った方法をとるのか、それは先ほど少しお話が出ましたが、日本は多様性を尊重した社会を目指していくのかどうかという、こうした基本的な考え方につながる問題があるかと思います。

一方、新たな外国人の受け入れの在り方に関しては、1番目に、これも何人かの御発言がありましたが、国民的議論を活性化するにはどうしたらいいのか、あるいは国民的コンセンサスをどうやって作ったらいいのかという論点があるかと思います。中間的整理の中で

は、まずはデータを収集し国民に情報提供しようということが書いてありますが、それはどうやって行ったらよいでしょうか。2番目には、こうした在り方を実際に検討する上で、政治家がまず議論をリードすべきという御発言がありましたが、そうした意味での政治家の役割、それからマスコミの役割はなんなのか。あるいは議論を活性化する際に、こうした外国人の受け入れ、あるいは移民の受け入れということになると、当然それに反対する意見も出てきますが、こうした反対意見についてどう考えるかといったこともひとつのポイントかと思います。3番目には、先ほどにも重なるところですが、果たして日本は多様性、ダイバーシティを尊重した社会を目指すのか。それとも均質な社会、均質性を守っていくことをを目指すのか。こうしたところも、今後の受け入れの在り方を考える上での大きなポイントではないかと思います。

残った時間があと30分しかありませんので、これすべてを取り上げることはできないかと思いますが、パネリストの皆さんの中で、特にこの点についてはコメントしたいということがあれば、手を挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

ちょっと言い残したことがありましたんで、さっきの重要な論点を挙げていただいた、それに関連してお話をしたいと思います。

検討会議はこれからも続いていって、最終結論に至る道筋というのを作り上げていくということと、それから、フォローアップ、フォローをしていって、実際どこまで実現できているのかというのを検証しながら活動を進めていくということになっております。一緒にまた参加をしていただきたいというふうに思います。

それから、どういう国のかたちを日本として求めていくのかという、これは非常に大切な議論でありますし、ひとつの少子化ということも含めて、あるいは世界の流れがTPPなんかで代表されるように、ものだけじゃなくて、人の流れ、移動ということについても大きな課題になってきている、あるいはヨーロッパでは、それがもう政治課題として大きな論点になってきているという、そういう世界全体のダイナミズムがあるわけで、それに対して日本はまだ心の準備ができていないというか、あるいはその態勢としての準備ができていないということ、これについて何とか皆さん、一緒に、そなんだよと、だからやろうよという、そういう気運を是非作り上げていただきたい。

具体的に言えば、さっき、それこそ鈴木市長さんから御指摘ありましたけれども、国会議員、例えば地域それぞれに衆議院、参議院いるわけですけれども、ちゃんと説明していただいているですか？あるいは、一緒にやろうよというような組み立てをしていただいているですか？地方議員も含めて、こういう課題に対しての例えば議員連盟であるとか、あるいは一緒の行動体であるとかというようなものを、具体的に作っていただくようななかたちというのが非常にありがたいんです。そのベースがあって、私達が例えば国会の中で議員連盟を作っているよっていう時にこう、話しかけるとずっと乗ってきてくれて、その後ろに地方自治体の皆さんのがいる、あるいはNPOの皆さんのがいる、あるいは様々な活動家と問題意識を持った、それこそ産業界も含めて、様々な皆さんのがいるんだということがあって、それで心が決まっ

て、こっちの方向で行こうじゃないかっていうそのコンセンサスをつくるということになるんですね。

私は一度やってみたんですけど、なかなかね、そういうバックアップというか、その部分がまだ薄いんじゃないかという印象を持っていますので、逆に改めてよろしくお願ひしたいということあります。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございます。

集住都市会議の中でも、多文化共生を推進する超党派の議員連盟ができるとよいのではないかという議論はありましたが、今、中川議員がおっしゃった試みというのは、民主党の中での取組でしょうか、それとも超党派のものだったでしょうか。

○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

地方自治体の皆さんを取り組んでいただくのは超党派ですよね。超党派で取り組んでいただくというのがいいんだと思います。

それを受け、我々また党の中で議員連盟を作っていていければ、それがひとつ、また競争原理由りみたいなものが働いてですね、各党、いくんだと思うんで、そういう取組というのも是非ひとつお願いをしたいと思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございます。

今自治体への期待がございましたが、いかがでしょうか。

○浜松市長（鈴木康友氏）

これは、是非やらなければいけないことでありまして、この部分こそ、中川先生、政治主導でいかないとなかなか先に進んでいかないし、これは大変御苦労をして作っていただいたと思うんですけども、私は、このステップ1、ステップ2の段取りを見ると、結局やらないと、先送りしていくというふうに見えてならないですね。よくやるパターンでありますから。ですから、時間的な目安っていうのがここにないんですね。ステップ2はいつなんだとすることが全く明記されていないと。

先ほどもお話をしましたけれども、韓国はすでに国が基本法を作って、もう猛烈に国主導で動き出していますし、世界の中の動きから見ると、一体日本はどうするのと。

一方で、EPAや TPPや、どんどん開国に向けた議論は進んでいくわけですよね。ですから、是非これは、もう中川先生がリーダーシップをとっていただいて、国会の中でもっと、我々ももっと地元の国会議員にきちっと意見を述べて認識していただきっていうようなことをやっていかなければいけないのを私も痛感をいたしましたし、是非国会の中では、超党派でそうした動きを中川先生にリーダーシップをとってやっていただきたいなということをくづく思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

## ○一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長（井上洋氏）

先ほど時間の関係でお話できなかったところがいくつかあります。「中間的整理」の中で盛り込まれたポイントはいずれも重要な課題だと思うのですけれども、その中で、やはり国民に対する周知、あるいは国民の理解増進をするために、かなり大規模な諸外国の経験や施策の網羅した調査をし国際比較をするべきではないかと、私は常々思っております。

「中間的整理」も諸外国の経験、国際比較を踏まえつつという文章が入っていますが、これは極めて重要です。日本では、どのような制度、法律を作る場合にも、諸外国の事例を参考にしながら進めていくのがひとつのやり方になっています。いま日本は、国民も含めて、明らかに対中・対韓の外交問題で頭を悩ませているし、逆に感情的になっている部分もあると思うのですが、先ほど鈴木市長がおっしゃったように、TPPにしてもASEANプラス6にしても、ともかく経済連携で国を開いていく以外、日本はもう生きていけないわけです。したがって、それをベースにしながら、どうやって多文化共生政策、あるいは社会統合政策のかたちを作るかということを考えるべきであり、その点は、国民的な議論にしていく必要があるのではないかと思います。

そのための様々な各国のデータ、あるいは歴史的な経緯なども含めて、例えばオランダがどうだったのか、イギリスがどうだったのか、ということをきちんと調べることが必要です。

かつて、労働省が、外国人雇用に関しての大々的な調査をしたもののがございますが、実はそれ以来、あまりそういうものが行われていないような感じもしますので、今、どういうことが各国で起きているのか、制度的な体系はどうなっているのかについてヨーロッパだけではなく、アジアの国々も含めて、是非政府で調べていただき、それを、具体的な基本法の制定に向けた検討につなげていってほしいと思います。そうした流れをつくるのは、政治のリーダーシップが必要であると強く思っております。

## ○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございます。

## ○浜松市長（鈴木康友氏）

もう一言付け加えたいと思うんですけども、これはとても乱暴なんすけれども、結局議論をしていく時には、ぼーんと何か一石投じないと進まないんですね。野田君が消費税やるぞって言ったから消費税の議論が巻き起こったんで、TPP交渉参加するぞって言ったから、これは大議論になるんで、だからこれ、基本法を作るっていうことを例えばぼんと粗々でも1回提案しちゃうというと、これはまた大議論が巻き起こって、そこからじゃあ世界はどうなっているんだとかいう話が、マスコミの皆さんも巻き込んで議論が沸騰してくるんで、そういうものなしに、じゃあこういう研究成果が出ましたから出版物として出しましょうとか、たまにNHKさんで特集番組をやっていきましょうとか、そんな程度じゃ全然私、国民的な議論っていうのはわき起こっていかないと思うんですね。

だから、必ず私は、ぼーんと、やっぱり原石でもいいから、きっと石を投じて、そこから波紋を広げていかないと、なかなかこういう議論っていうのは広がっていかないというふうに思いますね。ちょっと乱暴かもしれませんけれども、そういうことも必要じゃないかな

というふうに思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

中川議員よろしいですか。

○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

そのところも含めて、どういうかたちでこのコンセンサスづくりをしていくかということを、次の課題に置いているわけなんですけれども、ヨーロッパの状況を見ていると、あるいは日本の国内でもそうですが、対立の構図でこれを議論しちゃうと、元も子もなくなってしまうというリスクもあるんだと思いますね。おそらくそれぞれ現場でこの行政に携わっておっていただく皆さんは感じていただいていると思うんですが、普通の政策と違って、非常に微妙なところがあるというのがこの移民政策なんだと思うんです。それだけに、私も苦労してきたんですよね。そのところを見計らいながらということなんです。

いつかはオープンにして、やっぱりしっかりやるということは必要だと思います。そのいつかを迎えるために、今現場で頑張っていただいて、やっぱり成功体験、これでいいんだと、うちのコミュニティはこれで活性化してきたんだっていう、その実感というものを国民の中に作り上げていくような、そういうプロセスがまだ日本の場合は必要なんだろうと。

集住都市会議の皆さんっていうのは、そういう接し方をずっとしてきて、それぞれここ10年来積み上げてますけれども、それ以外の都市というのは、もう純粋培養みたいなもので、全く関係ないという感じなんですよね。第三国定住なんかでもそうなんですが、U N H C R（国連難民高等弁務官事務所）に、いわゆる海外の機関に金を渡していく、それで例えば難民政策に協力しているよって、こう言っているんですけども、その問題を国内に向いて持ってきて、難民をどう受け入れるか、我々の社会の中でそれをどうこなしていくかというかたちというのは初めてんですよ。インドシナ難民以降ですね、今やっているのは。その様子を見ていると、本当に経験が少ないために、なかなかもうひとつ開いていかないという、現場でおそらく皆さんも感じていただいている部分だと思うので、そのところを推し量っていきながら、是非最終的には、できるだけ早い時点で、本当にできるだけ早い時点で、基本法を持っていくという努力を皆さんと一緒にしていきたいということだと思うんです。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

今の議論で、中川議員と鈴木市長の間で、ある程度スタンスの違いが見えてきたかと思いますが、今の論点に関しまして、フロアから質問が来ていますので、受け付けたいと思います。

ひとつは、山形大学の松本さんからの御質問です。集住都市会議が取り上げている施策というのは主に外国人住民向けのものですが、日本人住民を対象としたものにはどのようなものが考えられますか。日本人側の外国人に対する排斥運動、外国人反対の運動への対策など、受け入れ側への働きかけはあるのでしょうか。

それからもうひとつ、関連した質問として、これは土井さんからの質問です。そもそも移

民政策について、コンセンサスが現時点で得られないのは何故なのか。その点について、皆さんにお伺いしたいということです。

いかがでしょうか。どなたでもお答えいただきたいと思います。

はい、出石さんお願ひします。

#### ○日本放送協会解説主幹（出石直氏）

後のことなんですね、国民的議論を活性化することはできると思うんですよ。ただ、活性化すればするほどオープンかクローズかで分かれるかと思うんですね。この問題っていうのは、非常にコントラバーシャルな（意見の分かれる）問題で、活性化すればするほどコンセンサスが得られないと思います。

よく国民的議論を活性化してオールジャパンで国民的合意をなんて言われるんですけれども、こういった問題で議論が活発化してコンセンサスが得られるというのはちょっと僕は考え方が間違っていると思うんですね。

むしろ、この外国人政策というのは、水が高いところから低いところへ流れるように、現実のほうがどんどん先行しているわけです。豊かなところにどんどん移民は集まっていくわけで、リーガル（合法）であろうがイリーガル（非合法）であろうが。ですから、日本が豊かで安全で、外国人が暮らしやすくて、差別やバリアがない社会になれば、どんどん外国人が入ってくるし、それによっていろんなベネフィット（利益・恩恵）を社会は享受できる。逆のことが起きれば逆のことが起きる。まさにリーマンショック後、外国人の数はどんどん減っているわけですよね。

ですから、僕は現実をどんどん先行させるということは、それほど悪いことではないんじゃないかな。むしろ、国民的コンセンサスを待って、政策はそれが形成されるまで作れないというのは、結局問題の先送りになるんじゃないかなっていう気がいたします。

#### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

まず国が外国人を惹きつける魅力がなければ、現実も進まないだろうと、先ほどの井上さんの御発言にも少し重なるところがあったかと思います。より大きな問題提起としては、そもそも国民的コンセンサスは作れるのだろうかという御指摘があったかと思います。その点いかがでしょうか。

#### ○飯田市長（牧野光朗氏）

さっきも中川先生からもお話があったように、外国人集住都市会議ができたそもそもの背景というのは、まさに国民的コンセンサスなしで現実が先行し、なし崩し的にこの問題が外国人集住都市の中で深刻化していった、そこに危機感を抱いて何とかしなければいけないというところから出発しているわけですね。

ずっと10年間こうやってきて、我々としては、まさにその対症療法的ではあるけれども、とにかく何とかしてこの課題を現場から解決できないかということで、ボトムアップ的にずっとやってきていた。そうした中で、やはり私達が、今考えなければいけないのは、ボトムアップだけではできないことはできないということだと思うんです。だからこそ、トップダウン

の考え方も必要なんじゃないかと。それが、基本法の制定、あるいはそのグランドデザインを作っていくことになるんじゃないかと私は思います。

ですから、その現実的な対応の延長だけで、この問題を何とかしろということになるとすると、外国人集住都市会議のメンバーは本当に苦労をしております。現場に行けば行くほど苦労してます。私も座長をやっていてよく分かりました。先ほど7人の方が並ばれていますたけれども、関係府省庁を全部歩くだけでも、私は未だに瘦せてはいませんけれど、本当に1日中中央官庁の中をまさに横串の串として歩き回って、今回のこの会議の調整もさせていただいております。ですがそうしたことを本当にこのまま続けていくのがいいのかどうかということになりますと、そうしたことを行つまでもやっているというのはやはりおかしいんじゃないかというのが、正直なところあります。

実際にやってきた経験から、そんなふうに思ったところであります。



#### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

外国人集住都市会議としては、現実先行、対処療法ではなく、あくまでもやはり、国としてのビジョン、方向性を出して欲しいということだったと思いますが、先ほどの国民的コンセンサスを作るのは難しいのではないかという点に関しては、どなたかいかがでしょうか。

中川議員お願いします。

#### ○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

作り方だと思うんですよ。歴史的な背景もあってね、これ、賛成反対色々あるんだと思うんですね、日本の場合。

しかし、それをどの切り口で議論していくかということによって、私はコンセンサスは作っていけるんだろうというふうに楽観的に考えています。それをどういう切り口とどういった舞台で議論をしたらいいのかというのをちょっと考えてみよう。それを作った上で、コンセンサスを持っていこうというのが、実はその工夫をこの報告の中にじませている思いなんですね。そのところを皆さんと是非共有が出来ればというふうに思っています。

それから、もう1つ言えば、具体的には、今の入管の整理というのは、外国人が日本に入ってくる、何のために、何の目的で入ってくるかということによって類型化している体系と、それからもう1つは、「日系」というようなもののように、その人の性質、その人にある地位、地位っていうか、そのようなものを前提に入ってきたいる人達と、いわゆる三等親まで日系という、その枠組みで作っている中身があるんですよね。そこで、今、問題になってるのは、単純労働にそれを広げていくために、定性的なというか、性格によって定義された枠組みが広がったから、そのところがいびつになってきているということなんで、この单

純労働に対する受け入れをどういうかたちで日本の社会として考えていくんだという部分ですね。

高度人材というのは、みんな全然反対ないんだと思うんですよ。ところが、単純労働になると、いろんな問題が起き、あるいはいろんな議論が出てくるということだと思うんで、そんなところをひとつひとつ分析しながら方向性を出していくような舞台と、それから議論の切り口というか、そのようなものを具体的に作っていって、その上で国民的なコンセンサスあるいは議論に向けて開いていったらどうかということだと思っているんです。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

○一般社団法人日本経済団体連合会社会広報部長（井上洋氏）

中川先生から、単純労働に就く外国人の受け入れの問題へのお考えをお聞きしたのですが、私が諸外国で見た数少ない事例ではあります、例えば台湾の当局は、こういう説明をしています。要するに、「外国人が働きに来ることになっても、あなた方の雇用も保障されます」ということです。台湾は御存じのとおり、中国との「三通」をどんどん進めておりまして、当然、国内の製造拠点が中国に行くわけです。国内という言い方をすると正確ではないのかかもしれません、台湾内の生産拠点が中国に行くということが日常起きています。その時に経営者の皆さんのお話を聞くと、やはり「基幹技術の部分は台湾に残したい」というわけですね。とはいながら、やはり汎用品から高度な製品まで様々な製品を準備しておかなければいけないので、ある一定の規模の雇用を維持するためには、「国内の生産拠点では、賃金の高い台湾人だけでは駄目なんだ」というわけです。台湾には、私が調べた頃は6カ国から単純労働者が入っていました。フィリピン、インドネシア、ベトナムなどからですが、そういう人たちと一緒に入ってもらって働いてもらうために賃金の水準も在留できる年数も決まっている。かなりコントロールされたかたちで統制的に単純労働者を受け入れているわけです。

そういう政府の説明が、台湾の国民には、理解可能だったということなんですね。

問題は、日本の場合、各地域、様々な産業構造を持っているということでしょうか。農業中心のところもあれば、皆様のように、製造業中心のところもあって、それが今、日本は六重苦と言われますけれども、「根こそぎ空洞化の危機」に直面しているわけですので、その時に外国人受入の話なのかということになります。

日本人の雇用対策を考えなければならない時に、地域の問題だけではなくて、国の施策として、立地競争力の強化を目指さないと行けないというのが、私の考えです。例えば税制ですとか、規制緩和の問題ですとか、そういう問題とともに日本人、外国人を問わず雇用問題を議論し、その中で今後の受け入れをどうするかを考える必要があると、私は常々思っています。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

○浜松市長（鈴木康友氏）

やっぱり最後はいつも鶏と卵の議論になっちゃうんですけども、機が熟してコンセンサ

スができてっていうのは、これ憲法の議論と似たところがありまして、いつもそれですっと、日本っていうのはダブルスタンダードでくるわけですよね。

この外国人の問題についても、おそらくもう開国せざるをえない、これは国際状況の中で日本だけ閉鎖的な社会でいられるわけがないですから、そうなれば、外国人が当然入ってくるということは、これはもう自明の理でありまして、その中で、でも基本的にはそこは曖昧にさせておくと。

今まではいいですよ、それは特定地域の問題だったので。次にアジアの人達がどんどん入ってくるようになると、これは特定地域じゃなくなってくるんですね。その時にじゃあどうするのと。

だから、私はやっぱり対立を恐れて先送りするっていうのは良くないと。やっぱりどこかで、これは勇気のいることですけれど、国民的議論にぼーんと出していかないと、いつまで経ってもダブルスタンダードの国になっちゃって、なんか世界の中から取り残されて、何か特殊な日本になっちゃうと。私はどうもそのことが気になってしまふがいいんですね。

#### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

では、牧野市長。

#### ○飯田市長（牧野光朗氏）

私も市長になる前の経験で、ドイツにいた時のことを思い出すんですけど。あれだけ外国人の受け入れをやって、ネオナチスとかいろんな反対勢力に悩まされながら、それでも外国人との共生を考えて社会統合政策を何とか都市ごとに推し進めていきたいという考え方をしているドイツにおいて、私がすごいと感じたのは、私もドイツに行けば外国人の側なんですけれども、言ってみれば、ルールが明確化されているんです。日本においては、世間体と言いますか、あるいは暗黙知と言いますか、そういったもので、何となく曖昧模糊としたところにいて、そういうもんだろうみたいな感じでやってこれた。それはまさに同質的な、均質的な地域社会の中だったら可能だったと思うんです。

すけれど、こうしたことが通用しない皆さん方と一緒にやっていくということは、やはりルールを明確化しなければいけないということだと思うんです。お互いにこういうルールなんだっていうことが分かってないと、そこがやはり曖昧になってしまってはコンセンサスも何もないと思うんです。やっぱりルールを明確化してそのルールにお互い従ってやっていきましょうということを作っていくかないと、国として開いていかざるをえないんだっていう意味では、そんなに悠長な話ではないと思うんです。ルールづくりをしていかないと、地域においては、これから先何が起こってもおかしくないんだというふうになっていってしまうと思うんです。それは、外国人集住都市会議だけじゃなくて、他の都市だってそうなってもおかしくないと私は思うんです。

ですから、それこそ一朝有事の際にどうするんだということで、地震が来た後、津波が来た後に何か準備するなんていうわけにいかないですから、今からやはり、こうしたルールづくりっていうのを考えていく必要があるというふうに思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

実は、全く賛成なんですよ。私もそれを何回もこれまで調整をしてきたけれども、それがなかなか実らなかったと言うか。このへんで終わってしまっているという悔しさを持って今話をしているんで、全くそうした気運というのを今日もこうして発言していただいたんですけども、それこそ集住都市全体で発信していただくということが、我々にとっても、それこそ追い風になっていくということになると思いますんで、どうぞひとつ、改めてよろしくお願いしたいと思います。

また、我々も勇気を持ってやっていきたいというふうに思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございます。

では終了時間が迫ってきましたので、最後にパネリストの皆さんから一言ずつコメントをいただいて、閉会にしたいと思います。

まず出石さんからよろしいでしょうか。

○日本放送協会解説主幹（出石直氏）

コンセンサスについて、否定的な発言をしてしまって申し訳ないんですけども、非常に難しいってことは確かだと思うんですね。むしろ、牧野市長がおっしゃったように、ルールをきっちりつくって、そのルールを守ると。それはやはりどこかで政策決定をしないと、議論が尽くしたからコンセンサスができる、そして施策ができるというものではない。やはりどこかの時点でやっぱり思い切って政策判断を、政治決定をするということが一番大事だと思います。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございます。

○一般社団法人日本経済団体連合会社会広報部長（井上洋氏）

各論の議論があまりできなかったのですけれども、私自身、今、文化審議会の日本語教育小委員会というところで日本語教育のあり方の検討に参加させていただいている。そこでは、非常に順序立てて生活者としての外国人のための日本語教育はどうあるべきかということを検討し、実際に作業を進めています。

実際に日本語ができないことによって、雇用が安定化しないという問題が出た場合、一番効いてくるのが、その子どもたちへの影響が問題になります。子どもたちは日本の公教育の中で日本語をどんどんマスターしていくわけですが、やはり親の方の日本語教育を具体的に国が考えていかないと、母語より日本語の方ができるようになった子どもたちが、親が日本語ができないために失業し、親と一緒に母国に帰るとどうなるかという問題まで波及していきます。基本法の制定ももちろん重要ですけれども、日本語教育は、各論として最も重要なものではないかという感じがいたします。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

○前内閣府特命担当大臣（中川正春氏）

今日はいい論点に絞っていただいて  
ありがとうございました。

実は外国人投資家と定期的に勉強会  
やなんかをやっているんですが、外か  
ら見ると、いろんな経済対策あるいは  
社会に対する再構築で論点が挙げられ  
ていて、日本の再生、日本を元気にし  
ていくという政策はあるんだけれども、

どうして移民政策がないんだと、その中に。その基本政策の中に、トータルな。ということ  
をよく言われます。

普通の国であれば、こうした人口動態であるとか社会の状況を活性化していくということ  
になると、自然に移民という政策課題というのを中心を持ってくるというのが、通例なんだけれども、日本はそれが欠けていると。だからそれに対して返事をもらうまでは、我々も日本  
という国がどっちを向いていくのか分かっていないので、というような指摘をよくもら  
うんです。

こういう日本の社会の将来へ向けて開いていく、その夢を語ろうという、ベースにある政  
策として、そういう移民政策も積極的に捉えていくということ。こんな気運というのも是非  
必要だと思うんで、現場で本当に苦労しておっていただいて、その中で克服しながら、さっ  
きのダイナミズム、作っていこうじゃないか、うちの町をそれで元気にしていこうじゃない  
かという皆さんですから、是非そういう発信を一緒にお願いをしたいということ。これを改  
めて申し上げたいと思います。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

○浜松市長（鈴木康友氏）

あえてきついことや挑発的なことを申しましたけれども、それは中川先生に期待をしてい  
るからでありまして、やっぱり今日の色々御発言を聞いていて、永田町の中で孤軍奮闘され  
ているんだなということも読みとれました。我々がもう少し、中川先生と同じようなスタン  
スで、思いをもって活動ができる議員さんを増やすように後押しをしていかなければいけな  
いということを痛切に感じました。

○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。最後に牧野市長、お願ひいたします。

○飯田市長（牧野光朗氏）

最後に申し上げたいことなんんですけど、結局そういうふうなかたちで私も、例えば「夜中



に音を立てるな」とか、「昼寝の邪魔をするな」とか、そういうことが事細かに書いた契約書を見た時には、こんなことまで決めなくていいのにというような思いを持ったことがあるんですけど、よくよく考えてみれば、そうしたルールを守っていれば、隣にどんな文化的背景、どんな教育的背景等を持った方でも、実はそのルールを守ってその地域社会の中で暮らしていける、地域社会の一員として暮らしていけるという、そうしたまさにこのルールに守られているという感覚が逆に持てるんだということを感じました。

私は、おそらくこれから日本社会は、こうしたルールに守られているという部分をどうやって作っていくかということをやっていかないと、日本がもっとも世界に向けてのPRポイントとなる安心安全という部分が脅かされるような、そんな社会になってしまうのではないかと危惧されます。そうさせないためにも、今こそ勇気をもって一步を踏み出ていくことが必要じゃないかと思います。

#### ○コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

最後にコーディネーターとして、パネリストの皆さんのお意見が比較的まとまったポイントを、時間がありませんので、ごく手短に3点に整理したいと思います。

まず第1に、このたびの「外国人との共生社会」実現検討会議の成果は非常に重要であり、これは是非とも継続すべきであるということは、ほぼ皆さんの意見が一致したかと思います。

第2に、外国人政策に関する議論を進める上で、政治家、特に国会議員の役割あるいはリーダーシップ、これが非常に重要であるということも御意見が一致したかと思います。

そして第3に、中間的整理の仕分けで言えば、第1ステップと第2ステップに関してです。この第2ステップ、すなわち外国人の受入のあり方についての「本格的議論」というのは、中長期的な課題ということではなくて、できるだけ早く取り組んでいく課題であると。ただし、それが今なのか、あるいはもう少し機が熟すのを待ったほうがいいのか、その点に関しては意見が分かれたかと思います。

それでは、以上をもちまして、第Ⅲ部の討論を終わりたいと思います。パネリストの皆さんに大きな拍手をお願いいたします。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

御登壇の皆様、まことにありがとうございました。

集住都市会議にしては珍しくと言うのもなんですが、熱のこもった本音のディスカッションが展開したかと思います。

それではそろそろ、フィナーレへと進めてまいります。ステージ上の机が下がったところで、本日御参加の正副首長の皆様、舞台の上に御登壇をお願いいたします。

## 【「いいだ宣言」発表】



### ○総合司会（池上重弘氏）

それでは、フィナーレでございます。

飯田市の牧野市長から、「いいだ宣言」を読み上げます。

### ○飯田市長（牧野光朗氏）

「いいだ宣言～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～」

外国人集住都市会議は、2001年（平成13年）浜松市の提唱により、主に南米日系人を中心 に多数の外国人住民が暮らす13都市が集まり、意見交換や提言するところからスタートいたしました。

これまで、増加する定住外国人が直面する子どもの教育や日本語教育、就労や地域社会の一員としての役割などの、多くの課題について、外国人住民に一番身近である自治体では、様々な取組を通じて、その解決に向けて努力してまいりました。

また、これまで、国や関係機関に対して、多くの提言を行ってきており、今年7月からの新たな住民基本台帳制度への移行や、各省庁による施策の充実など、一部では進展が見られてきているものの、未だ国としての基本的な受け入れ方針などの政策が示されておりません。

このような状況を踏まえ、外国人集住都市会議では、本日、「外国人住民とともに築く地域コミュニティ」、「外国人の子どもの教育」、「多文化共生における防災のありかた」の3つの研究テーマについて、提言を行ったところですが、昨年の提言と2年間にわたるブロック

研究の成果を踏まえ、提言をいたします。

それでは、前文を省略し、提言部分を読み上げさせていただきます。

第1に、外国人集住都市会議は、これまでの提言や、日本語学習機会の保障に向けた制度的インフラの計画的整備、雇用環境の整備、外国人の児童生徒・若年層に対する教育面の支援の強化、外国人住民を含めた地域防災体制の構築など、3つのテーマに基づく提言の実現に努め、今後さらに会員都市相互の連携を深めるとともに、すべての人がつながることにより、ともに未来を築いていける地域づくりをめざしていく。

第2に、日系定住外国人施策に関する行動計画を日系人にとどまらず、すべての定住外国人施策に広げるとともに、外国人との共生社会実現検討会議の中間的整理の確実な実施および次のステップに向けた検討会議の継続を求める。

第3に、国に対して明確な外国人の受け入れに関する方針を定めるとともに、各省庁を横断的に取りまとめ、多文化共生政策をより総合的、体系的に推進するために、(仮称)外国人庁を創設することを引き続き求める。

2012年（平成24年）11月12日 外国人集住都市会議

#### ○総合司会（池上重弘氏）

牧野市長ありがとうございました。

それでは、この宣言文を、府省庁を代表いたしまして、内閣府大臣官房審議官伊奈川秀和様に受け取っていただきたいと存じます。御登壇をお願いします。

今年発足12年目を迎えた外国人集住都市会議は、「多文化共生社会を目指して、すべての人がつながり、ともに築く地域の未来」をテーマに、2年間取り組んでまいりました。

本日御参加いただいたすべての皆様と日本社会へ向けてのこのメッセージを、牧野市長より手渡すことにいたします。



#### ○総合司会（池上重弘氏）

ありがとうございました。

ただいま、この宣言文を府省庁を代表いたしまして、伊奈川様に受け取っていただきました。どうもありがとうございました。どうぞ、御降壇ください。

## 【閉会あいさつ】

### ○総合司会（池上重弘氏）

それでは最後に、来年度からの2年間座長都市となります、長浜市の藤井勇治市長より、閉会の御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

### ○長浜市長（藤井勇治氏）

みなさん、本当にお疲れ様でした。

「外国人集住都市会議東京2012」、政府関係者の皆様や、またこの会員であります各首長の皆さん、そしてアドバイザーの先生方、本当にありがとうございました。大変熱心な意見、議論が出まして、大変有意義なこの会議になったことを、改めて皆様に心からお礼を申し上げます。

特にこの会議の開催にあたりましては、牧野飯田市長さんには大変なお骨折りをいただきまして、御苦労をおかけいたしましたこと、改めてお礼申し上げます。

また、この会議のまさにリーダーでございまして、機関車の役割を担っていただきました造詣見識の深い浜松市長の鈴木さんには、様々な分野でこの会議のために御協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。



本当に国際化、グローバル化は進んでおりまして、市民の皆さんもとっくに国境を越えて活動中であります。私も今日、この会議に出させていただいて、我が日本人も世界の各地で暮らしていて、地域で生活されておられるわけでございますから、日本で生活される外国人の方々にも、いろんな整備をしていかなければならないということをつくづく感じ取らせていただきました。

我々基礎自治体が一番市民の皆さんとの生活と直結しております、毎日様々な問題が飛び込んでおります。最初わずか

13都市で始まり現在29都市へと膨れ上がって、これまでの様々な活動や情報交換が国の制度やら仕組みをこの7月に変えたんだなという思いで受け止めさせていただきました。

従って、この会議の活動は、まさに大儀であるというふうに受け止めをさせていただきました。

今、「いいだ宣言」を高らかに採択していただきましたが、引き続いて日本の住民、そして外国人の住民の皆さんのが、ともに支え合って、安心して暮らしていく地域づくりをしっかりやっていくことが、極めて大事であるというふうに思います。

この「いいだ宣言」をしっかりと我々も胸に刻み込みまして、また明日からの活動の糧にしていきたいと思います。

どうか、政府関係者の皆様、また国会議員の皆様方、どうぞ我々の会議のこの宣言、皆様の心に刻んでいただきたい、いろんな整備に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、来年度から、我が長浜市が座長を務めさせていただくということあります。29都市が抱える様々な問題がございますが、時代とともに発生する新たな問題もございます。甚だ力不足の長浜市でございますが、皆さんと一緒に精一杯御協力をいただきて、努めを果たしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導いただきますようにお願いいたします。

結びになりますが、自治体の皆さん本当に御苦労様でございます。なかなか困難な課題もございますが、今日この会議で結集した力を糧として、精一杯お互いに頑張っていきたいと思いますので、自治体の皆様も今後ともよろしくお願ひいたします。

本当に今日は御苦労様でございました。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

#### ○総合司会（池上重弘氏）

藤井市長ありがとうございました。

本日のこの会議において、自治体と国とが、多文化共生社会の実現を目指して、ともに各施策を推進していくことが確認されました。

以上をもちまして、「外国人居住都市会議東京2012」のすべての日程を終了いたします。本日は長時間にわたり、400名を超える皆様に御参加をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。



## 資料編

### ◦ 外国人集住都市会議東京2012資料（当日配付資料）

外国人集住都市会議 各ブロックの報告・提言

三重・滋賀・岡山ブロック

長野・岐阜・愛知ブロック

群馬・静岡ブロック

新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言書

「外国人との共生社会」実現検討会議 中間的整理

いいだ宣言 ~すべての人がつながり ともに築く地域の未来~

### ◦ 省庁関係資料

- 内閣府
- 総務省
- 法務省
- 外務省
- 厚生労働省
- 文部科学省
- 文化庁

### ◦ 第Ⅲ部資料

- 第Ⅲ部登壇者プロフィール
- 日本経済団体連合会
- N H K

### ◦ 外国人集住都市会議の概要

#### ◦ 外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ

#### ◦ 各都市データ調

#### ◦ パネル展出展都市・団体一覧



# 多文化共生社会をめざして

— すべての人がつながり ともに築く地域の未来 —



外国人集住都市会議



2012.11.12

【群馬県】伊勢崎市・太田市・大泉町

【長野県】上田市・飯田市

【岐阜県】大垣市・美濃加茂市・可児市

【静岡県】浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市

【愛知県】豊橋市・豊田市・小牧市・知立市

【三重県】津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市

【滋賀県】長浜市・甲賀市・湖南市・愛荘町

【岡山県】総社市

## 外国人集住都市会議 東京2012 目次

### ○各ブロック報告・提言

三重・滋賀・岡山ブロック .....	87
長野・岐阜・愛知ブロック .....	105
群馬・静岡ブロック .....	121

### ○新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言書 134

### ○「外国人との共生社会」実現検討会議 中間的整理 .....

### ○いいだ宣言 .....

## 1 三重・滋賀・岡山プロック研究報告・提言資料

# 外国人住民とともに構築する地域コミュニティ ～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～

三重県	津 市
	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	伊賀市
滋賀県	長浜市
	甲賀市
	湖南市
	愛荘町
岡山県	総社市

## 三重・滋賀・岡山ブロック

# 外国人住民とともに構築する地域コミュニティ ～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～

世界的な経済危機と東日本大震災後の複合的困難の発生を背景に、外国人集住都市でも、産業立地の不安定化、雇用・就業環境の悪化、家計所得の低下、若年就業問題の深刻化などの事態が進行している。

外国人集住都市会議（以下、会議）が実施した今回の地域コミュニティに関する調査（※）では、正社員として就労する世帯と、派遣社員として就労する世帯に概ね二分化し、両者は日本語能力に格差が見られた。また、社会保険加入率は、最も高い医療保険でも 60.9%【表12】で、健康・就労などのリスクへの備えが全般的に不足している。しかも、地域の自治会や外国人コミュニティ組織に加入するのは全体の 3 分の 1、教会・学校・職場などで集まる機会があるのが 3 分の 1、これ以外は如何なるコミュニティにも参加していない。そうした中でも、現在の地に住み続けたいとする外国人が 91.6%【表13】に達し、今後も地域を支える構成員として重要な役割を担っていくと考えられる。さらに、滞在年数が経過すると、家族の規模は大きくなると同時に、一人親家庭も増加するなど、家族の抱える問題は複雑化している。

グローバル化が進むなかで、地域経済・社会を活性化させるとともに、日本人のみならず外国人住民一人ひとりの権利を尊重し、義務の確保を実現するには、地方自治体の力だけでは十分でない。このため、「地域コミュニティ（日本人住民・外国人住民と地方自治体・N P Oなどが協働して形成する地域レベルのコミュニティ）」の再構築を目標として掲げる。

この目標を達成するため、今回の調査結果を踏まえ当ブロックで議論を重ねた結果、①国と関係機関の協力による日本語学習インフラの計画的整備、②グローバル化に対応した外国人の人材育成、雇用安定及び社会保険の全員加入の推進、③地域コミュニティ強化と外国人を支援する専門職（キーパーソン）の育成、④外国人の多様なニーズに対応する自治体と国の地方出先機関の共同組織の整備、⑤改正入管法・住基法の施行を基盤とする入管政策と多文化共生政策の連携に関し政策提言を行うこととした（政策提言の概念図を参照）。

※外国人集住都市会議会員 29 都市において、「外国人住民の生活・就労及び教育の状況とコミュニティの機能に関する調査」を実施（調査結果については資料編を参照）。

※また、群馬・静岡ブロックとの合同調査を行ったため、調査結果については、一部群馬・静岡ブロックの調査結果も引用した。

## 1. 国と関係機関の協力による日本語学習インフラの計画的整備

### 1 現状と課題

外国人住民に対する日本語学習機会の保障は、会議が政府に対して数年前から強く求めてきた政策提言である。

今回の調査によれば、生活に必要な日本語能力が不十分という外国人住民は4割で、これは、短期の滞在者を中心に多くなっている。詳細にみると、まず、「日常生活に必要な日本語能力が不足している」と答えた人は40.9%【図4】にとどまった。ところが、通訳なしに日本語を話せると答えた人は38.6%で、「少し話せる（通訳が必要）」が50.4%、「話せない」が10.4%で、通訳なしでは会話できない人が60%を超える【図5】。また、滞在年数が10年以上の人の場合でも、通訳なしに日本語を話せる人は51.5%、新聞が読める人は16.3%にとどまった【クロス集計表1、2】。

これに対し、日本語を学習していると答えた人は31.5%に過ぎず、時間がないことを主な理由に学習していないと答えた人が29.2%、今後学習したいと答えた人は12.5%にとどまった【図7】。

正社員雇用についての比率は、日本語が話せる者が回答した世帯では42.4%だったが、通訳が必要な者が回答した世帯では26.5%、日本語が話せない者が回答した世帯では29.8%だった【クロス集計表3】。所得は家族全体で十分とした世帯は、日本語が話せる者が回答した世帯では47.2%に達したが、通訳が必要な者が回答した世帯では40.8%、日本語が話せない者が回答した世帯では35.2%にとどまった【クロス集計表4】。

このように、間接的ではあるが、回答者の日本語能力は、世帯の雇用形態別構成や世帯の所得に影響していると考えられる。ところが、過半数の外国人住民は、日本語能力が不十分でありながら日本語を学習していない。あるいは、学習できる環境がないことを意味している。

以上のことから、日本語学習や日本の制度・社会に関する基礎知識の習得を、本人の自助努力又は地方自治体の学習機会の提供に依存する現状のままでは、在留する外国人の日本語能力のみならず、雇用や所得の状況までも改善するには限界があると考える。

このため、国の出入国管理政策において生活に必要な日本語能力の取得に関する優遇措置を盛り込み、生活・就労・就学に必要な日本語標準を定め、日本語能力の認定方法、日本語教員の資格認定などの制度的インフラを整備すべきである。

同時に、こうした国による制度的インフラ整備にあたっては、日本語講習の経験を有する自治体や国際協力団体、関係省庁が共同歩調をとって、例えば、5年以内に法制化を図るべく検討すべきである。

### 2 会員都市の取組

- ・外国人住民のための日本語教室を実施（全都市）
- ・「とよた日本語学習支援システム」を構築し、市内で当該教室の普及を進め、外国人住民が日本語で基礎的な社会参加が行えるよう学習支援の枠組みを整備（豊田市）
- ・国際交流協会と連携した日本語学習インターネットラジオ講座を開催（豊橋市）
- ・文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を活用し、市役所内の空き会議室及び託児室（託児はNPOに委託）を利用し、日本語教育サポーターの実践的な養成を兼ねた交

流・参加型の日本語教室を実施（総社市）

- ・2010年に、岐阜・三重・滋賀・岡山ブロックが行った外国人に対するオリエンテーションの実施状況に関する調査によれば、外国人集住都市会議全体の約9割が、過去にこれを実施し、または今後実施する予定

### 3 提言

#### 国への提言



- ・日本語学習インフラの早期かつ体系的な導入のための計画を策定し、法整備にむけて検討する。
- ・日本語標準や判定基準の策定のため、国・自治体及び民間機関が協働できる取り組みを進める。
- ・日本語教諭資格の創設及び、地方自治体における日本語教員の配置に伴う財政措置を行う。
- ・文化庁の「生活者としての外国人」を活用した日本語講習の実施体制を拡充する。
- ・生活に最小限必要な日本語能力を入国管理法上の優遇措置項目として考慮する。
- ・新規入国者を中心に日本の法制度や権利・義務、生活上のルールに関するオリエンテーションの受講機会を提供する。

## 2. グローバル化に対応した外国人の人材育成、雇用安定及び社会保険の全員加入の推進

### 1 現状と課題

2008年9月の世界経済危機発生の直後、外国人集住都市では、自動車産業で働く派遣労働者を中心に大量の解雇・雇止めが発生し、失業者の中には、健康保険や雇用保険にも加入しないまま契約解除となり、あるいは、派遣事業者から貸与された住宅を退去しなければならない外国人も多数発生した。加えて、親が失業し、外国人学校の授業料を支払えず、その結果、子どもたちが不就学となるケースや、公立学校の受け入れ態勢などの問題から、転校に困難を伴う子どもたちが増加するなど、家庭全般にわたる生活リスクが顕在化してきた。

会議の実施した今回の調査によれば、外国人の社会保険加入率は、「健康保険」が60.9%、「雇用保険」は47.4%、「公的年金」は38.7%にとどまった【表12】。このような状況の中、再度、大きな経済危機が起これば、外国人住民はその生活の危機を乗り越えることができないのではないかと深く懸念せざるを得ない。

また、正社員がいる世帯は35.3%にすぎず、正社員がおらず派遣労働者のいる世帯が38.2%、アルバイト・パートや自営業の世帯は17.5%と、依然として、派遣事業者に依存する不安定な世帯が多い【図10】。このことから、外国人世帯の非正規雇用への依存度は、日本人世帯より、かなり高いと考えられる。

外国人住民に、今必要とする支援は何かを聞いた結果、「日本語学習の支援」が37.0%、次いで「職業資格の取得支援」が35.3%と高く、日本語学習に並んで、雇用安定のために職業資格を取得したいというニーズが非常に高いことがわかる【表14】。なお、最低生活の保障については23.2%が回答し、生活を守るセーフティネットの整備を希望する外国人も多いことがわかる。

一方、こうした不安定な雇用や生活全般のリスクを克服するだけでなく、地域で暮らす外国人

青年に、高校教育のみでなく専門教育を受ける機会を与えて、人材形成を支援することは、地域経済・社会がグローバル化に積極的に対応する重要な力となり得る。その意味で、自治体や高校・大学など教育機関に加え、国においても、外国人青年に対する積極的な支援を実施することが強く望まれる。

## 2 会員都市の取組

- ・外国人の離職者又は転職希望者に対し、職場体験等の機会を提供し、就職に向けた就労支援事業を実施（飯田市）
- ・地域職業訓練センターとの協働により、通訳を伴う「ガス溶接コース」や「アーク溶接コース」などの職業訓練コースを実施（鈴鹿市）
- ・三重県が配置した職業能力開発校において、外国籍住民も対象にした金属加工等の職業技術習得コースを実施（津市）
- ・亀山国際交流の会と協働し、毎週水曜日に子どもたちの学習支援や進学指導などを目的とした“みらいじゅく”を開催（亀山市）

## 3 提言

### 国への提言



- ・求職者支援制度などにおける外国語による職業訓練科目の更なる充実を図る。
- ・外国人雇用にあたり、入国管理法上、雇用保険及び社会保険加入を義務化する。
- ・高校・大学などにおける外国人青年も対象となる受け入れ枠の設置・拡大と奨学金の拡充を行うとともに、学業から就職に至るまで継続的に支援する。

### 県への提言



- ・外国語による職業資格試験や運転免許試験の受験及び交通安全講習機会の促進を図る。
- ・高校・大学などにおける外国人青年も対象となる受け入れ枠の設置・拡大と奨学金の拡充を行うとともに、学業から就職に至るまで継続的に支援する。（再掲）
- ・外国人住民の日本語能力に配慮した職業訓練の実施拡大や通訳を配置する。
- ・外国籍の若年層のバイリンガル能力を活かした職業能力開発コースの新規開拓や起業に関する支援をする。

### 3. 地域コミュニティ強化と外国人を支援する専門職（キーパーソン）の育成

#### 1 現状と課題

わが国の地域におけるコミュニティ機能は、少子高齢化や若年層の人口流出、また失業等による貧困など複合的要素により脆弱化しており、自治会や消防団などの地域活動を維持できなくなっている場合も少なくない。

同時に、外国人が地域で助け合い、外国人が自ら組織するコミュニティは、一部自治体の支援を受けて活動を広げてきたものの、その活動は一部地域に限られる。これと同時に、教会、学校、職場などの集まりは、外国人にとってコミュニティの機能を果たしているが、近年、外国人学校の廃校や、雇用機会の縮小で、コミュニティとしての機能が失われる場合も少なくない。

会議が実施した今回の調査によれば、地域の自治会など主に日本人で構成されるコミュニティに加入する外国人は22.9%だが、外国人のみのコミュニティ加入は7.0%であり、その他のコミュニティに属する外国人は、28.5%である。また、教会・学校・職場の集会などに参加する外国人は39.6%、全くコミュニティに参加しない者は28.3%であった【図3】。

また、生活に困ったときに相談する相手としては、「近くに住む親族・同国人」が46.1%と最も高く、次いで、「地域の自治体の通訳・相談員が32.1%」となっている【表9】。

こうした中で、地域で外国人の互助的な組織を強化すると同時に、行政やN P Oとの連携を高めることが重要な課題となっている。特に、地域で外国人を支援するキーパーソンを育成する必要性が、行政において強く認識されている。

地域の自治会やエスニックコミュニティなど組織化された集団や、職場・学校・教会のなかには、情報提供や相談機能を担うキーパーソンが既に存在する場合がある。しかし、特定のコミュニティに属さない外国人住民は、信頼できる情報を得るために、自治体等の通訳・相談員を訪れ、情報提供や相談を受けている。すなわち、自治体の通訳・相談員は、単なる通訳業務でなく、地域の外国人住民にとっては貴重な相談役であり、行政とのパイプ役を務めている場合がある。

しかしながら、自治体等の通訳・相談員は、ほとんどが臨時職員又は期限付き雇用で、正規職員は数少ない。このため、生活するのに十分な待遇を受けられないまま、個人の熱意により職務に励んでいる場合も少なくない。中には不十分な待遇のため、職務の継続が困難になり、人材が流出していく事例がみられる。

けれども、これらキーパーソンの存在なしに、行政と外国人又は外国人コミュニティと密接で良好な関係を保つことは難しい。自治体の多文化共生の窓口業務だけではなく、学校や病院、福祉、職業紹介など、多様な行政でキーパーソンとなる可能性を持つ外国人を雇用するとともに、優秀な人材を確保する必要性は高い。

そこで、自治体等の通訳・相談員を、外国人を支援する専門職として雇用し、安定した待遇を与えることが重要になる。これにより、行政と外国人住民との間に継続的な信頼関係が生まれ、外国人住民の孤立を防止し、地域での経済的・社会的地位を向上させ、将来発生する恐れのある生活保護などの社会的費用を抑制する効果が期待されると同時に、地域での外国人採用枠が広がるため、外国人の雇用安定にもつながる。

国の緊急雇用対策は、自治体、学校、福祉、職業紹介などの多くの分野で、こうした外国人支援のための人材を雇用する効果を發揮した。2012年度で、緊急雇用対策が終了した後も、自治

体の通訳・相談員の必要性を鑑み、国は自治体に対し必要な支援を行うべきである。

## 2 会員都市の取組

- ・「ブラジル協会」などの設立を支援し、行政との協力関係を維持し、日系ブラジル人による自発的なコミュニティ活動を促進（豊橋市、豊田市）
- ・多言語対応のできる職員による生活相談を実施（全都市）
- ・定住外国人自治会加入促進事業として、集住地区の公立学校及び保育園に児童が在籍する外国人の保護者へのアンケートと、訪問オリエンテーションの実施（美濃加茂市）
- ・日本語能力のある外国人住民から選任されたリーダーが、自治会活動促進のためにガイダンスを開催（四日市市、鈴鹿市）
- ・2010年に市の支援により、「総社ブラジリアンコミュニティ」を地域のブラジル人により設立。会長が市の相談員兼通訳を兼ねており、行政からの情報もスムーズに伝わる仕組みを構築。また、行政では実施不可能な分野を支援（総社市）

## 3 提言



### 国への提言

- ・緊急雇用対策の終了後、配置の減少が懸念される通訳・相談員を、外国人を支援する専門職として新規雇用できるよう国として支援措置を実施する。
- ・通訳・相談員の人材開発を目的とした研修機会を提供する。
- ・ハローワークだけでなく、税務署や国立病院、年金事務所など国の機関への通訳担当員、相談員の配置を行う。

## 4. 外国人の多様なニーズに対応する自治体と国の地方出先機関の共同組織の整備

### 1 現状と課題

地域から生産拠点の海外移転や雇用の削減が相次いでいるにもかかわらず、現在の地に継続して生活したいという外国人は相当に多い。

また、滞在期間が長くなるとともに、様々な家族形態の外国人世帯が存在するようになり、特に、一人親家庭の増加など、外国人住民の行政施策に対するニーズは、ますます多様化している。

会議が実施した今回の調査によれば、現在の地域で生活し続けたいと希望する者は 91.6% に達し、その理由は、「仕事があるから」が 37.7%、「子どもが学校に通っているから」が 27.2% と多い【表 13】。

また、外国人住民が希望する施策は、「日本語学習支援」が 37.0%、「職業資格の取得支援」が 35.3%、「失業した外国人の雇用対策」が 27.4% を占める【表 14】。

このような結果から、地域に住む多くの外国人が、もはや「デカセギ」の意識ではなく、自ら選択して、現在の地域に居住していきたいという意識を持っていることがわかる。また、滞在の

長期化傾向により、日本人住民と同様に、外国人住民を取り巻く状況についても非常に多様化してきている。

そこで、市町村自治体と、国や県及びこれらの出先機関との連携がますます重要となる。例えば、2008年の経済危機発生直後に、ハローワークと市区町村の間で、「外国人ワンストップサービス」が設置された。両行政が連携する法的基盤がないために、必ずしも十分に機能したとは言えないが、国と自治体の共同組織設立のための実験となった。他にも、自治体と社会福祉協議会が連携し、離職に伴い住居を失った人たちに対する支援が打ち出され、外国人住民にも適用されてきた実績もある。

また、2010年12月に閣議決定された「国の出先機関の地方移譲に関するアクション・プログラム」に基づき、自治体のイニシアチブにより、ハローワークとの協力を実施する試みが各地で進められている。

しかし、自治体と国の出先機関が協力して行う施策については、依然として、両者の契約ベースのものが多く、法改正を伴わないために、十分に機能しにくい場合が少なくない。このため、自治体と国の出先機関の協力のための法的基盤の整備に向けた取り組みが必要になっている。

## 2 会員都市の取組

- 内閣府による「アクション・プラン」に関し、市とハローワークが、職を持たない日系ラジル人に実効あるサービスを行うため、共同の組織を運営し、外国人に対する就業支援、カウンセリング等を実施（総社市）

## 3 提言

### 国への提言



- 地方自治体とハローワーク等の国の出先機関との共同組織の設立のための法令の整備を行う。

## 5. 改正入管法・住基法の施行を基盤とする入管政策と多文化共生政策の連携

### 1 現状と課題

7月9日に施行された新在留管理制度により、従来の外国人登録制度は廃止となった。この制度改正により、継続的な在留についての一元管理が可能となり、利便性が向上するとされているが、住所の変更以外、氏名や就労資格等の変更は最寄りの市区町村でなく、入国管理局への届け出が必要である。

地方入国管理局は市区町村数に比べ、所在箇所が大変少なく、高齢者や障がい者など届け出に行くことが難しい外国人住民もいる。そのため、多様な外国人住民の生活状況に即した制度の改革と運用の改善が不可欠となる。

また、出入国管理情報と住民基本台帳では、外国人の名称が旅券のアルファベット表示に統一されたものの、例えば外国人雇用状況届出票などは氏名がカタカナ表示であるなど、他の行政分

野では、氏名表記が統一されず、同一人物であることの判断が困難になり、住民の権利・義務関係における確認の妨げとなることから、改善が必要である。

さらに、制度改正に伴って外国人登録原票が市町村から法務省に引き上げられ、市町村は外国人住民の相続・扶養・所有権移転などに必要な過去の権利・義務関係を証明することができなくなった。このため、外国人住民は、法務本省に直接これらの証明を申請するという不便を強いられることとなった。

将来的には、こうした諸問題を円滑に解決するために、国の出入国管理政策と、自治体の多文化共生政策の間で、十分な対話に基づく実効ある連携を強化する必要がある。

## 2 会員都市の取組

- ・市の施設に地方入管局の相談窓口を設置し、ワンストップコーナーとして運用（浜松市）

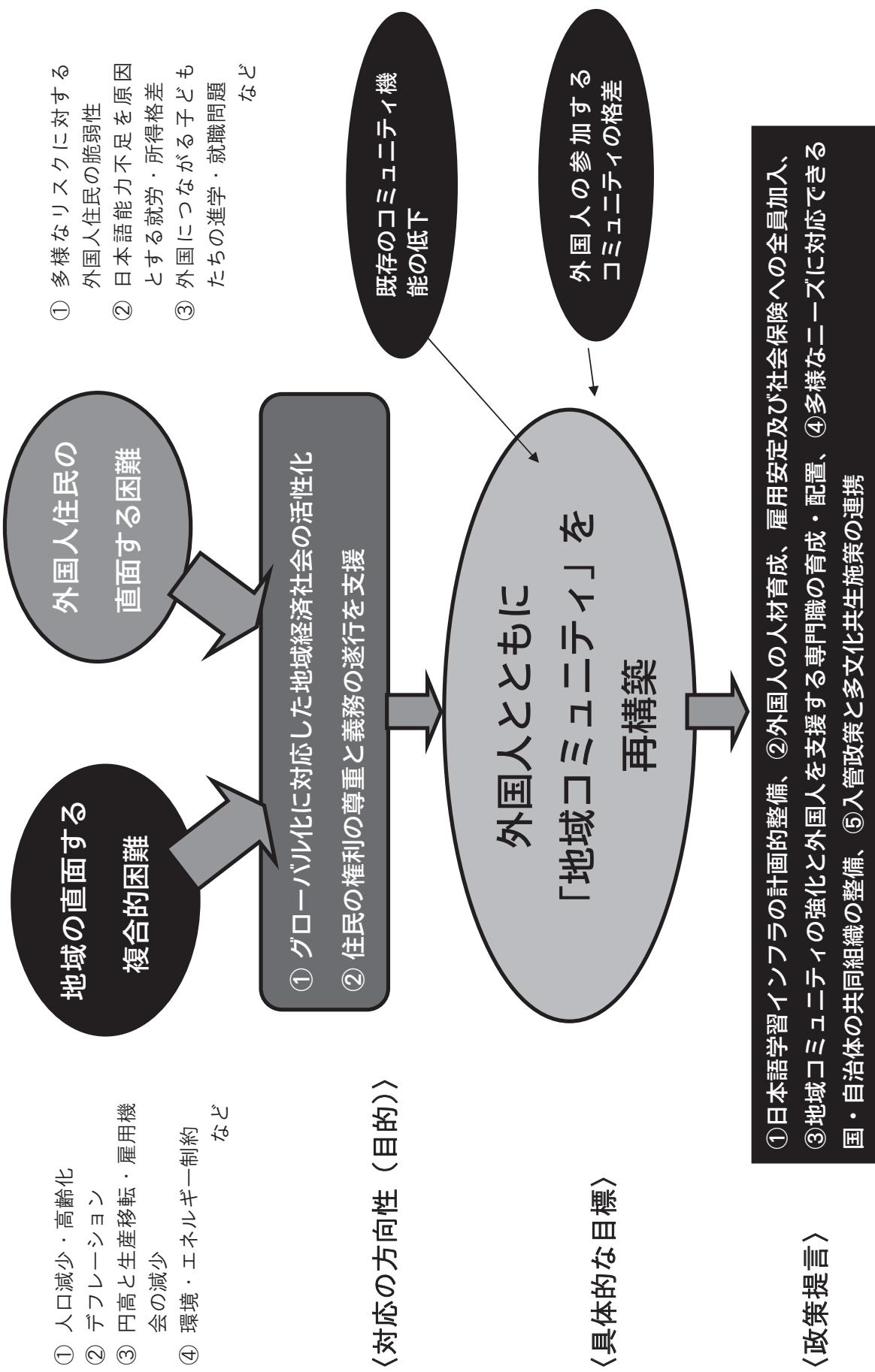
## 3 提言

### 国への提言



- ・外国人住民の権利・義務関係が正しく確認できるよう、出入国管理情報の利用のあり方を改善するとともに、出入国管理情報・住民基本台帳情報と民事・社会保障などに関わる行政情報の間でも照会可能なように調整を行う。
- ・地方入国管理局への未届けや申請漏れを防止するため、外国人住民の在留資格・在留カードの更新時に通知などを行う。
- ・国の出入国管理政策と地方の多文化共生施策の連携を可能にする、（仮称）外国人庁を創設する。

## 概念図 「外国人住民とともに構築する豊かな地域コミュニティ～互いに支え合うため[に～]」



## 外国人住民の生活・就労及び教育の状況とコミュニティの機能に関する調査（抜粋）

- 調査期間 平成24年7月2日～7月31日
- 実施地域 外国人集住都市会議会員都市(29都市)
- 対象者 日本に1年以上滞在している南米系外国人
- 調査方法 無記名の自己記入式アンケート調査
- サンプル数 調査協力者 911人

※調査の実施にあたり、外国人集住都市会議参加29都市において、原則35人(世帯)の、主として自治体窓口に来庁した南米系外国人を対象に、ポルトガル語の調査票記入を依頼した。

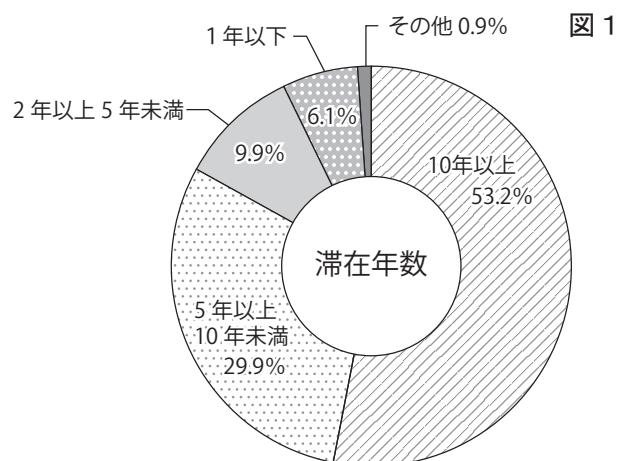
ただし、各自治体に居住する南米系外国人の人口には差があり、集計結果にサンプル・バイアスが生じることが想定されたため、本年4月1日現在のブラジル国籍の登録者数を外国人住民数の代わりとなる母集団とし、当該登録者数と各都市の調査対象者数の比率を計算し、これをウエイトとした上で集計を行い、調査結果をまとめた(復元後の標本数は84,977人(世帯))。

### 1. 日本での滞在年数

滞在年数が10年以上の者が53.2%を占め、5年以上10年未満は29.9%、1年以下は6.1%であった。

表1

滞在年数	割合 %
10年以上	53.2
5年以上10年未満	29.9
2年以上5年未満	9.9
1年以下	6.1
その他	0.9
計	100.0

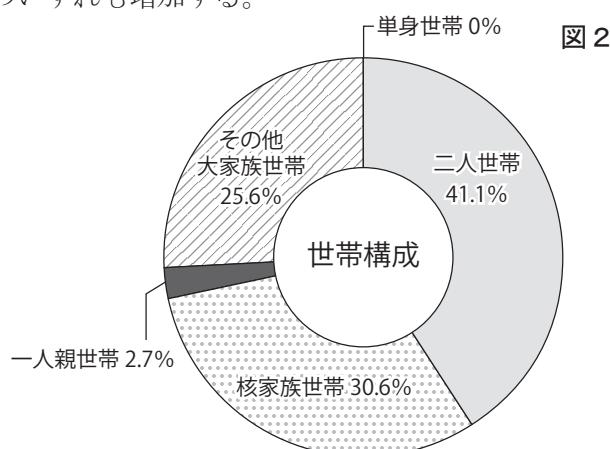


### 2. 世帯構成

世帯で最も多いのは、2人世帯(主として夫婦世帯)が41.1%、夫婦と子ども核家族世帯が30.6%、6人以上の大規模世帯は25.6%、一人親世帯は2.7%となっている。なお、滞在年数が長くなると、大規模世帯と一人親世帯のいずれも増加する。

表2

世帯構成	割合 %
単身世帯	0.0
二人世帯	41.1
核家族世帯	30.6
一人親世帯	2.7
その他大家族世帯	25.6
計	100.0



### 3. 何かの地域コミュニティに属していますか？

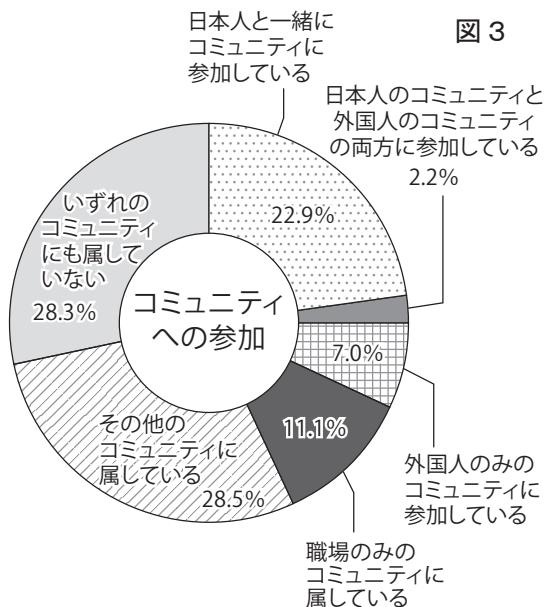
日本人のコミュニティ（地域の自治会）加入は22.9%、日本人のコミュニティと外国人のコミュニティの両方に参加する者は2.2%、外国人のみのコミュニティに参加する者は7.0%にとどまっている。職場のコミュニティのみに属する者は11.1%、職場、教会又は学校での集会に参加する者は28.5%、いずれのコミュニティにも属しない者は28.3%であった。

表3

コミュニティへの参加	割合 %
日本人と一緒に コミュニティに加入している	22.9
日本人のコミュニティと 外国人のコミュニティの両方に参加している	2.2
外国人のコミュニティに参加している	7.0
職場のコミュニティのみに属している	11.1
その他のコミュニティに属している	28.5
いずれのコミュニティにも属していない	28.3
計	100.0

日本人と一緒に  
コミュニティに  
参加している

図3



### 4. 日常生活に必要な日本語能力はあると思いますか？

日常生活に必要な日本語能力が不足しているとする人は40.9%、通訳なしに話せる人は38.6%で、10年以上滞在の場合は51.5%（クロス集計表1）、新聞が読めるのは全体の割合で11.4%にとどまる。

日本語を学習している人は31.5%、学習していないか、今後学習したい人は41.7%で、学習していない29.2%の理由は「時間がない」が最も多かった。

表4

日本語能力	割合 %
あると思う	54.5
不足している	40.9
その他	4.6
計	100.0

不足  
している  
と思う  
40.9%

図4

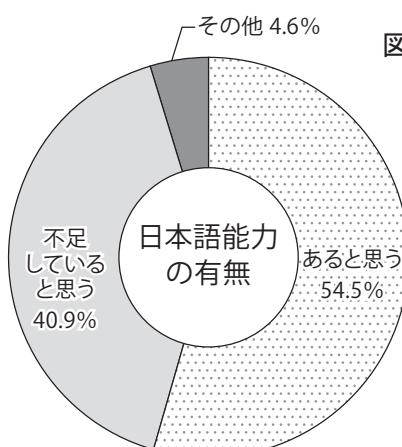


表 5

日本語は話せるか	割合 %
話せる	38.6
少し(通訳必要)	50.4
話せない	10.4
不明	0.6
計	100.0

図 5

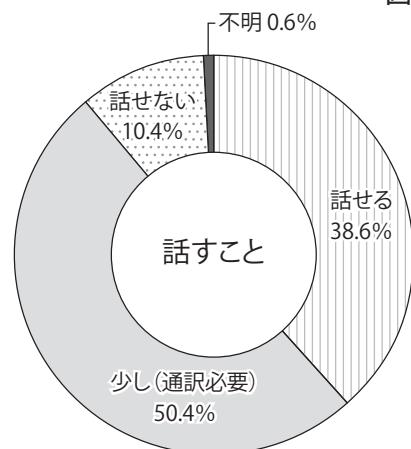


表 6

日本語は読めるか	割合 %
簡単な漢字は読める	22.2
ひらがな又はかたかなは読める	47.5
読めない	17.9
新聞も読める	11.4
不明	1.0
計	100.0

図 6

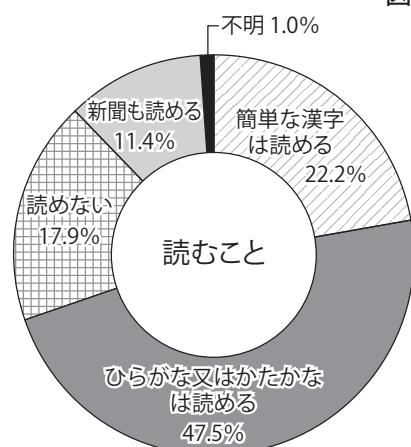
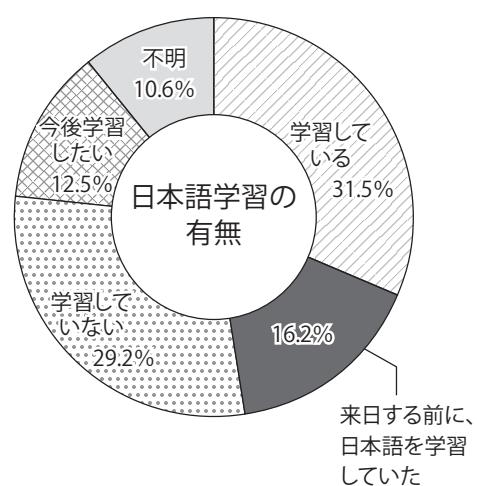


表 7

日本語を学習していますか	割合 %
学習している	31.5
来日する前に日本語を学習していた	16.2
学習していない	29.2
今後学習したい	12.5
不明	10.6
計	100.0

図 7



## 5. 滞在年数別の日本語能力

### (1) 滞在年数別にみた日本語を話す力【クロス集計表1】

滞在年数	日本語は話せるか			計
	話せる	少し(通訳必要)	話せない	
10年以上	51.5%	43.9%	4.6%	100.0%
5年以上10年未満	18.6%	67.2%	14.2%	100.0%
2年以上5年未満	10.4%	65.8%	23.8%	100.0%
1年以下	6.5%	42.9%	50.6%	100.0%
全体の割合	39.0%	50.8%	10.2%	100.0%

### (2) 滞在年数別にみた日本語を読む力【クロス集計表2】

滞在年数	日本語は読めるか					計
	新聞も読める	簡単な漢字は読める	ひらがな又はかたかなは読める	読めない	不明	
10年以上	16.3%	26.5%	43.7%	13.4%	0.1%	100.0%
5年以上10年未満	3.0%	17.8%	56.5%	21.8%	0.9%	100.0%
2年以上5年未満	0.0%	12.3%	57.0%	30.7%	0.0%	100.0%
1年以下	0.0%	16.7%	38.7%	43.5%	1.1%	100.0%
全体の割合	11.4%	22.5%	47.3%	17.9%	0.9%	100.0%

## 6. 日本語能力と家族の就労状況

### (1) 回答者の日本語能力とその属する家族の就労状況【クロス集計表3】

回答者の日本語能力	就労形態別の家族構成				計
	正社員で働く者がいる	正社員はおらず、派遣事業で働く者がいる	正社員や派遣労働者はおらず、パート他で働く者がいる	働く者はいない	
話せる	42.4%	31.3%	17.6%	8.7%	100.0%
少し(通訳必要)	26.5%	49.2%	16.1%	8.2%	100.0%
話せない	29.8%	22.0%	28.2%	20.0%	100.0%
全体の割合	35.3%	38.2%	17.5%	9.0%	100.0%

## 7. 日本語能力と家族の所得の十分度

### (1) 回答者の日本語能力と家族全体にとっての所得の十分度【クロス集計表4】

回答者の日本語能力	所得は家族全体にとってほぼ十分である	所得は家族全体にとって、やや不十分である	所得は家族全体にとって、全く不十分である	公的な援助によって生活している	その他	計
話せる	47.2%	28.1%	18.4%	2.2%	4.1%	100.0%
少し(通訳必要)	40.8%	32.6%	17.2%	3.7%	5.7%	100.0%
話せない	35.2%	31.8%	19.3%	10.2%	3.5%	100.0%
全体の割合	42.5%	31.0%	17.8%	3.8%	4.9%	100.0%

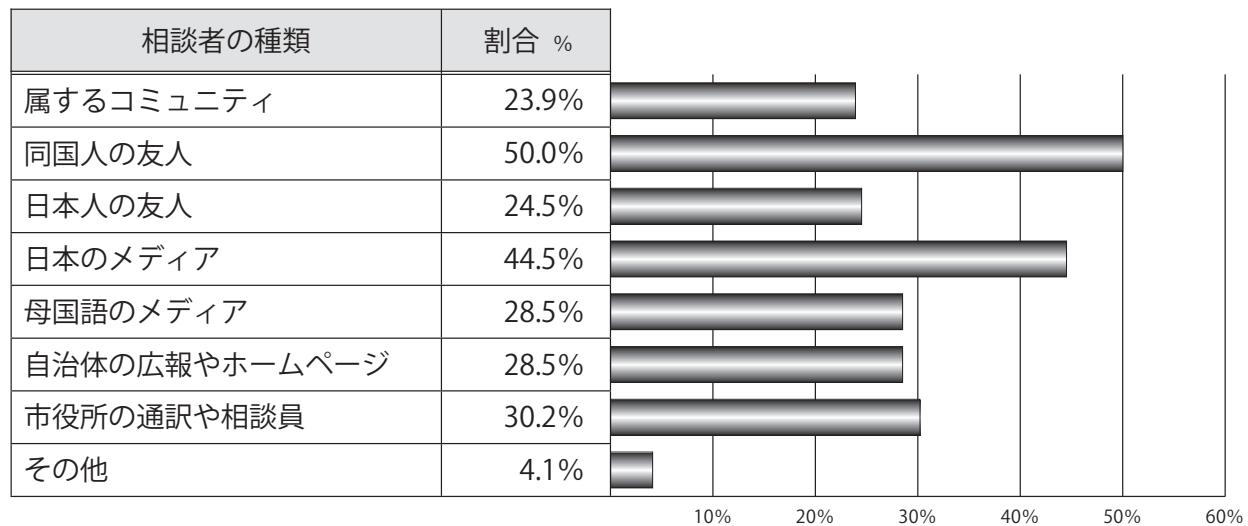
## 8. 情報入手方法及び相談相手

地域で生活するための情報の入手方法については、同国人の友人50.0%、日本のメディアが44.5%に次いで、自治体などの通訳・相談員も30.2%となっている。

生活に困った時に相談するのは、近くに住む親族・同国人が46.1%に次いで、地域の自治体の通訳・相談員が32.1%となっている。

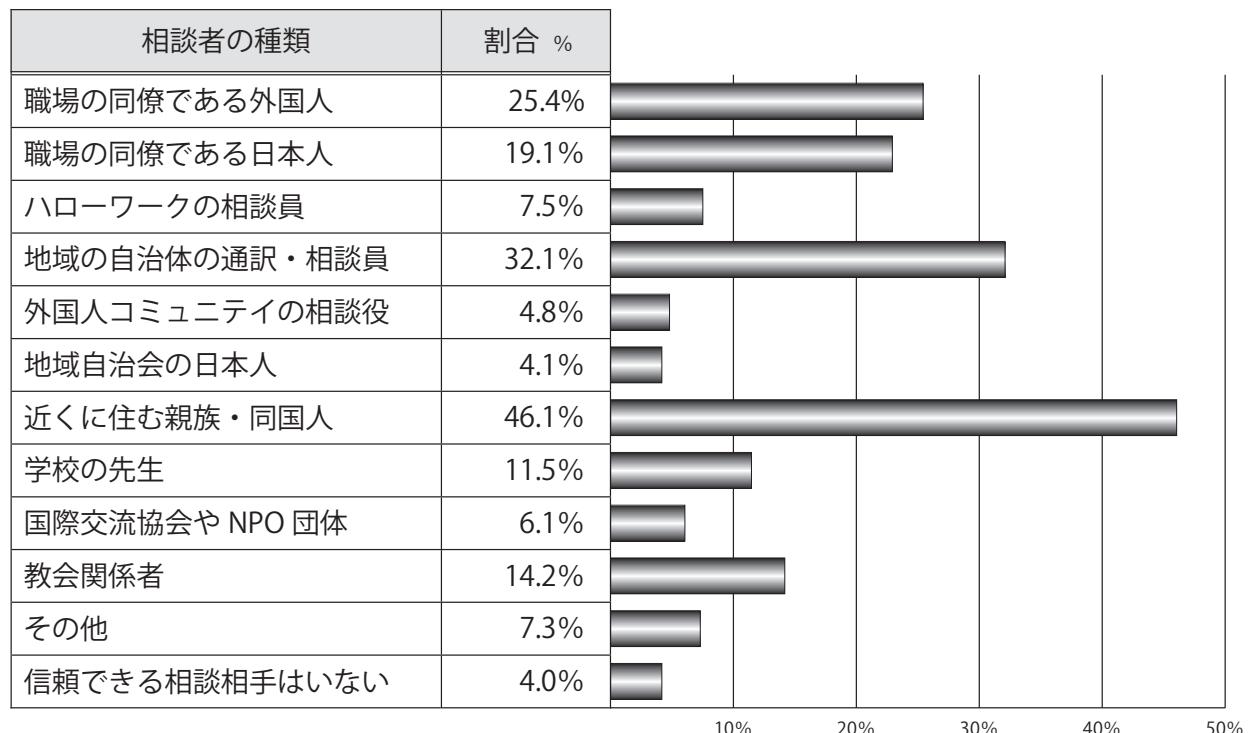
### (1) 生活に必要な情報をどのように得ていますか？【複数回答】

表8



### (2) 生活に困った時に、信頼する相談相手がいますか？【複数回答】

表9



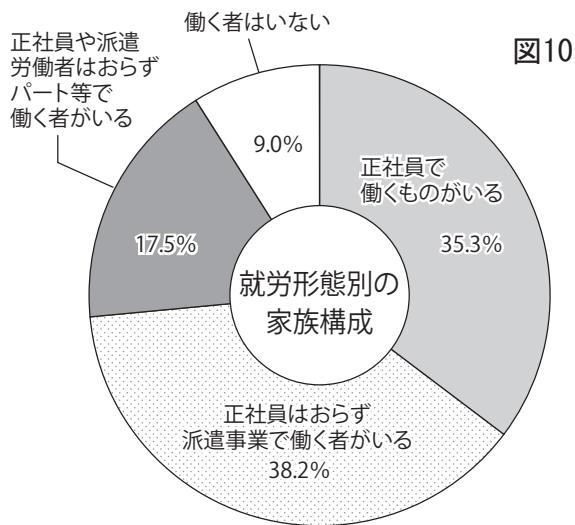
## 9. 世帯の就労面の構造

正社員のいる家計は35.3%、正社員はおらず派遣労働者のいる家計が38.2%、パートなどの家計は、17.5%となっている。

### (1) 就労形態別の家族構成

表10

就労形態別の家族構成	割合 %
正社員で働く者がいる	35.3%
正社員はおらず、派遣事業で働く者がいる	38.2%
正社員や派遣労働者はおらず、パート他で働く者がいる	17.5%
働く者はいない	9.0%
計	100.0%



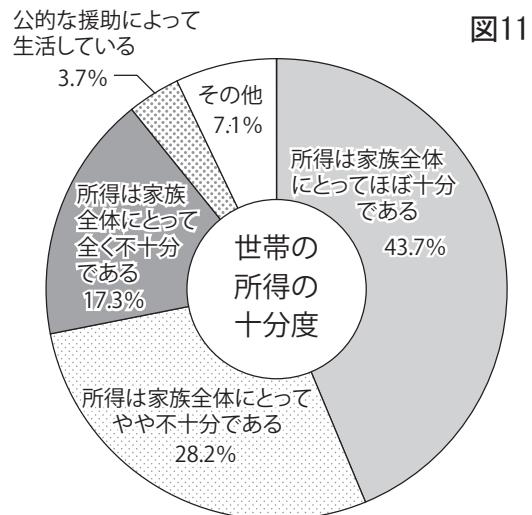
## 10. 世帯の所得面の構造

所得が十分とする世帯は43.7%、不十分な世帯が45.5%と、世帯の状況は大きく二つに分かれた。公的援助による生活者は3.7%だが、一人親世帯では16.1%を占める。

### (1) 所得・資産の状態から、家族全体が生活するのに十分ですか？

表11

世帯の所得十分度	割合 %
所得は家族全体にとって、ほぼ十分である	43.7%
所得は家族全体にとって、やや不十分である	28.2%
所得は家族全体にとって、全く不十分である	17.3%
公的な援助によって生活している	3.7%
その他	7.1%
計	100.0%

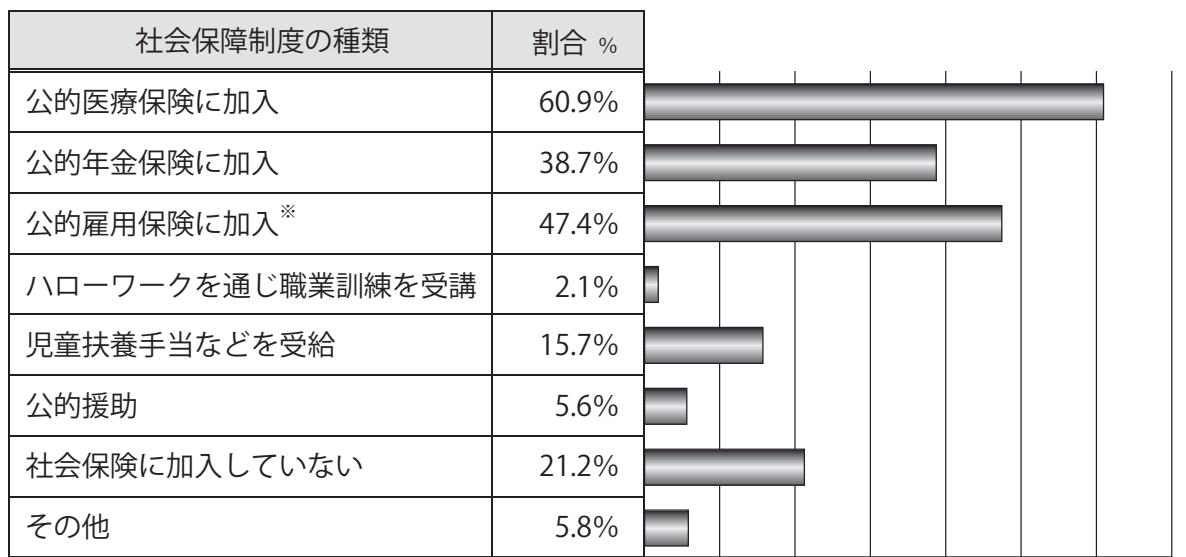


## 11. 社会保険への加入など

医療保険加入率が最も高くて60.9%、雇用保険が47.4%で。年金保険は38.7%にとどまっている。

### (1) 日本の社会保障制度に加入または給付を受けていますか？【複数回答】

表12



### (2) 日本の社会保障制度に加入または給付を受けていますか？【クロス集計表5/複数回答】

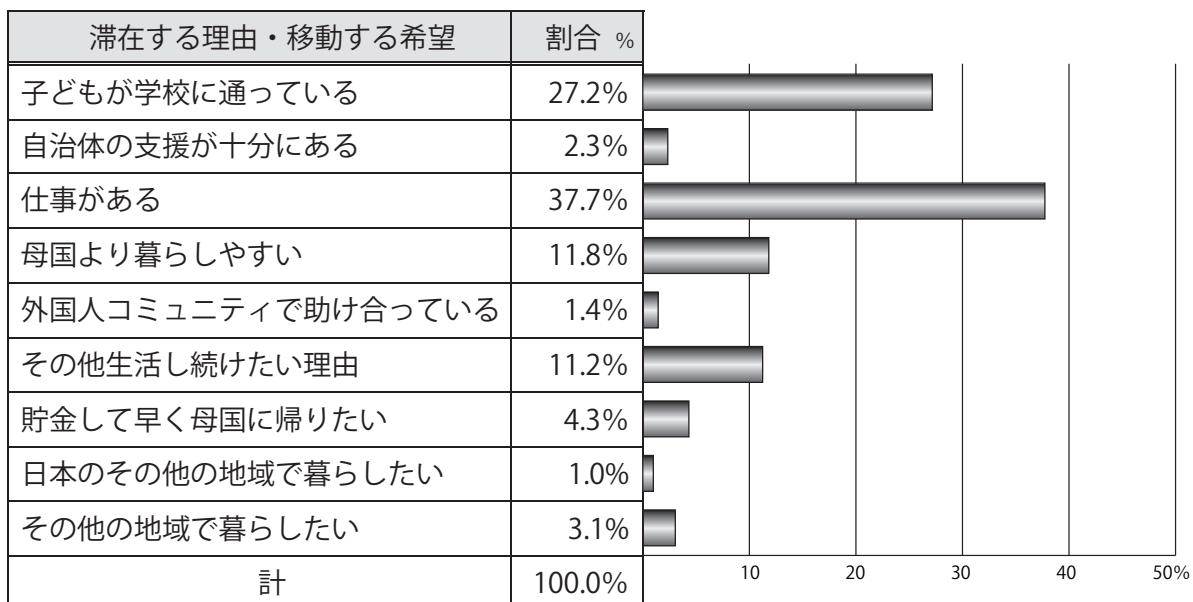
	公的医療保険に加入	公的年金保険に加入	公的雇用保険に加入	ハローワークを通じ職業訓練を受講	児童扶養手当などを受給	公的援助	社会保険に加入していない
正社員のいる世帯	72.0%	43.3%	54.1%	1.1%	18.7%	2.1%	15.5%
派遣労働者のいる世帯	61.2%	26.1%	52.2%	2.5%	13.5%	2.1%	18.8%
パート労働者のいる世帯	51.7%	24.6%	35.0%	2.0%	19.9%	10.1%	27.0%
全世帯	60.9%	38.7%	47.4%	2.1%	15.7%	5.6%	21.2%

## 12. 地域で継続的に生活する希望

現在の地域で生活し続けたい者は91.6%に達し、その理由は、仕事があるから37.7%、子どもが学校に通っているから27.2%が多い。

### (1) 現在の地域で生活し続けたいですか？

表13

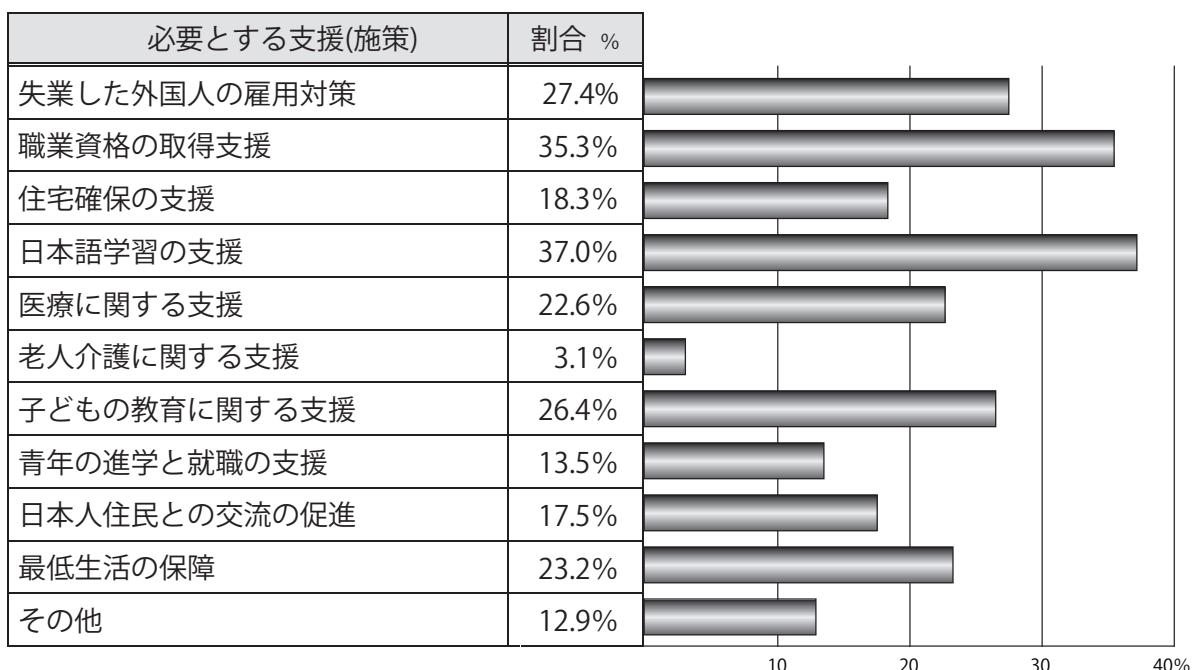


## 13. 要望する施策

外国人住民が希望する施策は、日本語の学習支援が37.0%、職業資格の取得支援が35.3%、失業した外国人の雇用対策が27.4%と、特に多くなっている。

### (1) あなたが必要とする支援は何ですか？【3つ選択】

表14



## 2 長野・岐阜・愛知ブロック提言資料

# 外国人の子どもの教育について ～未来を切り拓く学びの保障～

長野県	上田市
	飯田市
岐阜県	大垣市
	美濃加茂市
	可児市
愛知県	豊橋市
	豊田市
	小牧市
	知立市

## 長野・岐阜・愛知ブロック

# 外国人の子どもの教育について ～未来を切り拓く学びの保障～

長野・岐阜・愛知ブロックでは、「外国人の子どもの教育について」をテーマに、外国人の子どもの学びを保障していくための課題と必要な施策について、2年間にわたり調査研究を行ってきた。

外国人の子どもの教育においては、義務教育に関することに加え、就学前や就学年齢を超えた子どもに関すること、さらには外国人学校に関することなど多様な課題がある。その中で、1年目は、外国人集住都市会議会員都市の日本語指導が必要な児童生徒数やその属性、及びこれに対する教育現場の指導体制や虹の架け橋事業をはじめとした会員都市の取組等の実態調査を実施した。そして、これら調査の結果を踏まえ、内閣府が2011年3月に策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」の各施策の取組に、会員都市の現場の実情や要望が反映されるよう提言を行った。

ところで、1990年6月の改正入管法の施行から20年あまりが経ち、日本の学校で教育を受けた多くの外国人の子どもが日本社会へ巣立ち、活躍することが期待される時代において、未だ日本語能力の問題により、外国人生徒の高校進学への道が閉ざされてしまう状況がある。文部科学省「平成24年度学校基本調査」によれば、中学卒業者に占める高校進学率は98%を超える一方、会員都市の公立中学を卒業した外国人生徒の進学率は、82.7%（2012年度外国人集住都市会議調査）にとどまっている。

子どもの教育は、高校進学だけが目標ではなく、それだけを成功指標とすべきではない。しかし、現実問題として、外国人の子どもが、日本社会において自ら未来を切り拓き一定の役割を担うためには、高校へ進学することが重要な意味を持つことは、紛れもない事実である。

当ブロックでは、このような共通認識の下、2年目は、進路に焦点を当て、外国人の子どもが高校進学を目指すうえで必要となる日本語指導や生徒が身につけている日本語能力との因果関係について調査を行い、その課題と必要な施策について研究を行った。

次項以降の3つのカテゴリ（「多様な言語的背景をもった子どもの対応について」、「授業の理解と進学につながる日本語の指導体制について」、「高校入試制度及び高校における支援について」）に示すデータは、会員都市における2012年3月に公立中学を卒業した外国人生徒※一人ひとりの使用言語、在籍期間、日本語指導及び進路状況について調査分析した結果に基づくものである。

※韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握しているニューカマーと呼ばれる外国人生徒（有効回答数：1,010）。

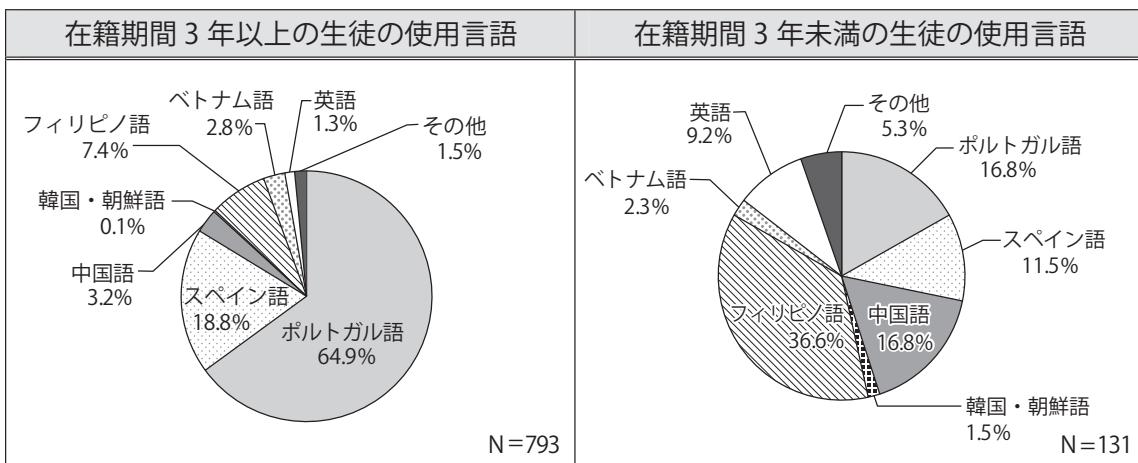
## 1. 多様な言語的背景をもった子どもへの対応について

### 1 現状と課題

#### (1) 使用言語の多様化

学校現場における使用言語の状況を把握するため、中学3年時に公立学校在籍期間が3年以上と3年未満、すなわち小学生以前に日本の公立学校に入学してきた生徒と中学生相当の年齢で入学してきた生徒の使用言語割合を比較した【表1】。

表1 外国人生徒の使用言語



これをフィリピン語と中国語に着目すると、南米日系人が集住する外国人集住都市会議会員都市においても、近年フィリピン語や中国語などの使用言語が増えるなど、使用言語が多様化している傾向が明らかとなった。

フィリピン語 7.4% (3年以上) ⇒ 36.6% (3年未満)

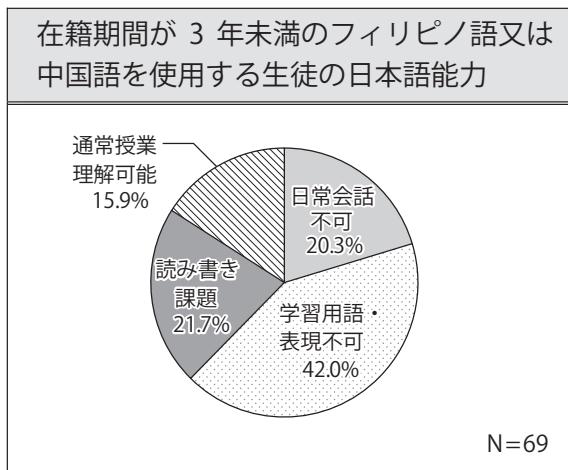
中国語 3.2% (3年以上) ⇒ 16.8% (3年未満)

これは、リーマンショックにより外国人の就労環境に大きな影響があったと考えられるが、今後、教育分野での支援を考える上で、経済の動向にも注視する必要がある。

#### (2) フィリピン語及び中国語生徒の日本語能力

近年増加傾向にあるフィリピン語及び中国語を使用する外国人生徒の日本語能力を把握するため、在籍期間が3年未満のフィリピン語及び中国語を使用する生徒について調査した【表2】。

表2 外国人生徒の日本語能力



※日本語能力の程度は、高い順から「通常授業理解可能」、「読み書き課題」、「学習用語・表現不可」、「日常会話不可」となる。

在籍期間が3年未満のフィリピン語及び中国語を使用する生徒で「通常授業の理解が可能」な割合は、15.9%にとどまっている。さらに、「日常会話不可」及び「学習用語・表現不可」のような日本語能力が低い割合が62.3%を占めている。このことから、学校現場では、近年増加傾向にあるフィリピン語や中国語を使用する生徒の日本語指導支援が新たな課題となっていると思われる現状が明らかとなった。

このような使用言語の多様化による課題は、これだけにとどまらない。外国人集住都市会議が昨年度会員都市を対象に調査した結果によれば、学校現場では、このようにただでさえ指導に時間を要する生徒を抱えながらも、これら母語の話せる支援員が十分に配置されていない。例えば、ある県教育委員会では、7名の母語の話せる支援員を採用し各教育事務所を通じて管内の小中学校での支援を行っているが、フィリピン語の支援員は採用されていないなど、使用言語の多様化への対応が十分ではない状況である。このような対応の遅れは、学校現場に過重な負担を強いていると考えられる。

また、母語の話せる支援員の雇用の課題もある。彼らの多くは、緊急雇用創出事業等、国の緊急経済対策により、身分が保証されない臨時職員として採用されており、事業の終結により、職を失う可能性がある。このことは、学校現場へさらなる負担を強いるだけでなく、彼らがこれまで支援員として蓄積した専門的知識を指導に生かす機会をみすみす奪ってしまうおそれもある。

## 2 会員都市の取組

- ・フィリピン人が増加傾向にある中、フィリピン語対応者を独自に配置し、外国人児童生徒を対象とした各種日本語教室を開設する取組（可児市、美濃加茂市）
- ・外国人児童生徒が多く在籍する学校にタガログ語を含む5か国語に対応した「外国人児童生徒就学サポーター（バイリンガル）」を派遣し、学習支援や保護者との通訳、翻訳等、各学校での適応支援を推進する取組（浜松市）

### 3 提言

#### 国への提言



- ・教育事務所などに配置するポルトガル語やスペイン語の母語を話せる支援員のほか、フィリピノ語や中国語等にも対応した支援員を育成・派遣する取組に対して、財政的支援の充実を図る。
- ・緊急雇用創出事業等の活用により採用した母語を話せる支援員の雇用を継続できるよう、財政的支援の充実を図る。

#### 県への提言



- ・教育事務所などに配置するポルトガル語やスペイン語の母語を話せる支援員のほか、フィリピノ語や中国語等にも対応した支援員を育成・派遣する取組の充実を図る。
- ・教員採用試験において、地域の実情に応じて、外国語堪能者に対する特別選考の対象言語をフィリピノ語及び中国語にも拡大する。

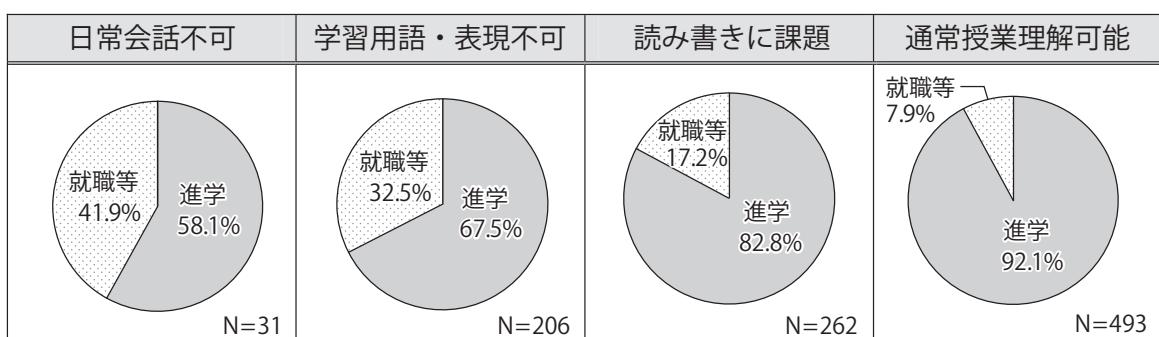
## 2. 授業の理解と進学につながる日本語の指導体制について

### 1 現状と課題

#### (1) 日本語能力と進学状況

外国人生徒の日本語能力と高校進学率との相関関係を把握するため、日本語能力に応じた高校進学率を比較したところ、日本語能力が高くなるほど、高校進学率が高くなる。すなわち、日本語能力を高めることが進学保障につながることがわかる【表3】。

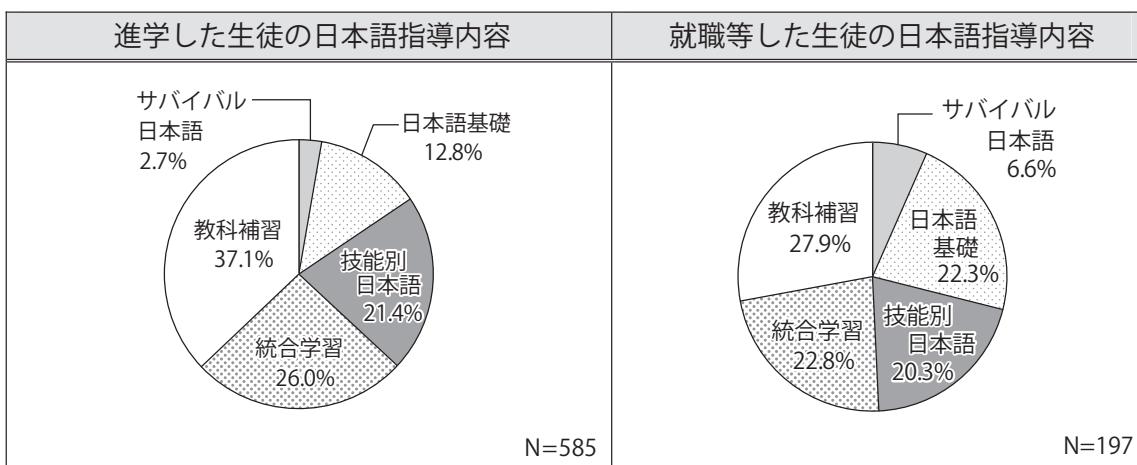
表3 日本語能力と進学状況



#### (2) 進学状況と日本語指導内容

日本語能力を高め、高校進学できた外国人生徒は、中学3年時にどのような日本語指導を受けていたのかを把握するため、これを就職等した外国人生徒と比較した【表4】。

表4 進学状況と日本語指導内容



高校進学した生徒は、就職等した生徒と比較して、教科補習や統合学習のような日本語指導を含む教科指導の割合が高い結果となった。このことから、日本語能力を高め、高校進学できた外国人生徒は、より受験対策になりやすい日本語指導を含む教科指導を受けていたことがわかる。

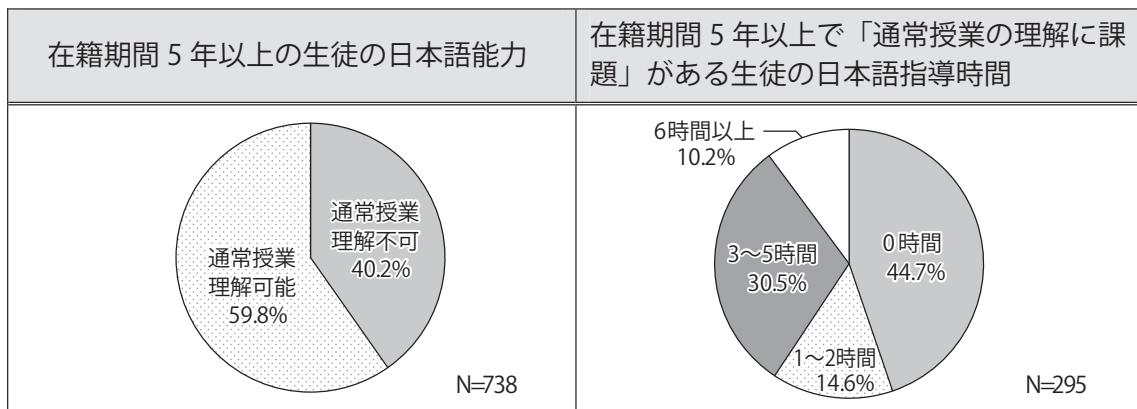
### (3) 在籍期間5年以上の外国人生徒の状況

5年以上の比較的長期にわたり日本の学校教育を受けてきた外国人生徒の日本語能力を把握するため、中学3年時に公立学校在籍期間が5年以上の生徒の日本語能力を調査した。その結果、在籍期間が5年以上あっても「通常授業の理解に課題」がある生徒が40.2%にものぼり、授業を理解する日本語能力の獲得には、相当な時間を要することが明らかとなった【表5左】。

また彼らが、中学3年時に1週間あたりどの程度日本語指導を受けていたかを調査したところ、日本語指導を全く受けていない生徒がそのうちの44.7%にものぼり、在籍期間が比較的長期に及んだ生徒は、日本語指導支援の必要性がありながらも支援を受けられない実態も明らかとなった【表5右】。

これらのことから、外国人生徒が高校進学できる学力を身につけるためには、学校現場において長期にわたるきめ細かな日本語指導とこれを含む教科指導が求められることが明らかとなった。

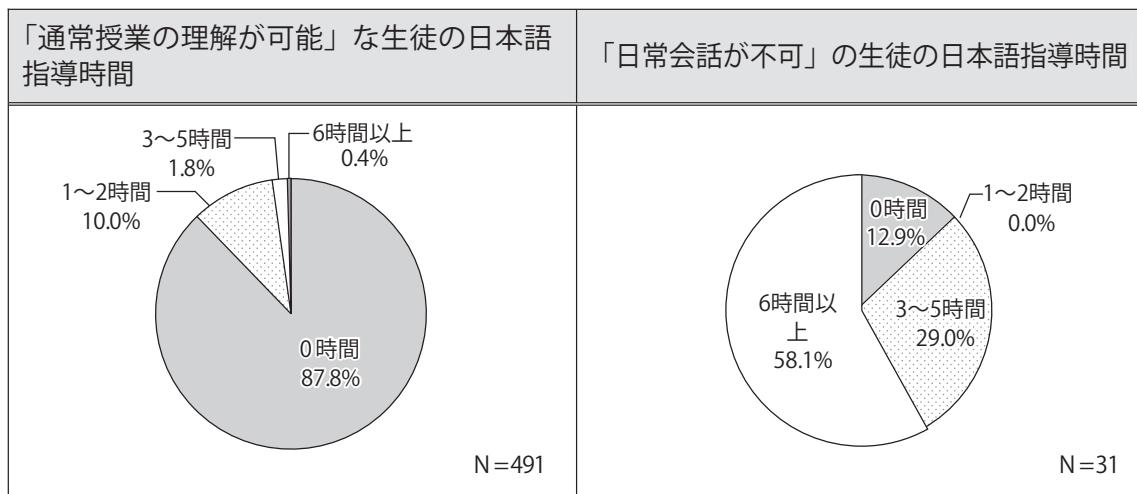
表5 在籍期間5年以上の外国人生徒の状況



#### (4) 日本語指導環境の差

日本語能力が異なる生徒の日本語指導の状況を把握するため、「通常授業の理解が可能」な生徒と「日常会話が不可」の生徒のそれぞれが中学3年時に1週間にあたりどの程度の日本語指導時間を受けているかを比較した【表6】。

表6 「通常授業の理解が可能」と「日常会話が不可」の外国人生徒の日本語指導時間



それぞれの指導時間を見ると、「通常授業の理解が可能」でありながらもプラスαの指導を受ける環境にある生徒がいる一方、日常会話がままならないにも関わらず日本語指導を全く受けていない生徒も少ないながらもおり、地域や学校によって、日本語指導を受けられる環境に差が生じていることがわかる。

文部科学省は、今年4月の「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」において、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を学校の教育課程に位置付ける方向性を打ち出した。これにより、今後、より具体的な施策が展開していくものと期待できるが、地域や学校によって受けられる指導環境の差の解消、具体的には一定レベルのスキルをもった指導者の確保など、指導環境の改善を地域の実態に即して、どのようにしていくのかが、今後の課題であるといえる。

## 2 会員都市の取組

- ・市民ボランティアが学校の授業に入り、教員と連携しながら子どもの学習を支援する取組（上田市）
- ・日本語指導員の配置と「ことばの教室」等による日本語初期指導の取組（豊田市）
- ・市国際交流協会が小学校、地域ボランティア等と連携しながら、夏休みに日本語や学習を支援する取組（豊橋市）
- ・N P O 法人が市・県の補助を受け、公立学校に通う外国人児童生徒の日本語指導及び教科補習を行う学習支援「きぼう教室」の取組（可児市）
- ・行政がN P O 法人と連携し、公立学校に通う外国人児童生徒の日本語や授業の補習、家庭学習補助などの放課後学習支援事業を展開する取組（美濃加茂市、浜松市）
- ・N P O 法人や企業関係団体、市教育委員会等が市関係部局と協議会を構成し、外国人児童生徒の就学・学習支援等を推進する取組（伊賀市）

### 3 提言

#### 国への提言



- ・現在進められている「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」の議論を踏まえ、日本語指導が必要な生徒の判定基準や指導時間等を明確にするとともに、外国人児童生徒においても等しく日本の学校教育が受けられるよう環境の整備を行う。
- ・支援体制の充実を図るため、外国人児童生徒担当教員の加配を増やす。
- ・大学での教員養成の段階から、JSLカリキュラムに関する指導を行い、人材養成を行う。
- ・日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修に対して、財政的支援を行う。

#### 県への提言



- ・国と連携して、外国人児童生徒担当教員の配置を増やす。
- ・日本語指導の専門的知識や経験を有する教員を積極的に採用する。
- ・日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修の充実を図る。
- ・初期指導教室や放課後学習等において、地域の実態に即して、必要な指導者を採用、派遣する。

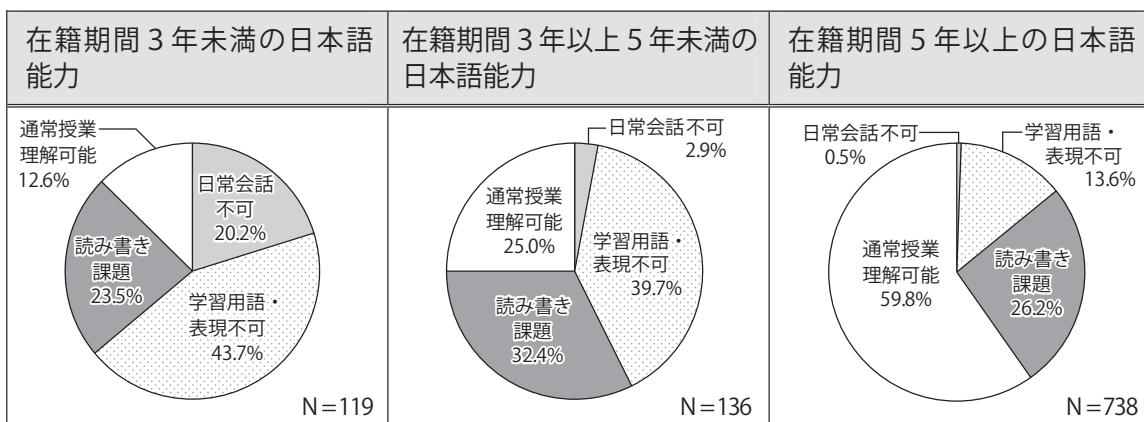
## 3. 高校入試制度及び高校における支援について

### 1 現状と課題

#### (1) 在籍期間と日本語能力

外国人生徒の在籍期間と日本語能力との相関関係を把握するため、在籍期間に応じた日本語能力を比較したところ、在籍期間が長くなるほど、日本語能力が向上することがわかる【表7】。

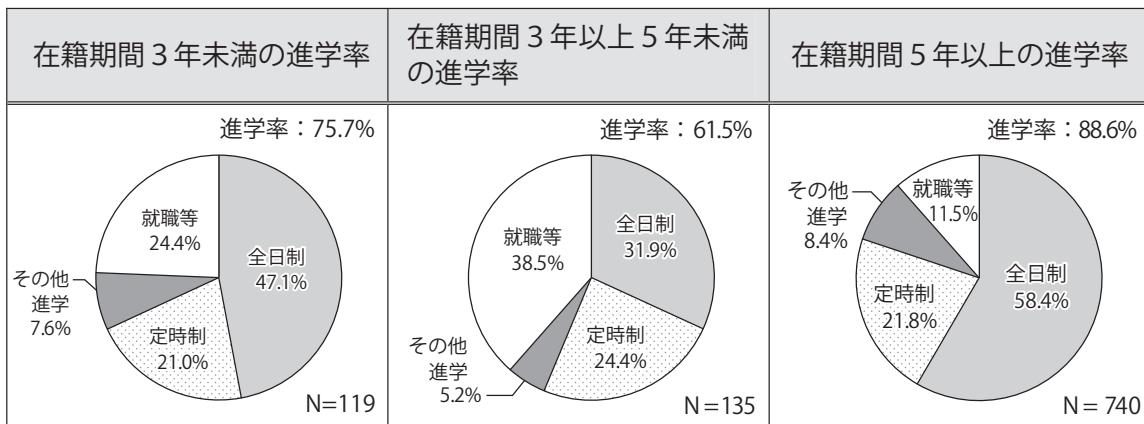
表7 在籍期間と日本語能力



#### (2) 在籍期間と進学率

在籍期間が長ければ、日本語能力は高くなり、日本語能力が高ければ、高校進学につながることから、当然、在籍期間の長さに応じて高校進学率は高くなると推測される。そこで、これを確かめるため、在籍期間に応じた高校進学率を調査した【表8】。

表8 在籍期間と進学率



全日制、定時制及びその他進学を合わせた進学率は、在籍期間3年未満が75.7%であるのに対し、これよりも日本語能力が高いはずの在籍期間3年以上5年未満が61.5%であった。これは、外国人集住都市会議会員都市の公立高校入試制度において、来日3年以内の外国人生徒に対して特別措置がなされていることも一因と考えられる【表9\*】。

ところで、この「来日3年以内の要件」というのは、すでにP.29で前述したように、在籍期間が5年以上あっても「通常授業の理解に課題」がある生徒が40.2%にのぼり、授業を理解する日本語能力の獲得には相当な時間を要することからすると、非常に厳しい要件であると言わざるをえない。

\*表9、表10-1、表10-2は、以下を参考として外国人集住都市会議で調査した。

小島祥美 研究代表「2011年度外国人生徒と高校に関する実態調査報告書(全国の都道府県・政令指定都市の教育委員会+岐阜県の公立高校から)

科学研究費補助金若手研究B(課題番号 22730673)「ヒューマン・グローバリゼーションにおける教育環境整備と支援体制の構築に関する研究」、2012年3月

表9 外国人生徒に関する入試制度の状況

自治体	外国人生徒対象の入学者選抜			外国人生徒対象の入試特別措置		
	全日制	定時制	来日3年以内を要件	全日制	定時制	来日3年以内を要件
群馬県	×	×	—	○	×	○
静岡県	○	×	○	×	×	—
浜松市	○	—	—	×	—	—
長野県	×	×	—	○	○	○
岐阜県	○	×	○	×	×	—
愛知県	○	×	△	×	×	—
三重県	○	○	△	×	×	—
滋賀県	×	×	—	○	○	△
岡山県	×	×	—	×	×	—

\*○は有り、×は無し、—は該当なし、△は来日6年以内等

### (3) 外国人生徒に対する高校入試の特別措置

外国人集住都市会議会員都市の公立高校入試制度における外国人生徒を対象とした入学者選抜及び入試特別措置の状況を見ると、募集人数や受け入れる学校数、選抜検査の内容等にばらつきが見られる。このことから、外国人生徒が、住む地域によって、高校進学の可能性が左右されていることがわかる【表10-1、表10-2】。

表10-1 外国人生徒を対象にした入学者選抜の状況

自治体	全日制	定時制	募集人数	学校数	選抜検査の内容
群馬県	○	×	当該学科募集定員に含める	全学校・学科	表10-2 参照
静岡県	○	×	各校若干名	8校	日本語基礎力検査、面接
浜松市	○	—	20名程度	1校	総合問題(国語、数学、英語)、面接
長野県	×	×	—	—	—
岐阜県	○	×	各校3名程度	63校	学力検査、面接、小論文
愛知県	○	×	各校若干名	4校	学力検査、面接
三重県	○	○	全日制:入学定員枠内。ただし、1校10人以内	17校	・前期選抜:他の受験者と同様 ・後期選抜:作文と面接
			定時制:入学定員枠内		作文、面接
滋賀県	○	○	—	—	—
岡山県	×	×	—	—	—

※○は有り、×は無し、—は該当なし

表10-2 外国人生徒を対象にした入試特別措置の状況

自治体	入試特別措置の内容
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国等の海外から、原則として3年以内に永住するために引き揚げてきた者の子に準じ、状況に応じて個別に対応している生徒を対象とする。</li> </ul> <p>◇前期選抜</p> <p>面接、英語面接、実技検査、作文、英語作文、パーソナルプレゼンテーション、総合問題のうちから、いくつかを組み合わせた検査</p> <p>◇後期選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般と同じ、「国語」「数学」「英語」の学力検査</li> <li>・「社会」を「作文」とする（題は各学校で定める）</li> <li>・「理科」を「面接」とする（学校によっては英語で行うこともある）</li> </ul>
静岡県	—
浜松市	—
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国後の在日期間が3年以内の在県外国人の志願者で、在籍する校長から申請がある者。</li> <li>・国語は作文に代え、社会は個別面接に代える。学力検査のうち、数学・理科・英語については、他の受験者と同一問題で、各教科10分延長して行う。</li> </ul>

自治体	入試特別措置の内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>読みに関する問題を除くすべての漢字にふりがなをふった問題冊子を使用する。漢字の読みについての質問は受け付けない。</li> </ul> <p>平成25年度から入国後の在日期間が3年を超える6年以内の在県外国人の志願者で、在籍する学校の長から申請がある者に、以下の特別措置を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)読みに関する問題を除くすべての漢字にふりがなをふった問題冊子を使用する。漢字の読みについての質問は受け付けない。</li> <li>(2)学力検査日程と検査教科については、一般の受験生と同様とする。</li> </ol>
岐阜県	—
愛知県	—
三重県	—
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国または渡日後の期間が6年以内で、海外における在住期間が帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上の者で「海外帰国生徒等取扱措置願」を提出した者</li> <li>各教科10分間の検査時間の延長および学力検査等の問題文の漢字へのルビ振り。</li> <li>外国語と日本語の相互の翻訳を目的とした辞書（日本辞書と英語辞書など。原則として英語以外の外国語に関するもの。）の2冊までの持込み。</li> </ul>
岡山県	—

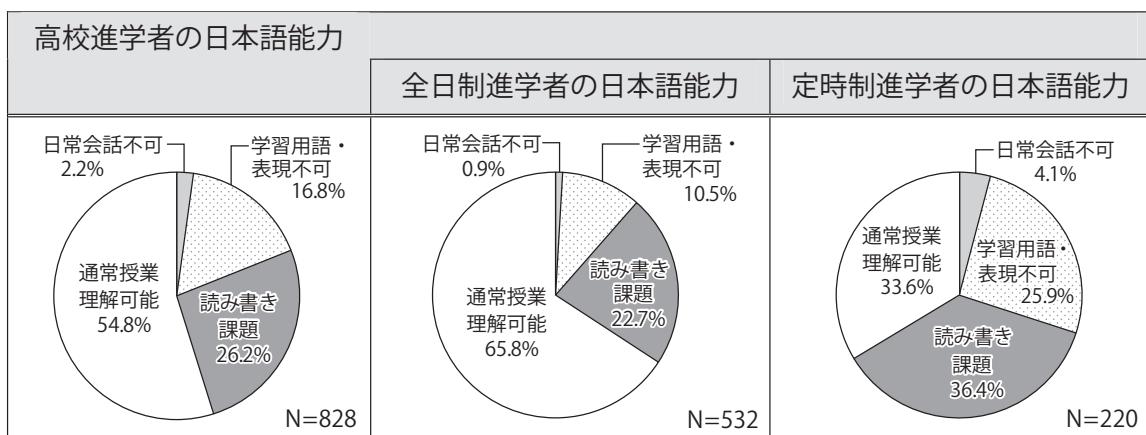
※—は該当なし

#### （4）高校における支援

高校進学した生徒の日本語能力を調査したところ、「通常授業の理解に課題」がある生徒が45.2%にもものぼる【表11左】。さらに、これを詳細に見るため、全日制と定時制に分けて、それぞれの日本語能力を調査したところ、全日制では34.1%であるのに対して、定時制では66.4%の生徒が日本語能力に課題を抱えたまま進学している現状が明らかとなった。

【表11中、右】。

表11 高校進学した生徒の日本語能力



## 2 提言

### 国への提言



- ・特に入学者選抜や入試特別措置により高校進学を果たした外国人生徒に対する学習支援体制の充実を図る取組に対して、財政的支援を行う。

### 県への提言



- ・公立高校入試制度における外国人生徒に対する特別措置の設定・拡充を図る。
- ・特に入学者選抜や入試特別措置により高校進学を果たした外国人生徒に対しては、公立高校入学後も日本語指導を含めた学習支援体制の充実を図る。

## 平成24年3月に中学を卒業した外国人生徒の進路等に関する調査（抜粋）

### ■調査期間

平成24年5月1日～平成24年6月12日

### ■調査対象

外国人集住都市会議会員都市で公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒※

※韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、ニューカマーと呼ばれる生徒で、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。

※二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も調査対象の要件にあてはまれば対象とした。

### ■調査方法

質問紙形式

### ■回答者

2011年度に外国人生徒を担当した教諭

### ■有効回答総数

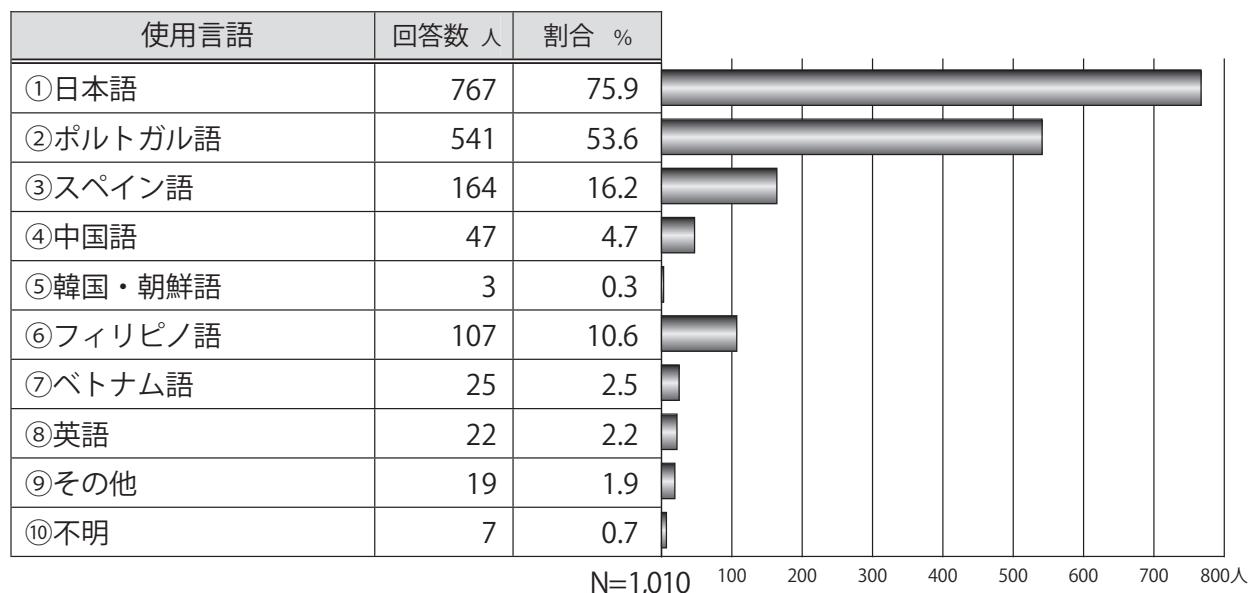
1,010

※割合は、小数第2位を四捨五入したため、必ずしも100.0とならない場合がある。

### 設問1 生徒の使用言語

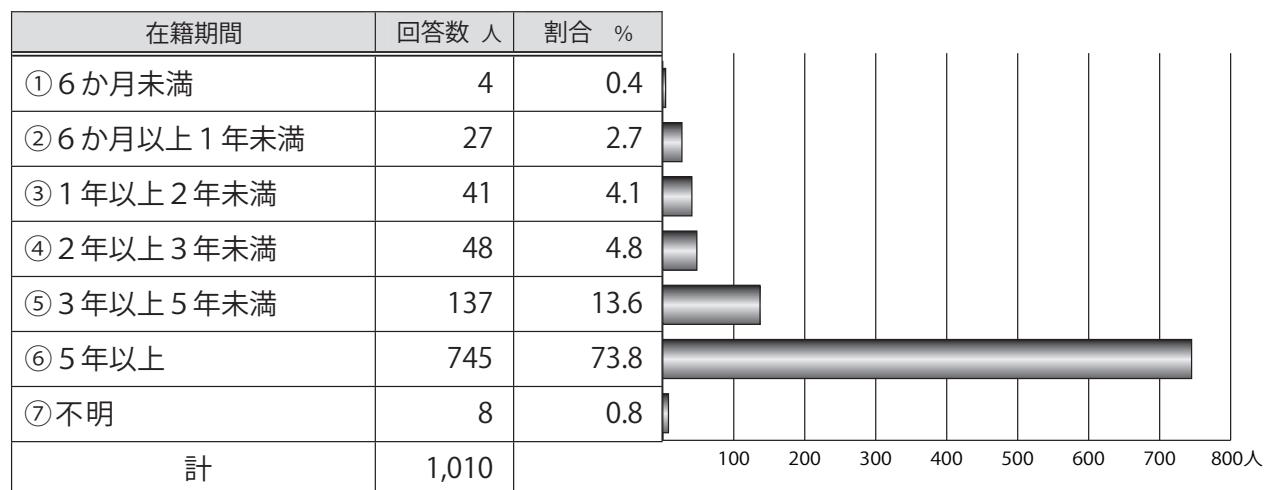
家庭や学校で、生徒が使用している言語は何ですか。主な言語を2つまで回答してください。

【複数回答】



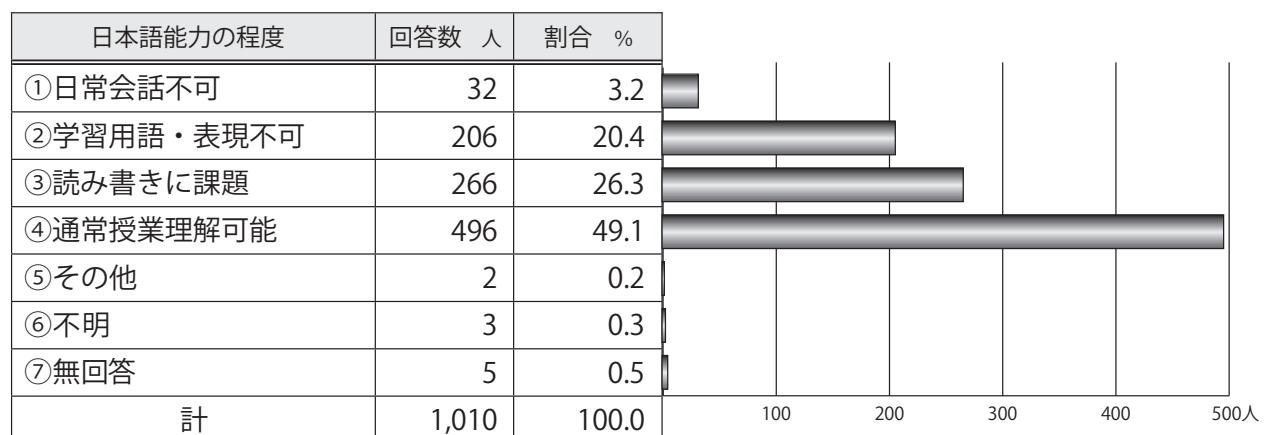
## 設問2 生徒の小中学校での在籍期間

卒業時点で、生徒の日本の学校での在籍期間はどのくらいですか。  
注：生徒が以前に他の日本の学校に在籍していた場合、他校における在籍年数を加算してください。



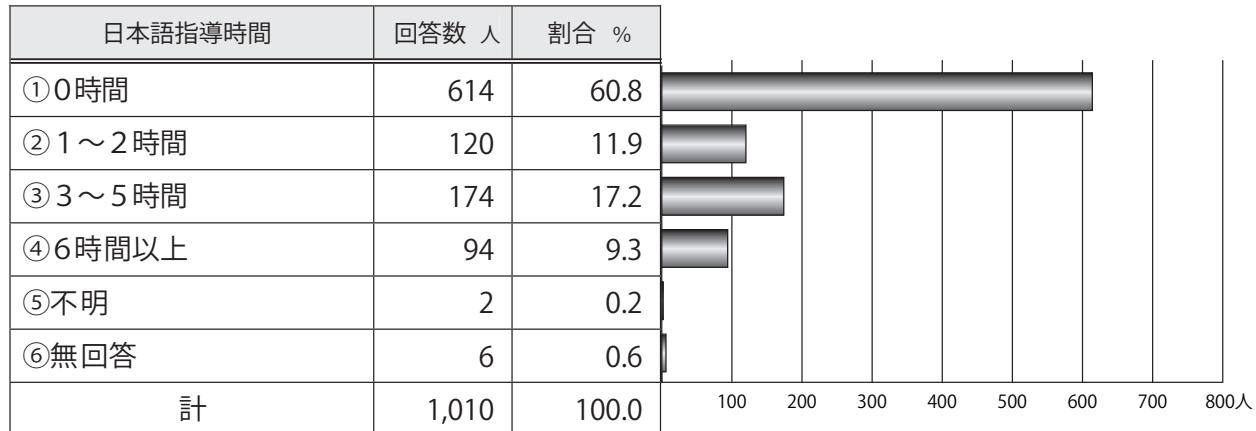
## 設問3 授業理解に必要な日本語能力の程度

中学3年生の10月時点における生徒の日本語能力は、次のうちどの程度でしたか。在籍学級で日本人生徒とともに授業を受けるまでの状態を選んでください。



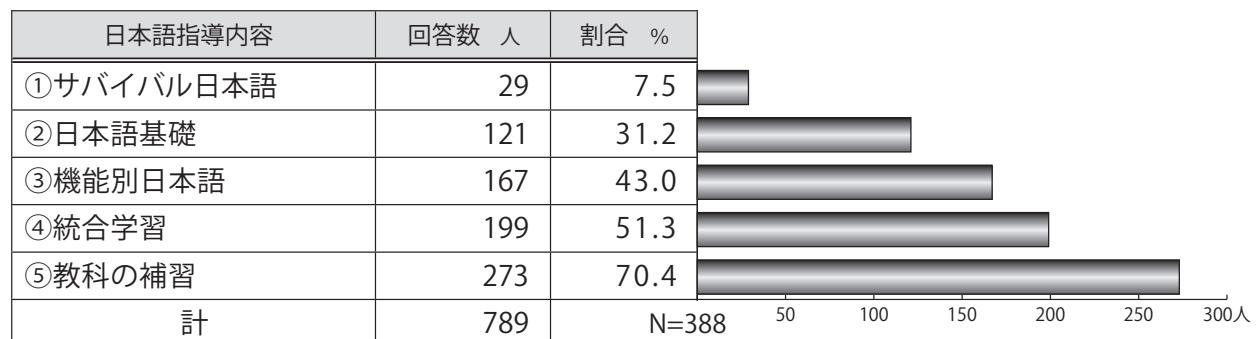
## 設問4 生徒への日本語指導

(1) 中学3年生時における生徒の1週間あたりの日本語指導時間数はどのくらいでしたか。年間の指導時間数が一定でない場合は、そのうち最も多かった週の時間数を選んでください。



(2) 設問4(1)で②～④(日本語指導を受けていた)を選択した388人に伺います。

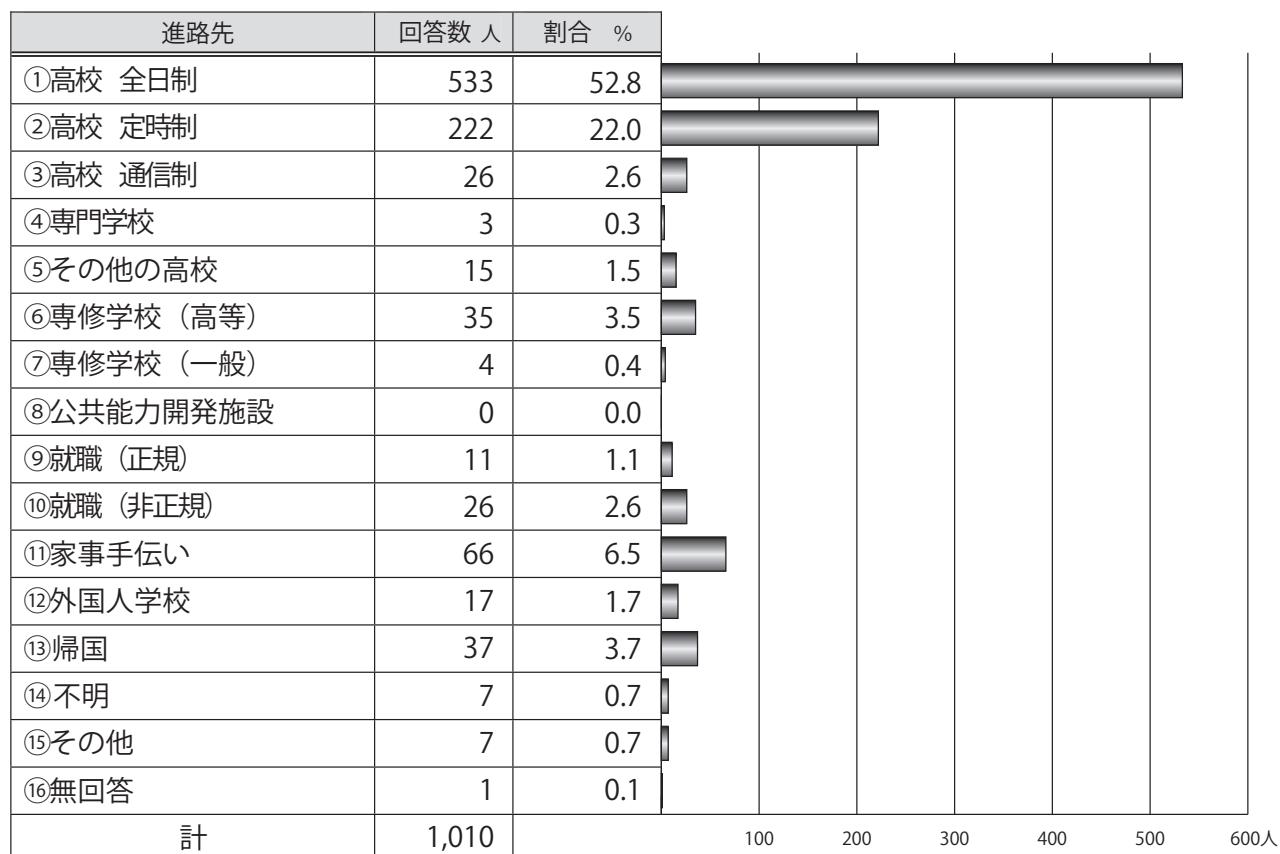
中学3年生時における生徒への日本語指導の内容は次のどれでしたか。【複数回答】



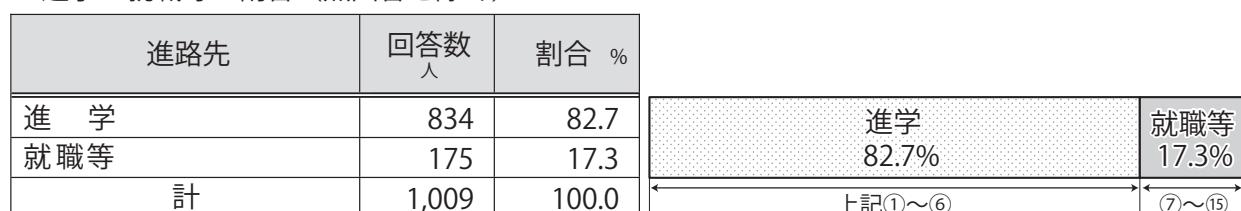
## 設問5 生徒の進路

平成24年4月1日現在の生徒の進路は、次のどれですか。

注：学校基本調査における「卒業後の状況調査票（中学校）」に準じた区分としていますが、一部、相違がありますので注意してください。



※進学・就職等の割合（無回答を除く）



### 3 群馬・静岡ブロック研究報告・提言資料

# 多文化共生社会における防災のあり方 ～災害弱者をつくらないために～

群馬県	伊勢崎市
	太田市
	大泉町
静岡県	浜松市
	富士市
	磐田市
	掛川市
	袋井市
	湖西市
	菊川市

**群馬・静岡ブロック**

## 多文化共生社会における防災のあり方 ～災害弱者をつくるために～

多文化共生社会において、日本人・外国人ともに安心できる生活環境を築くためには、「正しい情報を得ること」と「情報を正しく理解すること」が非常に重要であることは、これまででも外国人集住都市会議で研究し、国や関係機関に訴えてきたところである。

特に、災害時や緊急時などの生命に関わる重要な場面においては、自治体の枠や国籍を超えて助け合うための迅速かつ正確な情報伝達は必要不可欠であり、喫緊に取り組まねばならない課題となっている。

日本で長年住んでいても日本語、特に読み書きの能力が十分でないまま生活している外国人が少なくない中、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、迅速かつ正確な情報が、生命を守ることに直結することを誰もが再認識した。それとともに、外国人であっても情報を的確に受け取り、適切な行動をとることができれば、支援する側になり得るという事実も明らかになった。こうした観点からも、情報伝達の「方法」や「媒体」を整備し、効果的な「連携」や「ネットワーク」などを構築することが重要であるといえる。

群馬・静岡ブロックでは、地域の外国人を情報弱者にしないことが、防災の基本と捉え、日本に一年以上滞在している南米系外国人を対象にアンケート調査※を実施し、課題を整理するとともに、多文化共生社会における防災のあり方について検討した。

※外国人集住都市会議会員都市（29都市）におけるアンケート調査（資料編を参照）

- ・外国人集住都市会議は南米系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市で組織していることから、本調査についてはポルトガル語と日本語を併記し、南米系外国人を対象とした。
- ・また、東日本大震災発生時に焦点を当てた設問、及び地域での生活者という観点からの調査であるため、「一年以上、日本に滞在している南米系外国人」を対象とした。

### **1 現状と課題**

リーマンショックや東日本大震災の影響を受け、母国に帰国した外国人もいた一方で、日本に残る人たちの滞在はますます長期化している。

本年7月に、外国人集住都市会議参加都市29自治体において、日本に1年以上滞在している南米系外国人住民を対象にアンケートを行ったところ、日本に「10年以上滞在している」と回答した人が6割を超え、「5年以上滞在している人」を含めると9割を超えていた。特に、18歳以下の子どもについては、「日本で生まれた」子どもが7割近くに上っている。現在（調査実施時。以下同じ）の住まいについても、「民間のアパート・借家」や「公営住宅」など、いわゆる賃貸での居住が8割を超える一方で、「持ち家」という回答も2割弱あり、これからも日本に住み続けようという意識がうかがえる。

実際、「これからどのくらい日本に住もうと考えているのか」という設問には、「10年くらい滞在したい」「永住」「帰化」を合わせ、約4割の人が長期滞在を望んでいた。一方で、「わからない」と回答した人も3割を超えていた。

日本語能力については、「少し話せるが、通訳が必要」というレベルの人が5割強と最も多く、読む能力においては「ひらがな・カタカナは読める」が5割、「簡単な漢字は読める」が2割強であり、わかりやすい日本語であれば読める可能性のある人が7割強いることになっている。その一方で、「日本語の新聞も読める」と回答した人は1割にも満たなかった。

情報の収集先としては、東日本大震災直後及び現在においても、8割近くの人が「日本のテレビニュース」を挙げている。それに次ぐ「インターネット」については、地震直後が3割強、現在が10ポイント以上高い4割強となっている。また、「自治体からの情報」は、地震直後よりも現在のほうが3倍近く増えていた。

一方で、被災地や被災者のために、義援金や募金をはじめ、救援物資の提供など、何らかの支援を実行した人は7割であり、「今後、大きな災害があった時ボランティアをしてみようと思うか」の設問には、約8割の人が「機会があればボランティアをしたい」と回答し、救命講習の受講を希望する人も多かった。外国人を情報弱者にしないことで、緊急時にはむしろ支援者になることが期待できると考えられる。

また、地域の防災訓練に参加したことがない人は6割強であり、その理由の上位に「防災訓練の情報を知らなかった」「仕事が入っており、時間が合わなかった」が挙げられていた。

なお、平常時の情報収集方法について調査するため、今年7月に改正された住民基本台帳法に関する情報をどのようにして得たかを例として質問したが、「仮住民票が届く前に知っていた」という人は約8割で、その内の4割近くが「住んでいる市や町の広報紙やチラシによって情報を得た」と答えている。また、「仮住民票が届いて初めて知った」「知らない」と答えた人が全体の内、約1割であった。

## 2 会員都市の取組

### ○会員都市の多くで実施されている取組

- ・外国人を対象とした防災訓練や災害想定訓練、避難所訓練の実施
- ・防災訓練等において、ポルトガル語や多言語による放送対応を実施
- ・多言語による避難所マップ、ハザードマップ、防災メモ、避難カード等の作成
- ・コミュニティFM局と連携した多言語放送
- ・登録した人の携帯電話等に緊急情報、気象情報や行政に関する情報等を外国語の電子メールで配信するサービスの実施
- ・災害時に備えた外国語表示シートを指定避難所に配備
- ・母国語での情報伝達による橋渡しが担える人材の育成等

### ○先進的な取組

- ・災害時に備え、承諾を得た外国人住民の居住情報を自治会へ提供（磐田市）
- ・災害時等に地域で活躍できる外国人ボランティアの育成（大泉町）

### ○外国人集住都市会議としての取組

- ・外国人集住都市会議29都市間における災害時相互応援協定の締結
- ・防災に関する公開セミナー開催（内閣府と外国人集住都市会議の共催）
- ・NHKと連携し、外国人住民に対し多言語放送の周知を実施
- ・財団法人日本国際協力センター（JICE）や自治体国際化協会等の関係団体等と連携した多言語情報の提供

### 3 提言

多文化共生社会において、国籍に関わらず誰もが安心・安全な生活を営むためには、正確かつ迅速な情報を伝え、それを理解してもらうことが重要となるが、言語や文化、習慣の異なる外国人に対応するためには、自治体のみでは限界がある。そこで、「災害時における情報提供」及び災害時に備えた「平常時における情報提供」等について、以下のとおり提言する。

#### (1) 災害時における情報提供等について

##### 国への提言



- ・災害情報の発信に関しては、複数の媒体において、外国人・高齢者・子ども等でも理解できるように、多言語やわかりやすい日本語で行うなど、すべての住民に配慮したシステムを構築する。
- ・緊急時は、日本のテレビの活用度が非常に高いことから、テレビ局等に外国人住民も視野に入れた情報伝達を働きかける。
- ・「被災地等における安全・安心の確保対策」（2011年5月）に基づき、在日外国人への支援を行うために3か国語（英語、中国語、韓国語）で発信していた地震に関する情報について、今後の災害時にはポルトガル語やスペイン語など、できるだけ幅広い多言語で提供する。  
特に、福島第一及び第二原子力発電所や、他地域の原子力発電所の稼動状況など、放射能に関する事柄は情報提供を積極的に行う。
- ・国籍に関わらず、誰もが緊急時に確実に情報を得られるツールを整備し、平常時から活用周知を図る。
- ・災害時における各国の在日大使館、領事館が行う自国民への対応について、自治体に迅速かつ的確に情報提供する。

##### 県への提言



- ・国や関係機関と連携して、災害時に外国人住民のため、多言語やわかりやすい日本語による情報を迅速かつ正確に提供する。また、県内市町村が多言語やわかりやすい日本語で情報発信するまでの支援を行う。
- ・多言語情報の重要度が高まることが予想されるため、地域や自治体などに積極的に通訳を派遣する。

##### 報道機関への提言



- ・緊急時の情報周知について、テレビ画面等に多言語やわかりやすい日本語の緊急速報を流す等、迅速かつ正確に対応するためのシステムを構築する。また、映像や画像などを積極的にとり入れるなど、誰にでも理解しやすい情報提供を行う。

## (2) 災害時に備えた平常時における情報提供等について

### 国への提言



- ・全国共通の基本的な情報は、効率面、情報の正確性、伝達の迅速性の面からも、政府の責任で多言語化（わかりやすい日本語を含む、以下同様）する。
- ・災害時においては、通訳の不足が予想できるため、自治体で行う継続的な通訳の人材育成及び通訳にかかる財政的支援を行う。
- ・「災害対策基本法」で国の指定公共機関に定められている報道機関とともに、地域の住民の生命・財産を守るための情報提供についてより密接な協力体制を講じる。
- ・多くの外国人を抱える企業に対し、外国人従業員が企業や地域が行う防災訓練・研修等に積極的に参加することができるよう、労働安全衛生管理のあり方を見直す。
- ・緊急時に必要となる日本語をより多くの外国人が習得できるよう、学習環境の整備と意識啓発を図る。
- ・防災や災害時において重要となる日本語（用語）について、それぞれの言語でどのように置き換えるかを関係府省庁と連携しながら明示する。
- ・住民基本台帳法の適用対象とならない外国人に対する情報提供や、災害時の安否確認についての具体的対応を示す。
- ・災害時における各国の在日大使館、領事館が行う自国民への具体的対応について、事前に調査・整理し、自治体に情報提供する。

### 県への提言



- ・国や関係機関と連携して、市町村による多言語情報の発信を支援する。
- ・地域の情報については、地方のテレビ局などに外国人住民も視野に入れた情報伝達の必要性を働きかける。
- ・災害時においては通訳の不足が予想されるため、平常時からの防災意識啓発も含め、市町村で行う継続的な通訳の人材育成や通訳にかかる財政的支援を行う。
- ・県内の通訳者に関する情報を収集・整理し、必要な市町村と共有する。
- ・市町村に配置された通訳の資質・能力を向上するための研修を実施するとともに、有事における県内被災自治体への通訳派遣体制を確立する。
- ・法律改正に伴う各種詳細情報をはじめ、国の各省庁から来る外国人に関する情報については、県においても内容を確認し、迅速かつ的確に市町村に伝達する。
- ・国や関係機関と連携して、県内市町村に対し、外国人住民のための防災施策を支援し、防災訓練参加率の上昇に向けた働きかけを行う。
- ・災害時における外国人住民の情報ニーズを的確に把握するため、市町村や外国人住民、外国人支援活動団体等から広く意見を収集し、施策に反映させる。
- ・地域の防災訓練や防災研修等に積極的に参加することができるよう、多くの外国人を雇用する企業に対し、継続的な働きかけや支援を行う。



## 経済界及び報道機関への提言

- ・外国人住民が地域で安定した暮らしを営むために、企業において継続的な日本語教育や技能研修を開催するほか、災害時に重要となる日本語が習得できるよう、平常時から学習の機会を提供する。
- ・自治体や地域と連携し、通訳やわかりやすい日本語を用いて、外国人の従業員を対象とした防災訓練や防災教育を実施する。また、防災に係る意識啓発も併せて行う。
- ・災害用伝言ダイヤルを多言語化するとともに、災害用伝言板等についてもポルトガル語やスペイン語などを含め、できるだけ幅広い言語で対応できるよう、拡充を図る。
- ・防災関連の商品については、多言語やわかりやすい日本語での使用法を明記したり、説明書等にイラストを用いたりと、日本語能力が充分でなくても使用法がわかるような工夫を行う。
- ・災害時において、日本語が充分でない雇用者やその家族に正確な情報を迅速に伝えることができるよう、自治体や関係機関との連携強化を図る。
- ・企業で働く外国人が地域の生活者として、それぞれの力を發揮できるよう、意識啓発を図る。  
特に災害時は、通訳者の確保が必要となることから、日本語と母国語が話せる従業員を地域の支援者として派遣するなど、自治体等との協力体制を構築する。
- ・国内における住民全てに共通して伝えるべき緊急情報については、テレビのテロップ等により、多言語やわかりやすい日本語で提供できるような仕組みを構築する。

## 外国人集住都市会議・外国人住民対象アンケート調査（抜粋）

■ 調査期間	平成24年7月2日(月)～8月3日(金)
■ 実施地域	外国人集住都市会議会員都市(29都市)
■ 対象者	日本に1年以上滞在している南米系外国人(※)
■ 調査方法	無記名の自己記入式アンケート調査
■ サンプル数	調査協力者 1,030人



※外国人集住都市会議は、南米系外国人を中心とする外国人住民が多数居住する都市で組織していることから、本調査についてはポルトガル語と日本語を併記し、南米系外国人を対象とした。また、東日本大震災発生時に焦点を当てた設問、及び「地域での生活者」という観点からの調査であるため、「一年以上、日本に滞在している南米系外国人」を対象とした。

## ●回答者総数

男	431
女	583
無回答	16
計	1,030

## ●年齢

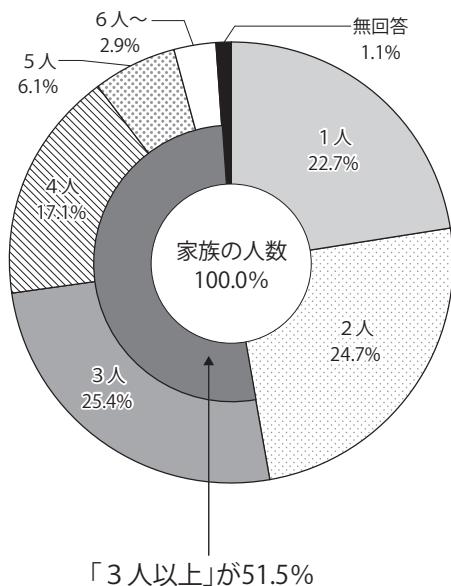
10代	23	人	2.2%
20代	193	人	18.7
30代	327	人	31.8
40代	283	人	27.5
50代～	195	人	18.9
無回答	9	人	0.9
計	1,030	人	100.0

## ●国籍

ブラジル	838	人	81.4%
ペルー	126	人	12.2
その他	59	人	5.7
無回答	7	人	0.7
計	1,030	人	100.0

## 1 家族の人数

1人	234
2人	254
3人	262
4人	176
5人	63
6人～	30
無回答	11
計	1,030



## 2 18歳未満の子どもについて

## 通っている学校

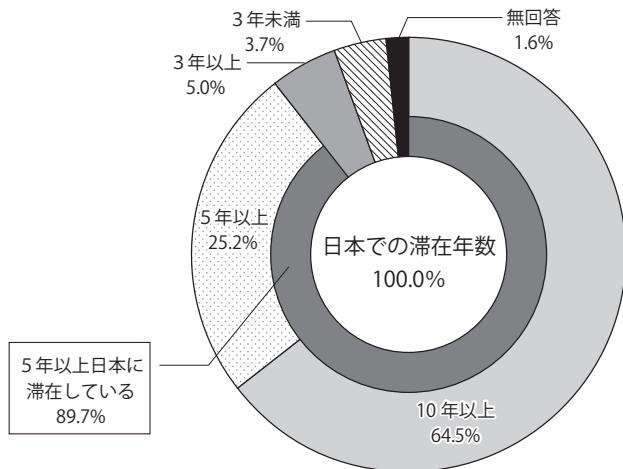
日本の学校	502	人	74.9%
外国人学校	168	人	25.1
計	670	人	100.0

## 生まれた国

日本	558	人	64.6%
日本以外	258	人	29.9
無回答	48	人	5.5
計	864	人	100.0

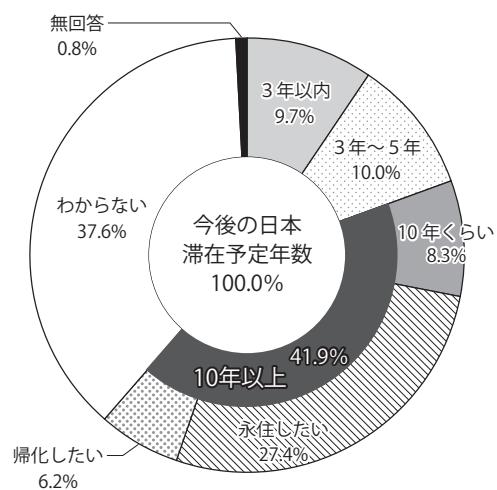
### 3 日本での滞在年数は？

10年以上	664 人	64.5 %
5年以上	260	25.2
3年以上	52	5.0
3年未満	38	3.7
無回答	16	1.6
計	1,030	100.0



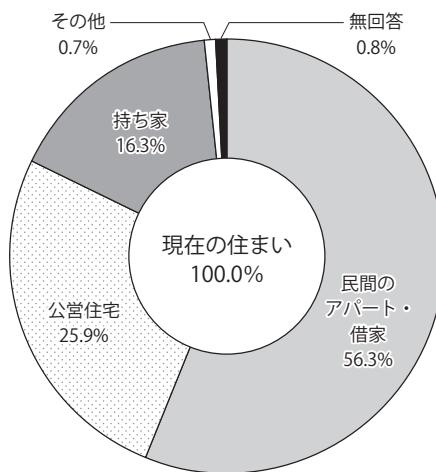
### 4 これから、どのくらい日本に住もうと 考えていますか？

3年以内	100 人	9.7 %
3年～5年	103	10.0
10年くらい	86	8.3
永住したい	282	27.4
帰化したい	64	6.2
わからない	387	37.6
無回答	8	0.8
計	1,030	100.0



### 5 現在の住まいは？

民間のアパート・借家	580 人	56.3 %
公営住宅	267	25.9
持ち家	168	16.3
その他	7	0.7
無回答	8	0.8
計	1,030	100.0

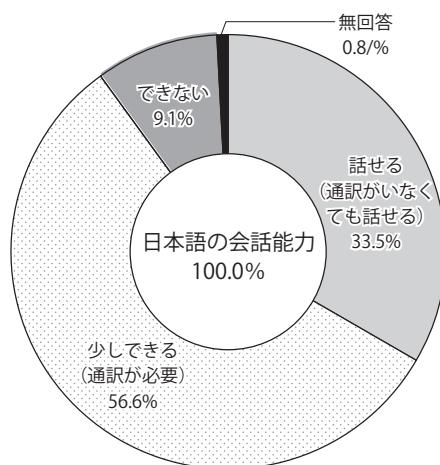


→ その他 回答

親族の家	3 人
寮	1

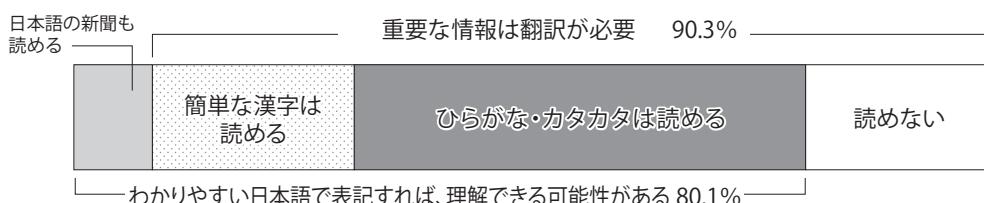
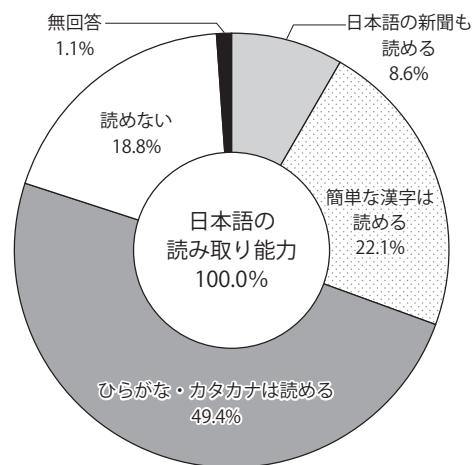
## 6 日本語で会話できますか？

話せる (通訳がいなくても話せる)	人 345	% 33.5
少しできる (通訳が必要)	583	56.6
できない	94	9.1
無回答	8	0.8
計	1,030	100.0

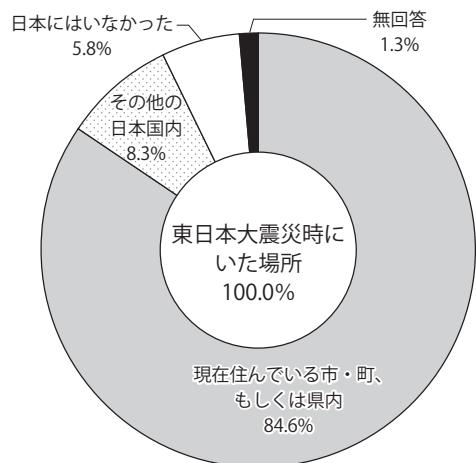


## 7 日本語は読めますか？

日本語の新聞も読める	人 88	% 8.6
簡単な漢字は読める	228	22.1
ひらがな・カタカナは読める	509	49.4
読めない	194	18.8
無回答	11	1.1
計	1,030	100.0

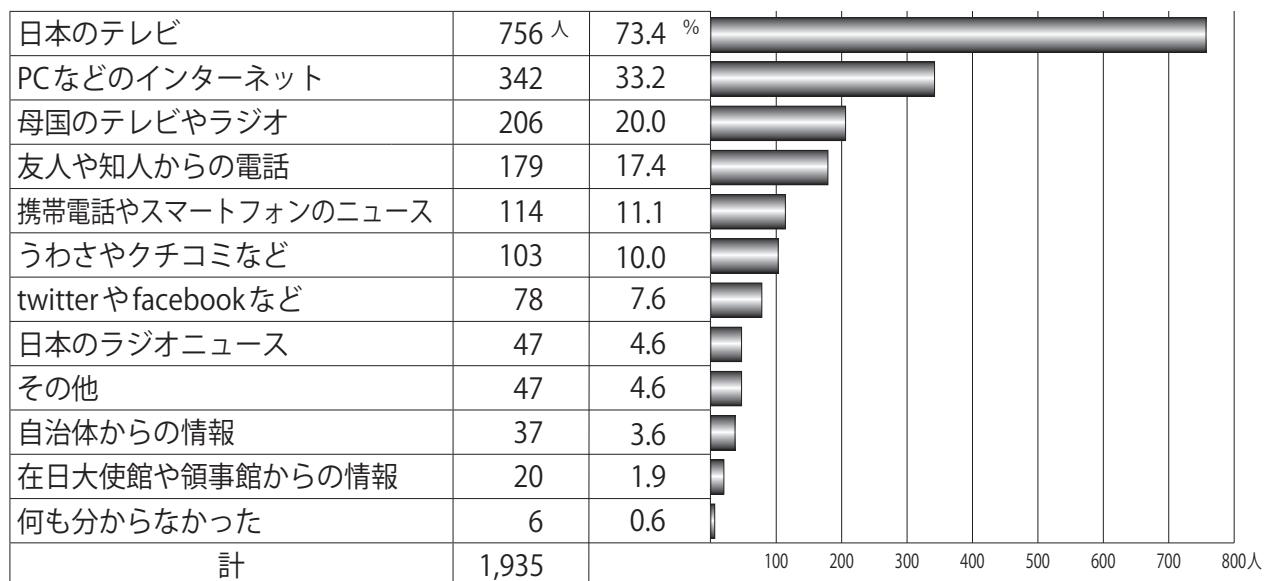
8 昨年3月11日（東日本大震災）の日について。  
あなたはそのとき、どこにいましたか？

現在住んでいる市・町、 もしくは県内	人 871	% 84.6
その他の日本国内	86	8.3
日本にはいなかった	60	5.8
無回答	13	1.3
計	1,030	100.0



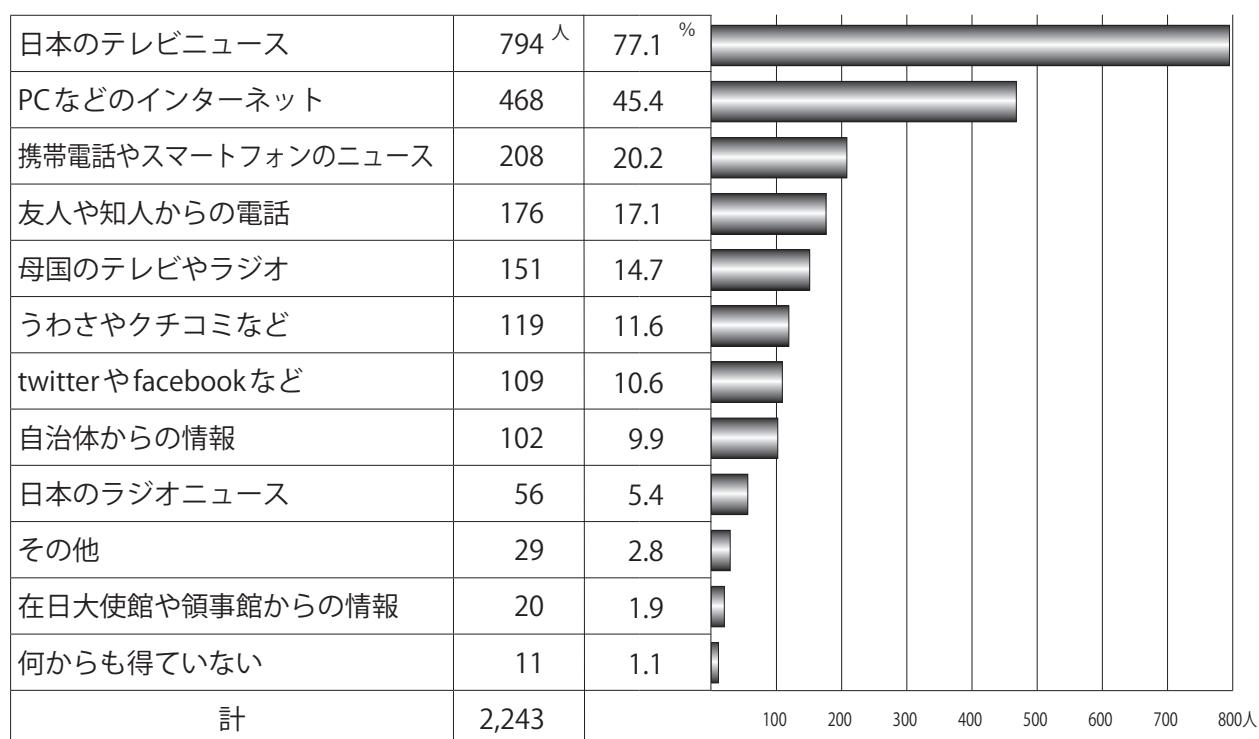
## 9 東日本大震災発生直後のお問い合わせについては、何から得ましたか？

(複数回答可)



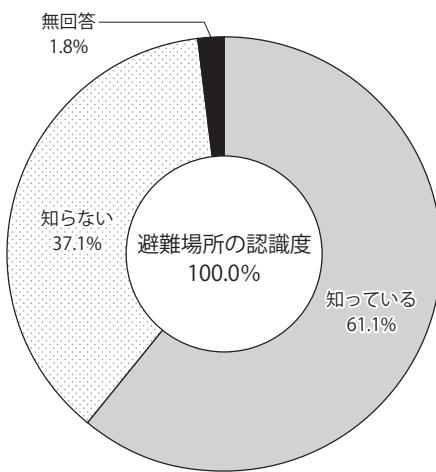
## 10 現在、あなたは緊急時に関する情報（地震や台風など）を何から得ていますか？

(複数回答可)

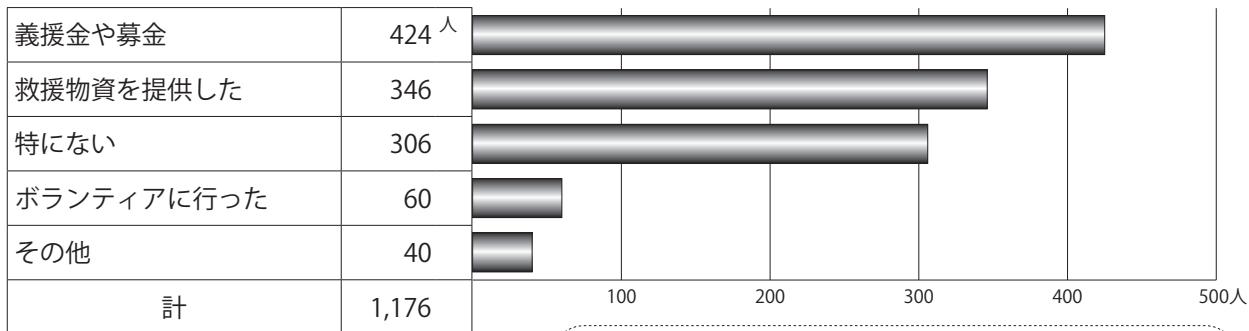


11 あなたは、住んでいる市や町で災害が起きたときの「避難場所」を知っていますか？

知っている	629人	61.1%
知らない	382	37.1
無回答	19	1.8
計	1,030	100.0



12 東日本大震災において、被災地や被災者のためにあなたが実行したこと教えて下さい。  
(複数回答可)



全回答者(1030人) - 「特にない」と回答した人(306人)

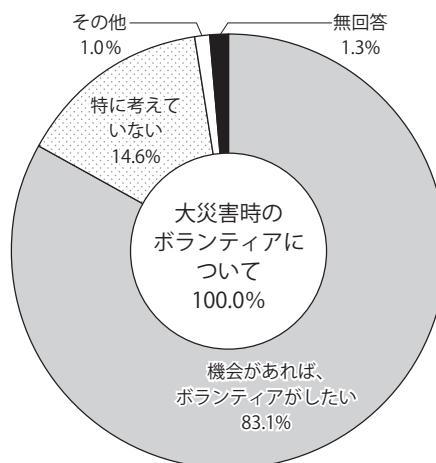
何らかの支援を実行した人(724人=70.3%)

13 今後、大きな災害があったとき、あなたは何かボランティアをしてみようと思いますか？

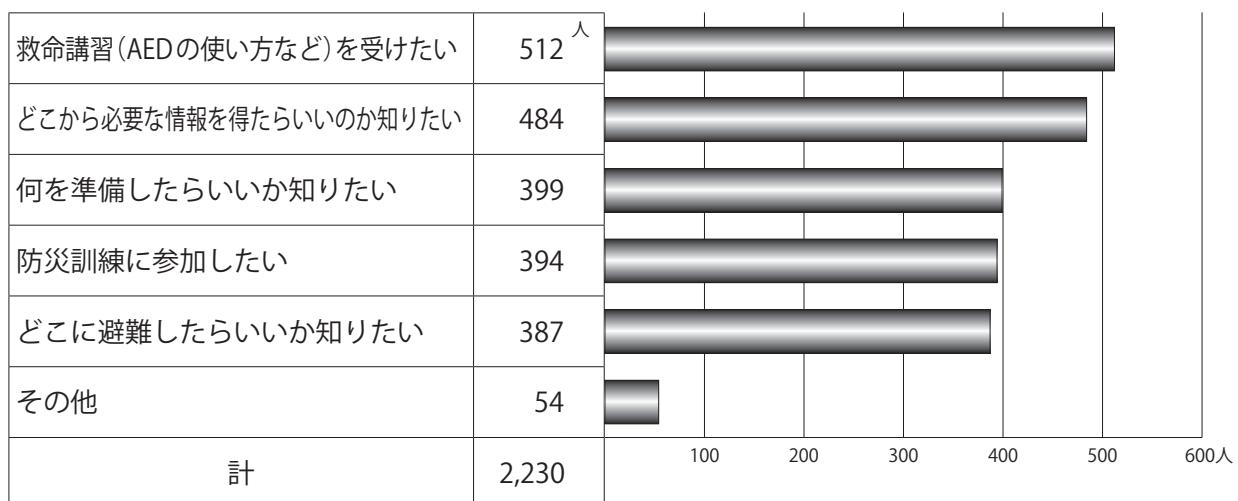
機会があれば、ボランティアがしたい	856人	83.1
特に考えていない	151	14.6
その他	10	1.0
無回答	13	1.3
計	1,030	100.0

↓  
その他 回答

時間がない、余裕がない	3人
状況による	1

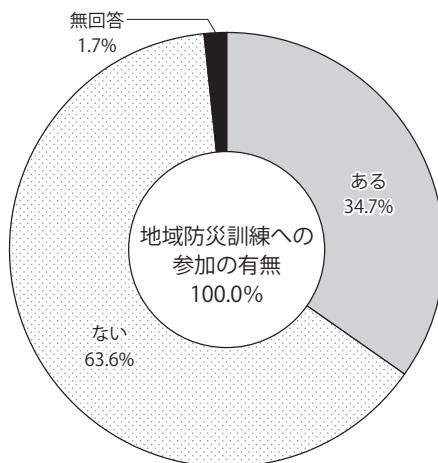


## 14 今後の地震などの災害に備えて、あなたはどんなことを身につけたいですか？（複数回答可）

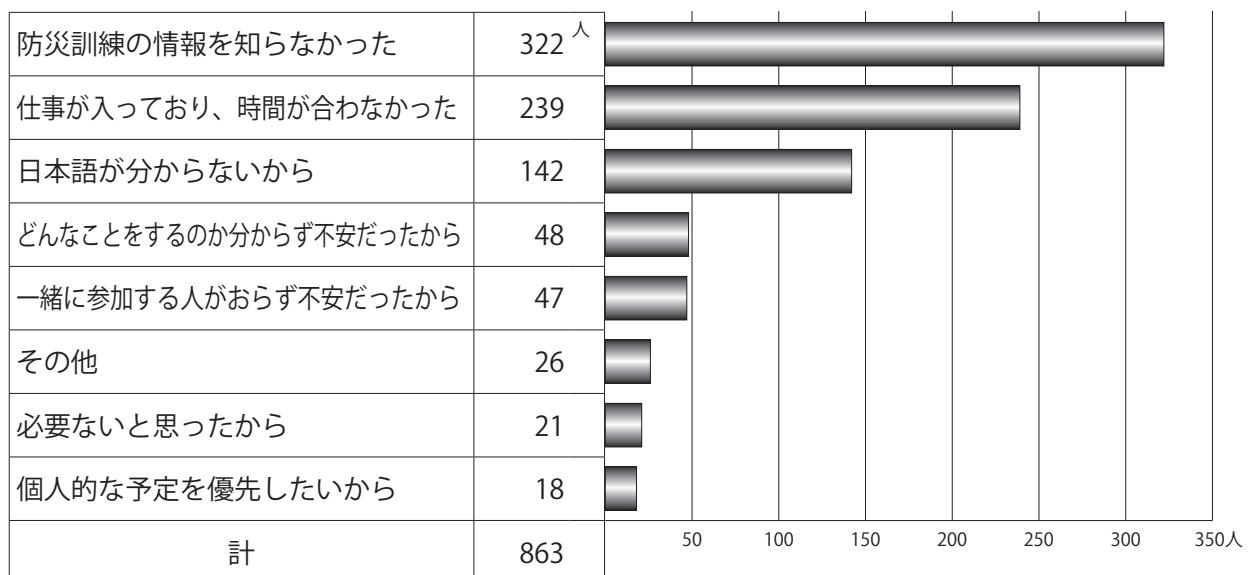


## 15 あなたは今までに、地域の防災訓練(市や町や自治会が主催)に参加したことがありますか？

ある	358 人	34.7 %
ない	655	63.6
無回答	17	1.7
<b>計</b>	<b>1,030</b>	<b>100.0</b>



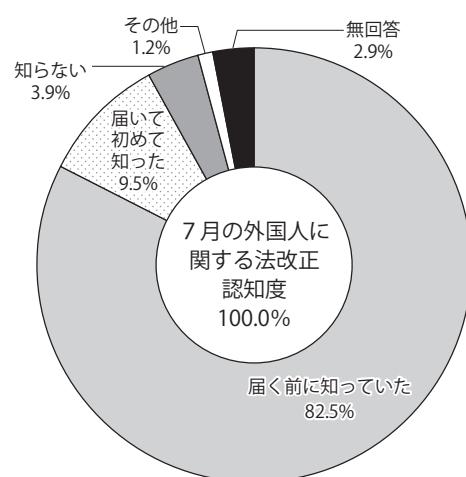
## 16 問15で「参加したことがない」と答えた人に聞きます。その理由を教えてください。（複数回答可）



※平常時の情報収集方法を調査するための設問

### 17 今年の7月に外国人に関する法律が変わることを、知っていましたか？

届く前に知っていた	850人	82.5%
届いて初めて知った	98	9.5
知らない	40	3.9
その他	12	1.2
無回答	30	2.9
計	1,030	100.0

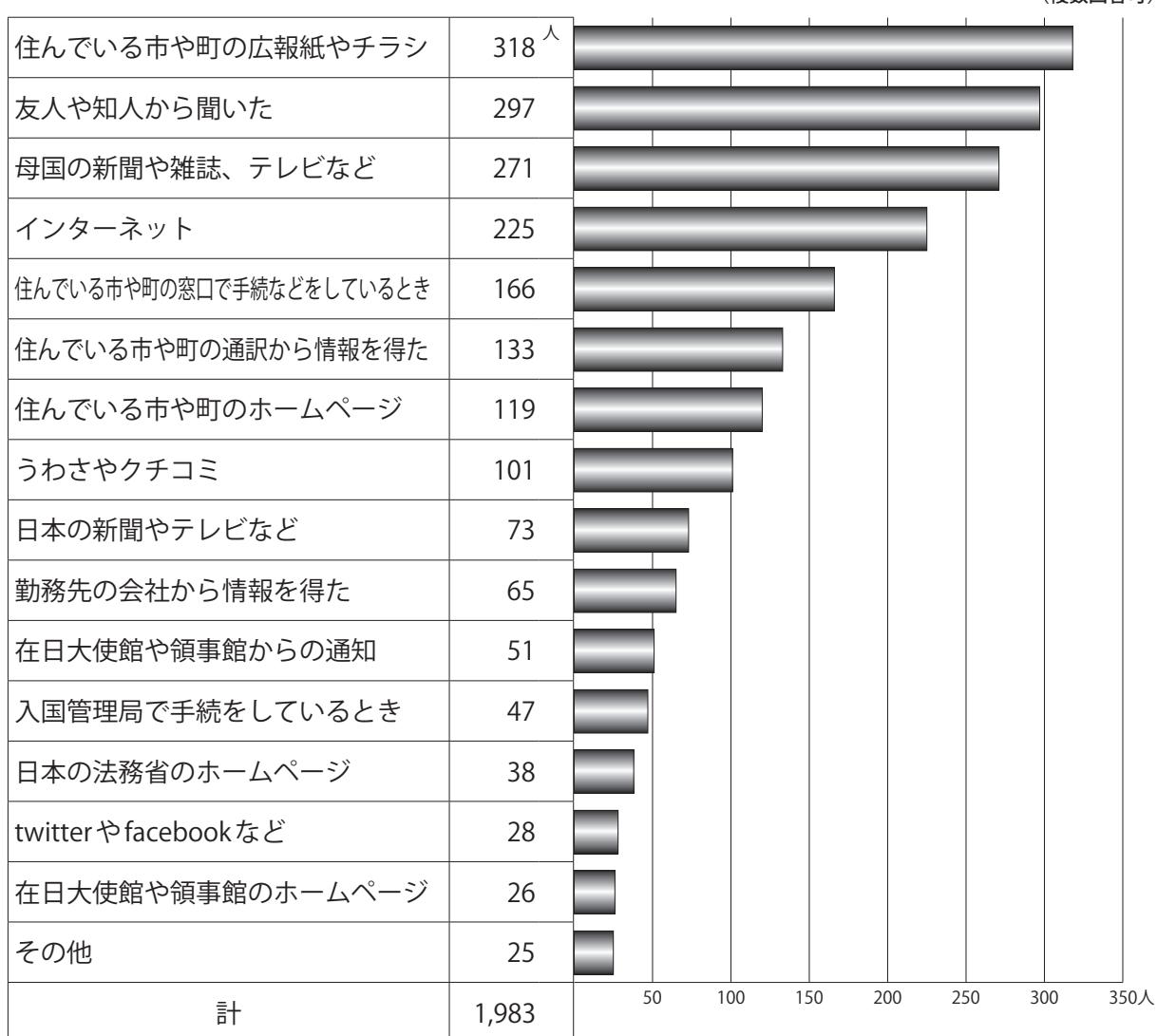


#### ◎7月の外国人に関する法律改正

平成24(2012)年7月9日に、外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象になった。

### 18 問17で「届く前に知っていた」と答えた人に聞きます。何からこの情報を得ましたか？

(複数回答可)



新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度に関する  
緊急提言書

## 新たな在留管理制度及び 外国人住民に係る住民基本台帳制度等に関する緊急提言書

外国人集住都市会議では、平成13年の発足以来、各市町村における在留外国人の正確な情報の把握及び合理的な行政サービスの提供に資するため、外国人登録制度を抜本的に見直し、住民行政の基礎とするための外国人台帳制度に係る法制度の整備を繰り返し要望してきた。

こうした中、平成21年に「出入国管理及び難民認定法」及び「住民基本台帳法」が改正され、平成24年7月9日に施行されたところであり、この制度の円滑な移行等により外国人住民の利便性の向上や行政事務の効率化が図られるものと期待されている。しかしながら、外国人住民や関係機関等への周知が十分でないことや、住民基本台帳制度の対象外となる外国人住民への対応について自治体間の解釈の違いによる不均衡が生じることなど、外国人住民をはじめ自治体や関係機関等に混乱をきたしている。新制度への移行がスムーズに行われ、公正かつ適正に対応するためには、実態の把握と課題整理はもとより国としての改善策を至急講じる必要があると考える。

そこで、外国人集住都市会議では、会員29都市の現状をふまえ、外国人住民の権利の尊重と義務の遂行を基本とした眞の共生社会の実現に向け、国に対して以下のように緊急提言を行う。

### 記

#### 【制度改正及び改正に伴う手続き等の周知について】

- 1 制度改正及び改正に伴う手続き等について、外国人住民への多言語による情報提供を効果的に引き続き行うこと。特に永住者については、在留期間の更新等に出向く機会がないことから、在留カードへの切替時及び7年ごとの更新時において、国から直接通知をするなどの丁寧な対応に努めること。
- 2 今回の制度改正について、外国人住民が各市町村及び金融機関などの手続きの際に不利益を被ることのないよう、都道府県及び民間業種を含めた関係機関への正確かつ効果的な周知を引き続行うこと。

#### 【住民基本台帳制度の対象外となる外国人住民への対応について】

- 3 今回の改正に伴い、住民基本台帳制度の対象外となる外国人住民への各種行政サービスが、後退することのないよう通知されているが、各自治体において、このことが徹底されるよう、関係省庁が連携して、全ての自治体及び関係機関への周知を丁寧に行うこと。

#### 【上記を含めた課題解決に向けて】

- 4 上記をはじめとするさまざまな課題を整理し、必要不可欠な情報提供のあり方について総合調整を行うとともに、整理した課題や収集した情報等については、迅速に外国人住民及び自治体や関係機関に周知並びに共有を更に図ること。
- 5 また、外国人住民に関する政策を包括的に企画・立案し、実施するための組織の創設と、地域及び自治体の実態をふまえた上で、外国人施策の基礎となる外国人の受け入れに関する国としての方針を明確にするよう、引き続き求める。

平成24年8月1日

外国人集住都市会議

## 緊急提言説明資料

### ＜緊急提言書の背景・理由＞

#### 【制度改正及び改正に伴う手続き等の周知について】

平成21年の「出入国管理及び難民認定法」及び「住民基本台帳法」の改正については、法務省や総務省においてチラシや電子媒体等での多言語による周知を行っているところであるが、各地域においては制度や改正に伴う詳細な情報を十分承知、理解していない外国人住民も多い。外国人集住都市会議の会員都市に対して行った調査の中でも「制度改正自体が複雑で読んでも全てを理解することが難しい。」「永住権の剥奪や通称名が使えないなど、誤った理解をしている人が多い。」「制度自体を知らない外国人が少なからずいる。」といった実態が報告されている。

国として今回の制度改正に伴いコールセンター等の相談窓口体制を整備されているが、外国人住民やその関係者から「電話がつながりにくく利用しにくい。」などの声も多くあがっている。

特に永住者については、今回の在留カードへの切替時及び7年ごとの更新時において、入国管理局での手続きが必要となり、大きな変更となる。周知が不足しているために手続きの遅滞等がおこり、罰則を科せられるなどの不利益を被ることが考えられる。

また、これまで各市町村で即日交付していた前住所履歴等を記載した書類の開示請求については、制度改正後に申請から交付までの時間を要することが予想され、出国者の廃車手続き等がとれないため、車両放置など新たな課題が増加することも考えられることから、外国人住民の利便性を失うことがないよう、また的確な諸手続きが実行できるよう、国としての迅速な対応が必要である。

さらに、7月9日以降、移行期間中は旧外国人登録証を在留カードとみなすこととなっているが、本制度の情報が十分に行き届いていないことから、様々な場面で混乱が生じたり外国人住民が不利益を被るケースも報告されている。

こうした実態・課題を解決するためにも、今回の制度改正について、外国人住民はもとより、銀行、郵便局、医療機関、警察、年金事務所などあらゆる機関に周知徹底を図るとともに、より丁寧な説明を継続して行う必要がある。

また、今回の制度改正にあたっては、その概要を26ヶ国で翻訳周知するほか、英語、中国語、ポルトガル語など主要言語で各種様式例を作成するなどの配意をいただいているところであるが、全国共通の文書や改正に伴う手続きに必要な各種申請書などの翻訳については、さらに少数言語を含め、国の責任において整備をするとともに、全自治体にもれなく、また遅滞することなく提供するなどの配慮をする必要がある。

### 【改正住民基本台帳制度の対象外となる外国人住民への対応について】

今回の移行により住民登録の対象外となり住民票が作成されない在留外国人への行政サービスについては、総務省からの「住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第23条」に関する各省庁の取組状況(平成24年7月4日付け)をはじめ、複数の情報が各省庁から都道府県を通じて通知されているが、各県から市町村への連絡が行き届かなかったり遅れたりすることもあり、各自治体では適時に情報を統一して整理することが難しく、混乱が生じている。また、改正後もこれまで行われてきた行政サービスについては、その根拠となる個々の法律等に基づいて適正に提供することとなるが、市町村間においてその解釈や理解に差異があることによって行政サービスの不均衡が生じるおそれがある。

今後も様々な機会を通じて的確に周知、説明するとともに、制度移行に伴う各省庁の窓口の充実を図ることが必要である。

### 【上記を含めた課題解決に向けて】

今回の制度改正に伴って、各自治体現場ではさまざまな課題が発生しており、混乱も生じている。また、災害時等に国籍に関わらず住民の安否を確認するためにも、本改正による住民情報の精度を一刻も早く高めなければならない。今回の制度改正が、南米日系人をはじめとする全ての外国人並びに全自治体に及ぶことから、内閣府が中心となり、総合調整を行うことが重要と考える。また、整理した課題及び収集した情報等については、多文化共生施策を更に推進させるために、迅速に自治体や関係機関に周知及び理解等の共有を図る必要がある。

また今回の課題も含め、日本語教育や子どもの教育、地域コミュニティ形成、防災など、これまでの外国人施策における課題を整理し解決をしていくために、外国人に関する政策を包括的に企画・立案し、実施するための組織の創設と、地域及び自治体の実態をふまえた上で外国人施策の基礎となる外国人の受け入れに関する国としての方針を明確にするべきと考える。

### ＜参考資料＞

#### 制度移行に伴う29都市の現状と課題…各都市への実態調査より

- ・ 法務省、総務省それぞれ周知リーフレットが出されているが、制度改正自体が複雑であり、読んでも一般的には全てを理解することが難しい。
- ・ 自治体において、全ての言語への対応が難しい。
- ・ 住民基本台帳制度へ移行しない外国人住民への情報提供については、総務省が基本的な事項を示してはいるが、十分に浸透しているとは言い難い。
- ・ 「永住権を剥奪される」「通称名が使えなくなる」など、誤った理解をしている人も多い。
- ・ 7月9日以降、銀行、郵便局、医療機関、警察、年金事務所など、様々な機関に本改正の情報が行き渡っていないことから、各現場が異なる取り扱いをしたり、また、外国人住民が不利益を被つ

ているケースもある。（みなし在留カードや移行期間の周知徹底の不足）関係機関への周知が十分ではない。

- ・届出に係る罰則規定などの周知や説明が十分ではない。
- ・在留カードに「通称名」が掲載されないことへの問い合わせが多い。
- ・表札が無いなどの理由から仮住民票が届かない。
- ・仮住民票の返戻分に対し、再入国許可による出国による所在確認が難しく、居住実態の把握方法や判断基準が各都市で異なってくる。
- ・前住所履歴等が記載された書類などの申請時に、申請者の手間や証明発効までの日数がかかることを考えると住民サービスの低下や、関係手続きの遅延などが懸念される。（廃車手続き等が迅速にできないことから、帰国を予定している外国人が適正な手続きをとれない事態も生じる）
- ・自治体によって行政証明の発行や移行されない外国人住民への対応に、差異がでないことが望ましい。（納税証明書の宛名の通称名の使用が自治体によって異なる等）
- ・簡体字等の正字変換に対する苦情が外国人住民からある。

#### ＜住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第23条＞

政府は、現に本邦に在留する外国人であって出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本邦に在留する外国人であって同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第Ⅲ部資料  
「外国人との共生社会」実現検討会議 中間的整理

出典：「外国人との共生社会」実現検討会議

## 「外国人との共生社会」実現検討会議；中間的整理（要旨）

### I 外国人を取り巻く状況について

- 日本に滞在する外国人の数は、長期的に増加傾向にあり、この20年間で約100万人から約200万人へほぼ倍増（平成23年末現在：約208万人）。
- 在留資格「永住者（一般永住者）」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」をあわせた「身分又は地位に基づく在留資格」の者は約98万人（全体の約47%、この他「特別永住者」が約39万人）、毎年3～4万人のペースで「永住者（一般永住者）」が増加。
- 国籍別に見ると、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法施行前後から増加した南米日系人に加え、中国人等のアジア系の外国人が大きく増加し、外国人の国籍が多様化。

### II これまでの主な取組について

- 政府として、これまで様々な取組を実施。
  - ・地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月）
  - ・「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（平成18年12月）
  - ・日系定住外国人施策の推進（平成21年～）  
(内閣府定住外国人施策推進室の設置、「日系定住外国人施策に関する基本指針」、「日系定住外国人施策に関する行動計画」の策定等)
- 平成24年7月からは、新しい在留管理制度等を導入（在留カードの交付、外国人住民に係る住民基本台帳制度等）

### III 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の意義と必要性について

#### （1）外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の必要性の高まり

- 少子高齢化（人口減少）、グローバル化の進展の中で、外国人も含め、すべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠。
- 外国人を一時的な滞在者としてではなく、社会の一員としてしっかりと受け入れていくという視点に立って、環境整備を進めていくことが必要。
- 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高め、我が国に活力をもたらす外国人を惹きつけることにもなるもの。

#### （2）「外国人との共生社会に関する政策」に求められるもの

- 外国人が我が国社会のルールを守り、我が国社会が外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会参加を促すという視点が重要。
- 外国人を受け入れる日本社会も変化する必要。外国人と日本人が「双方向的」に歩み寄り、外国人も含めたすべての人にとって暮らしやすい社会を築くという視点が重要。

- 外国人自身も、日本社会へ受け入れられるよう努めることが重要。特に日本語習得が重要であり、その取組を促すとともに、継続的な支援が必要。
- こうした、双方向・相互の理解に基づき、日本社会の一員として社会参加を促進していくという観点からの環境整備の取組は「外国人との共生社会に関する政策」と包括することができる。
- 「外国人との共生社会に関する政策」と「出入国管理政策」とを調和させ今後の外国人政策の「柱」と位置付けながら、より総合的・体系的なものとして推進していくことが重要。

## IV 当面の「外国人との共生社会に関する政策」の推進について

### (1) 総論

○以上の考え方立って、外国人との共生社会に関する政策を、出入国及び在留管理政策と調和させながら積極的に推進。その際、以下の点に留意。

- ・各省施策の連携強化
- ・国と地方の連携強化（地域差に配慮した丁寧な施策、N P O等との連携等）
- ・課題の明確化と着実な推進、継続的なフォローアップと改善
- ・一般施策の中で外国人にも日本人と共に配慮をするという視点も必要

### (2) 各論

- ① 日本語教育の充実（日本語教育事業の推進、人材育成など）
- ② 子どもの教育機会の確保（公立学校での受入体制の整備、不登校・不就学対策など）
- ③ 雇用・労働環境の整備（関係法令に基づく適正な労働条件の確保、職業訓練の実施など）
- ④ 社会保障の適用促進等（未加入等の指導監督、社会保障協定の締結促進など）
- ⑤ 情報の多言語化（ポータルサイトの整備、災害等緊急時の情報提供体制の構築、入国前の情報提供体制構築、運転免許学科試験の多言語化など）
- ⑥ 住居の安定確保（民間賃貸住宅への入居支援など）
- ⑦ 治安問題への対応（来日外国人犯罪の取締り推進、防犯対策など）
- ⑧ 在留期間の適正な運用

## V 今後の検討課題等について

### (1) 今後の検討課題について

○「生活者としての外国人に関する総合的対応策」（平成18年12月）の見直し。

○併せて、以下の点等についても検討を進める。

- ・現状把握のための調査等の実施と地方自治体・国民への情報提供の検討。
- ・外国人との共生社会の実現状況に関する一定の定量的指標（アウトカム指標）の検討。
- ・各種の外国人に関するデータの相互連携や把握・提供のあり方等についての検討（個人情報保護に留意）。
- ・日本語習得状況、子どもの就学状況、雇用保険・社会保険の加入等を在留期間更新・永住許可等の手続きと関連付けられないかについての検討。

○諸外国の経験や国際比較を踏まえつつ、外国人との共生社会の実現に向けた役割分担、社会的コスト負担のあり方等についても、引き続き検討。

○中長期的には、外国人との共生社会に関する政策の基本となる法律の要否や、包括的に推進する組織体制のあり方等も検討課題。

(2) 外国人の受入れのあり方も含めた日本社会の「グランドデザイン」に関する国民的議論の活性化

- 少子高齢化（人口減少）の進展に対しては、少子化対策の推進、若者・女性・高齢者等の労働市場への参加促進が何より重要であるが、中長期的には、人口減少や経済社会情勢の変化を踏まえた日本の将来像の議論の中で、外国人との関係をどう考えるかの議論も課題。
- また、グローバル化が進展する中、高度外国人材等の外国人を含めた多様性を高めることにより、国際社会の中で開かれた国としての評価を得るといった視点も重要な指摘もある。
- いずれにせよ、外国人の受入れがどのようにあるべきかは、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していくことが必要。積極・慎重様々な議論が予想される中、幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要。

## 外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）

「外国人との共生社会」実現検討会議

### はじめに

- 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について検討するため、平成24年5月に関係府省庁の副大臣級による「外国人との共生社会」実現検討会議を設け、目指すべき外国人との共生社会のあり方や外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、有識者ヒアリングを重ねつつ検討を進めてきた。
- 今般、以下のとおり、「外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の意義と必要性」、「当面の外国人との共生社会に関する政策の推進」及び「今後の検討課題等」について、中間的整理を行った。今後、以下の基本的考え方方に立って、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を積極的に推進するとともに、引き続き必要な検討を行っていくこととする。

### I 外国人を取り巻く状況について

- 日本における外国人登録者数は、平成23年末現在で、約208万人（外国人登録者の日本の総人口に占める割合は1.63%）となっている（平成2年末時点においては約108万人）。
- 外国人登録者を在留資格別にみると、「永住者」が最も多く、約60万人となっている（特別永住者約39万人を除く）。在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」をあわせた「身分又は地位に基づく在留資格」で見ると、約98万人となっている。その他、「留学」が約19万人、「技能実習」が約14万人、「人文知識・国際業務」等の就労資格で約20万人などとなっている。
- 外国人登録者を国籍別でみると、中国が約67万人で全体の約33%を占め、以下、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、アメリカと続いている。「身分又は地位に基づく在留資格」についてみると、中国が約27万人と最も多く、次いでブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。
- このように、日本に滞在する外国人の数は、リーマンショックや東日本大震災の影響による一時的な減少はみられるものの、この20年間で約100万人から約200万人へほぼ倍増しており、長期的に増加傾向にある。また、日本での活動に制限の無い「身分又は地位に基づく在留資格」で在留する者が全体の約47%を占めており、定住化が進んでいる。さらに、国籍別にみても、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）の改正法の施行前後から増加したいわゆる南米日系人に加え、中国人等のアジア系の外国人が大きく増加し、国籍の多様化が進んでいる。

### II これまでの主な取組について

- 日本で生活する外国人の増加、特に、平成2年の入管法改正法の施行前後から始まった南米日系人の増加、及びそれに伴って生じた様々な問題等を踏まえ、政府として、これまでも様々な取組を行ってきた。

① 地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月 総務省）

日本における外国人登録者数が増加する中、地域においても、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が生じたことから、「国際交流」、「国際協力」とあわせて、「地域における多文化共生」を第3の柱とし、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、地域における多文化共生の意義や基本的考え方、推進のための具体的施策等について「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。

② 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（平成18年12月 内閣官房）

日本で働き、また、生活する外国人について、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるよう環境整備が必要との認識のもと、「生活者としての外国人」についての総合的対応として、暮らしやすい地域社会づくり、子どもの教育、労働環境の改善、社会保険の加入の促進、在留管理制度の見直し等について、とりまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のもと、効果的な実施を図ることとした。

③ 日系定住外国人施策等の推進（平成21年～内閣府）

平成20年秋以降の世界的な経済危機の深刻な影響を受けた日系人をはじめ日本語で生活することが困難な定住外国人について、政府全体で教育、雇用、住宅、防災・防犯、情報提供等の対策を講じるため、内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、平成21年4月に、「定住外国人支援に関する対策の推進について」を取りまとめた。

さらに、日系定住外国人について、日本社会の一員としてしっかりと受け入れるための取組を進めるため、平成22年8月に、国としての体系的・総合的な方針として「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定し、平成23年3月にはこの「基本指針」に盛り込まれた日本語習得、子どもの教育、就労、情報提供等の施策について、より具体化することを目的として「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定した。

○新しい在留管理制度等の導入（平成24年7月 法務省・総務省）

- ・近年、我が国の国際化が進展し、我が国に中長期間滞在する外国人が急増するとともに、その出身国・地域も多様化する中、外国人登録に際して適正な申請（登録）を行わなかつたり、変更登録をせずに頻繁に転居を繰り返したり、あるいは再入国許可を受けて出国したまま連絡が途絶え、再入国するか否かが不明な者等が少なからず現れるなどの傾向が顕著となっていた。
- ・このような傾向に伴い、入管法と外国人登録法による二元的な情報把握の制度では、これらの者等の在留状況を正確に把握することが困難となり、また、外国人に対し、教育、福祉等の行政サービスが適正に提供されない等の問題が生じており、外国人集住都市会議会員都市をはじめとした地方自治体からも、指摘をされてきた。
- ・こうした状況を踏まえ、外国人の適正な在留を確保すると同時に、外国人が各種行政サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築するため、平成21年に、入管法の改正とともに、外国人登録制度を廃止し、我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）に係る入国・在留状況の国による一元的、継続的かつ正確な把握、中長期在留者への在留カードの交付、一定の在留資格で在留する外国人についての在留期間の上限の伸長（3年→5年）等を内容とする新しい在留管理制度の構築を行い、本年7月9日から実施されている。

- ・また、入管法の改正と併せて行われた住民基本台帳法の改正により、中長期在留者等の外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされ、日本人住民と同様に、住民票が作成されることとなった。これにより、各種行政サービスの適切な提供に利用される基盤が整備され、外国人住民の利便性の向上及び地方自治体の事務の合理化につながるものである。

### III 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の意義と必要性について

#### (1) 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の必要性の高まり

- 上記のように、近年の我が国における外国人の入国・在留状況については、平成2年の入管法改正法の施行前後から、入国・在留する外国人の大幅な増加が見られ、それに伴い、我が国への定住化が進んでいる。当初は南米日系人が中心であったが、次第に中国やフィリピンなどアジア系の外国人が増加し、外国人の国籍の多様化が進んでいる。また、現在でも、毎年3～4万人のペースで一般永住者の増加が続いている。外国人の定住化の傾向に伴い、既に第2世代（子ども）の就学等の問題に直面するとともに、地域によっては、外国人と日本人が共生する社会でなければ、地域経済が持続できないといった状況も生じているという指摘もあることを認識する必要がある。
- また、少子高齢化が進む一方、経済のグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化することが見込まれる中で、我が国社会の活力の維持向上を図るために、外国人も含め、すべての人が能力を最大限に發揮できる社会づくりが不可欠となっている。
- 我が国で生活している外国人については、これまで「生活者」あるいは「日系定住外国人」などの視点から、種々の環境整備を図ってきているところであるが、依然として生活・就労・教育面等での問題が存在している。このような状況が改善されないままでは、社会的コストの増大や、国際社会における開かれた国としての評価を低下させることにもつながりかねない。
- 日本への定住を希望する者等に対しては、外国人を一時的な滞在者としてではなく、社会の一員としてしっかりと受け入れていくという視点に立って、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めていくことがますます必要になっている。外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、外国人が居住している一部の地域の問題というだけではなく、我が国社会全体の問題であるとともに、将来に向けての先行投資の意味も有していると言えよう。
- 高度外国人材や留学生等が日本で就職するかを判断する際の要素として、魅力ある就労環境に加え、家族を含め地域で日本語をしっかりと教えてくれるかどうか、子どもの教育環境がしっかりとしているかどうか等が最も重要なポイントになっているとの指摘もある。外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高め、我が国社会に活力をもたらす外国人を惹きつけることにもなる。
- 今般の検討に当たっては、外国人との共生社会の実現という観点から、主として、「現に日本で生活している外国人」の現状を踏まえた環境整備のあり方について検討を行った。「外国人の受入れのあり方」についての本格的な議論は、次のステップの問題として、今後、中長期的観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ行われるべきものであるが、その場合においても、こうした環境整備の進展を踏まえる必要があることは言うまでもない。

#### (2) 「外国人との共生社会に関する政策」に求められるもの

- 我が国で生活する外国人との共生社会を実現していくためには、単に外国人を支援の対象とし

- て位置付ければいいということではなく、外国人が我が国社会のルールを守り、我が国社会が外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会への参加を促すという視点が重要である。
- 外国人を受け入れる日本社会も変化する必要がある。外国人を取り巻く状況や、外国人との共生社会に関する理解を深め、外国人と日本人が双方向的に歩み寄ることが重要である。日本人も外国人も、ともに日本社会の一員であるとの認識に立って、外国人も含めたすべての人にとって暮らしやすい社会を築くという視点、社会の中に、外国人も含めた多様な構成員がいることによってむしろ社会が活性化されるといった視点が重要になっている。
- 外国人が生活・就労・教育面等の問題に直面している状況は、日本社会の脆弱性の表れということもできる。外国人に限らず、比較的弱い立場に置かれている者は、様々な支援からもこぼれがちになり、失業や災害などのリスクが重なったときに、より困難な状況に陥る。外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、誰もが社会的に排除されることのない「社会的包摶」などの考え方につながるものであり、外国人も含め、多様性を受け入れる社会とは、日本人にとっても活力ある社会につながっていくという捉え方をすることが重要である。
- また、日本への定住等を希望する外国人自身も、日本語習得やコミュニティ活動への参加など、日本社会に受け入れられるよう努めることが重要である。特に日本語習得は、日本社会で生きていく上で極めて重要であり、その取組を促すとともに、継続的な支援を行っていく必要がある。諸外国の経験に照らしても、欧州諸国では、近年、楽観的な多文化主義に対する反省が生じており、社会統合施策の一つのコアとして言語習得のインフラ構築を進めている。
- 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備としては、日本語習得のほかに、関係法令に基づく適正な労働条件の下での安定的就労の確保による経済的安定や、子どもの教育機会の確保、各種の行政サービスにスムーズにアクセスできること等も重要である。
- このように、我が国で生活する外国人について、日本社会との双方向・相互の理解に基づき、日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、その社会参加を促していくという観点からの環境整備の取組は、「外国人との共生社会に関する政策」と包括することができる。「外国人との共生社会に関する政策」と「出入国管理政策」とを調和させ今後の外国人政策の「柱」と位置付けながら、より総合的・体系的なものとして推進していくことが重要であると考えられる。

## IV 当面の「外国人との共生社会に関する政策」の推進について

### (1) 総論

- 以上のような考え方にして、外国人との共生社会に関する政策を、出入国及び在留管理政策と調和させながら積極的に推進する。その際、特に次のような点に留意して推進することが必要である。
- ・第一に、各省施策の連携をより強化することである。日本語教育の体系的実施や、福祉施策と就労施策など、密接に関連し合う施策の連携を強化するとともに、情報提供など同様の観点から行われる施策の協調実施等を図ることが求められる。
  - ・第二に、国と地方の連携をより強化する必要がある。多様な外国人の存在や、集住か散住かの違い等により地域差も大きいことに鑑み、地域ごとに異なる外国人住民の構成や求められる施策の相違に配慮した、丁寧な施策の展開が求められる。そのためにも、地方自治体との連携を始め、NPOやNGO等の民間団体等との連携を図ることが重要である。
  - ・第三に、課題の明確化とそれに応じた計画的な施策の推進が求められる。課題を的確に把握

し、スケジュール感を持って着実な施策の推進を図るとともに、施策の進捗状況を常にフォローアップし、施策の改善・充実につなげていくことが必要である。

- ・また、誰もが社会的に排除されないという社会的包摂の視点からは、外国人であろうと日本人であろうと、ともに失業等の社会的排除のリスクを抱えた者という点で共通性がある。外国人を対象にした施策を充実するということだけではなく、一般施策の中で日本人と同様に外国人にも共通の配慮をするという視点も求められる。

○以上を踏まえ、当面、以下の対策の充実を図ることとする。また、これと並行して、平成18年12月に策定された「生活者としての外国人に関する総合的対応策」の見直しを行うこととする。

## (2) 各論

### ① 日本語で生活するために必要な施策のあり方

○外国人が日本に定住し、生活していく中で、日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語能力が不十分な場合、意思疎通が図れず、生活のあらゆる場面において支障が生じうことから、日本語の習得は極めて重要である。

○日本語習得の環境整備のため、日本語教育の標準的な内容等について周知し、また、それを活用できるような人材の養成を行う。併せて各地で実施される日本語教育事業のうち、優れた取組を支援し、その成果の普及を図ることにより地域における日本語教育を振興する。

#### (主な取組)

- ・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の推進
- ・日本語教育研究協議会の開催等による地域における日本語教育の充実
- ・日本語教育に関する省庁連携基盤整備事業の推進

### ② 子どもの教育のあり方

○平成2年の入管法改正法の施行前後から、日本での活動に制限の無い「身分又は地位に基づく在留資格」で滞在する外国人が増加し定住化が進む中で、子どもの教育についても、日本語能力の不足や、不就学等の様々な問題が生じてきている。

○外国人の子どもの就学機会を保障し、日本で生活していくために必要となる日本語や知識・技能を習得させるため、公立学校での受入体制の整備、保護者への意識啓発も含めた不登校・不就学への対応、キャリア教育の充実等、子どもへの教育支援を推進する。

#### (主な取組)

- ・定住外国人の子どもの就学支援
- ・外国人の子どもの状況の把握
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援
- ・帰国・外国人児童生徒の公立学校での受入体制の整備
- ・日本語能力の測定方法等の普及・活用
- ・教員等に対する研修等の実施
- ・高等学校の授業料等に関する支援
- ・キャリア教育の充実

### ③ 雇用・労働環境のあり方

○日本で生活する外国人が、地域社会の中で自立した生活を営むためには安定した雇用に就く

ことが重要である。とくに平成20年秋以降の世界的な経済危機により、それまで多くが派遣・請負の形態で就労していたブラジル人、ペルー人などの日系人をはじめ日本語で生活することが困難な定住外国人について、それまでの形態での就労が不可能になり、さらに日本語能力が不十分であることなどから再就職も難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加した。そのため、関係法令に基づく職場における外国人の適正な労働条件の確保、就労に必要な日本語や日本の文化慣習の習得、従来型の製造業だけではない幅広い分野での就労に向けた職業訓練の実施等を推進する。

○また、グローバル化が進展する中で、日本の経済活力と潜在成長力を高めるためには、国内人材の活用だけでなく、外国人ならではの発想や知識・技術などを持った高度外国人材を活用するという視点が必要であることから、高度外国人材にふさわしい魅力ある就労環境の整備を行う。

(主な取組)

- ・外国人を雇用する企業等への指導、周知・啓発等（関係法令に基づく適正な労働条件の確保、労働条件の向上、労働保険の適用促進等）
- ・仕事に必要な日本語コミュニケーション能力の向上などを図る研修や、職業に必要な知識・技能を身につけるための職業教育、職業訓練等による外国人離職者の雇用促進
- ・高度外国人材活用に向けた就労環境の整備

④ 社会保障のあり方

○現在の日本の社会保障制度では、国籍要件は設けられていないため、要件に該当すれば各種制度の適用対象となる。

○しかしながら、本来であれば社会保険に加入すべきである者が未加入となっているという問題や、国際社会における人的移動に伴う年金制度の二重加入等の問題がある。これらの問題の改善に向け、社会保険の適用促進、社会保障協定の締結促進を行う。

(主な取組)

- ・社会保険等の未加入等の指導監督
- ・社会保障協定の締結促進
- ・社会保障制度についての多言語での情報提供

⑤ 情報の多言語化、外国人への分かりやすい情報提供のあり方

○日本語習得のための環境整備の一方で、その習得に時間がかかる外国人がいることも想定される。このため、必要な情報については、多言語化する必要があり、特に東日本大震災発生時の、外国人が多く住む地方自治体での体験を踏まえ、災害発生時など緊急時の外国人への分かりやすい多言語情報提供体制を構築する。

○外国人が地域社会に順応しやすいよう、入国前後における各種手続の機会を捉えて、日本の生活習慣、文化、制度等に関する情報を外国人に対して多言語で提供する。

○我が国の交通ルールをより理解した上で、社会参加に有用な資格でもある運転免許を取得できるよう、学科試験の多言語化を進める。

(主な取組)

- ・定住外国人施策ポータルサイトの掲載
- ・緊急時の外国人への多言語情報提供体制の構築

- ・入国前の外国人に対する情報提供の推進
- ・運転免許試験における外国語の学科試験の推進

⑥ 住居の安定確保のあり方

- 外国人の住居の安定確保のため、賃貸人、仲介業者・管理会社に対する啓発、住宅の情報提供等の居住支援を通じて外国人の民間賃貸住宅への入居円滑化を図る。
- (主な取組)
- ・民間賃貸住宅への入居支援の実施
  - ・民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドライン等を通じた啓発

⑦ 治安問題への対応のあり方

- 来日外国人犯罪の検挙件数・人員については、年々減少傾向にあるものの、犯罪のグローバル化が進展し、治安に対する重大な脅威となっていること等から、来日外国人犯罪の現状を分析しつつ、対策を推進する。
- また、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されること等を防止するため、防犯対策等の充実を図る。
- (主な取組)
- ・来日外国人犯罪の取締り等の推進
  - ・防犯対策等の充実

⑧ 在留期間の適正な運用のあり方

- 平成24年7月より新しい在留管理制度が導入されたことにより、法務大臣が外国人の在留状況を正確かつ継続的に把握することが可能となったため、一定の在留資格については、在留期間の上限を「3年」から「5年」に伸長することとなったが、「5年」の在留期間の決定に当たっては、在留資格に応じ、各種公的義務等の履行状況や日本語能力も考慮するなど、最長在留期間5年の適正な運用を図る。

## V 今後の検討課題等について

### (1) 今後の検討課題について

- 上述のように、平成18年12月に策定された「生活者としての外国人に関する総合的対応策」の見直しを行うこととする。
- 併せて、外国人との共生社会の実現に向けて、以下の点についても検討を進める。
- ・より実態に基づいた施策を実施するとともに、外国人を巡る状況についての国民の理解の促進を図るためにも、一層の現状把握のための各種調査の実施等を行い、必要なデータを蓄積するとともに、地方自治体や国民一般に広く情報提供することについて検討する。
  - ・外国人との共生社会に関する政策の計画的実施や、外国人との共生社会に関する国民のイメージの共有に資するためにも、各種の政策（アウトプット）のフォローアップにとどまらず、外国人との共生社会の実現状況に関する一定の定量的指標（アウトカム指標）による目標を設定することについて検討する。
  - ・個人情報保護にも配慮しつつ、可能な限り外国人に関する様々なデータを相互に連携させ

る等、適正、効率的な行政サービスの提供等につなげていくことについて検討する。

- ・新しい在留管理制度の状況も踏まえつつ、外国人の家族関係等身分関係の把握や、単純出国と入国を繰り返す等断続的に我が国に居住する外国人の経歴・履歴等の情報を、1人の在留外国人として国が把握することについて、そのあり方を検討する。
- ・日本語習得、教育、就労等の環境を整備するとともに、出入国管理政策との連携の必要性等を整理したうえで、日本語習得状況、子どもの就学状況、雇用保険・社会保険への加入状況等を在留期間更新・永住許可等の手続と関連付けられないかについて検討する。
- ・このほか、本検討会議での有識者ヒアリングで指摘された事項のうち積み残しとなったものや、外国人が多数居住している地方自治体等からの要望等についても、改めて検証し、その実施の可否等を検討する。

○また、諸外国の経験や国際比較を踏まえつつ、外国人との共生社会の実現に向け、誰がどこまでの役割を担っていくのか、社会的コストをどのように負担するのか等についても、引き続き検討する必要がある。

○さらに、中長期的には、各府省庁等の取組をより体系的、総合的かつ持続的に推進する観点から、外国人との共生社会に関する政策の基本となる法律の要否や、外国人との共生社会に関する政策全体を包括的に推進する組織体制のあり方等について検討することも課題となってこよう。

## (2) 外国人の受入れのあり方も含めた日本社会のグランドデザインに関する国民的議論の活性化や留意点等について

○少子高齢化（人口減少）の進展に対しては、「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」においても、少子化対策を推進するとともに、若者・女性・高齢者等の労働市場への参加を一層促進することが何より重要であるとの方針を掲げているが、中長期的観点からは、人口減少や経済社会情勢の変化等を踏まえた将来の日本の社会像をどう考えるかという問題があり、その問題を議論する際には、外国人との関係をどう考えるかの議論も避けては通れないものと考えられる。

○また、グローバル化が進展し、人の国際移動も活発化する中で、高度外国人材や留学生等の外国人を含めた多様性（ダイバーシティ）を高めることによって、国際社会の中で開かれた国としての評価を得るといった視点も重要な要素となっているといった指摘もある。

○一方、少子高齢化（人口減少）と外国人労働者の受入れとの関係については、①外国人労働者の受入れの経済効果は、追加的コストの発生等を考慮すると、プラスかマイナスかは受け入れる規模等に依存し、単純にプラスとは言えないこと、②労働生産性の引上げ（低生産性部門から高生産性部門へのシフト等）、国内的代替策（特に女性の職場進出が重要）、国際的代替策（労働集約財の輸入や貿易自由化の促進）等により、今後の労働力不足を相当程度補うことができるという指摘もある。

○また、現行の我が国における外国人労働者の受入れ範囲については、我が国の産業及び国民生活等に与える影響を総合的に勘案して決定するという基本的な考え方方に立っているが、一方で、日系人などの「身分又は地位に基づく在留資格」（「定住者」、「永住者」など）は就労活動に制限がないため、いわゆる単純労働といわれる分野で多く働いているという実態がある。本検討会議での有識者ヒアリングにおいては、こうした状況が、結果として外国人の受入れに対する国民の理解不足につながっているのではないかという指摘や外国人の受入れのあり方に関する

考え方を改めて明確化する必要があるのではないかといった指摘もあった。

○いずれにせよ、外国人の受入れがどのようにあるべきかは、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。外国人の受入れのあり方については、積極・慎重の意見を含め、様々な議論が予想されるなか、我が国の将来の形や我が国社会の在り方そのものに関わるこの問題について、国民的な議論を活性化し、国全体としての方策を検討していく必要がある。幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要である。

## 参考 1

## 外国人との共生社会の実現に向けた主な具体的取組

(注) 以下は本文IV(2)各論の「(主な取組)」の内容をより具体的に記載したものである。

### 1. 日本語で生活できるために必要な施策のあり方

#### ① 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の推進

我が国において、外国人が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地域で行われている「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置、日本語教育を行う人材の養成・研修及び教材作成の三つを組み合わせた優れた取組を支援する。また、多様な機関等との連携・協力を図るなど、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を行う優れた取組を支援するとともに、体制整備に必要な人材育成を行う。

#### ② 日本語教育研究協議会の開催等による地域における日本語教育の充実

国語分科会において作成してきた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」などの成果物について、日本語教育研究協議会及び都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修において、活用方法の普及を図ることで各地域の日本語教育の充実につなげる。

#### ③ 日本語教育に関する省庁連携基盤整備事業の推進

日本語教育機関・団体及び関係府省が、それぞれの目的に応じて実施している日本語教育について、情報交換等を行い、今後の取組の参考に供するため、日本語教育推進会議等を開催する。また、政府内外の機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムの運用及び登録コンテンツの拡充を図る。

### 2. 子どもの教育のあり方

#### ① 定住外国人の子どもの就学支援

「定住外国人の子どもの就学支援事業」によって、不登校・不就学の外国人の子どもの就学支援を引き続き行う。

#### ② 外国人の子どもの状況の把握

公立小・中・高等学校等における「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」(平成20年度以降は隔年実施)、ブラジル人学校調査の実施により、外国人の子どもの状況の把握に努める。

#### ③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援

近年の対象児童生徒の増加傾向を勘案しつつ、学校等の実態を踏まえ、外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員の体制を整備する。

④ 帰国・外国人児童生徒の公立学校での受入体制の整備

入学・編入学前後の外国人の子どもへの「初期指導教室（プレクラス）」の実施、日本語指導や外国人保護者との連絡調整の際に必要となる外国語が使える支援員の配置等、地方自治体における取組を支援することにより、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を図る。

⑤ 日本語能力の測定方法等の普及・活用

3年間の委託事業によって、平成24年度末に完成予定の「学校において利用可能な日本語能力の測定方法」及び「日本語指導担当教員等のための研修マニュアル」について、学校や教育委員会での有効的な活用を図る。

⑥ 教員等に対する研修等の実施

外国人児童生徒への教育に携わる教員や学校管理職、指導主事等を対象として、受入体制づくりや日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修会を開催する。また、教育委員会の担当指導主事の連絡協議会を通じ、各地の実践事例を紹介したり、協議を行うことによって、各地方自治体の取組の充実を促す。

⑦ 高等学校の授業料等に関する支援

国籍を問わず公立の高等学校（中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）を含む。）の生徒に対しては授業料を不徴収とともに、国私立の高等学校、国公私立の高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるものの生徒に対しては、高等学校等就学支援金として授業料について一定額（118,800円）を助成する。また、低所得世帯の生徒については、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成する。

⑧ キャリア教育の充実

学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進、職場体験活動やインターンシップなどの体験活動の充実、地域・社会や産業界等と連携・協働した取組の促進などにより、外国人の子どもも含む児童生徒に対するキャリア教育の充実を図る。また、定住外国人の子どもの就学支援事業において、子どものときに来日し、公立学校等で学んだ後、日本社会で活躍する外国人に、自身の過去の体験談を子どもに対して話して貰い、就学や将来を考えるにあたっての参考にしてもらう取組を引き続き行う。

### 3. 雇用・労働環境のあり方

① 外国人を雇用する企業等への指導、周知・啓発（関係法令に基づく適正な労働条件の確保、労働条件の向上、労働保険の適用促進等）

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等を踏まえ、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に基づき、適正な労働条件の確保、労働条件の向上及び労働保険をはじめとした関係法令の適用等に関する雇用管理改善指導並びに本指針の普及啓発を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所には、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き

続き行う。

- ② 仕事に必要な日本語コミュニケーション能力の向上などを図る研修や、職業に必要な知識・技能を身につけるための職業教育、職業訓練等による外国人離職者の雇用促進
  - ・定住外国人が日本で安定した雇用に就くことができるようするため、定住外国人が集住する地域において、日本語を含む職場でのコミュニケーション能力の向上、日本の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る「日系人就労準備研修」を引き続き実施する。また、介護など高い成長と雇用創出が見込まれる分野の専門コースの拡充を図り、より就職や職業訓練につなぐことができるよう取り組む。
  - ・介護分野を含め、公共職業訓練の実施の際には、語学力のある講師を配置し、母国語を併記したテキストを使用する等により訓練生の日本語能力に配慮するとともに、公共職業能力開発施設にコーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら委託訓練先の開拓や訓練に係る情報提供を引き続き実施する。
  - ・さらに効果的な就職支援に向けて、日系人就労準備研修の開催時期と職業訓練コースの開催時期の連動、職業訓練への誘導を含めた就労支援及び介護等高い成長が見込まれる分野の求人開拓を実施する。

### ③ 高度外国人材活用に向けた就労環境の整備

企業における高度外国人材活用のための具体的環境整備についてまとめた「高度外国人材活用のための実践マニュアル」について、必要に応じた見直しを行うとともに、引き続き本マニュアルの効果的な普及・啓発に努めることにより、高度外国人材の活用に向けた就労環境の整備を図る。

## 4. 社会保障のあり方

### ① 社会保険等の未加入等の指導監督

- ・全国のハローワークにおいて、外国人雇用状況届出に基づいて事業所を訪問し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき事業主指導を実施する。その際に事業主が社会保険等に未加入等の疑いがないか確認し、個別事案に応じて年金事務所等に対して情報提供を実施する。年金事務所では、それらの情報等をもとに事業所調査を行い、従業員の適正な加入について指導を行う。
- ・外国人の在留資格変更申請・在留期間更新申請等の際に社会保険制度未加入が判明した場合には、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度加入を促すリーフレットを法務省地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険等への加入を促進する。

### ② 社会保障協定の締結促進

国際社会における人的移動に伴い、外国に派遣される日本人・外国から日本に派遣される外国人に係る年金制度の二重加入等の問題に対応するため、社会保障協定の締結を促進する。

(実績・平成24年7月30日現在)

- ・ブラジル等15カ国との間で協定が署名・発効済み
- ・中国等9カ国との間で協定締結に向けた政府間交渉・予備協議中

③ 社会保障制度についての多言語での情報提供

国で統一的な情報提供を行うべきものとして、国民年金制度の勧奨リーフレットなど、ポルトガル語、スペイン語版等を用いた情報提供を引き続き行う。

## 5. 情報の多言語化、外国人へ分かりやすい情報提供のあり方

① 定住外国人施策ポータルサイトの掲載

実際に相談活動や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報並びに生活者向けに資する各種制度の多言語での情報提供を実施する。また、多言語化が進みやすい環境・仕組みを作り、充実を図る。

② 緊急時の外国人への分かりやすい多言語情報提供の体制の構築

災害時に係る情報（リンク集）並びに外国語による電話相談一覧の掲載等、多言語情報提供を行う。また、災害時に、日本人向けに提供している災害関連情報を、外国人向けに分かりやすい内容で多言語化して、迅速に発信する体制の確保に努める。

③ 入国前の外国人に対する情報提供の推進

我が国に中長期間在留しようとする外国人が、住居、医療・社会保障、教育、日本語学習など、日本で生活を始める上で最低限必要な事項を正確に理解し、日本国内で円滑な生活が送れるよう、多言語（日本語、英語、中国語、韓国語（生活ガイドのみ）、スペイン語、ポルトガル語等）で作成した、『日本で生活を始める予定している皆様へ』（生活ガイド）及び『日本での生活手引き』（リーフレット）を外務省及び在外公館のホームページに掲載する。

今後も在外公館における訪日予定の外国人に対するビザ発給時にリーフレットを配布する。

④ 運転免許試験における外国語の学科試験の推進

運転免許試験における外国語による学科試験については、平成24年7月1日現在、英語47都道府県、中国語15都府県、ポルトガル語9県で実施されている。母国語による試験を受験することで、外国人の負担軽減を図るとともに、日本の交通ルールをより深く理解することにつながることから、各都道府県におけるニーズ等を踏まえつつ外国語による学科試験の導入に向けて積極的に取り組むよう、都道府県警察に対し引き続き指示する。

## 6. 住居の安定確保のあり方

① 民間賃貸住宅への入居支援等

地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、引き続きの居住の安定を確保する。

② 民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドライン等を通じた啓発

外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。

## 7. 治安問題への対応のあり方

### ① 来日外国人犯罪の取締り等の推進

犯罪のグローバル化への対応、来日外国人犯罪等を助長し又は容易にしている犯罪インフラ事犯の摘発等に取り組んでおり、引き続き対策を推進する。

### ② 防犯対策等の充実

外国人が犯罪被害者となること等を防止するため、関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室の開催、日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する支援等、防犯対策等の充実を図る。

## 8. 在留期間の適正な運用のあり方

### ① 各種公的義務の履行状況を踏まえた在留期間の決定

新しい在留管理制度の導入により、在留期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されたところであるが、「5年」の在留期間の決定に当たっては、申請人が入管法上の届出義務を履行しているかどうか、また、学齢期の子どもを有する場合には、その子を小中学校に通学させているか、さらには納税義務等公的義務を適正に履行しているか等についても、申請人の在留資格に応じて必要とするなどし、適正な運用を図る。

### ② 日本語能力を踏まえた在留期間の決定

いわゆる日系人で「定住者」の在留資格をもって在留する外国人（定住者告示第3号から第7号に該当する者で、未成年者を除く。）については、「5年」の在留期間の決定に当たって、上記①に記載した考慮事項に加え、一定以上の日本語能力を有していることについても必要とするなどし、適正な運用を図る。

参考2

## 「外国人との共生社会」実現検討会議の開催について

〔平成24年5月24日〕  
内閣総理大臣決裁

1 日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進するため、「外国人との共生社会」実現検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長 外国人労働者問題を担当する国務大臣

構成員 内閣府副大臣

　　総務副大臣

　　法務副大臣

　　外務副大臣

　　財務副大臣

　　文部科学副大臣

　　厚生労働副大臣

　　農林水産副大臣

　　経済産業副大臣

　　国土交通副大臣

　　警察庁次長

（注）内閣府副大臣及び複数置かれる各省副大臣については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指名する者とする。

3 関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を隨時開催する。

4 検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 「外国人との共生社会」実現検討会議の開催経過

### <第1回 5月24日>

- ・検討会議の開催について
- ・主な論点、検討課題について
- ・外国人を取り巻く最近の状況や取組について

### <第2回 6月1日>

- ・目指すべき「外国人との共生社会」のあり方について有識者ヒアリング  
(参集有識者)  
池上重弘氏 (静岡文化芸術大学教授)  
井口 泰氏 (関西学院大学教授)  
佐藤郡衛氏 (東京学芸大学理事・副学長)

### <第3回 6月15日>

- ・外国人が生活する「現場」での課題、取組について有識者ヒアリング  
(参集有識者)  
鈴木康友氏 (静岡県浜松市長)  
中山弘子氏 (東京都新宿区長)  
田村太郎氏 (多文化共生センター大阪代表)  
坂本久海子氏 (N P O 法人愛伝舎理事長)

### <第4回 7月3日>

- ・共生社会の実現と外国人受入れのあり方 (視点・留意点等) について  
(参集有識者)  
明石純一 (筑波大学大学院助教)  
アンジェロ・イシ (武藏大学教授)  
後藤純一 (慶應義塾大学教授)  
多賀谷一照 (獨協大学教授)

### <第5回 8月27日>

- ・中間的整理のとりまとめ

## 「外国人との共生社会」実現検討会議の開催について

### ○趣旨

外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について検討するため、関係府省庁の副大臣級による検討会議（「外国人との共生社会」実現検討会議）を設ける。

### ○構成員

- ・議長：外国人労働者問題を担当する国務大臣（中川大臣）
- ・構成員：内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、警察庁の各副大臣級

※会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、内閣官房副長官補室において行う。

※関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議等との連携を図る。

### ○ 主な検討事項

- ・外国人との共生社会のあり方（目指すべき共生社会のあり方）
- ・外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（具体的方策）
- ・外国人の受入れのあり方も含めた国民的議論の活性化
- ・その他、外国人との共生社会を実現する上での課題や留意点

※検討に当たっては、有識者、自治体関係者等からのヒアリングを積極的に行う。

## <検討に当たっての留意点（当面の検討会議の位置付け）>

○当面の検討対象としては、外国人との共生社会の実現という観点から、主として、現に日本で生活している外国人の現状を踏まえた、環境整備のあり方を検討 <=第1ステップ>。

○「共生社会の実現」と「外国人の受け入れのあり方」は、密接不可分の関係にあることから、「外国人の受け入れのあり方」も議論の対象に含まれるが、外国人の受け入れのあり方についての「本格的な議論」<=第2ステップ>は、受け入れ体制をしっかりと整備したあとの課題という位置付け。

- ・最初に「受け入れ拡大」ありきという考え方ではなく、①実態として我が国で生活している外国人の諸問題を改善する必要があること、②仮に将来受け入れ拡大を図るとしても、受け入れ体制をしっかりと整備し、きちんとした生活、教育、労働面等における条件を確保した上で受け入れるということが先ず重要、という考え方。
- ・なお、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備は、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高め、我が国社会に活力をもたらす外国人を惹きつけることになるもの。

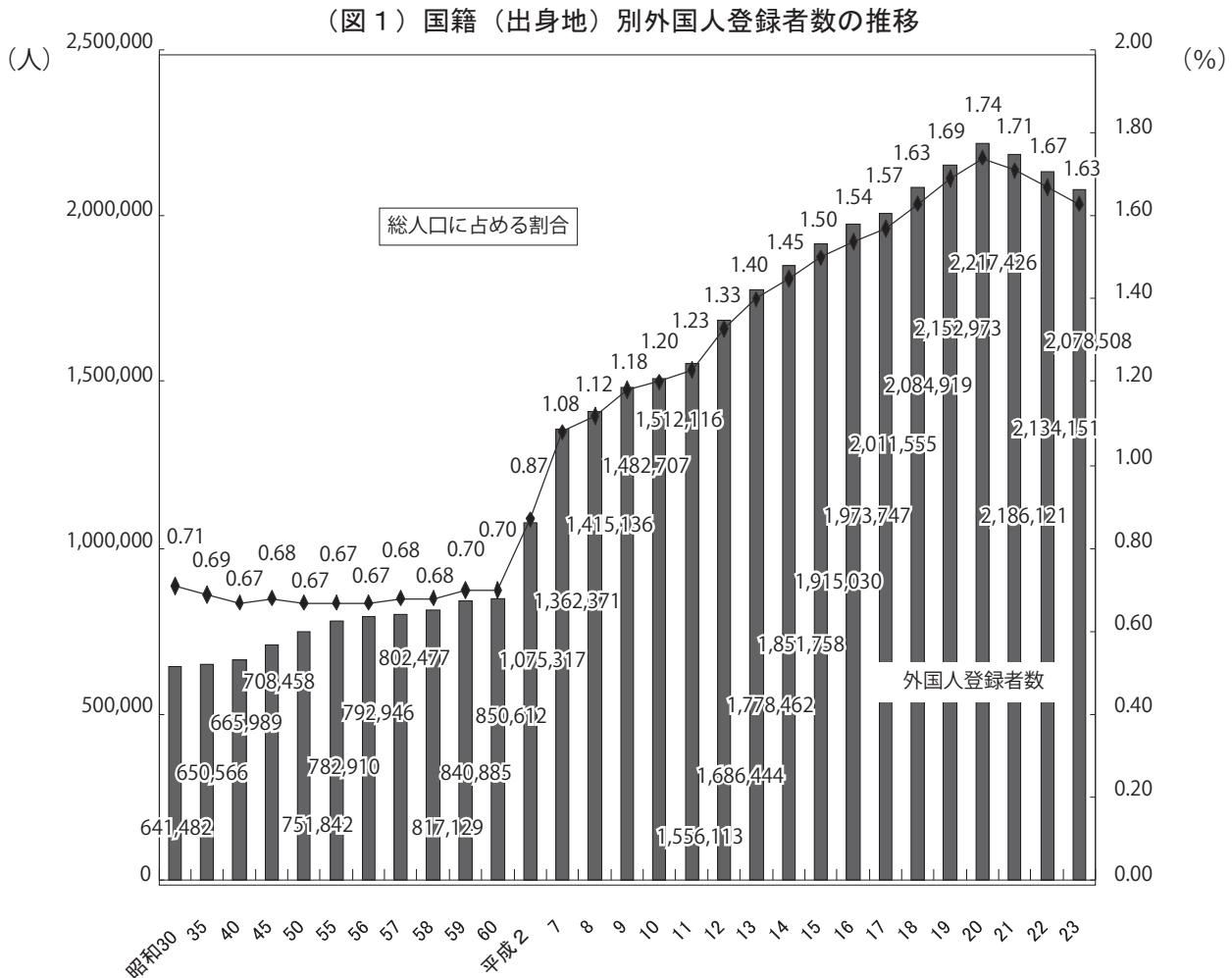
○第1ステップの議論（=「外国人の受け入れのあり方」に関する総論的議論を含む）を通じて、第2ステップの議論（=本格的な国民的議論）に円滑につなげていくという視点が重要。

- ・そのためには、環境整備（具体的方策）を進めるとともに、議論の基盤（土台）となる部分（目指すべき共生社会のあり方等）についての認識共有が図られるように努めることが重要。

## 参考3

(資料出所)

以下は法務省「登録外国人統計」(ただし「総人口に占める割合」は総務省統計局「国勢調査」と「人口推計」)による



(表1) 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移(各年度末)

国籍(出身地)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
総 数	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508	100.0	-2.6
中 国	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889	655,377	680,518	687,156	674,879	32.5	-1.8
韓国・朝鮮	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489	589,239	578,495	565,989	545,401	26.2	-3.6
ブ ラ ジル	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967	312,582	267,456	230,552	210,032	10.1	-8.9
フィリピン	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592	210,617	211,716	210,181	209,376	10.1	-0.4
ペ ル 一	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721	59,696	59,723	57,464	54,636	52,843	2.5	-3.3
米 国	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321	51,851	52,683	52,149	50,667	49,815	2.4	-1.7
そ の 他	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450	321,489	337,205	338,323	334,970	336,162	16.2	0.4

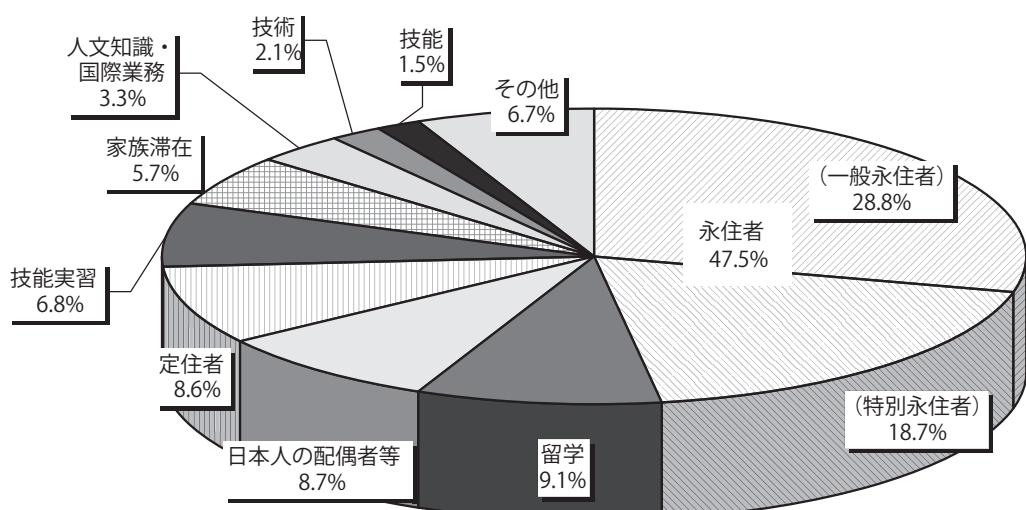
(表2) 在留資格別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

在留資格	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
<b>総 数</b>	<b>2,152,973</b>	<b>2,217,426</b>	<b>2,186,121</b>	<b>2,134,151</b>	<b>2,078,508</b>	<b>100.0</b>	<b>-2.6</b>
<b>永住者</b>	<b>869,986</b>	<b>912,361</b>	<b>943,037</b>	<b>964,195</b>	<b>987,525</b>	<b>47.5</b>	<b>2.4</b>
うち一般永住者	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440	28.8	5.9
特別永住者	430,229	420,305	409,565	399,106	389,085	18.7	-2.5
<b>非永住者</b>	<b>1,282,987</b>	<b>1,305,065</b>	<b>1,243,084</b>	<b>1,169,956</b>	<b>1,090,983</b>	<b>52.5</b>	<b>-6.8</b>
うち留学	170,590	179,827	192,668	201,511	188,605	9.1	-6.4
日本人の配偶者等	256,980	245,497	221,923	196,248	181,617	8.7	-7.5
定住者	268,604	258,498	221,771	194,602	177,983	8.6	-8.5
技能実習				100,008	141,994	6.8	42.0
家族滞在	98,167	107,641	115,081	118,865	119,359	5.7	0.4
人文知識・国際業務	61,763	67,291	69,395	68,467	67,854	3.3	-0.9
技術	44,684	52,273	50,493	46,592	42,634	2.1	-8.5
技能	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751	1.5	5.3
永住者の配偶者等	15,365	17,839	19,570	20,251	21,647	1.0	6.9
企業内転勤	16,111	17,798	16,786	16,140	14,636	0.7	-9.3
投資・経営	7,916	8,895	9,840	10,908	11,778	0.6	8.0
教育	9,832	10,070	10,129	10,012	10,106	0.5	0.9
研修	88,086	86,826	65,209	9,343	3,388	0.2	-63.7
その他	223,628	226,747	221,189	146,867	77,631	3.7	-47.1

(注) 留学は、「留学」と「就学」の合算数、技能実習は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合算数である。

(図2) 平成23年末現在における在留資格別の割合

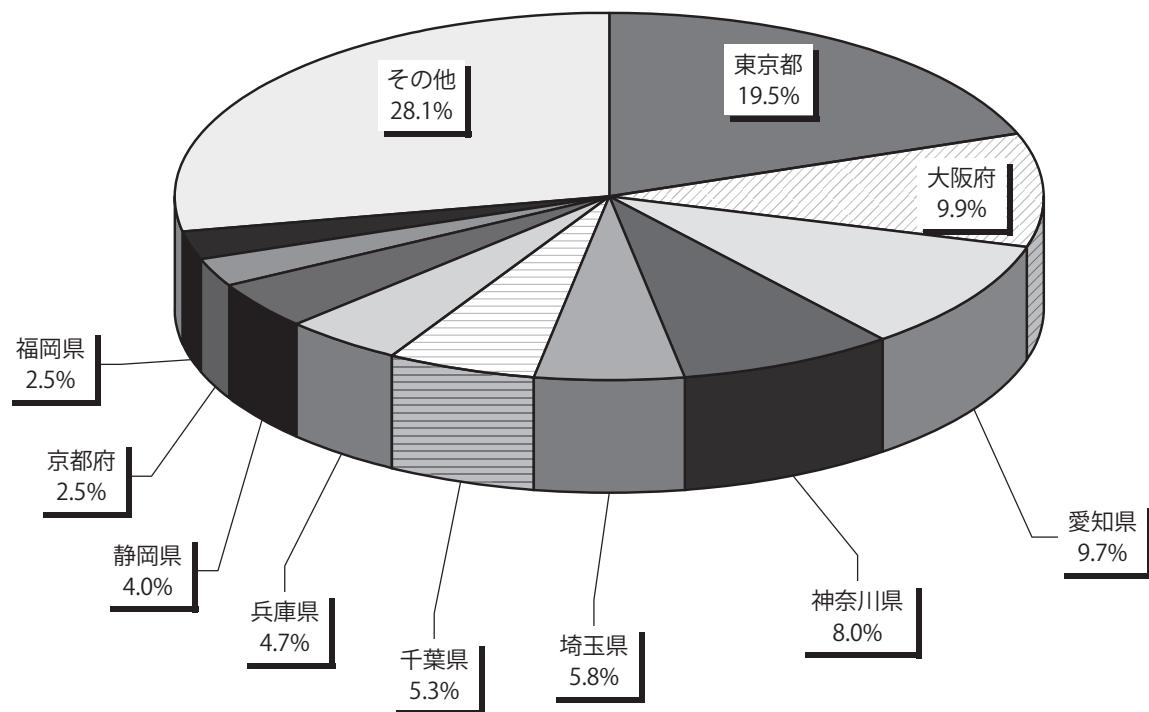


(表3) 都道府県別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

都道府県	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
<b>総 数</b>	<b>2,152,973</b>	<b>2,217,426</b>	<b>2,186,121</b>	<b>2,134,151</b>	<b>2,078,508</b>	<b>100.0</b>	<b>-2.6</b>
東京都	382,153	402,432	415,098	418,012	<b>405,692</b>	19.5	-2.9
大阪府	211,758	211,782	209,935	206,951	<b>206,324</b>	9.9	-0.3
愛知県	222,184	228,432	214,816	204,836	<b>200,696</b>	9.7	-2.0
神奈川県	163,947	171,889	173,039	169,405	<b>166,154</b>	8.0	-1.9
埼玉県	115,098	121,515	123,600	123,137	<b>119,727</b>	5.8	-2.8
千葉県	104,692	111,228	115,791	114,254	<b>110,235</b>	5.3	-3.5
兵庫県	101,527	102,522	102,059	100,387	<b>98,515</b>	4.7	-1.9
静岡県	101,316	103,279	93,499	86,158	<b>82,184</b>	4.0	-4.6
京都府	53,295	53,163	52,998	52,742	<b>52,563</b>	2.5	-0.3
福岡県	48,635	50,963	52,172	52,750	<b>52,555</b>	2.5	-0.4
その他	648,368	660,221	633,114	605,519	<b>583,863</b>	28.1	-3.6

(図3) 平成23年末現在における都道府県別の割合



# いいだ宣言

## ～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～

南米日系人を中心に多数の外国人住民が暮らす地方自治体で組織する外国人集住都市会議は、「浜松宣言」（2001年）、「14都市共同アピール」（2002年）、「豊田宣言」（2004年）、「よっかいち宣言」（2006年）、「みのかも宣言」（2008年）、「おおた宣言」（2010年）などを通じ、外国人住民にかかる諸制度が定住化の進展している実態からかい離している現状に対して、国などに制度改革を提言するとともに自らの活動に取り組んできた。

昨年は、国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」に対して、各都市の現状と課題を国の施策へつなげ、国全体の多文化共生政策を推進するために、具体的な提言を行った。

また、今年7月9日には、我々が長年要望してきた外国人住民に係る住民基本台帳制度がスタートしたところであるが、実際に事務を取り扱う全国の自治体では、周知や対応の差異などの課題が生じていることから、国に対し緊急提言を行った。

2008年秋以降の世界的経済危機に伴う深刻な雇用危機や2011年3月の東日本大震災の発生により、それまで多くの会員都市で増加してきた南米日系人は減少したが、現在国内に在住する外国人住民の多くが、就労や生活の困難に直面しつつも日本に住み続けることを希望している。

こうした現状をふまえつつ、本日「外国人住民とともに築く地域コミュニティ」「外国人の子どもの教育」「多文化共生における防災のあり方」の3つの研究テーマについての提言を行ったところである。

外国人集住都市会議は、日本人住民と外国人住民が互いの文化や価値観に対する理解を深め、権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現に向けて、以下のとおり宣言する。

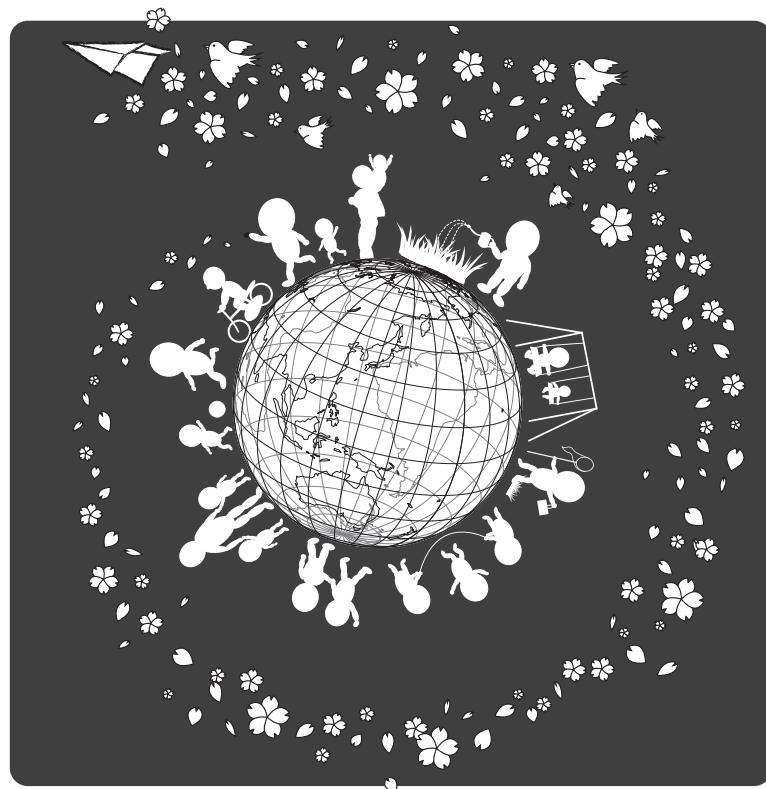
第1に、これまでの提言や、日本語学習機会の保障に向けた制度的インフラの計画的整備、雇用環境の整備、外国人の児童生徒・若年層に対する教育面の支援の強化、外国人住民を含めた地域防災体制の構築など3つのテーマに基づく提言の実現に努め、今後さらに会員都市相互の連携を深めるとともに、すべての人がつながることにより、ともに未来を築いていける地域づくりをめざしていく。

第2に、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を日系人に留まらず、全ての定住外国人施策に拡げるとともに、「外国人との共生社会」実現検討会議の中間的整理の確実な実施および次のステップに向けた検討会議の継続を求める。

第3に、国に対して明確な「外国人の受け入れに関する方針」を定めるとともに、各省庁を横断的にとりまとめ、多文化共生政策をより総合的・体系的に推進するために、（仮称）外国人庁を創設することを引き続き求める。

2012（平成24）年11月12日

外国人集住都市会議



## 外国人集住都市会議 東京 2012

2012.11.12

無断転用等はご遠慮ください

外国人集住都市会議 東京2012

## 「日系定住外国人施策に関する行動計画」の 実施状況について

内閣府定住外国人施策推進室

平成24年11月12日(月)

1

### 「基本指針」「行動計画」の策定

「日系定住外国人施策に関する基本指針」の概要  
(平成22年8月31日・日系定住外国人施策推進会議)

【基本的な考え方】

- ・ 日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

【今後取組、検討する施策の分野】

1. 日本語で生活できるために
2. 子どもを大切に育てていくために
3. 安定して働くために
4. 社会の中で困ったときのために
5. お互いの文化を尊重するために

○基本指針に盛り込まれた事項について、更に各府省庁で検討し、平成23年3月に「行動計画」を策定。

○計画期間は、平成23年度から3年間

2

## 「日系定住外国人施策に関する行動計画」の主な実施状況(H24/11)

### 1. 日本語で生活するために必要な施策

- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討  
・「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、その「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、「教材例集」(平成24年1月)等を作成・周知。現在、日本語指導力の評価についての検討及び日本語教育に関する課題の洗い出し・検討を行っている。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施【文部科学省】  
・日本語教育の標準的カリキュラム案等を活用した、日本語教室の設置・運営、人材の養成及び教材作成を支援するとともに、新たに日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援。(平成24年度採択件数: 85件)
- 日本語教育コンテンツ共有化推進事業の実施【文部科学省】  
・23年度に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供を開始。  
24年度は、日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを整備を行っており、来年度から利用を開始する予定。
- 日本語教育推進会議の開催【文部科学省】  
・関係機関・団体や関係府省からなる日本語教育推進会議を24年1月、3月、9月に開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を実施。

### 3. 安定して働くための施策

- 「日系人就労準備研修」の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施【厚生労働省】  
・日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、24年度も実施。  
・定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、茨城県、神奈川県、静岡県、三重県、愛知県、大阪府、滋賀県の7県で実施。
- 多言語での就職相談の実施【厚生労働省】  
・スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを73か所(20年4月)から117か所(24年7月)に増。  
・地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を5か所開設。  
・ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、3か所(浜松、刈谷、豊橋)で開設。

### 2. 子どもを大切に育していくための施策

- 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の実施【文部科学省】  
・初期指導教室(プレクラス)の実施、日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う支援員の配置等により、公立学校への受入体制の整備を支援。
- 外国人の子どもに配慮した中学校卒業程度認定試験の実施【文部科学省】  
・振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除に関して、23年8月に省令改正、同年11月の試験から対応。
- 在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布【法務省、文部科学省】  
・日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満6歳から満15歳の学齢にあるものに対し、就学に関するリーフレットを23年3月から配布。
- 「虹の架け橋教室」事業の実施等(不就学の子どもの公立学校への円滑な転入を促進)【文部科学省】  
・21年度の事業開始から23年度までに約980人が公立学校へ、約1,000人がブラジル人学校等へ就学。  
・24年度以降においても、引き続き効果的・効率的な事業としたうえで実施。

### 4. 社会の中で困ったときのための施策

- 国の制度に関する情報の多言語化の推進【内閣府、各省庁】  
・定住外国人施策ポータルサイト(日・英・ポ・ス語)において、国の統一的な制度等に関する情報を提供。また、NPO等の支援者向け情報を新たに掲載。  
・日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ(英語)について、多言語化(ポルトガル語等)。【総務省】

3

## 定住外国人施策ポータルサイトについて(1)

内閣府では、定住外国人施策ポータルサイトを開設し、行政関係者だけでなく、支援者や定住外国人自身の参考となる情報を掲載しています。

### ポータルサイトに掲載している主な情報

- 【全般的なこと】 日本での生活手引き(リーフレット)／新たな在留管理制度について
- 【日本語学習】 便利な日本語表現 文字・語彙
- 【教育】 お子さんを持つ保護者の皆様へ／就学ガイドブック
- 【雇用】 通訳を配置しているハローワーク一覧／日本で働くとする外国人の皆様へ
- 【住宅】 外国人向け部屋探しのガイドブック
- 【子育て】 健やかな妊娠と出産のために／日本的小児における予防接種スケジュール
- 【医療】 社会保険制度加入のご案内
- 【福祉・介護】 介護保険(CLAIR)
- 【年金】 国民年金制度の仕組み／ブラジルに派遣される日本人の方および在日ブラジル人の皆さまへ
- 【防災】 防災マニュアル
- 【運転免許】 運転免許(CLAIR)
- 【税金】 外国人のための所得申告の手引

4

## 定住外国人施策ポータルサイトについて(2)

内閣府においては、ポータルサイトの掲載情報の一層の充実を図る観点から、地方自治体や関係団体等の方々の意見を聴きながら、改善を行っています。

有識者からこれまで頂いた意見の例

- 3・11の時にも、日本政府が発信しているこのサイトは、外国人にとって最も信頼できたのではないか。
- 掲載内容は、更新を頻繁にする観点から、多言語化に必ずしもこだわる必要はないかもしない。
- ローマ字での日本語記載、漢字にふりがなをつける、わかりやすい日本語の使用などによっても、外国人が利用することに配慮することはできるのではないか。
- 外国語の翻訳にあたっては、スピードとともに正確さが大切である。適切な翻訳の仕組みを考えるべきである。

○わかりやすい日本語のもつ可能性（※）にも着目しながら、日系定住外国人に対する情報提供を進める。

※災害時における即時性、国や自治体でも実施が比較的容易、母国語が少数言語である外国人への対応 など

5

## 今後の予定

- 行動計画の推進状況については、日系定住外国人施策推進会議の枠組みを活用してフォローアップ
- 施策の推進に当たっては、地方自治体、NPO等との連携を積極的に図り、その知恵を活かしながら施策を実施

## 内閣府定住外国人施策推進室HP

<http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

6

## 地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月 総務省）

### ①コミュニケーション支援

#### 地域における 情報の多言語化

多言語・多様なメディアによる行政・生活情報提供、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成等

### ②生活支援

#### 居 住

多言語情報提供による居住支援、等  
自治会を中心とする取組推進、等

#### 教 育

日本語学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援等

#### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携等  
による就業支援・就業環境の改善等

#### 医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、地域的な通訳  
派遣システムの構築等

#### 防 災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害  
情報伝達、防災計画への位置付け等

### ③多文化共生の地域づくり

#### 地域社会に対する 意識啓発

日本人住民の意識啓発、  
学校・図書館・公民館等の  
多文化共生の拠点づくり、  
文化交流イベント開催等

#### 外国人住民の 自立と社会参画

キーパーソンや外国人自  
助組織の支援、審議会等  
への外国人住民の参加促  
進による意見の反映等

## 多文化共生施策の推進体制の整備

### 担当部署の設置 や 庁内の横断的な連携

担当部署の設置、横断的な連絡調整

### 地域における各主体の役割分担と連携・協動

市区町村……外国人住民を直接支援する主体として取組  
都道府県……市町村レベルの対応促進、広域の地方公共団体として取組

## 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(全体)

(団体数、%)

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	14 ( 30% )	6 ( 30% )	45 ( 6% )	5 ( 22% )	1 ( 0% )	0 ( 0% )	71 ( 4% )
2.国際化施策一般にに関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	23 ( 49% )	13 ( 65% )	55 ( 7% )	4 ( 17% )	5 ( 1% )	1 ( 1% )	101 ( 6% )
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9 ( 19% )	1 ( 5% )	256 ( 33% )	9 ( 39% )	97 ( 13% )	15 ( 8% )	387 ( 22% )
( 1 ) 策定している(計)	46 ( 98% )	20 ( 100% )	356 ( 46% )	18 ( 78% )	103 ( 14% )	16 ( 9% )	559 ( 31% )
4.策定していないが、今後策定の予定がある	0 ( 0% )	0 ( 0% )	46 ( 6% )	1 ( 4% )	26 ( 3% )	3 ( 2% )	76 ( 4% )
5.策定しておらず、今後策定の予定もない、	1 ( 2% )	0 ( 0% )	365 ( 48% )	4 ( 17% )	619 ( 83% )	165 ( 90% )	1154 ( 65% )
( 2 ) 策定していない(計)	1 ( 2% )	0 ( 0% )	411 ( 54% )	5 ( 22% )	645 ( 86% )	168 ( 91% )	1230 ( 69% )
総 計	47 ( 100% )	20 ( 100% )	767 ( 100% )	23 ( 100% )	748 ( 100% )	184 ( 100% )	1789 ( 100% )
無回答	0	0	0	0	0	0	0
自治体数	47	20	767	23	748	184	1789

(注)平成24年7月総務省自治行政局国際室調査による。(平成24年4月1日現在)

(注)調査対象団体数1789 (都道府県47+市町村1719+特別区23)

# 多文化共生の推進に関する研究会

(平成24年2月～)

## 【趣旨・目的】

東日本大震災を契機とした外国人住民を含めた防災対策の見直しや災害時の多言語情報提供の必要性等について、ケーススタディを実施するとともに、課題の抽出・分析及びその解決方法を検討することにより、今後の多言語情報提供の円滑かつ効率的な実現に資する。

## 【検討事項】

災害時の多言語情報提供に関する、以下の次の2点について検討する。

1. これまでの地域の取組事例の収集及び課題抽出
  - ▶ 地方公共団体へのアンケート調査の実施による取組事例の収集及び課題抽出
  - ▶ 研究会での事例発表を通じた取組事例の掘り下げ
2. 課題解決に向けた各主体(※)の役割分担の整理及び連携方策の提案

(※)自治体、地域国際化協会、クレア、NPO、大学等

## 【スケジュール】

平成24年2月	第1回	論点整理、委員事例発表
6月	第2回	被災団体等事例発表、アンケート項目整理
9月	第3回	委員事例発表、アンケート結果発表
11月	第4回	報告書骨子検討(予定)
12月	第5回	報告書取りまとめ(予定)

# 新たに日本へ入国する外国人の方へ

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）が施行されることに伴い、2012年7月9日（施行日）から、外国人住民（注）の方も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の方にもお住まいの市区町村において「住民票」が作成されます。

施行日以降に日本に入国し、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」（在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「3ヶ月」以下の在留期間を有する方などは含まれません。）の方は、市区町村に新たに住所を定めた日から14日以内に、在留カード（空港等で在留カードが発行されなかつた方については、パスポート）を持参して、お住まいの市区町村に転入の届出を行う必要があります。

（注）入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」の方や「特別永住者」の方などであって、市区町村の区域内に住所を有する方をいいます。

## 《ご注意ください：ご家族と一緒に日本で暮らされる方へ》

お住まいの市区町村への転入の届出の際、外国人住民である世帯主の方と同じ世帯の外国人住民の方につきましては、世帯主の方とご本人との続柄を証明できる文書（本国の政府等公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など）が必要となります。

なお、世帯主との続柄を証明できる文書については、併せて日本語の翻訳文も必要となりますので、ご注意ください。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する各種行政サービスの基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに、住民の方々に関する様々な事務のために利用されています。

※住民基本台帳制度に関する詳しい内容につきましては、リーフレット「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします」をご覧ください。

この内容を英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しております。下記URLをご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/pdf/english03.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english03.pdf) (英語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/pdf/korean06.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean06.pdf) (韓国語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/pdf/chi\\_kan10.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan10.pdf) (中国語・簡体字)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/pdf/chi\\_han14.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han14.pdf) (中国語・繁体字)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol18.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol18.pdf) (スペイン語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues23.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues23.pdf) (ポルトガル語)

## 転出・転入を予定されている 外国人住民の方へ

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）が施行されることに伴い、2012年7月9日（施行日）から、外国人住民（注）の方も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の方にもお住まいの市区町村において「住民票」が作成されます。

また、住民基本台帳制度では、外国人住民の方も、別の市区町村へ引越しをする際には、転出の届出をお住まいの市区町村にて行うとともに、転入の届出を新たにお住まいになる市区町村にて行っていただくことが必要となります。

（注）入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」（在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「3月」以下の在留期間を有する方などは含まれません。）の方や特別永住者の方などであって、市区町村の区域内に住所を有する方をいいます。

### 《ご注意ください》

- 転出の届出の際、市区町村から「転出証明書」が交付されることとなります。  
新しい市区町村へ転入する際、住所を定めてから14日以内にこの「転出証明書」を持参して転入の届出を行うことになります。
- 同一の市区町村内で住所を変更する際には、お住まいの市区町村に転居の届出を行う必要があります。
- 日本を出国して海外で暮らす場合は、原則としてお住まいの市区町村にて転出の届出が必要です。
- 転入の届出や転居の届出の際には、在留カード、特別永住者証明書（又は外国人登録証明書）のいずれかを御持参ください。

※転入の届出や転居の届出の際、外国人住民の方を世帯主とする世帯に、外国人住民の方が新たに属することとなる場合等には、原則として、世帯主の方とご本人との続柄を証明できる文書（例えば、日本の市区町村で発行された婚姻の届出等に関する受理証明書など）が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する各種行政サービスの基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに、住民の方々に関する様々な事務のために利用されています。

※住民基本台帳制度に関する詳しい内容につきましては、リーフレット「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします」をご覧ください。

この内容を英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しております。下記URLをご覧ください。

<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english04.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english04.pdf</a>	(英語)
<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean07.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean07.pdf</a>	(韓国語)
<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan11.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan11.pdf</a>	(中国語・簡体字)
<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han15.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han15.pdf</a>	(中国語・繁体字)
<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol19.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol19.pdf</a>	(スペイン語)
<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues24.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues24.pdf</a>	(ポルトガル語)

## **総務省コールセンター（多言語電話相談窓口）のご案内**

外国人住民に関する住民基本台帳制度に関するお問い合わせに対応いたします。

**1) 電話番号**

0570-066-630（ナビダイヤル）

03-6301-1337（IP電話、PHSからの通話の場合）

**2) 受付時間**

8:30～17:30

**3) 開設期間**

平成24年4月2日から平成25年3月29日まで  
(土日祝日、年末年始を除く。)

**4) 対応言語**

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の6言語

## **外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するHPのご案内**

リーフレット「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします」(7言語)などは、総務省 HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しております。詳しくは、下記 URL をご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html) (日本語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu\\_english.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_english.html) (英語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu\\_korean.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_korean.html) (韓国語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu\\_chi\\_kan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_chi_kan.html) (中国語・簡体字)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu\\_chi\\_han.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_chi_han.html) (中国語・繁体字)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu\\_espanol.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_espanol.html) (スペイン語)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu\\_portugues.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_portugues.html) (ポルトガル語)

## 外国人を取巻く問題の解決・緩和に向けた外務省の主な取組

外務省では、東日本大震災時に在留外国人への支援を行いました。

また、毎年、外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップの開催すると共に、日本で生活する外国人を取り巻く問題に関し、入国前の外国人への情報提供を行っています。

### 東日本大震災時の在留外国人への支援

#### ◎外務省による主な取組と関係機関との連携（別添1）

- ・外務省ホームページによる情報提供や在京外交団向け説明会等の実施。
- ・安否確認作業の支援や在京外交団の自国民支援への協力等、関係機関との連携。

### 国際ワークショップの開催

#### ◎外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ（別添2）

##### □ 平成23年度（平成24年3月1日、明治大学にて開催）（明治大学・国際移住機関（IOM）共催）

- ・昨年度の国際ワークショップは、「東日本大震災と外国人政策」のテーマの下、「大規模災害時の在留外国人への支援」（テーマ1）及び「東日本大震災後の外国人の受入れのあり方」（テーマ2）について討議。
- ・テーマ1では、東日本大震災における在留外国人への支援についての経験や教訓を共有することができた。
- ・具体的には、在留外国人に対する多言語での情報発信及びITに加え掲示板や口コミ等の日常的手法を含む多様な手段による情報発信が有用であるとの報告があった。
- ・また、日本語教室を運営する外国人や日本人の配偶者である外国人が支援活動の中核となった事例も報告された。
- ・さらに、各自治体の国際交流協会と国の間の連携を強化する必要性が指摘された他、平常時から関係機関の連携が必要との報告もあった。

##### □ 平成24年度（平成25年2月6日、大田区民ホールにて開催予定）

（大田区・IOM共催、財団法人自治体国際化協会（クレア）後援）

- ・本年度国際ワークショップは、昨年度提起された具体的提言を踏まえ、「大規模災害と在留外国人」のテーマの下、以下の2点を中心に議論する予定。
- ・大規模災害時の在留外国人への多言語による情報発信のあり方。
- ・日本に在留する外国人の団体を含む関係機関の連携のあり方。

（※国際ワークショップの詳細（報告書、当日の映像（YouTube））は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/symbiosis/index.html>）を御参照ください。）

### 入国前の外国人への情報提供

#### ◎入国前の外国人への啓発資料提供（別添3）

- ・平成22年、「外国人のための生活ガイド」と「日本での生活手引き」を作成。
- ・平成24年10月、新しい在留管理制度の内容を盛り込むなどして、改訂版を作成。
- ・英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語等に翻訳し、在外公館において配布しているほか、外務省ホームページにも掲載している。

## 東日本大震災時の外務省による在留外国人への支援

### 外務省による主な取組と関係機関等との連携

#### 1 情報提供

##### (1) 外務省ホームページによる情報提供（次頁参照）

3月11日～（日本語・英語）

15日～（中国語・韓国語）

※在外公館ホームページでは、英語及び39言語でも  
震災関連情報を発信

#### (2) 在京外交団向け説明会

3月13日～（以後4月末まで毎日）

- ・原発事故に係る情報を中心
- ・経産省（原子力安全・保安院）等関係省庁と連携

#### (3) NHKワールドラジオ日本の活用

- ・ポルトガル語やスペイン語等17言語

#### (4) 外資系企業向け説明会

3月31日～（以降計4回）

- ・経産省及び日本貿易振興機構（JETRO）と連携

#### 2 各種支援

##### (1) 安否確認作業の支援

在京外交団の要請を受け、警察庁、地方自治体  
と連携し安否確認作業を支援

##### (2) 外務省員の被災地への派遣

中国語の専門家を含む外務省員6名を

岩手県・宮城県へ派遣

##### (3) 在京外交団の自国民支援への協力

在京外交団の要請を受け、特別機等による  
外国人の出国や在京外交団の被災地での活動に  
関し、国土交通省や警察庁と調整して協力

##### (4) 日本への入国に係る支援

法務省入国管理局と連携しながら、査証の  
早期発給等の支援を実施

## 外務省ホームページ・在外公館ホームページを通じた情報提供

- 1 外務省ホームページでは震災関連の特設ページを作成し、常時最新の情報を掲載（日本語、英語、中国語、韓国語の4言語）。
- 2 在外公館ホームページでは、英語及び39言語でも震災関連情報を発信。（※写真は在ベルギー日本国大使館の例）

The screenshot shows the homepage of the Embassy of Japan in Belgium. It features a large image of Mount Fuji and the text "GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE". Below this, there are sections for "Speeches and Statements by Prime Minister" and "Roadmap towards Restoration from the Accident". The "Roadmap towards Restoration from the Accident" section includes links to documents such as "Great East Japan Earthquake Response Plan" and "Roadmap towards Restoration from the Accident".

The screenshot shows the homepage of the Embassy of Japan in Russia. It features a large image of Mount Fuji and the text "О МОЩНОМ ЗЕМЛЕТРЯСЕНИИ НА ВОСТОКЕ ЯПОНИИ" (On the powerful earthquake in the East of Japan). Below this, there are sections for "Speeches and Statements by Prime Minister" and "Roadmap towards Restoration from the Accident". The "Roadmap towards Restoration from the Accident" section includes links to documents such as "Great East Japan Earthquake Response Plan" and "Roadmap towards Restoration from the Accident".

# **外国人受入れと社会統合のための国際ワークショップ**

## **－東日本大震災と外国人政策－**

### **(概要と評価)**

平成24年3月1日  
外務省領事局外国人課

3月1日、外務省は、明治大学において、明治大学及び国際移住機関（IOM）との共催により標記ワークショップを開催し、内外の有識者、在京外交団、報道関係者や一般市民を含め約240名が参加したところ、概要是次の通り。なお、冒頭セッションで、山根隆治外務副大臣、勝悦子明治大学副学長が開会の挨拶を行い、ウィリアム・レイシー・スティング国際移住機関事務局長が基調講演を行った。

#### **1. ワークショップの概要と評価**

- (1) 東日本大震災が発生して1年がたとうとしている中で、依然として全国的に大震災や原発事故の影響が残り、外国人の受入れについても少なからず影響が出ていている。
- (2) 今回の国際ワークショップでは、このような状況を踏まえ、東日本大震災時の在留外国人への支援と、今後の外国人受入れのあり方の2つのテーマについて討議を行った。
- (3) 第1のテーマについては、大震災発生後外国人への支援を行った内外の実務者が討論を行った。国際機関の参加も得て、大規模災害時の在留外国人への支援についての経験や教訓を共有することができたのは大変有意義だった。外務省からは、大規模災害時にフェイスブックの専用アカウントを活用して多言語による情報提供を行うことについて紹介した。
- (4) また、第2のテーマについては、我が国において少子高齢化や人口減少が進む一方で、大震災や原発などによる外国人の日本離れが懸念されていることを背景として、留学生、高度人材を含め、幅広い視点から討議が行われ、外国人受入れ問題の重要性や具体的な課題について理解を深めることができた。

#### **2. パネル討論の概要**

##### **(1) テーマ1：「東日本大震災時の在留外国人への支援」（議長：池上重弘静岡文化芸術大学教授）**

- (ア) 大震災が在留外国人に与えた影響については、被災地において、外国人同士がより活発に交流や助け合いを行うようになったことや、外国人による支援が活発に行われたことが報告された。
- (イ) 第2に、震災での経験の共有の重要性について認識が共有された。これまで経験したことのない複合的な災害について、実際に外国人への支援に関わった関係者の経験や教訓を共有することができ、将来の大災害に備える上でも大変有意義であった。

このような観点から、官と民の連携を平時から強化する必要があるとの意見があった。また、被災地の国際交流協会の活動がグッドプラクティスとしてとりあげられた。政府による外国人支援については、改善すべき点も含め多くの意見が出たが、外務省と法務省入国管理局が連携してとった施策が好意的に評価された。

(ウ) 第3に、大規模災害への対応における国際協力について、今回のワークショップでは、国際移住機関（IOM）や国連人道問題調整機関（OCHA）関係者の参加も得て、国際的な視点から今回の震災における対応を振り返り、課題について討議することができた。

(エ) 第4に、多言語による迅速な情報提供については、外国人は情報弱者の立場にあることから、在留外国人に対してはできる限り多様な手段で、かつ多言語により、情報提供を行うことが重要である（ITも重要だがホワイトボードへの掲示や口コミも重要）との報告があった。外務省からは、将来の災害に備え、外国人への多言語による支援を目的としてフェイスブックのアカウントを開設した旨説明した。

## **(2) テーマ2：「東日本大震災後の外国人の受け入れのあり方」（議長：山脇啓造明治大学教授）**

(ア) 震災や原発事故を背景として、日本に留学する外国人の減少が懸念される中で、「世界に開かれた復興」という政府の理念に基づき、外国人を積極的に受入れることがますます重要になっているとの意見があった。また、留学生は将来高度人材に育つことが期待される存在であることから、政府、経済界、教育機関が連携して、長期的、戦略的に取り組んでいくことが必要であるとの意見があった。同様の理由から、留学生と高度人材をばらばらにとらえるのではなく、留学生や高度人材も含む外国人材についての総合的な施策を国を挙げてとる必要があるとの意見もあった。

(イ) 高度人材については、日本政府の取り組みは遅れているとの指摘もあったが、法務省が昨年末公表した「高度人材に対するポイント制」については、高度人材の受入れに弾みをつけることが期待されるとの意見もあった。また、高度人材でなくとも一定の資格や技能を有する外国人を幅広く受入れるべきであるとの意見もあった。

(ウ) 既に日本は多くの日系人労働者を定住外国人として受け入れていることから、いわゆる単純労働者かどうかで受け入れを判断するのは現状にあっておらず、抜本的な見直しが必要との意見もあった。

(エ) 外国人の受け入れについては、高度人材かどうかに限らず、日本語や文化の違いが障害となっているとの意見や、そのような障害を克服する努力が必要との意見もあった。

(了)

# 日本での 生活手引き



## 緊急連絡先

- ・警察 Tel:110
- ・救急 Tel:119
- ・火事 Tel:119

## 相談窓口連絡先リスト

- (※一部の言語は、対応可能曜日が決まっています。)
- ・外國人総合相談支援センター  
(日本語、中国語、英語、ポルガル語、ベトナム語、ルーマニア語、インドネシア語、ベンガル語)  
Tel.: 03-3202-5535
  - ・法テラス(日本語、英語)  
Tel.: 0570-078374
  - ・人身取扱問題  
・INGO人身取扱女性相談センター(日本語、英語、タガログ語、タイ語)  
Tel.: 03-3368-8855, 045-914-7008
  - ・就労問題  
・東京外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、中国語) Tel.: 03-5339-8625  
・大阪外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルガル語、スペイン語、中国語)  
Tel.: 06-7709-9465
  - ・名古屋外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、韓国語)  
Tel.: 052-972-0253
  - ・豊橋労働基準監督署 Tel.: 0532-54-1192

## 【チェックリスト】

- (八国後1か月以内の事項)
- 住居は見つかりましたか？
  - 契約条件について、よく理解して契約しましたか？
  - 住民登録
  - 住民登録(市役所への住所の届出)をしましたか？→住所を定めてから、14日以内に届出が必要です。
  - あなたの診療所や個人医院がどこにあるか知っていますか？
  - 公的医療保険(働く人のための「健康保険」)または、その他の人のための「国民健康保険」)に加入しましたか？
  - 教育
  - 子どもが通う学校を決めましたか？
  - 就労先は見つかりましたか？
  - 一ハローワークで相談できます。  
就労に際し、労働条件について、自分で確認しましたか？
  - あなたが住んでいる地域のゴミ出しのルールを知っていますか？
  - 日常的に(特に夜間や早朝)に大きな音(騒音)を出さないように注意していますか？
  - 地域自治会への加入などにより、地域社会との関わりを持つていますか？
  - 同じ国の出身者によるネットワークへの参加などにより、同じ国の出身者とのコンタクトがありますか？

- 災害
- 災害時の避難場所を知っていますか？

- (八国後3か月以内の事項)
- 日本語学習
  - 日本語学校や日本語教室などで、日本語を学習していますか？
  - 住民税など納入すべき税金や保険料を納入していますか？

## 緊急日本語

- 助けて(TASUKETE) HELP!
- 泥棒(DOROBOU) THIEF/ROBBER
- 警察(KEISATSU) POLICE
- 火事(KAJI) FIRE
- 救急車(KYUUKYUUJISHA) AMBULANCE
- 病院(BYOUIN) HOSPITAL
- 急いで(SOIDE) HURRY UP
- 止めて(YAMETTE) STOP IT
- 出て行って(DETEITTE) GET OUT OF HERE
- 痛い(ITA) PAIN/HURT/SORE
- 暴力(BOURYOKU) VIOLENCE
- 病気(BYOUKI) ILLNESS
- 事故(JIKO) ACCIDENT
- 怪我(KEGA) INJURY
- 地震(JISHIN) EARTHQUAKE
- 高台(TAKADA) HIGH GROUND
- 避難(HINAN) EVACUATION
- 日本語話せません(NIHONGO HANASE MASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

## 日常使う日本語

- ありがとうございます(ARGATO) THANK YOU
- おはよう(OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは(KON-NICHIWA) HI/HELLO
- すみません(SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい(GOMEN-NASAI) SORRY
- 私は(WATASHI) I
- 夫(OTTO) HUSBAND
- 妻(TSUMA) WIFE
- 家族(KAZOKU) FAMILY
- 子ども(KODOMO) CHILD
- 学校(GAKKOU) SCHOOL

第2版  
(2012年8月改訂)

## 日本で生活する上で 最低限必要となる情報

### 序文

日本で生活を始めるなどを予定している皆様へ。  
正確な情報を学ぶことにより、円滑な生活を送ることができます。  
この手引きは、皆様が日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめたものです。  
日本入国後1か月以内、及び、3か月以内に行うべきことについてのチェックリストを付けていますのでご利用ください。  
皆様の日本での生活が安全で快適なものとなることを願っています。

外務省

- 内閣府 定住外国人施策推進室  
<http://www8.cao.go.jp/teiju-portrait/jpn/index.html>
- (財)自治体国際化協会(CLAIR)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>
- 外務省  
<http://www.clair.or.jp/tragenco/index.html>
- 総務省 外国人基本台帳室(住民登録関係)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c\\_zairyu/sei\\_zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c_zairyu/sei_zairyu.html)

## 日本入国後1か月以内に 行うことが望まれる事項

### 住居

日本の住宅には、「民間の賃貸住宅」「公的住宅」「持ち家」の3種類があります。賃貸やアパートを借りるときには契約を結びます。これを「賃貸契約」といい、契約期間は一般的に2年間になります。日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。まずは診療所で診察を受け、必要な大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アルギービー体質などのときには前もって受けや看護師などに伝えてください。病院へは健康保険証を持参します。

また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家の許可をもらわないと居住以外の人と一緒に住まわせることはできません。来日直後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の住居を見つけてください。

「民間の賃貸住宅」は、出生届を提出し、住民登録を行うとともに、出生した日から60日を超えて日本に滞在しようときは、出生した日から30日以内に地方入国管理局に在留資格の取得を申請してください。

住民登録は、世帯主（住居及び生計をともにする集団の中心となる人）又は住所を定めた本人が市区町村の役所で届出をします。

### 住民登録

日本国内において住所を定めた場合、住所を定めた日から14日以内に、住んでいる市区町村の役所で住民登録をしなければなりません。この際、外国人家族で住んでいる場合は、世帯主との関係を証明できる文書を持参してください。また、日本国内外で外国人（日本国籍を持たない人）が生まれた場合、出生した日から14日以内に市区町村の役所に出生届を提出し、住民登録を行うとともに、出生した日から60日を超えて日本に滞在しようときは、出生した日から30日以内に地方入国管理局に在留資格の取得を申請してください。

住民登録は、世帯主（住居及び生計をともにする集団の中心となる人）又は住所を定めた本人が市区町村の役所で届出をします。

### 在留カード

法務大臣から中長期在留者に交付される「在留カード」は、日本での身分を証明するものです。16歳以上の人には、「在留カード」を常に携帯しなければなりません。

### 医療・保健

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにもできるかぎり日本語の話せる方と一緒に行きましょう。各都道府県においては、医療機関の情報はホームページで公表しており、医療機関ごとに応応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。まずは診療所で診察を受け、必要な大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アルギービー体質などのときには前もって受けや看護師などに伝えてください。病院へは健康保険証を持参します。

また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

### （医療） （保険）

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。

日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、自営業者や無職の方などを対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

一律に決められた医療費の30%を支払うだけですみます。しかし、公的医療保険に加入していないと、医療費はすべて自己負担となります。

### 教育

日本の教育制度は基本的に幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校（高校）3年、大学4年（短期大学は2年）となっています。

日本人には子どもを小学校や中学校などに就学させる義務があります。日本に住んでいる就学年齢（満6歳～満15歳）の外国籍の子どもも、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。また、外国籍の子どもを対象とした外国入学校も開設されています。

### 就職

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）が雇用管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。

また、就労に際し、労働条件について、自分で確認することの大切です。労働契約とは、働くときにあなただと使用者が交わす契約のことです。労働契約を締ぶときに、使用者は、（賃金・給料）、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することになります。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなどして、必ず内容を確認してください。

使用者が日本語で通知しなければいけない労働条件は次のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則（会社のきまり）」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

### 地域における生活

近所の人と積極的にあいさつしましょう。地域のいろいろな情報を教えてもらえるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもうろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。

ゴミの出し方は地域（市区町村）によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間が決まっています。ゴミの出し方のルールを確認しましょう。

日本では一般的にどこの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。

### 災害

日本は、地震や台風の多い国です。こうした自然災害での被害を少なくするために、普段から防災対策を整えるとともに、いざというときの避難場所を確認しておきましょう。

## 日本入国後3か月以内に 行うことなどが望ましい事項

### 日本語学習と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されおり、誰でも参加することができます。詳しくは市区町村の役所へ問い合わせてください。

また、子どもの母語の保持については、同国人のネットワークや外国人学校に問い合わせてみましょう。母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできるでしょう。

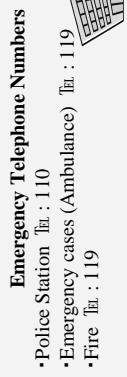
### 日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍の人であつても一定の所得があれば、日本人と同じように税金を納入する義務があります。

日本の税金は大きく分けて国に納入する国税と、都道府県・市区町村に納入する地方税があります。

理由なく税金を納入しないと、行政サービスを受けることができない場合もありますので、注意してください。

# Guide to living in Japan



## Emergency Telephone Numbers

- Police Station Tel : 110
- Emergency cases (Ambulance) Tel : 119
- Fire Tel : 119

**List of Consultation Service Contacts**  
(※Some language services are available on certain days of the week)

### General Services

- Consultation Support Center for Foreign Residents (Japanese, Chinese, English, Portuguese, Vietnamese, Romanian, Indonesian, and Bengalese)  
Tel : 03-3202-5535

### Legal Problems

- Japan Legal Support Center, "Houterasu"  
(Japanese and English)  
Tel : 0570-073374

### Human Trafficking Problems

- The Counseling Center for Women – Anti Trafficking Project (NGO) (Japanese, English, Tagalog and Thai)  
Tel : 03-3368-8855, 045-914-7008

### Work-Related Problems

- Tokyo Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English and Chinese)  
Tel : 03-5339-8625

- Osaka Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese)  
Tel : 06-7709-9465

- Nagoya Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese, Tagalog and Korean)  
Tel : 052-972-0253 Tel : 0532-54-1192

- The list of Hello Work offices where interpretation service is available can be obtained at the following website:  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/12048.pdf>  
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/keiou/roudou/koyou/gakkokuin/index.html>

### Commonly Used Japanese Words and Phrases in Japanese

- THANK YOU ありがとう (ARIGATO)
- GOOD MORNING おはよう (OHA YOUN)
- HI/HELLO こんばんは (KON-NICHWA)
- EXCUSE ME すみません (SUMIMASEN)
- I'M SORRY ごめんなさい (GOMEN-NASA)
- I 私 (WATASHI)
- HUSBAND 夫 (OTTO)
- WIFE 妻 (Tsuma)
- CHILD 子ども (KODOMO)
- SCHOOL 学校 (GAKKO)

**[Checklist]**  
(Things which should be done within one month after your arrival in Japan)

### Housing

- Have you found a place to live?
- Have you entered into the lease contract after fully understanding the terms written in the contract and the conditions of living?

### Resident Registration

- Have you registered your address in Japan to a local municipality? → You must submit "Move-in Notice" to a city office within 14 days after you decide your residence.

### Medical/Insurance

- Do you know where nearby medical clinics and doctor's offices are located?
- Have you joined public medical insurance ("health insurance" for working people or "national health insurance" for other people)?

### Education

- Have you decided which school your children will go to?

### Employment

- Have you found employment?  
→ If not, you can consult Hello Work offices.  
□ When concluding the employment contract, have you personally confirmed the working conditions?
- Do you know the common rules for the disposal of garbage in the area where you live?
- Are you careful not to make loud noise in your daily life (particularly at night and in the early morning)?
- Do you greet neighbors when you see them?
- Are you involved in your local community, by joining a residents association, etc.?
- Do you have contacts with other people from your country, by participating in networks among them, etc.?

### Disasters

- Do you know where to evacuate in case of a disaster?

(Things which should be done within three months after your arrival in Japan)

### Japanese Language Study

- Are you making efforts to learn Japanese by going to a Japanese language school, attending Japanese class, etc.?
- Do you know how to join social insurance (public health insurance, national pension plan, worker's accident compensation insurance, employment insurance and long-term care insurance)?  
→ If not, please access the website of Multilingual Living Information at  
<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

Minimum information  
Required for living in Japan

### Preface

This leaflet is designed for people who are planning to live in Japan; it provides a collection of key information required to start your life in Japan.

You can live in Japan more easily by acquiring accurate information.  
Please make use of the checklist in this leaflet in respect of what needs to be accomplished within one month and within three months after arriving in Japan.

We hope that your life in Japan is safe and comfortable.

- Ministry of Foreign Affairs  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/tokyo/visa/index.html>
- Office for the Coordination of Policies on Foreign Residents, Cabinet Office  
<http://www8.eao.go.jp/teiju-portrait/jpn/index.html>
- Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR)  
<http://www.clair.or.jp>tagengo/index.html>
- Ministry of Internal Affairs and Communications  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichijyouseis/cgyousei/zairyu.english.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichijyouseis/cgyousei/zairyu.english.html)

2nd Edition  
(August 2012)

Ministry of Foreign Affairs

<p><b>Things which should be done within one month after arriving in Japan</b></p>	<p><b>Medical Care / Insurance</b></p> <p>(Medical Care) When receiving medical treatment in Japan, it is best to bring someone who can speak Japanese since many medical facilities do not offer service in foreign languages. Also, this may be important in order to accurately communicate the symptoms you have. Some prefectures post information regarding medical facilities and their capacity in foreign languages on their website so it is recommended to check whether the staff at your local hospital or clinic can speak your native language.</p>	<p>There are two types of medical facilities in Japan: hospitals that are fully equipped for in-patient care and complete examinations and clinics that specialize in family practice. It is advised to see a doctor at a local clinic first and then receive specialized treatment at a larger hospital if necessary.</p> <p>If you have any medical restrictions due to your religion or allergy, it is important to notify the reception or the nurse in advance. Make sure you bring your health insurance card to medical facilities.</p> <p><b>(Insurance)</b> Anyone who lives in Japan must carry some form of public health insurance.</p> <p>There are two types of health insurance in Japan: Employees' Health insurance (<i>kenko hoken</i>) offered to employees working at companies and factories and National Health Insurance (<i>kokumin kenko hoken</i>) for self-employed or unemployed people.</p> <p>If you are enrolled in public health insurance, you are generally required to pay only 30% of the medical expenses which are standardized throughout the country. However, if you do not have any public health insurance, you will end up paying all the expenses.</p>	<p><b>Resident Registration</b></p> <p>All persons in Japan who have changed their residential address must notify the local municipal office where they reside within 14 days from the date of the change. In case there are households who are foreign nationals, documents certifying the relationship with the householder will be required. Residence registration is also required for infants born in Japan within 14 days of their birth. In addition, the infants must file an application to obtain "Status of Residence" at a regional immigration office within 30 days of the date of birth if the infants will reside in Japan more than 60 days after the date of birth.</p> <p>A householder who can be the center of the group who shares lives with persons at a new residence or a person who located a new address will register the new address to a local municipal office.</p>
<p><b>Disasters</b></p>	<p>If you are a foreigner whose status of residence permits you to lawfully live and work in Japan, Public Employment Service Center (also known as <i>Hello Work</i>) is a good place to visit for support in order to improve your employment condition and in event you become unemployed.</p> <p>It is crucial that you yourself confirm the terms and conditions of employment before entering into contract.</p>	<p>An employment contract is a contract concluded between you and your employer when you start working for the employer. When a contract is concluded, the employer is supposed to execute a written document that specifies the wage (salary), work hours and other binding labor-related terms and conditions. If the contract is written in Japanese, make sure you fully understand the content by having it translated into your native language or otherwise, if necessary.</p> <p>Terms and conditions of employment that employers must notify in writing are as follows.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•Duration of the employment contract</li> <li>•Job location and job responsibilities</li> <li>•Working hours (start/end time and breaks), overtime work, paid holidays, paid vacation, etc.</li> <li>•How to determine, calculate and pay the salary as well as cut-off date and payday</li> <li>•Details of employment termination and retirement</li> </ul> <p>The company you work for may have Employment Rules (Employee Handbook) that stipulate the terms and conditions of employment. In that case, it is best for you to familiarize yourself with the content.</p>	<p><b>Community Life</b></p> <p>It will be good for you to voluntarily greet neighbors. They can often provide you with various information about the neighborhood. Give them a brief self-introduction such as your name and what you are doing for living.</p> <p>Noises in daily life can cause conflicts with your neighbors. Be careful not to make loud noises not only late at night and early in the morning, but also in daily life in general.</p> <p>Waste management practices differ depending on the area (municipalities) you live in. Residents are required to sort out garbage according and put it out on a specific day of the week, time and place. Please be sure and understand these rules of your neighborhood.</p>
<p><b>Employment</b></p>	<p>If you are a foreigner whose status of residence permits you to lawfully live and work in Japan, Public Employment Service Center (also known as <i>Hello Work</i>) is a good place to visit for support in order to improve your employment condition and in event you become unemployed.</p> <p>It is crucial that you yourself confirm the terms and conditions of employment before entering into contract.</p>	<p><b>Things which should be done within three months after arriving in Japan</b></p>	<p><b>Learning Japanese and Maintaining Native Language</b></p> <p>Japanese language ability is crucial if you are to live in Japan.</p> <p>There are two types of places where you can learn Japanese: <i>Nihongo Gakko</i>, which are Japanese language schools, and courses and classes offered by others. <i>Nihongo Gakko</i> is not free of charge; other Japanese courses and classes by others are either free or relatively inexpensive. Municipalities, International Associations, non-governmental organizations and volunteer groups also offer Japanese courses and classes for free or at a nominal fee, making the learning experience more accessible to foreigners. For more details, please contact International Association, prefectural governments or municipal offices.</p>
			<p>In order to help your child maintain his/her mother tongue, you can contact a network that uses your language or an school for foreign children. Gathering some information of Japan through newspapers and magazines written in your native language may also be helpful.</p>
			<p><b>Taxation System in Japan</b></p> <p>If you live in Japan and earn a certain level of income, you are obliged to pay taxes regardless of your nationality.</p> <p>There are two types of taxes in Japan: national taxes and local taxes. National taxes are taxes imposed by the national government and local taxes are taxes applied by the prefectural or municipal authorities.</p> <p>Please take note if you fail to pay taxes without any justifiable reasons, you may not be able to receive certain administrative services.</p>

# 日本生活指南

## 在日生活不可不知 的重要信息

### 紧急联络电话



- 警察 电话: 110
- 急救 电话: 119
- 火灾 电话: 119

### 紧急状况用语

- 助けて(TASUKE!) 救救我! / 救命!
- 泥棒(DOROBOU) 小偷 / 强盗
- 警察(KEISATSU) 警察
- 火事(KAJI) 火灾
- 救急車(KYUUKYUUSHYA) 救护车
- 病院(BYOUIN) 医院
- 急いで(ISOIDE) 快一点
- 止めて(YAMETE) 住手
- 出て行って(DETETTE) 出去!
- 痛い(TAI) 疼痛
- 暴力(BOURYOKU) 暴力
- 病気(BYOUKI) 生病
- 事故(JIKO) 意外
- 怪我(KEGA) 受伤
- 地震(JISHIN) 地震
- 高台(TAKADA) 高地
- 避難(HINAN) 避难
- 日本語話せません(NIHONGO HANASE MASEN) 我不会说日语

### 前言

本指南写给即将在日本展开生活的各位。  
掌握的基本信息。  
指南中附有一Checklist，列出入境日本后一个月内及三个月内分别应完成的事项，欢迎垂加利用。

祝福各位在日本能拥有安全愉快的生活。

第2版  
(2012年8月改订)

外务省

### 咨询窗口一览 (※部分活用，只有限定期接受咨询。)

- 综合窗口
- 外国人综合咨询中心  
(日语、中文、英语、葡萄牙语、西班牙语、印尼语、孟加拉语)  
电话: 03-3202-3535

### 法律问题

- 日本司法支援中心(日语、英语)  
电话: 0570-078374
- 人口买卖问题  
NGO人口买卖问题女性咨询中心(日语、英语、菲律宾语、泰语)  
电话: 03-3368-8855、045-914-7008

### 就业问题

- 东京外国人雇用服务中心(日语、英语、中文)  
电话: 03-5339-8625
- 大阪外国人雇用服务中心(日语、英语、葡萄牙语、西班牙语、中文)  
电话: 06-7709-9465
- 名古屋外国人雇用服务中心(日语、中文、菲律宾语、韩语)  
电话: 052-972-0253
- 丰桥劳动基准监督署  
电话: 0532-54-1192
- 配口译人员的日本全国公共职业安定所(Hello Work)一览  
(不同的接待处,可以接待语言的种类和时间不同)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/12048.pdf>  
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou/roudou/koyou/gakkokuin/index.html>

### 生活常用日语

- ありがとうございます(ARIGATO) 谢谢
- おはよう(OHAYOU) 早安
- こんにちは(KON-NICHWA) 你好
- すみません(SUMMASEN) 不好意思
- ごめんなさい(GOMEN-NASA) 对不起
- 私(WATASHI) 我
- 夫(OTTO) 丈夫
- 妻(TSUMA) 妻子
- 家族(KAZOKU) 家人
- 子ども(KODOMO) 小孩
- 学校(GAKKOU) 学校

### 【Checklist】 (入境后一个月以内须做事项)

- 找到住的地方了吗?  
→确定住所之后, 14天以内必须申报。
- 住民登录  
□ 住民登录(向市役所提出住所申报)了吗?  
→确定住所之后, 14天以内必须申报。
- 医疗·保险  
□ 知道附近哪里有诊所或医院吗?  
□ 加入日本的国家保险了吗?(就业者等参加「健康保险」, 其他人则可加入「国民健康保险」。)
- 教育  
□ 决定孩子要上哪所学校了吗?
- 就业  
□ 找到工作了吗?  
□ 一若还没找到, 可向Hello Work咨询看看。  
□ 若找到工作, 是否已亲自确认过工作条件?
- 社区生活  
□ 清楚居住当地垃圾处理的相关规定吗?  
□ 平常(特别在夜间与清晨)是否有留意避免发出巨大声响(噪音)?  
□ 平常与邻居面对面时有没有打招呼?  
□ 是否有参加社区自治会等, 维持与社区的联系?  
□ 是否有参加同国籍人士组成的社团集会, 维持与同国籍友人的联系?
- 灾害  
□ 知道附近哪里有灾害避难所吗?

- (入境三个月内的注意事项)
- 日语学习  
□ 是否有在日语学校或日语教室学习日语?
  - 税金与社会保险费用  
□ 是否依照日本相关规定缴纳住民税等税金及保险费用?

- 外务省  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/itoko/visa/index.html>
- 内圈府 定住外国人施策推进室  
<http://www.cato.go.jp/reiju-portal/jpn/index.html>
- (财)自治体国際化协会(CLAIR)  
<http://www.clair.or.jp/tagengou/index.html>
- 总务省 外国人住民基本台帐室(住民登録)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_goushisei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_goushisei/c-gyousei/zairyu.html)

<h2>入境后一个月以内 应完成的事项</h2> <p><b>(医疗)</b></p>	<p><b>医疗·保险</b></p> <p>在日本，并非所有医疗机关都提供日语以外的服务，为了能正确传达症状，就诊时请尽可能会说日语的人一同前往。日本各都道府县的网页上皆载有医疗机关相关讯息，您可透过这些网页事先确认每家医院所能提供之语言服务。</p> <p>日本医疗机关分为设有病房且设备齐全之医院，以及住家附近常见的诊所。如须就诊，建议先前往附近就诊，若有需要再转往大型医院接受专门的治疗。若日常生活上及治疗过程因宗教教理而有特殊限制，又或者本身为过敏体质，请在就诊前告知柜台人员或护士。就诊时请记得携带健康保険证。</p> <p>此外，若已自行服用药物，也请将该药物带在身上以供医师参考。</p> <p><b>(租赁)</b></p> <p>签订租赁契约时，除了房租以外，尚须支付押金，租金，中介费等费用。详情请向中介公司确认。</p> <p>入住公住宅有一定的资格限制，包括必须完成外国人登录以及所得须达一定标准等，详细内容请洽询管理该公住宅之自治团体（役所）或UR都市机构。</p>	<p>「民间租赁住宅」与「公住宅」若无屋主许可，则不能让家属以外的第三人同住。若您考虑抵达日本后先借住在友人家，请记得要尽快找房子，确定自己的住所。</p>	<p><b>住民登录</b></p> <p>在日本确定住所之后14天内，须向居住地的市区町村办理住民登录的手续，若是外国家族居住的话，需要提交外国人家族成员与世帯主的关系证明文书。此外，在日本出生的外国国籍（没有日本国籍）的婴儿，自出生之日起14天内，须至市区町村的役所接待窗口提交出生证明，办理住民登陆的手续，要在日本停留自出生之日起超过60天的理局提出取得在留资格的申请。</p> <p>住民登录是世帯主（居住以及家庭生计的集团内的中心人物）或者是确定住所的本人在市区町村的役所提出申请。</p> <p><b>在留卡</b></p> <p>由法务大臣发给在留者的“在留卡”，是在日本证明身份的证件。16岁以上者必须随时携带在留卡。</p>
<h2>就業</h2>	<p><b>外国人，公共职业安定所（Hello Work）皆提供的雇用管理的改善服务，以及业协帮助再就业的支援。</b></p> <p>另外，找到工作后，请一定要亲自确认劳动条件，这一点十分重要。所谓劳动契约，是指您与雇主之间签订的契约。签约时，雇主会将详细若有薪资、工作时间等条件的书面契约交付给您。若契约以日本书写，可请雇主提供中文译本，请一定要亲自确认过内容。</p> <p>雇主必须以书面告知的劳动条件如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•劳动契约的期间</li> <li>•工作场所，工作时间</li> <li>•工作开始与结束的时间，是否需要加班，其他有工作休息时间，休假等规定</li> <li>•薪资之决定，计算，支付方式，结算时间与支付时期</li> <li>•离职相关规定</li> </ul> <p>公司本身若有制定劳动条件与服务规定的「就业规则（公司规定）」，请务必事先确认过内容。</p>	<p><b>灾害</b></p> <p>日本是个多地震，多台风之国。为减少这类天灾所带来的灾害，平时就应该拟定防灾对策，并事先确认好避难场所的位置。</p>	<p><b>入境日本后三个月内 应完成的事项</b></p> <p><b>日语学习与母语能力的维持</b></p> <p>生活在日本，日语能力是非常重要的一环。在日本，学习日语的地方可大致区分为日本与学习机构[日本与学校及其他学习单位]。进入日本语学校须缴交学费，其他由市区町村，国际交流学会，民间团体，义工团体等开办的日本语教室或讲座则学费较低，甚或是免费，任何人都可以参加。详情可洽询国际交流协会，各都道府县或市区町村的役所。</p> <p>此外，若担心孩子忘记母语，可参与同国人士的聚会或向外国人学校洽询。建议平时可以收集母国报纸或杂志上有关日本的报道来让孩子阅读。</p> <p><b>社区生活</b></p> <p>积极主动的向邻居们打招呼吧！对方或许能够提供丰富的社区生活资讯。初次碰面时可以简单做个自我介绍，说明自己姓名以及在日本所从事的工作等。</p> <p>生活噪音经常是邻居之间发生冲突的主要原因。除了夜间和清晨须特别注意之外，平时也要留意尽量不要发出扰人的声音。</p> <p>垃圾处理方式依各市区町村的规定而有所不同，不同种类的垃圾各有不同的倾倒时间。请事先确认好居住当地的垃圾处理规定。</p> <p>一般而言，日本各市区町村都设有称为[町内会]或[自治会]的居民组织。这类组织的运作由居民所缴纳的会费来维持，只要是当地居民，即使是外国人籍也可以加入，入会后便能取得当地生活资讯。</p>

### 【체크리스트】

상당장구 연락처 리스트  
※일부 인어는 상당기능요일이 정해져 있습니다.)

#### 주거 종합장구

- 거주할 곳은 찾았습니까?
- 입대체 약 내용과 거주조건에 대해서, 잘 이해하고 계약했습니다?

#### 주민등록

- 주민등록(시청에 주거 등록신고)을 마쳤습니까? → 주소를 정하고 나서, 14일 이내에 등록이 필요합니다.

#### 의료·보험

- 주거지에서 가까운 진료소나 개인의원 이 어디에 있는지 알고 있습니다?
- 공공 의료보험(군로자를 위한 「건강보험」 또는 그 외의 사람들들을 위한 「국민건강보험」)에 가입했습니다?

#### 교육

- 차녀가 다닐 학교를 정했습니다?
- 취업자는 찾았습니까?

- 월드워크에서 상담할 수 있습니다. 주역, 노동 조건에 대해서 본인이 적절 확인했습니다?

#### 지역 생활

- 당신이 살고 있는 지역의 쓰레기 분리 수거 규칙을 알고 있습니다?
- 평소에 (특히 여간이나 다른 아침에) 큰 소리(소음)를 내지 않도록 주의하고 있습니다?
- 이웃사람을 만났을 때 인사를 잘 하고 있습니다?
- 지역자치회 가입 등 지역사회와 관련을 가지고 있습니다?
- 같은 나라 출신자가 만든 비트워크 등에 참가하여, 서로 연락하고 있습니다?
- 제3세의 피난장소를 알고 있습니다?

### 긴급연락처



경찰 Tel: 110  
구급 Tel: 119  
화재 Tel: 119

### 긴급일본어

● 도와 주세요!  
● 도둑  
● 경찰  
● 화재  
● 구급차  
● 병원  
● 서두르세요  
● 그만하세요  
● 나가세요  
● 아프다  
● 폭력  
● 질병  
● 사고  
● 부상  
● 지진  
● 높은 곳  
● 폐단  
● 일본어를 할 줄 모릅니다. 일본語話せません  
(NIHONGO HANASEMASEN)

● NGO인 신비마 여성상담센터(일본어 영어)  
● 타갈로어, 베국어)  
Tel: 03-3368-8855, 046-914-7008  
● 취업문제  
● 도쿄외국인고용서비스센터(일본어, 영어, 중국어)  
Tel: 03-5339-8625  
● 오사카외국인고용서비스센터(일본어, 영어, 포르투갈어, 스페인어, 중국어)  
Tel: 06-7709-9465  
● 나고야외국인고용서비스센터(일본어, 영어, 포르투갈어, 스페인어, 중국어, 타갈로고어, 한국어)  
● 아이치노동국노동기준부감독과  
Tel: 052-972-0283  
● 도요하시노동기준감독처 Tel: 0532-54-1192

- 통역을 배치하고 있는 천국의 공공직업정소 (헬로 워크)일 텐데 설소에 따라, 대용기능한 언어 및 취급시간은 다를 수 있습니다.)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/12048.pdf>
- 일본어를 할 줄 모릅니다. 日本語話せません  
(NIHONGO HANASEMASEN)

### 일상 일본어

- 감사합니다.
- 안녕하세요 (아침)
- 안녕하세요 (늦은 나이)
- 죠송합니다.
- 미안합니다.
- 나
- 남편
- 어머니
- 학교

### 일본어 학습

- 일본어 학교나 일본어 교실 등에서 일본어를 배우고 있습니다?
- 세금과 사회보험료
- 주민세 등 납부해야 하는 세금이나 보험료를 납부하고 있습니다?

# 일본에서의 생활가이드

### 서문

일본에서 생활하기 위해  
필요한 최소한의 정보  
일본에서 생활하기로 예정되어  
있는 여러분에게  
정확한 정보를やすく으로써 원활한  
생활을 할 수 있습니다.  
이 가이드는, 여러분이 일본에서 생활을  
시작하는 데 있어 최소한도로 필요한 정보  
를 종합 정리한 것입니다.  
일본 입국 후 1개월 이내 및 3개월 이내에  
해야 할 일에 관한 체크리스트를 첨부하였으  
나 참고해 주십시오.

제2판  
(2012년 8월 개정)



### 긴급일본어

● 도적(ASUKETE)  
● 도둑(DOROBOU)  
● 警察(KEISATSU)  
● 火事(KAJI)  
● 救急車(KYUUKYUUUSA)

● NGO인 신비마 여성상담센터(일본어 영어)  
● 타갈로어, 베국어)  
Tel: 03-3368-8855, 046-914-7008  
● 취업문제  
● 도쿄외국인고용서비스센터(일본어, 영어, 중국어)  
Tel: 03-5339-8625  
● 오사카외국인고용서비스센터(일본어, 영어, 포르ту갈어, 스페인어, 중국어)  
Tel: 06-7709-9465  
● 나고야외국인고용서비스센터(일본어, 영어, 포르투갈어, 스페인어, 중국어, 타갈로고어, 한국어)  
● 아이치노동국노동기준부감독과  
Tel: 052-972-0283  
● 도요하시노동기준감독처 Tel: 0532-54-1192

- 통역을 배치하고 있는 천국의 공공직업정소 (헬로 워크)일 텐데 설소에 따라, 대용기능한 언어 및 취급시간은 다를 수 있습니다.)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/12048.pdf>
- 일본어를 할 줄 모릅니다. 日本語話せません  
(NIHONGO HANASEMASEN)

### 서문

●

● 일본에서 생활을 시작하기로 예정되어 있는 여러분에게  
정확한 정보를やすく으로써 원활한  
생활을 할 수 있습니다.

제2판  
(2012년 8월 개정)

● 일본인이 일본에서 생활을 시작하는 데 있어 최소한도로 필요한 정보를 종합 정리한 것입니다.  
● 일본 입국 후 1개월 이내 및 3개월 이내에 해야 할 일에 관한 체크리스트를 첨부하였으나 참고해 주십시오.

제2판  
(2012년 8월 개정)

- 도적(ASUKETE)  
● 도둑(DOROBOU)  
● 警察(KEISATSU)  
● 火事(KAJI)  
● 救急車(KYUUKYUUUSA)
- 遊離(HINAN)
- 高台(TAKADAI)
- 傷故(JIKO)
- 怪我(KEGA)
- 地震(JISHIN)
- 高台(TAKADAI)
- 사고
- 부상
- 지진
- 높은 곳
- 폐단
- 일본어를 할 줄 모릅니다. 日本語話せません  
(NIHONGO HANASEMASEN)

● 일본의 일본어에서의 생활이 안전하고  
쾌적하기를 기원합니다.

# 외무성

- 外務省 청주외국인시체추진실  
<http://www8.cao.go.jp/teiju/seigai/index.html>
- (제)자치단체국제협력회(CLAIR)  
<http://www.cair.or.jp/tagengo/index.html>
- 총무성 외국인주민기본대장실(주민등록관제)  
[http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/ichi\\_gyouseis/zhyousei/zaiyuu.html](http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/ichi_gyouseis/zhyousei/zaiyuu.html)

## 일본 입국 후 1개월 이내에 확인하는 것이 바람직한 사항

(의료)

일본에서는 일본어 이외의 언어로는 대응할 수 있는 의료기관이 있을 뿐만 아니라, 중상·증상을 경험하게 전달하기 위해 서도, 가능한 한 일본어를 할 수 있는 분과 함께 가는 것이 바람직합니다. 각 도도부현(都道府県)에서는 의료기관의 정보를 홈페이지에 공표하고 있으며, 의료기관마다 온·오프라인으로 미리 조사해 듭시다.

일본의 주택에는 「임대주택법」、「공공주택법」、「자기소유주택」의 세 종류가 있습니다. 임대주택이나 아파트를 빌릴 때에는 계약을 맺습니다. 이를 「임대계약」이라고 하며, 계약기간은 일반적으로 2년입니다. 보증금, 사례금, 증거수수료 등을 지불해야 합니다. 자세한 사항은 부동산에서 확인해 주십시오. 「공공주택법」의 주거자격은, 주민등록을 마친 것과 소득기준 등이 자세하게 정해져 있으므로, 그 공공주택을 관리하는 자치단체(사무소)나 UR도시기구로 문의해 주십시오.

「민간임대주택」과 「공공주택」에서는 집 주인의 험기를 받지 않고 가족 이외의 자가 함께 거주할 수 없습니다. 일본 입국 후, 일시적으로 친구 등의 집에 머무르려고 생활하고 있는 경우에도, 가능 한 빨리 주거지를 찾어야 합니다.

일본국내에서 주소를 청한 경우, 주소를 청한 날로부터 14일 이내에 주민등록신고를 하지 않으면 안됩니다. 이 때, 외국인 가족으로 살고 있는 경우에는 세대주와의 관계를 증명할 수 있는 문서를 지참해 주십시오. 또한, 일본국내에서 외국인(일본국적을 가지지 않은 자)이 태어난 경우, 출생한 날로부터 14일 이내에 시구정촌(市区町村)의 사무소에 출생신고를 하고 주민등록을 합류체계하고자 할 경우에는 출생한 날로부터 30일 이내에 지방일국관리국에 체류자격 카드를 신청해 주십시오.

주민등록은 세대주(주거 및 생계를 함께 하는 집단의 주축이 되는 자) 또는 주소를 정한 본인이 시구정촌(市区町村)의 사무소에 신고합니다.

## 의료·보험

체계

일본에서는 합법적으로 체류하며, 취업 가능한 체류자격을 가진 외국인에 대해서는 풍금저엄 안정소(월로워크)를 고용·판리 개선이나 실업한 경우의 재취직지원을 하고 있습니다. 또한, 취업시 노동조건에 대해서 본인이 직접 할 때 근로자와 사용자가 맞는 제약을 말합니다. 노동 계약을 맺을 때 사용자는 임금(급여), 노동 시간 등의 노동조건을 명기한 서면을 교부하게 되어 있습니다. 계약서가 일본어로 되어 있을 경우에는 모토어(한국어) 서면을 받아서 반드시 내용을 확인해 주십시오.

사용자가 서면으로 통지하지 않으면 안되는 노동조건은 다음과 같습니다.

• 노동 계약기간

• 업무장소, 업무 내용

• 업무 시작시간과 종료시간, 정례 진료시간, 출초과하는 노동의 유무, 휴식시간, 휴일, 휴가 등

• 급료의 결정, 계산, 지불방법, 마감과 지불 시기

• 퇴직에 관한 것

회사에 노동조건이나 복무규정을 정한 「취업규칙(회사규정)」이 있는 경우에는 그 내용을 확인할 필요가 있습니다.

일본에 살고 있는 사람은 누구나 어떠한 것으로든 「공공의료보험」에 가입해야 합니다. 일본의 공공의료보험은 크게 나누어 회사나 협회, 자영 업자나 무직자를 대상으로 하는 「국민건강보험」, 2개의 종류가 있습니다.

「국민의료보험」에 가입해 있으으면 의료비의 30%만 지불하면 됩니다. 하지만, 「공공의료보험」에 가입해 있지 않으면 의료비 전액을 본인이 부담하게 됩니다.

일본의 교육체도는 기본적으로, 유치원 3년, 초등학교 6년, 중학교 3년, 고등학교 3년, 대학 4년(단기대학은 2년)으로 되어 있습니다.

일본인에게는 자녀를 출동학교나 중학교 등에 추첨시킬 의무가 있습니다. 일본에 살고 있는 「체학연령(6세~만15세)」의 외국 국적의 어린이도, 일본인(만18세까지), 수업료의 부담 없이 지역의 초등학교나 중학교 등으로의 입학이나 편입이 가능합니다. 또한, 외국 국적의 어린이를 대상으로 한 외국인학교도 개설되어 있습니다.

체류카드

법무대신으로부터 중장기 체류자에게 교부되는 「체류카드」는 일본에서의 신분을 증명하는 것입니다. 16세 이상인 자는 「체류카드」를 항상 소지하여야 합니다.

## 재 해

일본은, 지진이나 태풍이 많은 나라입니다. 이러한 자연재해로 인한 피해를 최소화하기 위하여 평소에 방재 대책을 정비 함과 동시에 만약의 경우를 위한 피난장소를 확보해 둡니다.

## 일본 입국 후 3개월 이내에 하는 것이 바람직한 사항

일본에 있는 일본어 학습과 모국어의 유지 일본에서 생활하기 위해서 일본어는 극히 중요합니다.

일본어를 배우는 장소로는 일본어교육 기관인 「일본어학교」와 기타 유통으로 크게 나뉘어집니다. 일본어학교는 수업료가 필요하지만, 그 이외의 일본어교실이나 강좌는 무료 또는 비교적 선비용으로 참가할 수 있습니다. 시구정촌이나 국제교류협회, 민간단체, 자원봉사단체가 운영하고 있는 일본어 학교나 강좌는 무료 또는 낮은 요금으로 제공되고 있으며, 누구나 참가할 수 있습니다. 자세한 내용에 대해서는 국제교류협회나 도도부현 또는 시구정촌의 관청에 문의해 주십시오.

또한, 어린이의 모국어 유지에 대해서는 자국민의 네트워크나 외국인학교로 문의해 복시다. 모국어 신문이나 잡지 등을 통해 일본관련 정보를 수집하는 것도 가능합니다.

일본의 세금제도 일본에 살고 있는 사람들은 외국인 학생이나 학생으로 인사를 할 때, 일본의 여러 가지 정보도 얻을 수 있을지도 모릅니다. 본인의 이름과 어떤 일을 하고 있는지를 간단한 자기소개를 합시다.

생활소음은 「이웃 주민과 문제를 일으키는 행위」로 일정소득이 있으면 일본인과 마찬가지로 세금을 납부할 의무가 있습니다. 일본의 세금은 크게 나누어 국가에 내는 국세와, 도도부현·시구정촌에 내는 지방세가 있습니다.

이유 없이 세금을 내지 않으면 행정처벌로

제재를 받게 됩니다.

일본에서는 일반적으로 어느 시구정촌이나 「조나이카이(町内会)」나 「지치카이(自治会)」라고 불리는 주민조직이 있습니다. 활동은 주민의 회비로 운영되고 있으며 외국 국적의 자도 주민이면 가입할 수 있습니다. 가입하면 그 지역의 정보를 얻을 수 있습니다.

# Guia para a vida cotidiana no Japão



## Telefones de Emergência

- Polícia Tel: 110
- Ambulância Tel: 119
- Bombeiro Tel: 119

## Palavras de Emergência

- SOCORRO! 助けて(TASUKETE)
- LADRÃO 泥棒(DOROBOU)
- POLICIA 警察(KEISATSU)
- INCÊNDIO 火事(KAJI)
- AMBULÂNCIA 救急車(KYUUKYUUUSHA)
- HOSPITAL 病院(BYOUIN)
- DEPRESSA/RÁPIDO 急いで(ISOIDE)
- PARE 止めて(YAMETE)
- SAIA DAQUI 出で行って(DETEITTE)
- DÓI 痛い(ITA)
- VIOLENCIA 暴力(BOURYOKU)
- DOENÇA 病気(BYOUKI)
- ACIDENTE 事故(JIKO)
- MACHUCADO 怪我(KEGA)
- TERREMOTO 地震(JISHIN)
- ELEVAÇÃO DE TERRENO / COLINA 高台(TAKADA)
- EVACUAÇÃO 避難(HINAN)
- EU NÃO FALO JAPONÊS 日本語話せません (NIHONGO HANASE MASEN)

Para maiores informações veja os sites abaixo:

Este folheto está baseado no "Guia Multilíngue de Informações Cotidianas" produzido pelo Conselho de Órgãos Autônomos Locais para a Internacionalização.

- Ministério dos Negócios Estrangeiros do Japão [http://www.mofa.go.jp/jl\\_info/visit/vista/index.html](http://www.mofa.go.jp/jl_info/visit/vista/index.html)
- Gabinete do Governo do Japão
- Departamento de Promoção de Políticas para Residentes Estrangeiros <http://www.w8.cao.go.jp/eijyu-porta/port/index.html>
- Conselho de Órgãos Autônomos Locais para a Internacionalização (CLAIR) [http://www.clair.or.jp>tagengore/es/index.html](http://www.clair.or.jp/tagengore/es/index.html)
- Ministério de Negócios do Interior e Comunicação [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c\\_gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c_gyousei/zairyu.html)

## Lista de Contato dos Guiinhés de Consulta

(※Existem idiomas com dias de atendimento restritos.)

### Consultas Gerais

- Centro de Apoio e de Consultas aos Estrangeiros (Chinês, Inglês, Português, Vietnamita, Espanhol, Indonesiano, Bengali) Tel: 03-3202-5535
- Fez o Registro do Residente (registro seu endereço na prefeitura)? Deve se apresentar à prefeitura para fazer o Registro no prazo de 14 dias a partir da data em que fixou sua residência.
- Tratamento Médico/ Seguro Saúde
  - Sabe onde ficam as clínicas e os hospitais da comunidade?
  - Inscreve-se no seguro de saúde público ("Seguro Saúde" para os que trabalham nas empresas e "Seguro Nacional de Saúde")
- Educação
  - Matriculou seu filho na escola?
  - Arrumou o emprego?
- Se não, consulte a Hello Work.
- Confirmou pessoalmente as condições de trabalho ao ser empregado?

### Vida Cotidiana na Região

- Sabe as regras para descarregar lixo?
  - Toma cuidado para não fazer barulho alto no dia-a-dia (principalmente à noite e de manhã)?
  - Cumprimenta os vizinhos ao vê-los?
  - Estabelece relacionamento com a sociedade regional, por meio de inscrição em associações autônomas de moradores (Ichikai) etc.?
  - Tem contato com as pessoas provenientes de mesmo país por meio de participação na rede de conterrâneos etc?
  - Calamidades naturais
  - Sabe onde ficam os refúgios no caso de calamidades naturais?
- (Dentro de 3 meses após a entrada)

### Palavras Cotidianas

- OBRIGADO(A) ありがとうございます(ARIGATOU)
- BOM DIA おはよう(OHAYOU)
- BOA TARDE こんばんは(KON-NICHWA)
- COM LICENÇA すみません(SUMIMASEN)
- DESCULPE ごめんなさい(GOMENNASAI)
- EU 私(WATASHI)
- MARIDO 夫(OTTO)
- ESPOSA 妻(TSUMA)
- FAMÍLIA 家族(KAZOKU)
- CRIANÇA 子ども(KODOMO)
- ESCOLA 学校(GAKKOU)

## [Lista de Checagem]

(Dentro de 1 mês após a entrada)

### Moradia

- Encontrou moradia?
- Efetuou o contrato de locação após entender bem os artigos do contrato e as regras de moradia?
- Registro do Residente
- Fez o Registro do Residente (registro seu endereço na prefeitura)? Deve se apresentar à prefeitura para fazer o Registro no prazo de 14 dias a partir da data em que fixou sua residência.
- Tratamento Médico/ Seguro Saúde
  - Sabe onde ficam as clínicas e os hospitais da comunidade?
  - Inscreve-se no seguro de saúde público ("Seguro Saúde" para os que trabalham nas empresas e "Seguro Nacional de Saúde")
- Educação
  - Matriculou seu filho na escola?
  - Arrumou o emprego?
- Se não, consulte a Hello Work.
- Confirmou pessoalmente as condições de trabalho ao ser empregado?

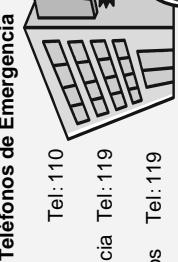
### Língua Japonesa

- Está estudando a língua japonesa na escola da língua japonesa?
- Seguros Sociais
  - Sabe como inscrever-se nos seguros sociais (seguro de saúde, seguro de pensão, seguro contra acidentes de trabalho, seguro desemprego e seguro de assistência ao idoso)? →Se não sabe, veja o site de Guia Multilíngüe de Informações Cotidianas.

<p><b>Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 1 mês após a entrada no Japão</b></p> <p><b>Moradia</b></p> <p>A moradia no Japão pode ser classificada em três categorias: habitações de aluguel do setor privado, habitações públicas e casas próprias.</p> <p>É necessário firmar um contrato para alugar um imóvel, é de 2 anos.</p> <p>Ao fazer o contrato de locação, além do valor do aluguel, é necessário pagar o depósito (<i>shikikin</i>), a confissão do proprietário (<i>reikin</i>), e a comissão de agência imobiliária (<i>chukanyo</i>). Maiores detalhes devem ser conferidos com a agência imobiliária.</p> <p>A qualificação para a ocupação de uma habitação pública é regida minuciosamente exigindo-se, por exemplo, a conclusão do registro de estrangeiro e nível de renda. Portanto, as informações devem ser obtidas nos governos locais (<i>yakuusho</i>) que administram essa habitação pública, e no sistema metropolitano UR (<i>Urban Renaissance Agency</i>).</p> <p>Nas habitações de aluguel do setor privado e habitações públicas, não é permitido residir com as pessoas que não são os membros da família, sem autorização do proprietário do imóvel. Quem está planejando morar nas casas de amigos ou de conhecidos temporariamente logo depois da vinda ao Japão, deve procurar sua própria moradia o mais rápido possível.</p> <p><b>Registro do Residente</b></p> <p>O estrangeiro residente deve se apresentar à prefeitura para fazer o Registro do Residente no prazo de 14 dias a partir da data em que define o endereço novo na circunscrição da prefeitura.</p> <p>Se o estrangeiro permanecer no Japão em casa de família onde o chefe de família é cidadão estrangeiro, será preciso apresentar os documentos que comprovem o relacionamento desse estrangeiro com esse. Com relação a estrangeiro nascido no Japão, pai ou mãe de criança deve informar o seu nascimento à prefeitura no prazo de 14 dias a partir da data do nascimento dessa criança, sendo que, para que essa criança possa permanecer no Japão além de 60 dias desde o nascimento, precisa apresentar o formulário de nascimento e os documentos que comprovem o nascimento como a certidão de nascimento para o Escritório Regional do Controle de Imigração no prazo de 30 dias a partir da data do nascimento, além de solicitar a aquisição do status do residente.</p> <p>O Registro do Residente deve ser feito na prefeitura pelo chefe de família (chefe do grupo onde estrangeiro vive junto, que compartilha meios de subsistência e moradia) ou própria pessoa que deu nascimento.</p> <p><b>Cartão do Residente</b></p> <p>Cartão do Residente emitido pelo Ministério da Justiça para estrangeiro que permanece no Japão. É um comprovante de status do residente no Japão.</p> <p>Estrangeiro acima de 16 anos deve portar sempre o Cartão do Residente.</p>	<p><b>Calamidades Naturais</b></p> <p>O Japão é um país com grande incidência de terremotos e tufões. Para minimizar os danos a serem causados por essas calamidades naturais, é importante se preparar com as medidas de prevenção e verificar com antecedência o caminho e o local de abrigo mais próximo.</p> <p><b>Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 3 meses após a entrada no Japão</b></p> <p><b>Aprendizagem do Japonês e Preservação da Língua Materna</b></p> <p>O idioma japonês é extremamente importante para se viver no Japão.</p> <p>Os locais de ensino da língua japonesa são divididos basicamente entre as escolas de japonês (<i>Nihongo Gakko</i>) e outros locais de ensino.</p> <p>Os cursos nas escolas de japonês são pagos mas os cursos ou aulas nos outros locais de ensino são gratuitos ou de taxa relativamente baixa.</p> <p>Os governos locais, as Associações de Intercâmbio International, entidades particulares e organizações voluntárias, oferecem as aulas ou cursos de japonês, abertas para todas as pessoas, gratuitamente ou à taxa baixa.</p> <p>Para maiores informações, consulte as Associações de Intercâmbio International, governos provinciais ou preficiais.</p> <p>Com relação à preservação da língua materna das crianças, consulte à comunidade dos conterrâneos ou as escolas estrangeiras.</p> <p>Os jornais e revistas editados em língua materna também oferecem as informações.</p> <p><b>Sistema de Impostos</b></p> <p>Todos os residentes no Japão são classificados basicamente entre os impostos nacionais, pagos à Nacão, e os regionais, pagos aos governos locais.</p> <p>É necessário ter cautela para não deixar de pagar os impostos sem motivos justificáveis, porque há a possibilidade de não poder usufruir dos serviços públicos.</p>
<p><b>Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 1 mês após a entrada no Japão</b></p> <p><b>Agências de Emprego</b></p> <p>No Japão, as Agências Públidas de Emprego (Hello Work) dão apoio na busca de emprego caso for desempregado e ao melhoramento na gestão de emprego para os estrangeiros que estão residindo no país legalmente e possuem a qualificação de permanência para trabalhar.</p> <p>É importante que as condições de trabalho são confirmadas pessoalmente pelo você mesmo, na hora de ser empregado. O contrato de trabalho é o contrato firmado entre você e o empregador quando você é empregado.</p> <p>Ao firmar o contrato de trabalho, o empregador tem a obrigação de informar por escrito as condições de trabalho, como o valor do salário e o número de horas de trabalho etc. Providencie a tradução do contrato para o seu idioma para confirmar o conteúdo sem falta, quando o documento está escrito em japonês.</p> <p><b>Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 3 meses após a entrada no Japão</b></p>	<p><b>Apresentação do Japonês e Preservação da Língua Materna</b></p> <p>O idioma japonês é extremamente importante para se viver no Japão.</p> <p>Os locais de ensino da língua japonesa são divididos basicamente entre as escolas de japonês (<i>Nihongo Gakko</i>) e outros locais de ensino.</p> <p>Os cursos nas escolas de japonês são pagos mas os cursos ou aulas nos outros locais de ensino são gratuitos ou de taxa relativamente baixa.</p> <p>Os governos locais, as Associações de Intercâmbio International, entidades particulares e organizações voluntárias, oferecem as aulas ou cursos de japonês, abertas para todas as pessoas, gratuitamente ou à taxa baixa.</p> <p>Para maiores informações, consulte as Associações de Intercâmbio International, governos provinciais ou preficiais.</p> <p>Com relação à preservação da língua materna das crianças, consulte à comunidade dos conterrâneos ou as escolas estrangeiras.</p> <p>Os jornais e revistas editados em língua materna também oferecem as informações.</p> <p><b>Sistema de Impostos</b></p> <p>Todos os residentes no Japão são classificados basicamente entre os impostos nacionais, pagos à Nacão, e os regionais, pagos aos governos locais.</p> <p>É necessário ter cautela para não deixar de pagar os impostos sem motivos justificáveis, porque há a possibilidade de não poder usufruir dos serviços públicos.</p>
<p><b>Tratamento Médico e Seguro Saúde</b></p> <p>(Tratamento Médico)</p> <p>No Japão, além de existirem instituições médicas que não atendem em outros idiomas além de japonês, e também para se transmitir sintomas corretamente, na medida do possível, procure ir acompanhado de alguém fluente no idioma japonês. Os governos provinciais divulgam na internet as informações referentes as instituições médicas e os idiomas atendidos de cada instituição médica.</p> <p>As instituições médicas no Japão são classificadas em hospitais equipados para oferecer serviços de internação e exames, e clínicas com as quais a população se mantém um contato mais frequente.</p> <p>Aconselha-se procurar as clínicas para consulta, e depois os hospitais para um atendimento mais especializado, caso for necessário.</p> <p>Quando há restrições para motivos religiosos na vida diária ou no tratamento, ou devido à natureza alérgica, comunique na recepção ou aos enfermeiros com antecedência.</p> <p>Leve a Carteira de Seguro de Saúde para ser atendido nos hospitais ou nas clínicas.</p> <p>Além disso, caso esteja tomando algum medicamento, é recomendável levá-lo também.</p> <p><b>Seguro Saúde</b></p> <p>Todos os residentes no Japão, independentes de nacionalidade, devem se inscrever a um sistema público de seguro de saúde.</p> <p>Há dois tipos básicos de seguro de saúde: o Seguro de Saúde (Kenkō-hoken) voltado aos empregados em empresas, e o Seguro Nacional de Saúde (Kokumin-keliko-hoken), voltado para os trabalhadores autônomos, desempregados e outros.</p> <p>Quem está associado ao seguro de saúde acima só paga 30% do valor das despesas médicas determinadas pela tabela única para todo o Japão, enquanto que quem não está associado deve arcar com a totalidade dos custos.</p>	<p><b>Emprego</b></p> <p>No Japão, as Agências Públidas de Emprego (Hello Work) dão apoio na busca de emprego caso for desempregado e ao melhoramento na gestão de emprego para os estrangeiros que estão residindo no país legalmente e possuem a qualificação de permanência para trabalhar.</p> <p>É importante que as condições de trabalho são confirmadas pessoalmente pelo você mesmo, na hora de ser empregado. O contrato de trabalho é o contrato firmado entre você e o empregador quando você é empregado.</p> <p>Ao firmar o contrato de trabalho, o empregador tem a obrigação de informar por escrito as condições de trabalho, como o valor do salário e o número de horas de trabalho etc. Providencie a tradução do contrato para o seu idioma para confirmar o conteúdo sem falta, quando o documento está escrito em japonês.</p> <p><b>Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 1 mês após a entrada no Japão</b></p> <p><b>Moradia</b></p> <p>A moradia no Japão pode ser classificada em três categorias: habitações de aluguel do setor privado, habitações públicas e casas próprias.</p> <p>É de 2 anos.</p> <p>Ao fazer o contrato de locação, além do valor do aluguel, é necessário pagar o depósito (<i>shikikin</i>), a confissão do proprietário (<i>reikin</i>), e a comissão de agência imobiliária (<i>chukanyo</i>). Maiores detalhes devem ser conferidos com a agência imobiliária.</p> <p>A qualificação para a ocupação de uma habitação pública é regida minuciosamente exigindo-se, por exemplo, a conclusão do registro de estrangeiro e nível de renda. Portanto, as informações devem ser obtidas nos governos locais (<i>yakuusho</i>) que administram essa habitação pública, e no sistema metropolitano UR (<i>Urban Renaissance Agency</i>).</p> <p>Nas habitações de aluguel do setor privado e habitações públicas, não é permitido residir com as pessoas que não são os membros da família, sem autorização do proprietário do imóvel. Quem está planejando morar nas casas de amigos ou de conhecidos temporariamente logo depois da vinda ao Japão, deve procurar sua própria moradia o mais rápido possível.</p> <p><b>Registro do Residente</b></p> <p>O estrangeiro residente deve se apresentar à prefeitura para fazer o Registro do Residente no prazo de 14 dias a partir da data em que define o endereço novo na circunscrição da prefeitura.</p> <p>Se o estrangeiro permanecer no Japão em casa de família onde o chefe de família é cidadão estrangeiro, será preciso apresentar os documentos que comprovem o relacionamento desse estrangeiro com esse. Com relação a estrangeiro nascido no Japão, pai ou mãe de criança deve informar o seu nascimento à prefeitura no prazo de 14 dias a partir da data do nascimento dessa criança, sendo que, para que essa criança possa permanecer no Japão além de 60 dias desde o nascimento, precisa apresentar o formulário de nascimento e os documentos que comprovem o nascimento como a certidão de nascimento para o Escritório Regional do Controle de Imigração no prazo de 30 dias a partir da data do nascimento, além de solicitar a aquisição do status do residente.</p> <p>O Registro do Residente deve ser feito na prefeitura pelo chefe de família (chefe do grupo onde estrangeiro vive junto, que compartilha meios de subsistência e moradia) ou própria pessoa que deu nascimento.</p> <p><b>Cartão do Residente</b></p> <p>Cartão do Residente emitido pelo Ministério da Justiça para estrangeiro que permanece no Japão. É um comprovante de status do residente no Japão.</p> <p>Estrangeiro acima de 16 anos deve portar sempre o Cartão do Residente.</p>

# Guía para vivir en Japón

Información mínima necesaria para vivir en Japón



Teléfonos de Emergencia

- Policía Tel: 110
- Ambulancia Tel: 119
- Bomberos Tel: 119

## Expresiones de Emergencia en Japonés

- ISOCORRO! 助け!(TASUKE!)
- LADRÓN 盗窃(DOROBOU)
- POLICIA 警察(KEISATSU)
- INCENDIO 火事(KAJI)
- AMBULANCIA 救急車(KYUU KYUU USHA)
- HOSPITAL 病院(BYOUIN)
- APURATE/ RÁPIDO 急いで(ISOIDE)
- DÉJALO まけて(YAMETE)
- VETE / FUERA DE AQUÍ 出で行つて(DETEITE)
- DUELE/AY! 痛い(ITA)
- VIOLENCIA 強力(BOURYOKU)
- ENFERMEDAD 病気(BYOUKI)
- ACCIDENTE 事故(JIKO)
- LESIÓN 怪我(KEGA)
- TERREMOTO 地震(JISHIN)
- TERRENO ELEVADO 高台(TAKADA)
- EVACUACIÓN 非難(HINAN)
- NO SÉ HABLAR JAPÓNÉS 日本語話せません (NIHONGO HANASE MASEN)

## Lista de Contacto de los Servicios de Consulta (※Algunos idiomas están disponibles dentro días de la semana)

### Consultas Generales

- Centro de Asistencia para Residentes Extranjeros (japonés, chino, inglés, portugués, vietnamita, rumano, indonesio, bengalí)  
Tel: 03-3202-5535

### Problemas Legales

- Centro de Asistencia Legal de Japón – Hoterasu (japonés, inglés)  
Tel: 0570-078374

### Problemas sobre Tráfico Humano

- ONG Centro de Consultas sobre Tráfico Humano y de Mujeres (japonés, inglés, tagalo, tailandés)  
Tel.: 03-3368-8855 , 045-914-7008

### Problemas Laborales

- Centro de Asistencia de Empleo para Extranjeros de Tokyo (japonés, inglés, chino)  
Tel: 03-3588-3839
- Centro de Asistencia de Empleo para Extranjeros de Osaka (japonés, inglés, portugués, español, chino) Tel: 06-7709-9465
- Centro de Asistencia de Empleo para Extranjeros de Nagoya (japonés, inglés, portugués, español, chino, tagalo, coreano)  
División de supervisión de normas laborales de la Prefectura de Aichi Tel: 052-972-0253
- Oficina de supervisión de normas laborales de Toyohashi Tel: 0532-54-1192

- Lista de oficinas de la Agencia Pública de Empleo (Hello Work) con servicio de intérpretes (dependiendo del lugar, pueden haber diferencias en el idioma y el horario de atención)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/akoyou/dl/120-48.pdf>  
[http://www.mhlw.go.jp/seisaku/kotou/bunyukoyou\\_toudou/kojou/galkokulin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisaku/kotou/bunyukoyou_toudou/kojou/galkokulin/index.html)

## Expresiones Diarias en Japonés

- GRACIAS ありがとうございます(ARIGATOU)
- BUENOS DÍAS おはよう(OHAYOU)
- ¡HOLA!/BUENAS TARDES こんにちちは (KON-NICHIIWA)
- CON PERMISO すみません(SUMIMASEN)
- LO SIENTO/PERDÓN ごめんなさい、(GOMEN-NASA)
- YO 私(WATASHI)
- ESPOSO 夫(OOTTO)
- ESPOSA 妻(TSUMA)
- FAMILIA 家族(KAZOKU)
- NIÑO/A 子ども(KODOMO)
- ESCUELA 学校(GAKKO)

## [Lista de Control]

(Dentro de 1 mes después de su ingreso)

### Vivienda

- ¿Encontró vivienda?
- ¿Suscribió el contrato de alquiler luego de haber comprendido perfectamente los términos del contrato y las condiciones de alojamiento?

### Registro de Residencia

- ¿Realizó el registro de residencia (notificación de dirección de domicilio ante la municipalidad)?  
→ Es necesaria esta notificación dentro del plazo de 14 días después de decidir su domicilio.

### Atención Médica/ Seguro de Salud

- ¿Sabe dónde están ubicadas las clínicas u hospitales más cercanos ?
- ¿Se afilió al seguro de salud público ("Seguro de Salud" para los empleados que trabajan en alguna empresa o "Seguro de Salud Nacional" para los demás)?

### Educación

- ¿Decidió a qué escuela asistirá su hijo?

### Empleo

- ¿Encontró empleo?
- Si no, consulte en las oficinas de Hello Work
- ¿Verificó personalmente las condiciones de trabajo al obtener trabajo?

### Vida en la Comunidad

- ¿Conoce las reglas para la recolección de basura de su comunidad?
- ¿Tiene cuidado de no occasionar ruidos molestos (especialmente en la noche y en la madrugada)?
- Saluda a sus vecinos cuando los ve?
- Se relaciona con su comunidad local, a través de la asociación de residentes, etc.?
- ¿Mantiene contacto con personas de su mismo país por medio de redes de comunicación, etc.?

### Desastres Naturales

- ¿Sabe en dónde refugiarse en caso de desastres?

(Dentro de 3 meses después de su ingreso)

### Estudio del Idioma Japonés

- ¿Estudia el idioma japonés en una escuela de idioma o un curso de Japónes?

### Impuesto y Seguro Social

- ¿Está pagando el impuesto de residencia y otros impuestos que deben pagarse, además del seguro social?

Segunda Edición  
(Revisada en Agosto 2012)

Ministerio de Asuntos Exteriores del Japón

● Ministerio de Asuntos Exteriores del Japón  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/tokovisa/index.html>

● Oficina de Coordinación de Políticas para los Residentes Extranjeros, Oficina del Gabinete  
<http://www8.cao.go.jp/teiju-portrait/espa/index.html>

● Consejo de Administraciones Locales para las Relaciones Internacionales (CLAIR)  
<http://www.clair.or.jp>tagengore/esi/index.html>

● Ministerio de Asuntos Internos y Comunicaciones del Japón -Oficina de registro básico de residentes extranjeros  
[http://soumu.go.jp/main\\_sousiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zanyu.html](http://soumu.go.jp/main_sousiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zanyu.html)

<p><b>Lo que debería hacer dentro de 1 mes de su ingreso a Japón</b></p>	<p><b>Atención Médica y Seguro</b> <b>(Atención Médica)</b></p> <p>En Japón, debido a que hay centros médicos que no atienden en idioma extranjero, es preferible que vaya acompañado de alguien que sepa hablar japonés y así pueda informar correctamente los síntomas. Cada prefectura informa en su página Web la relación de centros médicos y los idiomas en que pueden atender, así que será deseable estar informado de antemano.</p> <p>Los centros médicos de Japón se dividen en hospitales que están equipados para hospitalización y exámenes, y consultorios médicos que permiten tener una relación estrecha y habitual. Se recomienda primero acudir a un consultorio médico para obtener un diagnóstico, y si es necesario, le recomendará que reciba un tratamiento especializado en un hospital.</p> <p>Si tiene alguna restricción en su vida diaria o tratamiento por razones religiosas, o es de predisposición alérgica, comuníquelo de antemano a la recepcionista o los enfermeros. Asegúrese de llevar su tarjeta de seguro de salud para ser atendido en los consultorios médicos u hospitales.</p> <p>Además, si acostumbra tomar alguna medicina, llévala también.</p> <p><b>(Seguro)</b></p> <p>Todas las personas que viven en Japón deben inscribirse en uno de los seguros médicos públicos.</p> <p>Existen dos tipos de seguro médico público en Japón: el Seguro de Salud (Kenko Hoken) para los empleados de empresas y el Seguro de Salud Nacional (Kokumin Kenko Hoken) para los que tengan negocio propio o no trabajan. Si está inscrito en el seguro médico público, por regla general, se paga solamente el 30% de los gastos médicos, la tarifa uniforme a nivel nacional. Sin embargo, si no está inscrito en ningún seguro médico público, debe pagar el total de los gastos médicos.</p>
<p><b>Registro de Residencia</b></p> <p>En caso de haber decidido su lugar de residencia en Japón, es necesario que registre su residencia en la municipalidad de la provincia o distrito. En este caso, si vive con una familia extranjera debe presentar documentos que demuestren la relación con el cabeza de familia. Por otro lado, en caso de nacimiento de un extranjero (que no posee la nacionalidad japonesa), en el Japón, dentro de los 14 días después del nacimiento debe presentar en la municipalidad de la provincia o distrito la notificación del nacimiento y el registro de residencia, y si pretende permanecer en Japón más de 60 días contados a partir de la fecha de nacimiento, dentro de los 30 días después del nacimiento, debe solicitar en la Oficina de Migraciones la obtención de un estatus de residencia.</p>	<p><b>Educación</b></p> <p>El sistema de educación de Japón consiste básicamente en 3 años de inicial, 6 años de escuela primaria, 3 años de escuela secundaria básica, 3 años de escuela secundaria superior y 4 años de universidad (2 años en caso de universidad de corto plazo).</p>
<p>Los japoneses están obligados a inscribir a sus hijos en la escuela primaria y secundaria básica. Los niños extranjeros en edad escolar (entre 6 y 15 años) que residen en Japón, al igual que los japoneses, pueden ingresar o ser transferidos a las escuelas primaria y secundaria básica, sin necesidad de pagar cuota alguna. Además, también hay escuelas extranjeras para niños de nacionalidades extranjeras.</p>	<p><b>Considerando el futuro de sus hijos, asegúrese de inscribirlos o transferirlos a una escuela. Para esto consulte a la municipalidad de la provincia o distrito donde reside.</b></p>
<p><b>Tarjeta de Residencia</b></p> <p>La Tarjeta de Residencia entregado por el Ministro de Justicia a los residentes de mediano o largo plazo es el documento de identidad en el Japón. Los mayores de 16 años deben llevar siempre consigo la Tarjeta de Residencia.</p>	
<p><b>Empleo</b></p> <p>En Japón, a los extranjeros que residen legalmente y tienen un estatus de residencia con permiso de trabajo, la Agencia Pública de Empleo (<i>Hello Work</i>) les brinda asistencia para mejorar la gestión del empleo y búsqueda de uno nuevo en caso de pérdida.</p>	<p>Además, para trabajar en Japón, es importante que usted mismo confirme las condiciones laborales. El contrato laboral es un acuerdo entre usted y el empleador. Al conducir el contrato laboral, el empleador le entregará un documento donde figurarán las condiciones laborales, como la remuneración (sueldo), horario de trabajo, etc. Si el contrato está escrito en japonés, solicite la traducción a su lengua materna y verifique el contenido.</p> <p>Las siguientes son las condiciones laborales que debe informarle su empleador por escrito:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•Duración del contrato laboral</li> <li>•Lugar y contenido del trabajo</li> <li>•Hora de comienzo y fin del trabajo, existencia o no de horas extras, hora de descanso, días de descanso, vacaciones, etc.</li> <li>•Manera de determinación, cálculo y pago del sueldo, tiempo de pago</li> <li>•Asuntos relacionados con el retiro y la jubilación</li> </ul> <p>Es necesario que el trabajador confirme el contenido del "Reglamento Interno de Trabajo", si existe en la empresa donde trabaja, el cual determina las condiciones laborales y las normas generales del comportamiento laboral.</p>
<p><b>Vivienda</b></p> <p>Las viviendas de Japón se dividen en tres tipos: "vivienda de alquiler privada", "vivienda propia".</p> <p>Para alquilar una casa o apartamento, se firma un contrato. A eso se le denomina contrato de alquiler y el plazo del contrato es generalmente de 2 años.</p> <p>Al affirmar el contrato de alquiler, además del monto de alquiler, debe considerar otros pagos como el depósito para alquilar una vivienda (<i>shikkin</i>), la remuneración (<i>reikin</i>), comisión por mediación (<i>chukai-ryo</i>), etc.</p> <p>Confírmese con una inmobiliaria los detalles.</p> <p>Los requisitos para alquilar una vivienda de alquiler pública está definida detalladamente, los cuales exigen el registro de residencia, el nivel de ganancias, etc.</p> <p>Presente a la municipalidad (<i>yakusyo</i>) o a la Agencia de Renacimiento Urbano que operan las viviendas públicas para más detalles.</p>	<p><b>Vida en la Comunidad</b></p> <p>Salude cordialmente a sus vecinos. Ellos pueden brindar información variada de la localidad. Presentese a sí mismo brevemente, diciendo su nombre, a qué se dedica, etc.</p>
<p><b>Registro de los Desastres Naturales</b></p> <p>Japón es un país donde ocurren sismos y tsunamis frecuentemente. Para reducir los daños causados por desastres naturales, es importante tomar medidas preventivas y confirmar con anticipación en donde se encuentran los lugares de refugio para casos necesarios.</p>	<p><b>Sistema Tributario</b></p> <p>Todas las personas que viven en Japón, incluso extranjeros, si tienen cierto nivel de ingreso, tienen la obligación de pagar impuestos, igual que los japoneses.</p> <p>Los impuestos en Japón se dividen en: impuesto nacional que se paga al Estado e impuesto municipal que se paga a los gobiernos prefecturales y municipales.</p> <p>Tenga cuidado con dejar de pagar los impuestos sin una razón especial, porque existen casos que no le permite recibir servicios administrativos.</p>

## ◎日本を出国する外国人の皆様へ

# 国民年金・厚生年金保険 脱退一時金の請求に関するお知らせ

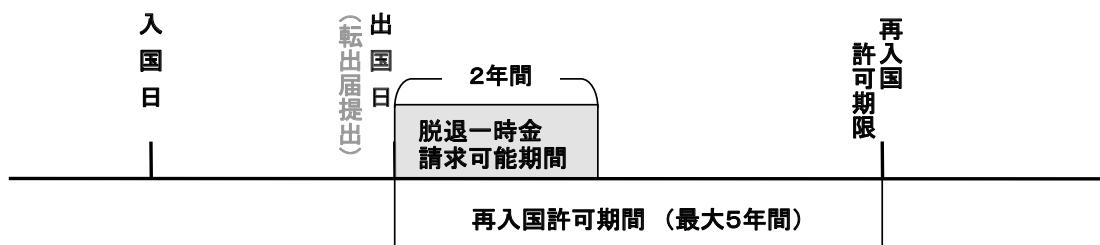
平成24年7月9日から住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されました。これに伴い、外国人の方も、日本を出国し国外へ住所を移す場合は、市区町村へ転出届を提出する必要があります。

※再入国許可を受けて出国する方でも、日本を出国し国外へ住所を移す場合は、市区町村へ転出届を提出する必要があります。

### ○再入国許可を受けた方

#### ■転出届を提出して出国した場合

⇒出国した日の翌日から2年以内に、脱退一時金を請求してください。



#### ■転出届を提出せずに出国した場合

⇒再入国許可期間が経過するまでは原則として脱退一時金は請求できません。



このリーフレットは、脱退一時金請求にあたっての注意事項をわかりやすく説明することを目的としています。  
脱退一時金の請求手続の詳細については日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構

Japan Pension Service



厚生労働省公認講習会

# 平成24年度 日系人就労準備研修

## Año Fiscal 2012 Curso de Capacitación Preparatoria Laboral para Descendientes Japoneses

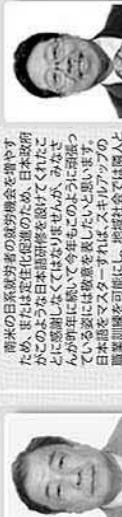


マルコス・ペセラ・アップボット・ガルヴァオ  
駐日ブラジル大使

厚生労働省としては「日系人就労準備研修」を本年度も実施されること、大変嬉しいと思っております。日本語を学ぶ機会は、就労準備の上でも重要な手立てとなります。また、ブラジルへコミュニケーション能力アップを図る素晴らしい機会になります。今年度で年次になる本研修がこれまでと同様に成り、受講者がこのチャプスを最大限に活用されるごとを心からうれしく思います。また、柔軟ないわゆる組み企画された厚生労働省として研修を割り出させていただきます。

二宮 正人

ブラジル領事館CIAETE外勤労者情報センター理事長



エラルド・エスカラ  
駐日ペルー大使

日本語を学ぶ機会は、就労準備の上でも重要な手立てとなります。また、ブラジルで日本の業務に携わっている団体として、お問い合わせ等もとに、敬意を表します。私たちCIAETEでも、かねてより日本の最新知識を学ぶ機会につけることが不可欠である旨を認識しましたが、多くの失業者、帰国者を応援し、今回の研修会に際して、どうやらその必要性が理解されたかのように思えます。また、これまでに日本における法律等の授業、講義、学習資料、JICEのプログラムを申し受け、非常に多くの方々に貢献していただきました。

日本語を深められた大だいたいと感心していました。

今後ともJICEとの協力のまますますの緊密化をお願いいたします。

山本 麻里

厚生労働省職業安全部 活動・有期労働検査部 外国人雇用対策課課長

現在、多くの方が日本において就職するに当たり、最大の問題となっているのが日本語能力であり、それが就労で就職に結びついていくという厳しい現状があります。また、現在はまだ多くの日本人の方々が就労させていた生産現場の製造工程における職場環境も大きく変化してきており、以前のように日本語が全く分からぬ人々でも適切で丁寧で効率的で働くためには、やはり日本語をしっかりと習得する必要があります。一人でも多くの方が「日系人就労準備研修」を活用され、妥協的な取り方につながるよう期待しております。

日本語



主催: JICE

お問い合わせ先  
財团法人日本国際協力センター  
〒160-0033 東京都新宿区西新宿8-14-24  
西新宿ビル 3階  
<http://sv2.jice.org/>

# 日系人就労準備研修

## Q&A

平成24年

### 受講者の声



Q1 研修の受講料には、費用が必要ですか？

A 研修は無料です。チケットも無料です。（但し、交通費は自己負担です。）

Q2 研修の期間はどのくらいですか？

A 約ねらい月程度ですが、会場やクラスによつて期間は変わります。

Q3 研修は誰でも受けられますか？

A 対象者は次の方です。

・原則として、ブラジル人の方もご相談下さい。

・早く次の仕事に就きたいと思っているが、日本語や日本での他の方、日本の法律などの知識やスキルが不足しているため、安定して働くことが難しい方。

Q4 昼間はアリバイトをしていますが、日本語を勉強して、もっと安定した職業に就きたいと思っています。研修に参加できますか？

A 土曜や祝日のクラスもありますので、アリバイトをしながら通うこともできます。

Q5 研修はどこで実施されていますか？

A 委託：板木・駒馬・埼玉・千葉・神奈川・石川・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀です。

※各都道府県のコース情報は、JICEのHPをご覧ください。

Q6 研修に参加したいのですが、どこで申し込みがしたらいですか？

A 公共就業支援所（ハローワーク）に申込書を提出してください。

Q7 研修では、どんなこと勉強しますか？

A 内容は随分なの通りです。

・日本語翻訳：日本での就労活動や日本で働く上で必要な日本語を勉強します。

・面接の受け方

・履歴書の書き方

・求人の見方

・就労環境：日本での働き方や法律の知識を学びます。

・就労カウンセリング

・職場体験／見学

Q8 翻訳は日本語で行われるのですか？

A 日本語がわからない人も、心配してください。プロの日本語の先生が、分かりやすく日本語を教えてくれます。そのため、就労カウンセリングや就労講義では、通訳有り専門の先生の先生の講義を受けることができます。

Q9 研修で学べる日本語のレベルは？

A レベル別のクラスがあります。日本語能力検定合格基準レベルの実践的な日本語を学びます。また、職業訓練を受講するための専門分野のクラスもあります。

Q10 就職活動等をする際に、研修を受講したことと証明することはできますか？

A 研修の受講を参った方にには、修了証を授与しています。

Q11 今まで工場で働いたことがないのに、不安です。他の職場の様子を知りたいのですが。

A 研修では、職場体験／見学もあり、実際の職場の様子や求められる能力を知ることができます。

過去にもコースを受けさせてもらいました。その結果ひらがなとカタナの読み書きは出来るようになりました。この機会に、私の日本語の会話力も少し、また勉強が足りないので、この機会に、私の日本語の会話力と理解力を高めたいと強く思っています。

言葉だけでなく、日本の習慣や作風などたくさんのこと学ぶことができました。これが日本で生活していくうえで大きな自信になります。またこのような機会があれば是非参加したいと思います。

来日からもう10年経ちました。（中略）日本語学校を卒業したのですが、授業料が高く、学校には行けどりができませんでした。自分を勉強する人が少なかったけれども、仕事をがんばる意欲がありました。2008年未だから日本の違う種類が多くなってきました。多くの人は仕事を失つてしましました。このように多くの日本人が失業時代は日本語の読み書きコミュニケーションが出来ない人は新しい仕事を見つけるのが難しくなりました。

ハローワークへ行ったときには、この日本の新労働研修修了式を聞いて、すぐには同じ日本語で話すことができました。私たちが、どのように新しい言葉や漢字や図形の書き方や面接のマナーなど、いろいろなことを覚えました。そして、今まで知らない方には非常に楽しかったです。約2ヶ月間、ほとんど毎日勉強しました。一生懸命勉強しました。この研修では、日本語の授業だけではなく、労働法のことでや雇用保険のこともわざわざ教えていただきました。どちらかというと、私たちの面接のマナーなどを教えていたので、私たちにとってとても有益でした。それに先生たちはみんな親切で分かりやすくて、日本語の勉強が楽しめました。この研修は分自身の大変な経験になりました。学んだことが新しい仕事に活かせると思っています。

### 受講を修了したみなさんは？

#### ブラジル 30代男性の例

石川県金沢市にある雇用・能力開発機関の公共職業能力開発施設（職業訓練校）である「ボリケンセンター石川」で実施された公共職業訓練コース「テクニカルオペレーション科」（CAD／CAM／NC旋盤など機械加工関係のヶ月訓練）に石川市で実施した就労準備研修修了者（ブラジル人）が参画しました。日本人向けのコースに、日本語のハンドを克服して受講を認められたケースとして、地元の北國新聞に取り上げられました。

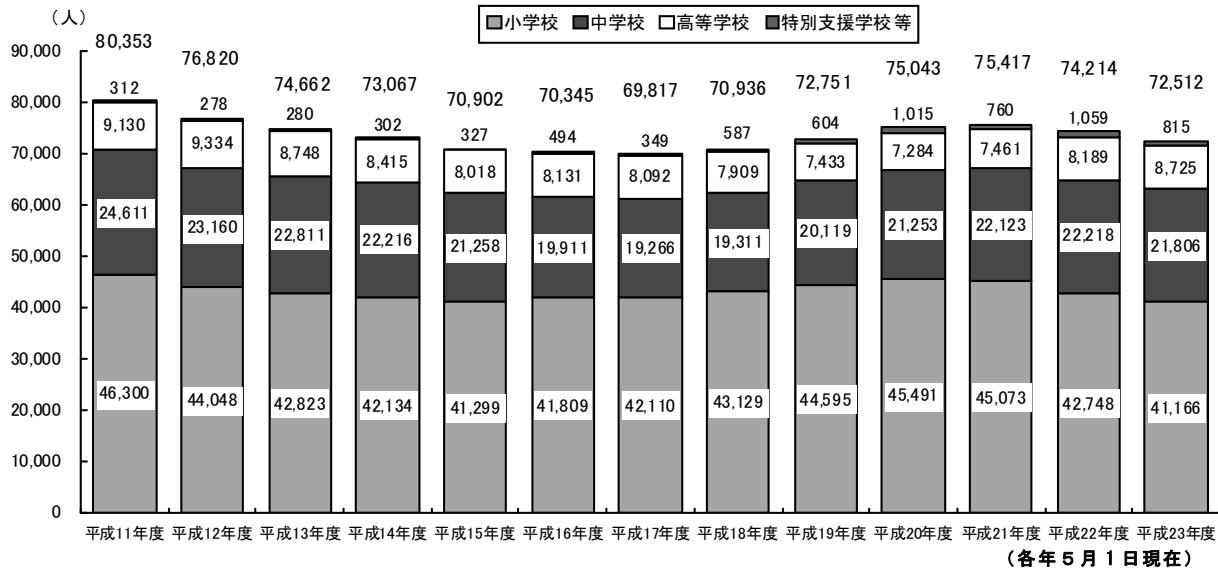


#### ボリビア40代女性の例

本研修修了者が、介護の公共職業訓練を受け、その訓練を通してホームヘルパーの資格を取得しました。現在は、ハローワークの紹介で介護の仕事をしています。担当者は彼女の働きぶりを評議、仕事を依頼することが増えるようになります。ご本人はこれまで多くの日本人が就いていた工場での仕事は機械的でロボットのような仕事でしたが、介護の仕事は、もっと人間らしい仕事だと感じています。勉強して日本語能力が上がり、それにによって生活の質を上げることができます」とコメントしています。

## 公立学校に就学する外国人児童生徒数の推移

平成23年5月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒は、  
約7万3千人。近年は増加傾向にあったが、平成22年度以降減少している。

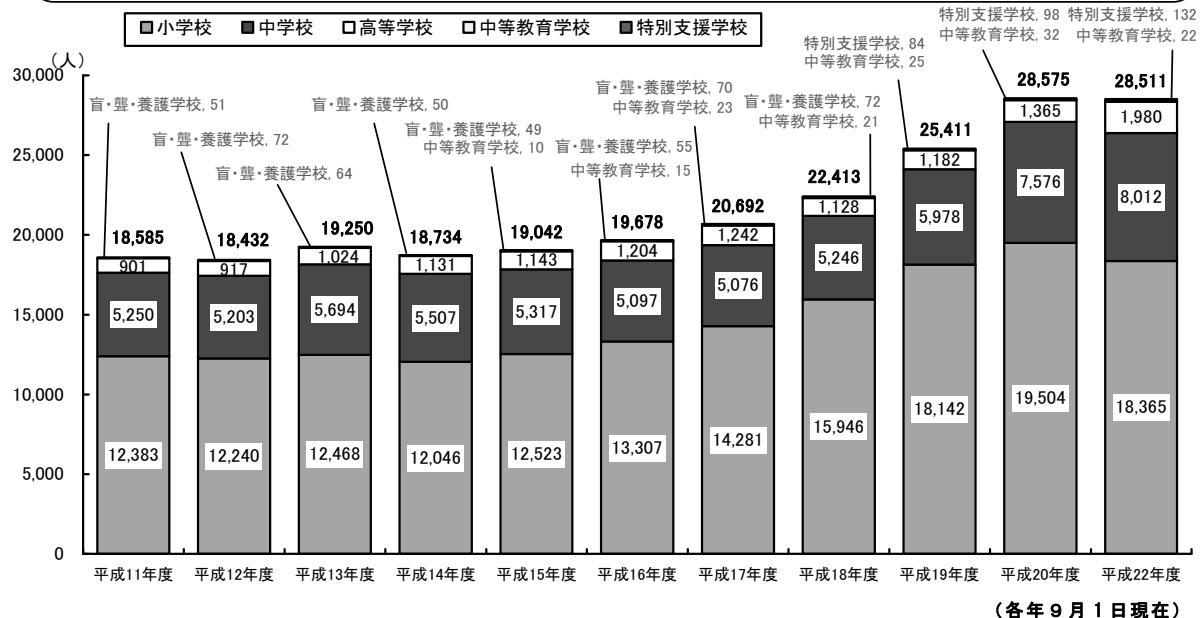


※平成23年度の福島県データは8月1日現在のものである。

出典：文部科学省「学校基本調査」

## 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

平成22年9月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、  
日本語指導が必要な者は、約2万9千人在籍しており、調査開始以来最多となった  
平成20年度調査から若干減少しているものの、ほぼ横ばいである。



※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

※本調査は、平成20年度より隔年実施となつたため、平成21年度は実施していない。

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」



## 外国人の子ども等に対する支援策について

### ①外国人児童生徒等への日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

【義務教育諸学校】 … 定数から算定される教員の給与費の1／3を国庫負担、2／3を地方交付税措置  
(平成24年度予算: 1,385人、平成25年度概算要求: 1,485人)

【高等学校】 … 定数から算定される教員の給与費は全額地方交付税措置  
(平成24年度予算: 40人、平成25年度概算要求: 40人)

### ②日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。  
(年1回、4日間、110名程度)

### ③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸すことのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm))

### ④公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業(補助事業)

(平成25年度概算要求: 91百万円)

帰国・外国人児童生徒の受け入れから卒業後の進路までの指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

#### 【取組内容例】

- ・公立小・中学校等への就学の機会の保障(就学相談窓口の設置、就学ガイダンスの開催)
- ・公立学校への円滑な受け入れ(初期適応指導教室の実施、母語がわかる支援員の派遣)
- ・日本語指導の充実(「日本語能力測定方法」の活用による日本語能力の把握と日本語指導)
- ・指導・支援体制の充実(協議会の開催、帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設置、巡回指導の実施)
- ・進路保障(進路ガイダンスの開催、高校への支援員の派遣)

等

### ⑤研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及

(平成25年度概算要求: 7百万円)

「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」(平成22年度～24年度)の委託事業により開発中であり、24年度末に完成予定の「研修マニュアル」及び「日本語能力測定方法」について普及を図る。

#### 【研修マニュアル】

- … 教育委員会が帰国・外国人児童生徒教育に関する研修会を計画する際の参考となるもの。

#### 【日本語能力測定方法】

- … 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの。

### ⑥定住外国人の子どもの就学支援事業

(平成21年度補正予算額: 37億円)

不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入ができるようにする。また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流の促進を図る。

【参考】: <http://www.iomjapan.org/act/kakehashi.cfm>

# 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

平成25年度概算要求額：91百万円(新規)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

## 背景と課題

- 日本語指導が必要な児童生徒の背景の多様化。
- 在籍学級の学習活動に参加できる力をつけるための日本語指導の在り方。
- 対象児童生徒が少数在籍する地域における、受入・指導・支援体制づくり。



## 地域人材との連携による、帰国・外国人児童生徒の公立学校における 受入れの促進・日本語指導の充実・保護者を含めたきめ細かな支援体制づくり ～ 受入れから進路保障までの連続した支援体制～

### ▶ 公立小・中学校等への就学の機会の保障

- ・就学相談窓口の設置、就学ガイダンスの開催
- ・関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配布)

### ▶ 公立学校への円滑な受入れ

- ・初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- ・日本語指導の補助や、学校理解の一助として学校と保護者をつなぐための母語がわかる支援員の派遣



### 日本語指導の充実

- ・「日本語能力測定方法」の活用による、児童生徒の日本語能力の把握と日本語指導

### ▶ 指導・支援体制の充実

- ・帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設置
- ・域内の公立学校に対する巡回指導の実施
- ・対象児童生徒が少数在籍する地域における、指導・支援体制の構築・充実
- ・地域全体で取組を推進するための、協議会の開催

### ▶ 進路保障

- ・域内の高等学校や公共職業安定所(ハローワーク)等との連携による、進路ガイダンスの開催
- ・高等学校における受入体制づくり(支援員の配置等)

●地域の実情や児童生徒の実態に合わせて、左のメニューから1項目以上の取組を実施する。

●ただし、きめ細かな日本語指導の充実を目指すため、「日本語能力測定方法」の活用により、日本語指導が必要な児童生徒の日本語力を把握し、指導に生かす取組については、必ず実施するものとする。



各地域の取組の実践交流  
(担当指導主事等連絡協議会の開催等)

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒の受入体制・支援体制づくりの推進
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援の一層の充実

# 定住外国人の子どもの就学支援事業 — 虹の架け橋教室 —

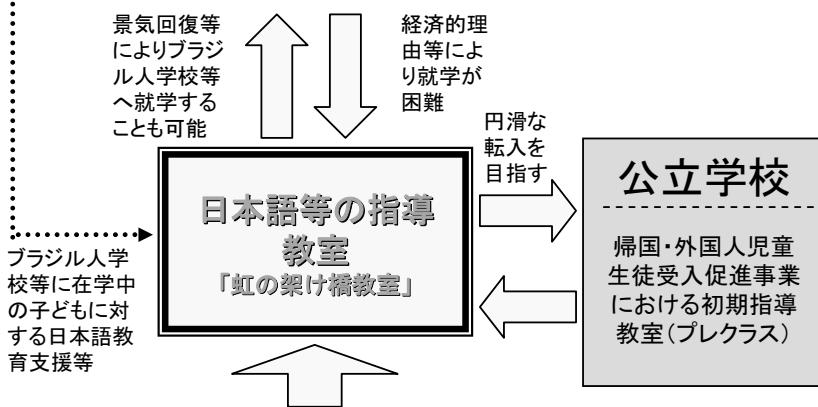
## 概要

平成21年度補正予算額:約37億円

- ・景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るために場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする。
- ・また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。
- ・本事業は、平成26年度まで実施する計画である。

## ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施

### ブラジル人学校等



○役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受け入れ可能）  
また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施。

○対象：義務教育段階の子ども等

○期間：原則6ヶ月程度

○場所：外国人集住都市等において実施

○内容：

- ・日本語指導等を行う教員等

　　日本語指導や教科指導

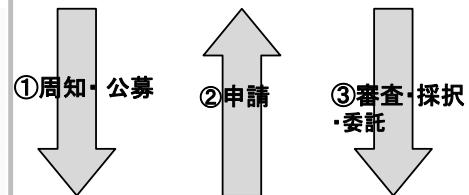
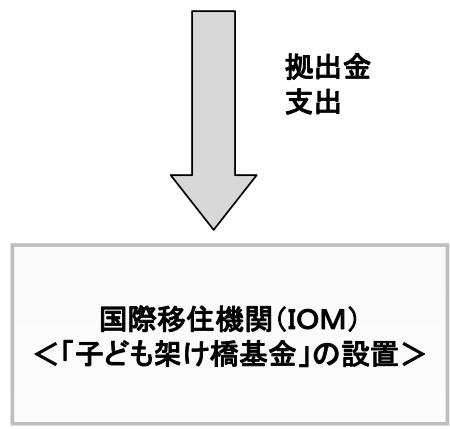
- ・バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）

　　ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助

- ・コーディネーター等

　　ブラジル人等の子どもの公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

## 文部科学省



## 地方公共団体等 (外国人集住都市等)

不就学・自宅待機のブラジル人等の子どもの受け入れ  
・日本語等の指導  
・学習習慣の確保



日本語等の指導教室  
「虹の架け橋教室」



## 外国人に対する日本語教育の推進

平成25年度要求額 217百万円  
(平成24年度予算額 243百万円)

### 審議会における検討

#### ○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、「標準的なカリキュラム案」（平成22年5月）、「カリキュラム案 活用のためのガイドブック」（平成23年1月）、「教材例集」（平成24年1月）等を作成・周知。現在、日本語指導力の評価についての検討及び日本語教育に関する課題の洗い出し・検討を行っている。

### 具体的な事業の実施

#### 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

164百万円（195百万円）

- 地域日本語教育実践プログラム  
・「標準的なカリキュラム案」等を活用した取組

#### 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

34百万円（32百万円）

条約難民及び第三国定住難民に対して、定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施  
平成25年度からは、第三国定住難民に対し、定住先の自治体と連携を図つた継続的な日本語教育を新たに実施

#### 日本語教育研究協議会等の開催

9百万円（2百万円）

- 日本語教育研究協議会  
「標準的なカリキュラム案」等の普及・活用のため、ハンドブックを作成するとともに例年の開催地である東京に新たに全国3地域を加え協議会を開催

#### ○都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

#### 省庁連携日本語教育基盤整備事業

4百万円（9百万円）

- 日本語教育コンテンツ共有化推進事業  
日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを運用・データ追加
- ・日本語教育推進会議  
（参加団体）28団体、下記の7府省  
・日本語教育関係府省連絡会議  
（参加団体）内閣府、総務省、法務省、外務省、文科省、厚労省、経産省

#### 日本語教育に関する調査及び調査研究

5百万円（5百万円）

- 諸外国における外国人に対する自國語教育・普及施策に関する調査研究  
平成23年度 中国、韓国、台湾  
平成24年度 カナダ、オーストラリア  
平成25年度 ドイツ、フランス

#### ○地域日本語教育コーディネーター研修 ・地域資源の活用・連携による総合的取組 ・地域資源の活用・連携による総合的取組等を支援 地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育及び教材の作成を支援 構築・強化する取組等を支援

- 日本語教育に関する実態調査  
日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

平成19年7月 定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

平成21年1月 【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」  
①体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担、②各機関の連携協力の在り方、③コーディネート機関・人材の必要性、④日本語教育の内容の大枠の提示 ※④に基づき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について検討。

【検討1】「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の検討  
・「外国人が地域で生活できるようになり、社会参加できるようになるために必要な日本語教育の考え方、各地での工夫・応用の仕方を以下の具体物を通して提示。

H22.5.19 > H23.1.25 > H24.1.31 > H24.1.31 > H24年度中

①「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

・「知る」「ではなく「できるようになる」ことが期待される生活上の行為を提示。  
・各地域が地域の実情に合わせて、独自のプログラムを作成するための案。

②「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

・地域の実情把握からプログラム開発・実践まで、カリキュラム案に準拠し、地域の日本語教育の展開する上で必要な手順を提示。

③「生活者としての外国人」に対する日本語教育の教材例集

・生活の基盤形成・社会参加につなげる日本語教育の教材を例示。  
・各地域で工夫を加え、外国人の地域社会への参加につなげるためのアイデアを指導ノートに記載。

④「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価

・日本語教育の実践と関連付けた評価の在り方について提案。日本語能力の把握を行う方法と学習履歴・能力を記録するファイルを提示したもの。

⑤「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価についての検討

・人材育成や日本語教育プログラム改善のための指導力評価の在り方について日本語教育小委員会に「指導力評価に関するワーキンググループ」を設置し、検討中。(平成24年5月28日～)

各地域において、上記成果物を活用して各地域の実情に応じた日本語教育を開拓し、日本語教育を通じて、外国人が地域社会とつながり、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会につながることを期待。

【検討2】日本語教育に関する課題の検討  
・日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育に関する課題の洗い出し、整理を実施。(平成24年5月28日～)

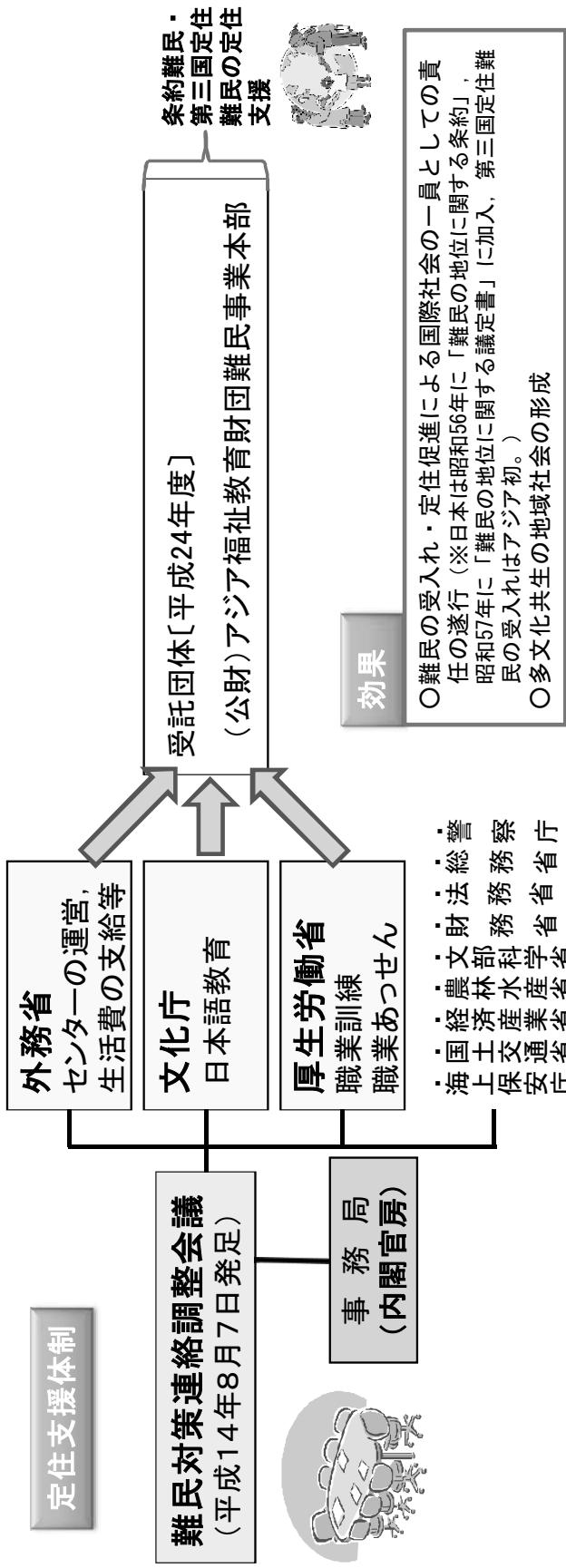
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成25年度要求額164百万円  
(平成24年度予算額195百万円)



## 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

平成25年度要求額 34百万円  
(平成24年度予算額 32百万円)



- 難民の受け入れ・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行（※日本は昭和56年に「難民の地位に関する条約」、昭和57年に「難民の地位に関する議定書」に加入、第三国定住難民の受け入れはアジア初。）
- 多文化共生の地域社会の形成

<b>条約難民</b> (※)人種、宗派、国籍者等は特定の社会的集団の構成員であること又は政治的目的を有するため、国籍国外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることが出来ないもの又はそのような恐怖を有するに理由がある者。	「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)に「難民に認定されたに者」として認定される者。
<b>第三国定住難民</b> (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受け入れを行っている。)	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受け入れた第三国に移動させることを第三国定住による難民の受け入れといい、これにより受け入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一として位置付けられている。

平成25年度から新たに実施

継続的な日本語教育支援体制の構築  
施設退所後、  
定住先の自治体と連携を図りながら  
**日本語学習支援を実施**

## 日本語教育研究協議会等の開催 (平成25年度要求額 9百万円 平成24年度予算額 2百万円)

### 事業の経緯・目的

- 平成2年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、在留外国人は平成2年末の約108万人から平成23年末の約208万人、平成2年には約6万人だった日本語学習者数は、平成23年には約13万人となり、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加
- 文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
  - ①「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(平成22年5月)
  - ②「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」(平成23年1月)
  - ③「「生活者としての外国人」に対する日本語教材例集」(平成24年1月)
  - ④「「生活者としての外国人」に対する日本語能力評価について」(平成24年1月)を取りまとめる
  - ⑤「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について(仮称)」を平成24年度中に取りまとめる

- 平成25年度は
- ・国語分科会の5つの成果物を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを作成【新規】
  - ・日本語教育研究協議会（東京及び全国3地域【新規】で開催）及び都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修を開催し、これらの成果物及びその活用方法の普及を図り、日本語教育の水準を向上させ、日本語教育の推進に資する

### 日本語教育研究協議会

- 【目的】**  
カリキュラム案等を活用する能力の向上  
及び日本語教育に対する理解の増進

- 【参加者】**  
日本語指導者 等

- 【開催場所】**  
例年開催している東京に新たに全国3地域を加え実施。

- 【参加者数】**  
東京は約500名。他の3地域は各約100名。

- 【主な内容】**  
 ・ハンドブックの解説  
 ・ペネルディスカッション（カリキュラム案等について）  
 ・「カリキュラム案等」を活用するための演習

### 都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

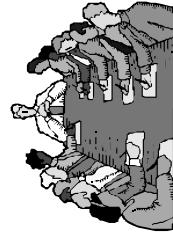
- 【目的】**  
日本語教育施策の企画立案能力の向上

- 【参加者】**  
自治体の日本語教育担当者

- 【開催場所】**  
東京

- 【参加者数】**  
約60名

- 【主な内容】**  
 ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習  
 ・ハンドブックの解説



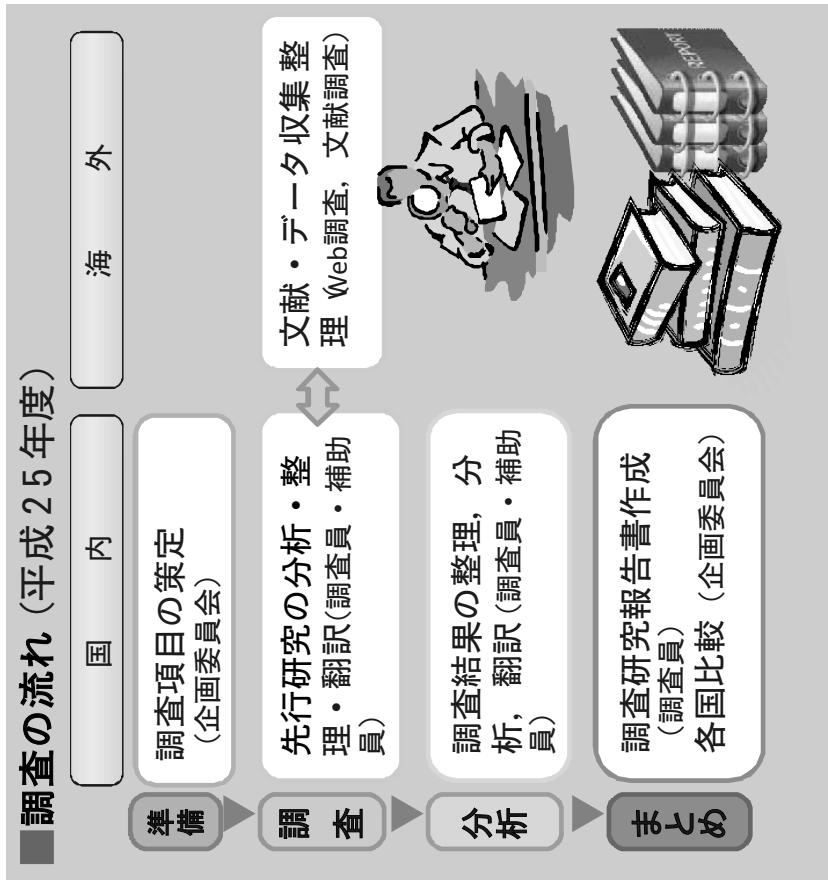
# 日本語教育に関する調査及び諸外国に対する普及施策研究

### 平成25年度要求額 (平成24年度予算額)

移民受入れの先進国・地域における外国人に対する自國語教育・普及施策等について最新の状況を調査し、定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

※「諸外国における外国人受け入れ施策及び外国人に対する言語教育施策に関する調査研究」(2003年3月)

※主な自國語教育・普及に関する法律・制度等の制定・改正・見直し件"り・入国管理5か年計画(2005)ドイツ・新移民法(2007) フランス・新移民法(2007)オーストリア・フィンランド・シツアテスト(2007) 韓国・在韓外国人待遇基本法(2007) 中国・孔子学院(2004)



## ■ 主な調査内容

- 外国人受入れ施策
  - 公用語・自國語の定義
  - 外国人に対する自國語教育
  - 自國語能力試験
  - 国外への自國語普及
  - 教員養成システム
  - 言語教育・研究機関の役割等



全体計画

- ◇平成24年度 カナダ・オーストラリア  
◇平成25年度 ドイツ・フランス

ねらい

- △我が国における外国人に対する日本語教育に関する効果的な制度設計・施策推進の参考に供する

## 省庁連携日本語教育コンテナツク共有化推進事業

平成25年度要求額 4百万円  
(平成24年度予算額 9百万円)

- 「定住外国人の子どもたちの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省のポイント（平成22年5月19日・文部科学省）  
VII 更に検討をする課題
  - 日本語教育の総合的推進
    - ・地域における日本語教育の推進体制の充実
    - ・日本語教育に関する各種情報の共用化（優良事例の収集等）

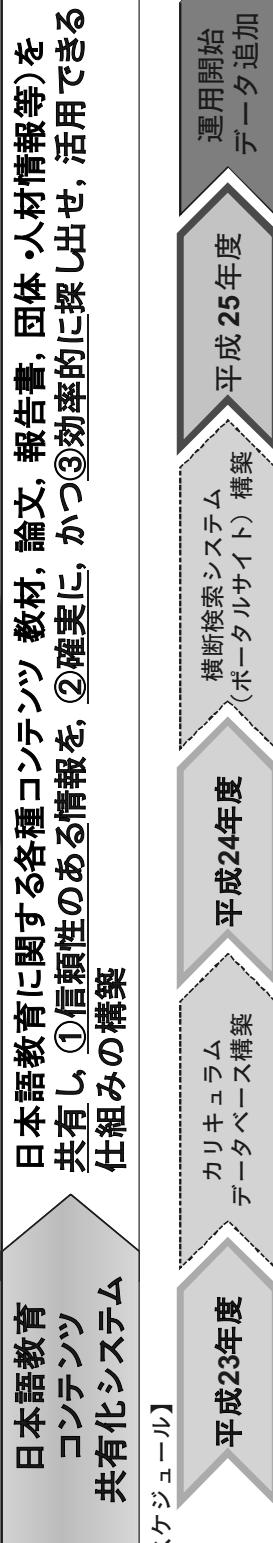
- 日系定住外国人施策に関する行動計画
  - (平成23年3月31日・日系定住外国人施策推進会議)
    - 分野ごとの具体的な施策
      - 日本語で生活できるために必要な施策
        - ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等
        - C 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。（文部科学省）

### 現状

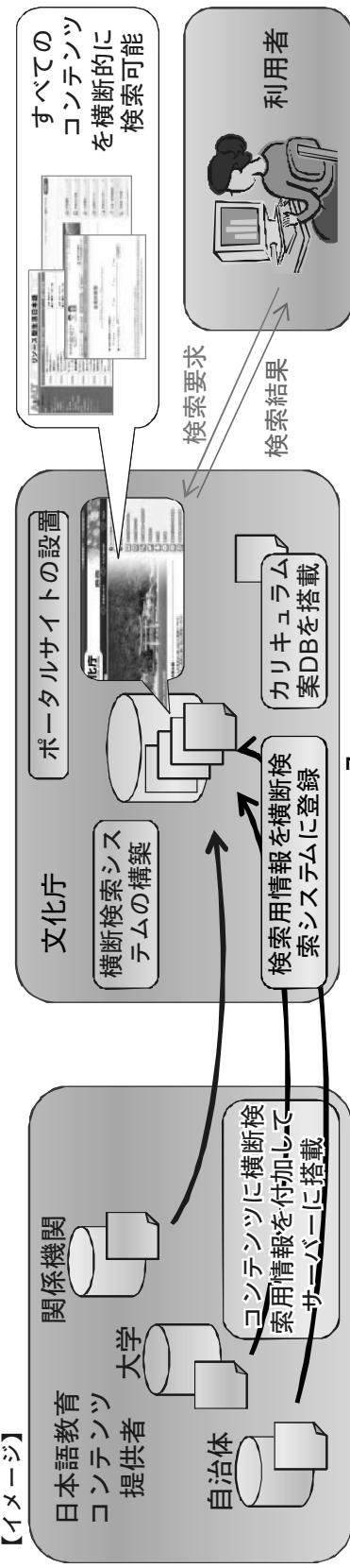
日本語教育関係府省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できることはない。

### 日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

日本語教育  
コンテナツ  
共有化システム  
構築  
仕組みの構築



### 【イメージ】



## 省厅連携日本語教育基盤整備事業 日本語教育推進会議等)

平成25年度要求額 4百万円  
(平成24年度予算額 9百万円)

### 背景

○外国人に対する日本語教育は、特別な事情のない限り生活していく上で日本語の習得が必要な我が国において、基本的にすべての外国人に共通の課題であり、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進している。

○日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。

～政府文書～

●**日系定住外国人施策に関する基本指針**（平成22年8月31日日系定住外国人施策推進会議）  
4. 国として今後取り組む又は検討する施策  
<日本語で生活できるために必要な施策>  
・ 日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備する。

●**日系定住外国人施策に関する行動計画**（平成23年3月31日日系定住外国人施策推進会議）  
2. 分野ごとの具体的な施策  
(1) 日本語で生活できるために必要な施策  
① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等  
a. 日本語教育機関等を収集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。

●**外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）**（平成24年8月27日「外国人との共生社会」実現検討会議）

IV 当面の「外国人との共生社会に関する政策」の推進について  
(2) 各論  
① 日本語で生活できるために必要な施策のあり方  
(主な取組)  
・ 日本語教育に関する省庁連携基盤整備  
・ 日本語教育に関する各事業の推進  
日本語教育・団体及び関係府省が、それぞれの目的に応じて実施している日本語教育について、情報交換を行い、今後の取組の参考に供するため、日本語教育推進会議等を開催する。

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント（平成22年5月19日）

VII 更に検討を要する課題  
○日本語教育の総合的推進  
・ 地域における日本語教育の推進体制の充実  
・ 日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集等）

「日本語教育推進会議」「日本語教育関係府省連絡会議」を開催し、政府全体の日本語教育の総合的推進を図る。

（※いずれも、文化庁国語課が事務局を担当。）

### 対応

① **日本語教育推進会議**

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。**【平成24年1月23日（第1回）、平成24年3月12日（第2回）】**
- ② **日本語教育関係府省連絡会議**（日本語教育推進会議設置後は、当会議の開催をもってかえることとしている）  
・関係府省が集まり、日本語教育に関する政府レベルでの取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。**【平成22年7月26日（第1回）、9月29日（第2回）、平成23年11月21日（第3回）】**

## 第Ⅲ部 政府関係者等との討論 資料

2012.11.12

### 登壇者プロフィール

#### 中川 正春（衆議院議員、前内閣府特命担当大臣）



1973年米国ジョージタウン大学国際関係学科卒業後、国際交流基金に入職。1983年三重県議会議員初当選。以降三期12年務める。1996年に衆議院議員初当選。民主党次の内閣財務大臣として2009年8月の選挙におけるマニフェスト作成に尽力。09年9月、文部科学副大臣に就任。11年9月、文部科学大臣に就任。12年1月、民主党行政改革調査会会长を経て、12年2月、内閣府特命担当大臣(防災、「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画、共生社会政策)に就任。現在、民主党災害対策調査会会长、民主党財務委員長。

#### 井上 洋（一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長）



1980年3月、早稲田大学商学部卒業、同年4月、社団法人 経済団体連合会事務局入局。2004年4月より日本経済団体連合会総務本部・秘書グループ長(奥田碩元会長秘書)、2006年6月より産業第一本部長、2009年4月より社会広報本部長(現職)。経団連では、外国人受け入れ問題に係る諸課題、移民政策、教育政策などの提言とりまとめを担当。現在、政府の文化審議会臨時委員(日本語教育小委員会所属)。

#### 出石 直（NHK 解説主幹）



1982年慶應義塾大学法学部政治学科卒業後、NHKに記者として入局。報道局社会部記者、神戸放送局ニュースデスク、報道局国際部デスク、大阪放送局報道部担当部長(取材統括)、報道局国際部担当部長(取材統括)を経て、2007年から2009年までソウル支局長。解説委員を経て現職。共著に「神戸 心の復興」(NHK出版)、「ウォルフレンを読む」(窓社)など。この間、1994年から95年までプリンストン大学ウッドロー・ウィルソン大学院フェロー、2012年イースト・ウェストセンター(ホノルル)フェロー。2005年放送文化基金賞。

#### 鈴木 康友（浜松市長）



1957年静岡県浜松市生まれ。1980年慶應義塾大学法学部を卒業後、松下政経塾に入塾(第1期生)し1985年に同塾卒塾。ステラプランニング代表取締役を経て、2000年6月に衆議院議員に初当選(2期)。この間、経済産業委員会理事等を歴任。2007年4月浜松市長に就任(現在2期目)し、2008年マニフェスト大賞受賞。現在、三遠南信地域(愛知県東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域)連携ビジョン推進会議(SEN A)会長。2011年12月から指定都市市長会副会長。

**牧野 光朗（飯田市長）**



1961年生まれ、飯田市出身。早稲田大学政治経済学部卒業後、日本開発銀行(現日本政策投資銀行)入行。同フランクフルト首席駐在員、同大分事務所長を経て退職。2004年10月に飯田市長に就任。3期目。現在、環境モデル都市として「『おひさま』と『もり』のエネルギーが育む低炭素な環境文化都市の創造」に取り組んでいる。また、全国に先駆けた定住自立圏構築の取組を通して、一旦は地域を離れた若い人たちが再び戻り、安心して子育てができる地域にするための「人材のサイクル構築」による飯田のダイナミズム創造に力を注ぐ。

コーディネーター

**山脇 啓造（明治大学教授、オックスフォード大学客員研究員）**



東京大学法学部卒業、コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。専門は移民政策・多文化共生論。総務省、法務省、文部科学省、外務省、国土交通省の外国人施策関連委員を歴任。また、愛知県多文化共生推進プラン検討会議座長、宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長、東京都地域国際化推進検討委員会委員長等、地方自治体の外国人施策関連委員も歴任。主著に『多文化共生の学校づくり－横浜市立いちょう小学校の挑戦』(共編、明石書店)等。

# 競争力人材の育成と確保に向けた概要

2009年4月14日  
(社)日本経済団体連合会

## 経済社会の活性化とわが国産業競争力の強化

### 経営危機からの脱却

- ◎現下の厳しい経済情勢の打開：あらゆる政策を総動員した景気の底割れ回遊策と雇用の維持・安定への全力での取り組み

### ◎同時にわが国経済社会の将来を担う世代の育成とその位置を推進するための中長期的視点からの制度設計も優先度の高い課題

## 産業人材の育成・確保

○新興国の台頭等による国際競争の激化、少子・高齢化等の内外環境の変化に対応：より付加価値の高い競争力のある財・サービスの創出を支える「競争力人材」（既成概念にとらわれないアイデアやビジネス・モデルを構築・推進・下支えし、広義のノベーションを起こしていくことのできる人材）を製造業・非製造業を問わず、研究・開発段階から製造・販売の現場を通じて、また国籍にとらわれることなく育成・確保することが重要

## 国内人材の育成・確保

### 教育基盤の充実による将来を担う人材の育成

- 就労分野、技能、年齢、学歴、性別などを勘案したきめ細かいな施策
- 経済社会の活力維持のための国内の潜在的労働力の活用

特に中長期的な人材育成という観点から将来を担う若者に対する学校教育を中心とした教育基盤の充実が必要

### 人材育成の場としての大学の重要性

- 教養教育の充実（特に英語力）、国際化対応能力を含めた教養教育の充実
- 実践教育の充実と産学連携の強化等、産学連携での企業の人材ニーズの伝達
- 「产学人材育成ベートナーシップ」の充実（「产学共同による人材育成プログラム等の開発」等）
- 学生の質の担保と受益者評価の導入（定期的な成績評価による学生指導による学生の質の担保）
- 大学が卒業後一定期間を経た卒業生や就職先へのアンケートを毎年実施
- 大学機能の多様化（目的の機能等の多様化・学習指導要領で示された生産活動など体験活動の充実・カリキュラム具体化）

## 教育機関における企業OB・OG人材の活用

（例：「新規役チャレンジ支援事業」の活用）

### 大学でのキャリア教育の充実

- 学生への就職支援の際の企業のOB・OG人材のキャリア・アドバイザーとしての活用

●教育機関に求められる施策

■：政府に求める施策 ■：産業界が取組むべき課題

## 中長期的視点からの人材の育成

- 新たな雇用創出と成長力強化：国家的プロジェクトの官民一体となった推進

### ◎同時にわが国経済社会の将来を担う世代の育成とその位置を推進するための中長期的視点からの制度設計も優先度の高い課題

## 外国人材の育成・確保

### 定住化の3つの理念による多文化共生社会の形成

- 実際には外国人が定住したいと思う魅力ある国づくり
- 実際には外国人の定住を可能とする受け入れ態勢の整備
- 定住要件の透明化と安定的な運用

日本の文化を基本としつつも、外国人の持つ多様性を日本社会の中に取り入れ  
経済社会の活性化に繋げていく多文化共生社会の形成が必要

## 政府の推進体制の整備

- 総合的・一体的な推進体制の整備
  - 「多文化共生社会推進基本法」を制定
  - 「多文化共生社会推進本部」（本部長：内閣総理大臣、本部長代理：多文化共生社会担当大臣、本部員：全閣僚）を内閣に設置
  - 「文化人材の確保」と「労働市場テスト」の導入
  - 二国間協定での受け入れ
- 在留資格制度の見直しと公正・透明性の確保
  - 在留資格要件等の明確化と公表
  - 高度な技能人材の受け入れ
  - 技能水準評価の確立
  - 労働市場テストの導入
  - 二国間協定での受け入れ
- 在留管理制度の徹底
- 社会保障制度の充実
- 生活環境の改善（日本語教育の充実）
- 永住許可要件の緩和・透明化
  - 「引き続き10年以上」の要件の緩和

## 必要な環境整備と主要な施策

- 必要な環境整備と主要な施策
- 政府関係機関連携で日本の魅力発信
- 現地校の訪問・積極的リクルーティング
- 大学での日本語・日本文化教育の充実
- 専攻分野のバランス確保（技術系留学生を7万人に：財政支援等の傾斜配分、国費奨学金・学習奨励費での支援等）

## 競争力人材の源となる留学生の受け入れ

### 有為な学生の戦略的受け入れ

- 数値目標にとらわれることなく質の向上
- 留学生受け入れの効果を教育、研究、社会、経済的側面から客観的に検証するための「留学官による評価体制整備
- 留学生の質のモニタリング（単位・進級・卒業認定等の厳格性をチェック）

# 在日外国人とメディア ～東日本大震災の経験から～

NHK解説委員室  
出石 直

## 東日本大震災時の外国語放送

- 特設英語ニュース（NHKワールドTV）
- 緊急多言語放送（英中韓ポ）（TV4波・R第2）
- 英語翻訳付きニュースの拡大（総合テレビ）
- 総合テレビ副音声に英語音声
- NHKワールドTV番組をケーブルテレビ局やポータルサイトに無償提供
- 安否情報メッセージの放送

# 災害時における在日外国人の メディア利用と情報行動

NHK放送文化研究所

- 実施 2012年3月
- 方法 電話アンケート
- 対象 国内在住外国人600人  
(中国、韓国、ブラジル、フィリピン)
- 質問数 28問

「放送研究と調査」2012年8月号より

## 日本のニュースの情報取得メディア

%	中国	韓国	ブラジル	フィリピン
日本語のテレビ	99	72	100	95
母国語のテレビ	1	19	1	0
日本語の新聞・雑誌	17	61	11	16
母国語の新聞・雑誌	9	48	0	42
家族、友人、知人からの口コミ	19	41	62	94
日本語のラジオ	0	36	1	13
母国語のラジオ	0	11	0	3
日本語のポータルサイトやSNS	83	48	1	21
母国語のポータルサイトやSNS	3	54	5	1

# 緊急情報(地震速報、津波警報など)の入手源

%	中国	韓国	ブラジル	フィリピン
日本語のテレビ	100	71	99	86
母国語のテレビ	1	9	0	0
家族、友人、知人からの口コミ	27	44	21	95
日本語のラジオ	5	31	0	26
母国語のラジオ	0	11	0	0
日本語のポータルサイトやSNS	89	47	1	23
母国語のポータルサイトやSNS	20	49	0	1

## 震災後(数週間)に知りたい情報を得るのに役立ったメディア

%	中国	韓国	ブラジル	フィリピン
日本語のテレビ	100	69	100	92
母国語のテレビ	1	13	0	0
日本語の新聞・雑誌	17	48	4	15
母国語の新聞・雑誌	5	15	0	1
家族、友人、知人からの口コミ	37	33	19	89
日本語のラジオ	5	43	0	17
母国語のラジオ	0	15	0	3
日本語のポータルサイトやSNS	83	47	5	22
母国語のポータルサイトやSNS	21	47	0	1

# 在日外国人への電話アンケート

- ・ 平時も災害時も、主たる情報源は日本語TV
  - ・ 知りたい情報を得られたかは、日本語能力に相關
  - ・ “震災後の悩みは十分報道されていない”
  - ・ 母国語、英語、やさしい日本語による情報提供ニーズが大きい
- 

## 震災後の取り組み

- ・ 多言語サービスパンフレットの作成・配布

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/top/index.html>

- ・ NHK NEWSweb やさしい日本語ニュース

<http://www3.nhk.or.jp/news/easy/>

# 外国人向け放送の限界

- 多様化する情報ニーズ
  - 限りある資源(人材、予算、電波などなど)
  - 日本語情報の有効性
- 

## 多言語情報 提供体制の構築

- 多言語災害情報支援サイト（東京外国语大学）  
[http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/tufs\\_disaster\\_information/](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/tufs_disaster_information/)
- 東日本大震災に関する外国人留学生相談窓口(日本学生支援機構)  
<http://www.g-studyinjapan.jasso.go.jp/ja/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=32>
- 東北地方太平洋地震多言語支援センター(NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会)  
<http://eqinfojp.net/>
- 東北ヘルプ(外国人被災者支援センター)  
<http://tohokuhelp.com/foreign/index.html>
- 「やさしい日本語」による緊急速報（弘前大学人文学部社会言語学研究室）  
<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/index.html>
- 余震 ⇒ 後で 来る 地震                    炊き出し ⇒ 温かい 食べ物を 作って 配る  
津波 ⇒ とても 高い 波                    避難所 ⇒ みんなが 逃げる ところ

## 情報発信側の意識の欠如

- (原子力安全・保安院 会見 2011.3.12)

「ベントという作業を行いました。その結果、14時ころからドライウェルの圧力は急激に減少してまいりました。東京電力のモニタリングする車の計測値は、正門付近で13時40分に  
4点8マイクロシーベルト／H」

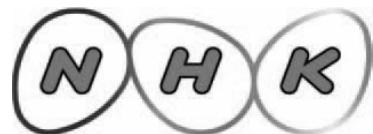
---

- (東京電力 会見 2011.3.15)

「4種類、資料をお配りしていますが、圧力抑制室付近で異音が発生するとともに同室の圧力が低下しました。協力企業作業員および当社職員を一時的に同発電所の安全な場所などへ移動開始しました」

ご静聴 ありがとうございました。

NHK解説委員室  
出石 直



# 外国人集住都市会議の概要

## 1. 設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。

(2001年5月7日)

## 2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2府に「浜松宣言及び提言」の申し込みを行った。

2002年度は、前年度と同じく浜松市で第1回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、担当者会議を重ねるなかで、11月7日に「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。

2003年度は、豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田」を開催した。

2004年度は、前年度同様豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議 in 豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める2年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日に「外国人集住都市会議 よっかいち 2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加も得て開催した。また、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

2006年度は、前年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、11月21日に「外国人集住都市会議 東京 2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択した。

2007年度は、美濃加茂市が座長になり、3ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について研究、規制改革要望を行った。国の在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。11月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議 みのかも2007」を開催。

2008年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月及び11月に規制改革要望を行った。また、10月15日「外国人集住都市会議 東京 2008」を開催し、「みのかも宣言」を採択した。

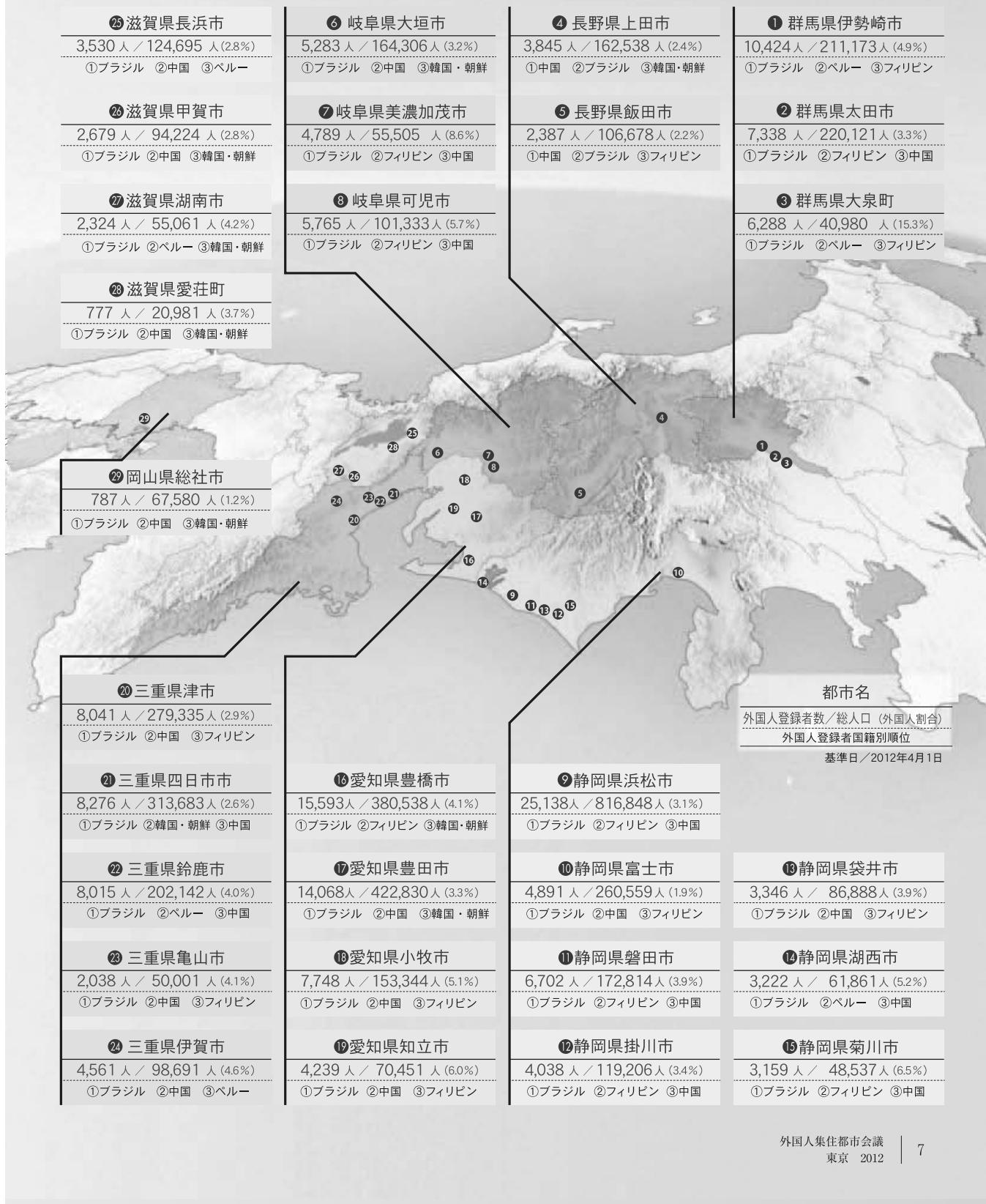
2009年度は、太田市が座長になり、3ブロック体制で、「正しく伝えること、伝わること」、「大人の日本語学習の仕組みづくり」、「外国人市民と共に構築する地域コミュニティ」について研究。6月には規制改革要望を行った。11月26日に太田市で「外国人集住都市会議 おおた 2009」を開催。景気低迷で外国人住民の雇用や教育、帰国支援といった問題が表面化する中、外国人の子どもの就学の義務化などを盛り込んだ国への緊急提言を採択した。

2010年度は、前年度に引き続き同じテーマについて研究を重ね、テーマごとに国や関係機関への提言をまとめた。11月8日に東京で「外国人集住都市会議 東京 2010」を開催し、各ブロックの研究報告及び提言、「おおた宣言」の採択、外国人集住都市会議会員28都市間で「災害時相互応援協定」を締結した。

2011年度は飯田市が座長になり、3ブロック体制で「多文化共生社会における防災のあり方」「外国人の子どもの教育について」「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」について研究。同時に同年3月に国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」についても検証を行い、緊急を要する課題について国に対して7月に提言書を提出した。11月8日に飯田市で「外国人集住都市会議 いいだ2011」を開催。会議では、「日系定住外国人施策に関する行動計画」の各施策や取り組みについて各府省庁と討論し、提言した。

2012年度は前年度に引き続き同じテーマで研究を重ね、テーマごとに国や関係機関への提言をまとめた。また、2012年7月からの新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度への改正について研究し、8月1日に関係府省庁へ緊急提言書を提出した。11月12日に東京で「外国人集住都市会議 東京 2012」を開催。

# 外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ



## 卷末資料編 各都市データ調 (2012)

### 1. 外国人登録関係事務件数の推移

都市名	(単位:件)														
	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2001年 (H13)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)
群馬 伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	-	45,681	43,490	43,834	40,532	38,774	33,172	32,872	15,951
太田市	-	-	19,476	20,802	20,078	18,103	20,708	25,664	23,648	25,081	23,316	28,062	25,664	25,564	2,951
大泉町	8,467	12,273	22,157	22,433	21,083	23,004	23,694	24,597	26,823	23,874	23,403	24,604	16,609	15,537	2,669
上田市	-	-	20,669	19,381	19,324	20,134	19,900	21,248	23,123	19,276	18,639	18,850	14,115	12,738	6,796
長野 飯田市	2,950	8,180	13,037	11,347	11,264	14,486	14,472	13,089	12,505	13,070	10,397	7,020	5,369	5,221	2,926
岐阜 大垣市	3,597	8,706	18,066	14,823	14,992	15,732	16,533	20,046	28,979	21,473	20,665	20,169	14,054	12,053	1,716
美濃加茂市	-	-	13,132	10,424	12,032	14,262	17,641	19,976	21,010	21,279	19,979	16,508	13,334	12,432	6,402
可児市	-	-	15,767	13,465	15,668	21,844	21,485	22,685	25,572	25,259	25,098	20,275	15,850	16,406	8,929
浜松市	42,435	58,625	75,427	72,636	83,114	86,640	93,476	103,683	110,729	165,009	114,711	90,611	76,585	72,626	40,650
富士市	4,429	8,041	10,658	15,450	16,486	18,243	17,957	17,804	17,006	16,883	16,537	16,696	15,659	16,637	8,716
磐田市	4,077	10,142	14,966	15,484	17,069	16,584	21,103	35,452	40,467	38,644	36,661	33,367	23,664	21,152	10,813
静岡 掛川市	-	3,497	6,392	6,991	7,316	8,758	10,702	19,222	23,745	23,769	20,110	17,023	13,331	11,712	5,681
袋井市	-	2,995	4,569	5,272	5,429	6,362	7,890	14,077	11,801	11,606	12,802	13,303	10,376	9,751	5,821
湖西市	7,166	9,804	12,769	9,480	12,465	12,053	9,360	12,253	15,116	15,354	14,683	11,794	11,823	10,468	5,965
菊川市	-	-	14,266	13,985	13,847	15,044	16,710	17,963	17,588	24,322	17,457	15,039	10,401	9,481	5,660
豊橋市	42,084	42,607	56,168	47,505	55,438	56,862	63,238	64,755	68,424	72,525	64,600	56,652	51,694	50,228	13,354
愛知 豊田市	22,116	28,376	38,974	40,376	42,381	44,004	48,348	53,922	56,736	59,023	60,058	52,407	45,633	45,323	27,607
小牧市	-	-	25,174	25,330	25,252	27,896	29,707	32,678	34,800	34,865	33,266	30,120	25,597	23,460	11,578
知立市	-	-	-	-	-	2,043	7,807	9,091	17,008	15,835	16,538	17,174	15,827	14,798	15,007
津市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,687	38,760	38,748	35,422	33,145	30,575
四日市市	12,152	18,269	25,809	26,663	27,449	29,499	31,889	32,677	35,110	28,373	27,553	22,565	18,734	17,672	9,694
三重 鈴鹿市	-	-	33,019	34,658	29,949	33,299	40,581	40,213	43,717	45,879	36,687	26,893	21,132	20,476	10,620
龜山市	-	5,068	5,246	5,519	3,846	6,576	8,050	7,412	8,292	7,258	9,924	7,884	7,381	3,381	
伊賀市	-	-	-	-	9,823	-	13,971	14,693	14,934	18,601	19,784	18,110	18,417	11,864	
長浜市	-	-	-	-	-	-	16,488	16,240	18,054	17,425	13,996	13,388	11,843	4,999	
滋賀 甲賀市	-	-	-	-	-	2,626	2,992	2,958	3,106	3,149	2,820	13,650	8,641	4,931	
湖南市	-	-	-	-	-	-	-	7,722	9,643	11,027	10,663	10,698	10,054	7,701	1,235
愛荘町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,755	5,101	3,665	2,805	2,818	1,090
岡山 総社市	-	684	604	658	712	777	822	1,171	1,231	1,311	1,314	1,047	936	828	799

(各年:1月～12月　ただし、2012年のみ1月～7月8日(制度移行前))

※豊橋市は年度ごと(4月～3月)の数

## 2. 永住者の推移

(単位:人)

都市名	2000年 (H12)		2002年 (H14)		2004年 (H16)		2006年 (H18)		2008年 (H20)		2010年 (H22)		2012年 (H24)	
	ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数								
伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	785	2,572	1,281	3,679	1,633	4,383	1,782	4,841
太田市	-	-	-	-	-	-	1,402	-	2,155	-	2,608	-	2,967	
大泉町	-	372	-	655	-	870	-	1,184	-	1,835	-	2,362	-	2,806
上田市	19	292	62	373	160	556	268	833	581	1,188	545	1,223	543	1,341
飯田市	78	250	76	348	94	525	80	571	129	842	181	725	188	1,084
大垣市	-	-	-	584	1,340	827	1,652	1,360	1,886	1,485	2,124	1,604	2,323	
岐阜 美濃加茂市	-	-	-	-	436	773	955	1,351	1,331	1,873	1,545	2,201	1,662	2,433
可児市	-	-	-	-	-	1,047	-	1,723	-	2,538	2,106	3,170	2,064	3,090
浜松市	109	1,992	677	3,074	2,211	5,301	4,319	8,453	7,288	11,216	7,959	12,559	7,816	12,884
富士市	-	-	-	-	426	1,175	693	1,388	955	1,819	1,027	2,049	1,073	2,212
磐田市	-	89	-	-	408	648	1,036	1,336	2,021	2,459	2,490	3,057	2,474	3,134
静岡 掛川市	4	25	64	117	188	309	794	1,112	1,291	1,748	1,413	1,956	1,388	2,016
袋井市	-	-	-	-	-	-	-	-	885	1,152	1,159	1,472	1,233	1,628
湖西市	-	62	40	187	195	397	318	566	588	930	848	1,322	944	1,437
葉川市	-	-	-	-	-	-	-	-	1,265	1,578	1,350	1,677	1,363	1,766
愛知 豊橋市	27	179	640	1,062	1,652	2,269	2,715	3,641	4,393	5,646	5,000	6,551	4,899	6,784
豊田市	25	1,941	836	3,068	1,700	4,108	2,375	5,103	3,195	4,911	3,743	5,751	3,732	5,996
小牧市	-	-	397	789	1,000	1,673	1,453	2,357	2,097	3,322	2,309	3,816	2,240	3,927
知立市	-	-	-	-	-	-	-	-	1,496	1,846	1,668	2,105	-	-
津市	-	-	-	-	-	-	-	-	1,706	-	1,904	-	2,464	-
四日市市	-	-	-	-	-	2,771	-	-	-	-	-	-	-	1,506
三重 鈴鹿市	-	-	-	-	-	1,362	2,096	1,752	2,667	2,259	3,635	-	3,793	
龜山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	482	648	456	633
伊賀市	-	-	-	-	-	733	-	-	935	1,400	1,033	1,679	1,285	1,935
長浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	486	801	694	1,096	-	-
滋賀 甲賀市	-	-	-	-	1,412	2,626	1,624	2,958	1,625	3,149	1,253	2,674	-	967
湖南市	5	54	17	90	74	210	183	365	454	741	423	640	548	826
愛荘町	-	-	-	-	-	-	-	-	760	1,122	721	1,091	637	988
岡山 総社市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224	-	257	-	298

(基準日:各年3月末)

\* 4月12日現在

3. 国民健康保険加入状況（外国人住民加入状況には、外国人と日本人の混合世帯を除く）

都市名	外国人住民加入状況		加入率(外国人)		加入率(全休)	
	人員(人)	世帯(戸)	人員(%)	世帯(%)	人員(%)	世帯(%)
伊勢崎市	4,115	2,201	39.48	46.85	29.09	39.76
群馬 太田市	2,879	1,769	39.23	52.14	28.83	39.79
大泉町	1,948	1,055	30.98	28.97	28.87	36.74
長野 上田市	1,347	850	35.03	32.86	25.58	36.64
飯田市	622	328	26.06	33.20	24.85	38.29
大垣市	2,211	968	41.85	29.12	25.70	37.57
岐阜 美濃加茂市	1,228	723	25.64	29.09	28.14	40.00
可児市	1,193	588	21.90	20.70	26.70	37.70
浜松市	7,748	4,647	30.82	39.16	0.95	1.46
静岡 富士市	1,355	847	—	36.51	27.49	40.89
磐田市	1,485	619	22.16	16.44	26.05	39.30
掛川市	667	403	16.52	21.46	24.95	37.47
袋井市	762	311	22.77	19.72	24.44	36.95
湖西市	486	273	15.03	15.08	24.10	36.03
菊川市	440	241	13.92	17.27	25.13	39.57
豊橋市	4,552	2,802	29.19	29.85	25.18	34.44
愛知 豊田市	3,723	—	26.46	—	22.75	31.96
小牧市	2,611	—	33.70	—	26.44	—
知立市	1,149	623	27.11	28.70	1.63	2.10
三重 津市	2,667	1,745	33.16	31.64	24.00	34.12
四日市市	2,408	1,588	29.10	31.31	23.51	33.04
鈴鹿市	2,241	1,125	27.96	23.38	22.96	32.75
亀山市	439	286	21.54	19.44	21.71	31.43
伊賀市	733	465	16.07	15.29	3.12	3.39
長浜市	1,130	669	32.01	28.97	24.68	38.02
滋賀 甲賀市	659	415	24.60	24.50	22.88	36.32
湖南市	674	392	29.00	32.59	23.01	32.66
愛荘町	248	111	31.92	30.25	22.78	35.18
岡山 総社市	137	100	17.41	17.54	23.42	36.04

(基準日:2012年3月末現在)

#### 4. 国民年金加入状況

都市名	外国人住民		加入率(%) 全体	外国人の免除申請件数
	加入者数(人)	外国人		
群馬 伊勢崎市	792	10.00	28.00	-
太田市	1,075	19.34	27.09	142
大泉町	681	14.97	25.47	57
上田市	214	7.12	26.57	-
長野 飯田市	-	-	-	-
大垣市	-	-	-	-
岐阜 美濃加茂市	-	-	-	-
可児市	-	-	41.60	-
浜松市	6,637	35.68	27.06	499
富士市	934	24.41	25.81	203
磐田市	1,670	32.00	24.60	222
掛川市	-	-	-	-
袋井市	838	37.51	23.12	129
静岡 湖西市	399	15.40	23.02	117
菊川市	-	-	-	-
愛知 豊橋市	2,247	19.64	26.74	395
豊田市	1,330	12.50	20.11	-
小牧市	1,174	20.22	23.90	-
知立市	-	-	-	-
三重 津市	-	-	-	-
四日市市	-	-	24.81	-
鈴鹿市	-	-	-	-
龜山市	226	15.36	11.27	71
伊賀市	410	11.43	23.18	52
長浜市	-	-	-	-
滋賀 甲賀市	-	-	23.40	-
湖南市	-	-	-	-
愛荘町	-	-	22.70	-
岡山 総社市	116	18.24	23.05	-

(基準日:2012年3月末現在)

5. 市（町）内にある市（町）営、県営住宅の外国人世帯入居状況（外国人世帯は、外国人と日本人の混合世帯を除く）

都市名	外国人世帯数(戸)		全入居世帯数(戸)		外国人世帯割合(%)	
	市・町営	県営	市・町営	県営	市・町営	県営
伊勢崎市	109	-	1,721	-	6.3	-
群馬 太田市	227	138	2,743	972	8.3	14.2
大泉町	39	-	565	-	6.9	-
上田市	114	96	1,597	1,320	7.1	7.3
長野 飯田市	92	63	892	431	10.3	14.6
大垣市	61	289	1,021	3,592	6.0	8.0
岐阜 美濃加茂市	24	-	252	-	9.5	-
可児市	18	-	268	-	6.7	-
浜松市	450	660	4,850	2,726	9.3	24.2
静岡 富士市	101	72	2,006	694	5.0	10.4
磐田市	10	84	489	190	2.0	44.2
掛川市	29	-	406	-	7.1	-
袋井市	10	116	192	380	5.2	30.5
湖西市	26	53	335	127	7.8	41.7
菊川市	5	34	206	77	2.4	44.2
豊橋市	606	535	3,891	2,100	15.6	25.5
愛知 豊田市	96	1,060	1,992	4,174	4.8	25.4
小牧市	5	620	91	3,037	5.5	20.4
知立市	6	-	132	-	4.5	-
三重 津市	89	144	2,070	1,378	4.3	10.4
四日市市	135	49	2,503	663	5.4	7.4
鈴鹿市	262	82	1,611	301	16.3	27.2
亀山市	13	1	302	14	4.30	7.14
伊賀市	49	26	1,443	180	3.4	14.4
長浜市	3	33	495	232	0.6	14.2
滋賀 甲賀市	22	11	420	83	5.2	13.3
湖南市	23	16	216	57	10.6	28.1
愛荘町	1	-	48	-	2.1	-
岡山 総社市	1	-	381	-	0.8	-

(基準日:2012年5月1日現在)

## 6. 市（町）営住宅外国人入居世帯数の推移（外国人と日本人の混合世帯を除く）

224

※太田市と富士市は混合世帯を含む

都市名	1995年度 (H7)	2000年 (H12)	2001年 (H13)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)
伊勢崎市	170	182	186	198	206	196	193	195	186	179	173	124	112	110
群馬 太田市	-	235	231	-	-	277	263	253	257	253	243	243	238	227
大泉町	7	61	68	69	62	63	57	57	55	55	61	40	41	39
長野 上田市	-	-	-	122	126	130	128	131	128	142	132	128	124	117
飯田市	-	78	79	76	86	107	129	114	104	136	134	-	-	92
大垣市	-	28	31	39	44	46	48	53	56	60	61	61	62	63
岐阜 美濃加茂市	-	23	26	27	28	27	24	23	27	25	25	26	26	24
可児市	-	2	4	8	10	9	11	12	10	17	21	19	19	18
浜松市	-	354	404	396	421	496	504	529	547	545	484	490	476	446
富士市	56	118	120	122	120	128	121	122	122	121	121	120	115	100
磐田市	-	-	-	-	-	8	7	6	7	10	11	9	11	10
掛川市	-	-	-	-	-	-	-	29	32	30	36	39	35	29
袋井市	-	-	-	-	-	-	7	5	7	8	11	12	12	10
静岡 湖西市	6	16	17	17	17	17	19	18	21	36	27	30	25	25
菊川市	-	-	-	-	-	-	-	8	11	7	9	6	5	4
三重 豊橋市	-	373	449	482	528	568	575	604	657	638	577	577	605	613
愛知 豊田市	-	55	86	92	103	105	126	115	118	137	111	119	128	100
小牧市	-	3	3	3	4	3	2	2	2	1	1	1	2	5
知立市	1	1	1	1	1	1	2	4	5	6	8	4	5	6
津市	-	-	-	-	-	-	-	-	128	112	117	113	107	114
四日市市	-	73	77	87	90	89	93	97	86	91	132	134	142	142
三重 鈴鹿市	-	37	51	61	67	138	146	158	196	239	243	246	260	269
亀山市	-	-	-	-	-	-	-	11	10	10	11	10	14	14
伊賀市	-	-	-	-	-	42	43	42	40	51	45	44	42	45
長浜市	-	2	2	2	1	1	1	1	4	5	3	4	4	4
滋賀 甲賀市	9	17	19	20	24	23	24	23	23	23	22	22	22	22
湖南市	-	-	-	-	-	-	-	-	19	18	21	22	23	23
愛荘町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
岡山 総社市	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	1	1	4	2

(基準日:3月末現在)

## 7. 住民基本台帳登録者数

都市名	総人口(人)	外国人数(人)	外国人割合(%)	外国人数1位国籍名	同2位国籍名	同3位国籍名
				上記の外国人数(人)	上記の外国人数(人)	上記の外国人数(人)
伊勢崎市	211,535	9,984	4.7	ブラジル	ペルー	フィリピン
				3,456	2,495	1,075
太田市	220,643	7,333	3.3	ブラジル	フィリピン	中国・台湾
				2,851	1,062	877
大泉町	40,716	5,859	14.4	ブラジル	ペルー	フィリピン
				3,920	860	187
上田市	161,947	3,677	2.3	中国	ブラジル	韓国・朝鮮
				1,097	835	353
飯田市	104,113	2,196	2.1	中国	ブラジル	フィリピン
				1,091	472	373
大垣市	163,425	4,449	2.7	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
				2,079	1,256	402
美濃加茂市	55,477	4,450	8.0	ブラジル	フィリピン	中国
				1,179	1,503	319
可児市	101,420	5,561	5.5	ブラジル	フィリピン	中国
				2,703	1,969	398
浜松市	815,614	23,503	2.9	ブラジル	フィリピン	中国
				11,068	3,012	2,954
富士市	260,091	4,775	1.8	ブラジル	中国	フィリピン
				1,650	955	731
磐田市	172,073	6,255	3.6	ブラジル	フィリピン	中国
				4,072	719	636
掛川市	118,559	3,511	3.0	ブラジル	フィリピン	中国
				1,777	597	554
袋井市	86,859	2,974	3.4	ブラジル	中国	フィリピン
				2,974	403	224
湖西市	61,684	2,940	4.8	ブラジル	ペルー	中国
				1,558	476	222
菊川市	48,185	2,723	5.7	ブラジル	フィリピン	中国
				1,695	540	225
豊橋市	380,724	14,787	3.9	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
				7,684	2,026	1,590
豊田市	422,527	13,422	3.2	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
				5,472	2,866	1,278
小牧市	153,328	7,312	4.8	ブラジル	中国	フィリピン
				3,062	988	901
知立市	70,710	4,126	5.8	ブラジル	中国	フィリピン
				2,625	399	370
津市	287,009	7,215	2.5	ブラジル	中国	フィリピン
				2,160	2,020	958
四日市市	313,897	7,723	2.5	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
				2,280	1,878	1,541
鈴鹿市	202,178	7,586	3.8	ブラジル	ペルー	中国
				3,114	1,283	1,017
亀山市	49,755	1,562	3.14	ブラジル	中国	フィリピン
				663	306	240
伊賀市	97,875	4,342	4.4	ブラジル	中国	ペルー
				2,117	821	493
長浜市	123,824	3,087	2.5	ブラジル	中国	ペルー
				1,648	487	256
甲賀市	91,336	2,573	2.8	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
				1,152	424	292
湖南市	55,115	2,317	4.2	ブラジル	韓国・朝鮮	ペルー
				1,176	344	337
愛荘町	21,088	733	3.5	ブラジル	中国	朝鮮・韓国
				467	68	62
総社市	67,684	745	1.1	ブラジル	中国	朝鮮・韓国
				349	236	67

(基準日:2012年12月末)

## 8. 公立小中学校の外国人児童・生徒数、日本語指導が必要な児童、生徒数

都市名	学校数	児童・生徒 総数		外国人 児童・生徒数		外国人児童・ 生徒割合(%)		母語別 日本語 指導が必要な外國人児童・生徒数		その他		計			
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校		
伊勢崎市	24	11	12,790	6,149	565	275	4.42	4.47	177	82	204	117	35	17	
太田市	26	17	13,281	6,235	283	146	2.13	2.34	96	28	22	7	19	1	
大泉町	4	3	2,072	1,054	226	124	10.91	11.76	71	23	30	9	2	1	
上田市	25	11	8,961	4,527	140	77	1.56	1.70	41	12	14	5	1	0	
飯田市	19	9	6,014	3,152	119	53	1.98	1.68	17	6	0	0	11	1	
大垣市	22	10	9,204	4,593	135	78	1.47	1.70	65	29	0	0	45	11	
岐阜市	9	3	3,355	1,680	171	75	5.10	4.46	116	46	0	0	12	6	
濃加茂市	可児市	11	5	5,786	2,787	234	123	4.04	4.41	140	66	0	0	1	0
浜松市	105	49	44,632	21,318	946	501	2.12	2.35	439	180	91	44	45	21	
富士市	27	16	14,844	7,533	124	76	0.84	1.01	42	13	20	10	10	6	
磐田市	23	10	9,417	4,489	218	105	2.31	2.34	187	87	7	4	16	9	
掛川市	22	9	6,543	3,088	126	74	1.93	2.40	71	31	7	3	6	0	
静岡	袋井市	12	4	5,158	2,410	108	58	2.09	2.41	63	37	5	2	3	
湖西市	6	5	3,485	1,747	108	71	3.10	4.06	64	32	23	14	6	1	
菊川市	9	3	2,686	1,238	128	62	4.77	5.01	79	28	9	2	12	0	
愛知	豊橋市	52	22	21,953	11,514	639	363	2.91	3.15	385	211	49	28	47	
小牧市	74	27	24,965	12,605	537	263	2.15	2.09	260	118	61	21	51	13	
知立市	16	9	8,777	4,456	398	177	4.53	3.97	188	88	84	35	44	13	
三重	津市	7	3	4,101	2,052	-	-	-	-	152	61	10	8	5	
四日市市	40	22	17,523	8,886	316	145	1.80	1.63	103	77	43	19	21	12	
鈴鹿市	30	10	12,266	6,044	463	192	3.77	3.18	104	26	73	27	18	6	
亀山市	11	3	2,809	1,236	55	37	1.96	2.99	36	23	5	3	5	1	
伊賀市	25	10	4,776	2,466	157	63	3.29	2.56	100	35	43	25	0	1	
滋賀	長浜市	28	13	7,340	3,918	124	62	1.69	1.58	84	38	28	14	8	
湖南市	甲賀市	6	5,480	2,863	107	62	1.95	2.17	64	35	12	12	6	2	
愛荘町	4	2	1,405	651	19	12	1.35	1.84	11	5	4	2	1	0	
岡山	総社市	15	4	3,989	1,944	21	7	0.53	0.36	18	5	0	0	1	

(基準日:2012年5月1日)

**多文化共生をめざして活動する国際交流団体等パネル展  
出展都市・団体一覧**

都 市 名 ・ 团 体 名	関連都市名
群馬県大泉町	大泉町
上田市・上田市多文化共生推進協会	上田市
飯田市・飯田国際交流推進協会	飯田市
岐阜県美濃加茂市	美濃加茂市
NPO法人 可児市国際交流協会	可児市
静岡県浜松市	浜松市
富士市国際交流ラウンジ(FILS)	富士市
富士にほんごの会	富士市
静岡県磐田市	磐田市
磐田国際交流協会	磐田市
愛知県豊橋市	豊橋市
三重県津市	津市
豊田市 総合企画部国際課	豊田市
公益財団法人 豊田市国際交流協会	豊田市
特定非営利活動法人 保見ヶ丘国際交流センター	豊田市
特定非営利活動法人 子どもの国	豊田市
特定非営利活動法人 トルシーダ	豊田市
特定非営利活動法人 愛伝舎	鈴鹿市
亀山市 文化部 共生社会推進室	亀山市
伊賀市国際交流協会	伊賀市
NPO法人 伊賀の伝丸	伊賀市
静岡県長浜市	長浜市
湖南市国際協会	湖南市
国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所	
国際移住機関(IOM)	

## 外国人集住都市会議東京2012報告書

2013年(平成25年)3月発行

編集・発行 外国人集住都市会議  
<http://www.shujutoshi.jp/>

事務局 飯田市企画部男女共同参画課

電話 0265-22-4560



外国人集住都市会議  
報告書  
東京2012